

令和2年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

令和2年3月2日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 2日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 3日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 4日	水		○休 会
4	3月 5日	木		○休 会
5	3月 6日	金		○休 会
6	3月 7日	土		○休 会
7	3月 8日	日		○休 会
8	3月 9日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月10日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月11日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月12日	木	午前9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	3月13日	金	午前9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	3月14日	土		○休 会
14	3月15日	日		○休 会
15	3月16日	月		○休 会
16	3月17日	火		○休 会
17	3月18日	水		○休 会
18	3月19日	木	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

3月2日上程

	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3月2日	適任
議案第3号	坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第4号	坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第5号	坂城町手数料条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第6号	坂城町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第7号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第8号	坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第9号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第10号	町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第11号	坂城町公民館条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第12号	令和2年度坂城町一般会計予算について	3月19日	可決
議案第13号	令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月19日	可決
議案第14号	令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について	3月19日	可決
議案第15号	令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月19日	可決
議案第16号	令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月19日	可決

3月19日上程

選第1号	坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	3月19日	当選
議案第17号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月19日	可決
議案第18号	坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業移動系防災行政無線整備工事変更請負契約の締結について	3月19日	可決
議案第19号	令和元年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事変更請負契約の締結について	3月19日	可決
議案第20号	令和元年度坂城町一般会計補正予算(第11号)について	3月19日	可決
議案第21号	令和元年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	3月19日	可決

- 議案第 22 号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）に
ついて 3月19日 可決
- 議案第 23 号 令和元年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて 3月19日 可決
- 議案第 24 号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について 3月19日 可決
- 発委第 1 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書につ
いて 3月19日 可決

令和2年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 3月2日(月)

○議事日程	1 2
○会議録署名議員の指名	1 3
○会期の決定	1 3
○町長招集あいさつ	1 3
○人権擁護委員の推薦の上程、提案理由の説明、質疑、採決	2 2
○議案第3号～議案第16号の上程、提案理由の説明、詳細説明	2 2

第2日 3月9日(月)

○議事日程	5 6
○一般質問 栗田 隆 議員	5 6
滝沢 幸映 議員	6 6
山城 峻一 議員	8 1
大日向進也 議員	9 0
塩野入 猛 議員	9 7

第3日 3月10日(火)

○議事日程	1 1 4
○一般質問 小宮山定彦 議員	1 1 4
朝倉 国勝 議員	1 2 6
中島 新一 議員	1 3 6
吉川まゆみ 議員	1 4 6
中嶋 登 議員	1 5 9

第4日 3月11日(水)

○議事日程	1 7 2
-------	-------

○一般質問 大森 茂彦 議員	173
玉川 清史 議員	186
祢津 明子 議員	199
○議案第3号～議案第11号の質疑、討論、採決	211
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	216
○特別会計予算案総括質疑、委員会付託	227

第5日 3月19日(木)

○議事日程	230
○陳情採決	231
○議案第12号委員長報告の質疑、討論、採決	231
○議案第13号～議案第16号委員長報告の質疑、討論、採決	248
○追加議案上程、提案理由の説明	257
○選第1号、議案第17号～議案第24号、発委第1号、質疑、討論、採決	261
○町長閉会あいさつ	265

令和2年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年3月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月2日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	西 沢 悦 子 君	8番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	小宮山 定 彦 君	9 〃	滝 沢 幸 映 君
3 〃	山 城 峻 一 君	10 〃	朝 倉 国 勝 君
4 〃	祢 津 明 子 君	11 〃	吉 川 まゆみ 君
5 〃	中 島 新 一 君	12 〃	塩野入 猛 君
6 〃	大日向 進 也 君	13 〃	中 嶋 登 君
7 〃	栗 田 隆 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	青 木 知 之 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	白 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	山 崎 金 一 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	大 井 裕 君
建 設 課 長	宮 下 和 久 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	北 村 一 朗 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	長 崎 麻 子 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	細 田 美 香 君
子 ど も 支 援 室 長	鳴 海 聡 子 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	関 貞 巳 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長招集あいさつ
- 第4 諸報告
- 第5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第6 議案第 3号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第 4号 坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第 5号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第 6号 坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 7号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 8号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 9号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第10号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第11号 坂城町公民館条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第12号 令和2年度坂城町一般会計予算について
- 第16 議案第13号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第14号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第18 議案第15号 令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第19 議案第16号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（西沢さん） 会議規則第127条の規定により、6番 大日向進也君、7番 栗田 隆君、8番 玉川清史君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日3月3日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに令和2年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、昨年10月に日本列島を通過した令和元年東日本台風は、長野県内でも千曲川が氾濫して、当町にも大きな被害をもたらしました。

町では、専決あるいは議会臨時会、定例会など数度にわたる補正予算をご審議いただき災害復旧に取り組んでおり、急ピッチで事業を進めております。

進捗状況ですが、昭和橋、バラ公園駐車場、鼠橋運動公園、上五明の坂城町運動公園については、復旧工事の発注が済み工事施工中、消防ポンプ操法訓練場については、工事が発注済みで、鼠橋運動公園への移設・復旧することから工程の調整を進めております。

また、農業被害につきましても、枝折れした果樹の苗木や倒壊したぶどう棚資材購入補助など、「農作物災害緊急対策事業」を進めるとともに、パイプハウス等農業用施設や農業機械の損壊につきましても、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」を活用し、補助事業を進めております。

併せて、千曲川河川敷の農地に堆積した土砂の除去を行う「農地災害復旧事業」につきましても発注済みで、工事に着手いたしました。

また、増水により損傷した千曲川の堤防の本復旧工事につきましては、先般、千曲川河川事務所千曲川右岸金井地区の工事に着手いたしました。引き続き、鼠橋上流右岸、大望橋左岸側についても順次工事に着手する計画とお聞きしております。

地域住民の安心・安全な暮らしの確保に向けて、早期の完成をお願いするものであります。

なお、町の災害復旧事業につきましては、国からの補助金の交付決定スケジュールや工事期間の面から年度繰越しとなる事業も相当数ありますので、必要な手続を経て、速やかな竣工を図ってまいります。

また、長野広域連合が建設を進めている「(仮称) B焼却施設」は、令和3年4月からの「可燃ごみの全量受け入れ開始」に向けて事業が進められておりましたが、台風災害により工事が中断、工程に遅延が生じたことから、2月1日、坂城テクノセンターにおいて、加藤長野広域連合長出席のもと、「新ごみ焼却施設整備に係る町民説明会」が開催されました。

B焼却施設の整備状況と今後のスケジュールなどについて説明がなされ、B焼却施設整備の工期と、葛尾組合焼却施設の稼働のそれぞれ6カ月の延長についてご理解をいただいたところでございます。

町といたしましては、令和3年10月のB焼却施設稼働までの間、葛尾組合焼却施設の保守点検や定期的な整備・修繕等しっかりと行い、適正なごみ処理を進めてまいります。

さて、中国湖北省に端を発する新型コロナウイルスは、世界中に感染が拡大し、日本においても連日感染者数増加の報道がなされて、長野県内でも感染が確認されました。

町では、これまで私を含む理事者と課長による対策会議を開催、情報共有と対応を協議し、対策を行ってまいりました。

第1回会議の1月31日以降は、ホームページと坂城町すぐメールにて、町民の皆さんに感染症対策に努めていただくことや相談窓口をお知らせするとともに、町内福祉施設や教育機関に注意喚起を行うなどの対策を進めてきたところであります。

2月26日に第2回会議を開催、翌27日には対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症に対するお願いとして、1、自らの感染を防止し、他の方にうつさない取り組み、2、集団感染を防止する取り組み、3、重症化しやすい方を守る取り組みをまとめ、あわせて、イベントや行事の開催検討の目安として、町主催のイベント・行事の開催基準をホームページにてお知らせいたしましたところでございます。

町におきましても、各種行事の見合わせなど余儀なくされる場合もありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、2月28日、文部科学省から同感染症対策のための小学校、中学校等における一斉臨時休業の通知を受け、同日教育委員会にて対応を協議、そして対策本部会議を開催いたしました。

当町における対応ですが、休校に際して準備期間を設けることとし、小学校、中学校とも本日

3月2日給食後から休校として、卒業式を除き、4月3日までの期間といたしました。

卒業式につきましては、小中学校とも規模の縮小と時間短縮にて行う予定としております。

また、緊急対応として、3月3日から18日まで、保護者の対応が困難な場合など、児童館での子ども達の受け入れを行ってまいります。

そして、感染拡大と終息の見通しが立たない状況から、3月下旬実施予定でありました町主催の高校生タイ国研修事業、教育委員会主催の中学生アメリカ研修事業につきまして、参加者、保護者の皆さん、ご協力いただく企業などのご理解いただく中で、大変残念ではありますが中止とすることといたしました。

事態が終息し安全が確認できれば、来年度実施してまいりたいと考えております。

なお、この新型コロナウイルスに関しましては、教育交流を行っている中国上海市実験小学校の児童の皆さんに向け、町内3小学校の児童から励ましのメッセージを作成し、復旦大学を通じて送ることといたしました。子ども達の思いやりの気持ちが夏の交流にも生きてくるものと思われれます。

新型ウイルス流行の長期化が大変懸念されますが、1日も早く終息に向かうことを願うところでもあります。

さて、1月24日、坂城中学校3学年生徒25名が参加し、模擬議会が開催されました。中学生にも議会や行政に関心を持っていただくためにも大変有意義なものであります。

今年度は、生徒6名から「町民まつり」、「高齢者の交通対策」、「病児・病後児保育」、「不法投棄防止」、「ばら祭り」、「防災対策」について総合学習を踏まえた中からの提案・質問があり、私をはじめ、教育長、担当課長からお答えいたしました。

後日、参加した生徒から「毎日見るニュースや町からのお知らせの見方が変わり、これまで以上に役場の仕事が身近に感じられるようになりました。」など、多くの感想が寄せられたところでもあります。今後も、自ら学び、体験を通して成長し、未来の坂城町を担うことを期待するところでございます。

さて、国道18号バイパス坂城町区間ですが、昨年1月から、工事用道路及び側道の整備など、工事が網掛地籍でスタートいたしました。現在、坂城町区間の盛り土用の土砂の運び入れ等の施工協議を行っているところとお聞きしております。

町といたしましても、事業促進に向けて国等への要望活動を積極的に行い、一日も早い完成を目指してまいります。

また、県道坂城インター線整備事業でございますが、現在、しなの鉄道に架かる跨線橋の橋台設置工事及び国道側の道路築造工を進めております。工事にあたりまして、地域の皆様はじめ、関係する皆様のご協力をお願いいたします。

次に、移動系防災行政無線整備工事につきましては、現在、役場庁舎へのアンテナ設置工事が

終了し、今後、統制局及び基地局の機器等を設置してまいります。また、小・中学校等の中核避難所、災害発生時に応急避難所となる各区の公民館等に移動局端末を設置し、併せて操作方法等の説明を行ってまいります。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカの景気は、個人消費が底堅く推移し、10～12月期の実質GDPが前期比年率プラス2.1%と、横ばいの伸びになっています。

ヨーロッパにおいては、10～12月期の実質GDPは前期比年率プラス0.4%と、7～9月期の同プラス1.1%から大きく減速し、先行きに不安を感じるところであります。

また、中国においては、10～12月期の実質GDP成長率が前年同期比プラス6%と前期から横ばいですが、新型肺炎の感染拡大による工場の操業停止や個人消費の減少で景気の下振れリスクを抱えており、引き続き注視していく必要があると考えております。

次に、国内の状況であります。内閣府による2月の「月例経済報告」では、「景気は、輸出が弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要がある。」としております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が2月に発表した「金融経済動向」によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産は、弱めの動きが続いている。雇用・所得は、労働需給が引き締まった状態が続いているものの、改善の動きが鈍化している。」とし、「総論として長野県経済は、幾分ペースを鈍化させつつも、緩やかに拡大している。」としております。

当町におきましては、1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は、3カ月前との比較でプラスとした企業は5社、マイナス9社、変わらない5社で、売り上げについてもマイナス回答の企業がふえ、厳しい局面への移行が伺われます。

また、雇用については、10～12月の実績が総計でプラス29人と、前回調査のマイナス34人から増加し、本年4月の雇用予定は、全ての企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では96人の増員予定となっております。

新型肺炎の終息がいまだに見えず、世界経済の先行き、町内企業への影響など懸念されますが、いずれにしましても、当町の企業や経済が持続的に成長していくことを願うところでございます。

次に、令和2年度の一般会計当初予算（案）について申し上げます。

予算編成に当たっては、令和2年度が計画期間の最終年度となる「坂城町第5次長期総合計画後期基本計画」に基づく「自律と協働のまちづくり」を町政運営の基軸に据えるとともに、「坂

城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った事業と、将来を見据えた長期総合計画などの各種計画策定に向けた当初予算編成を行ったところであります。

予算の総額は、子育て支援、ものづくり、安心安全な地域づくりや、継続的・計画的に進めている基盤整備や橋梁の長寿命化等で63億9千万円とし、令和元年度が骨格予算編成でありましたことから、前年度対比プラス12.5%、7億1千万円の大幅な増額となっております。

まず、歳入といたしまして、町の財政の根幹を担う町税については、個人町民税については、堅調に推移していることから、前年度に対し2,500万円の増を見込んだところですが、法人町民税は税制改正による法人税割の税率引き下げの影響や町内企業の業績などを勘案する中で、2億3,500万円の減を見込み、町民税で10億6,300万円を計上いたしました。

また、固定資産税につきましては、地価の下落はあるものの、家屋の新增築分などを見込み12億7,700万円とし、町税全体では、前年度対比マイナス6.9%、約1億8,700万円の減額となる25億2,018万8千円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、国の総額が1兆6,882億円と前年度対比2.5%の増となっていること、幼児教育・保育の無償化などによる交付税の増額が見込めることから、5千万円の増額となる7億7千万円を計上いたしました。

普通交付税の振り替え分となる臨時財政対策債につきましては、国の地方財政対策においてマイナス3.6%と減額の見込みとなっていることから、1千万円の減額となる1億7千万円を計上いたしました。

また、分担金及び負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化導入に伴い、保育負担金が減額となり1億5,287万7千円、国庫支出金につきましては、A01号線や橋梁修繕事業などの社会資本整備交付金の増額などにより5億7,447万5千円、ふるさと寄附金につきましては、前年度の実績を踏まえ、8千万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、長野広域連合のごみ処理施設建設負担金の財源として広域行政基金からの繰り入れや、ふるさとまちづくり基金、文教施設整備基金、財政調整基金などからの繰入金などで、全体で6億3,489万4千円、町債につきましては、公共事業等債や緊急防災・減災事業債など総額で3億6,720万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、道路改良や橋梁修繕事業など投資的経費につきましては5億4,588万7千円といたし、義務的経費につきましては、人件費が13億7,418万7千円、障がい者の方への福祉サービス給付費や児童手当、福祉医療費などの扶助費は6億8,528万9千円を計上いたしました。

続いて、令和2年度の主要施策について申し上げます。

スマートタウン構想事業の新たな取り組みとして、昨年台風19号の課題を踏まえ、災害時に地域の避難所となる小学校に自立分散型エネルギー施設を設置し、平時のCO₂削減による地

球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現できるよう整備を進めてまいります。

来年度は、村上小学校に蓄電池設備を設置し避難所としての機能を高める計画としており、必要な経費を予算に計上いたしました。

ワイン文化推進事業につきましては、坂城産ワインの振興とワイン文化の醸成を図るため、昨年好評でありました「坂城駅前葡萄酒祭」や銀座NAGANOでのプロモーション活動、ワインセミナーなどの取り組みを引き続き進めてまいります。

続きまして、令和2年度は、数多くの重要な計画策定に取り組んでまいります。

令和3年度から10年間の町政運営の最上位計画である「第6次長期総合計画」や「国土利用計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「公共施設の個別施設計画」、「障害者計画」などの策定に要する経費を計上いたしました。

総合計画に関しましては、今年度から作業に取り組んでおり、現在の第5次計画の事業検証と町民へのアンケート調査を実施しています。来年度は、これらの検証結果も踏まえる中で計画の素案づくりを行い、審議会等にお示ししながらご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

また、次期総合計画につきましては、SDGs（持続可能な開発目標）の内容を踏まえる中で、まちづくりの各施策に反映する形としてまいりたいと考えております。

総合戦略につきましては、検証委員の皆様には毎年検証を行っていただいております。その結果も踏まえ、将来にわたって活力ある地域社会の実現に向けて計画策定を進めてまいります。

次に、公共施設等の管理につきましては、現在、議会や有識者の皆さんにご参画いただいて、「公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設グランドデザインの策定作業を進めております。

令和2年度におきましては、個々の施設整備の具体的な方針として、公共施設の個別施設計画、公営住宅、学校施設の長寿命化計画などを策定してまいります。

そして、障がい者福祉施策の基本となる10カ年計画の第2期障害者計画及び、サービスの見込量や確保策等を定めた3カ年計画の第5期障害福祉計画並びに第1期障害児福祉計画が、いずれも令和2年度で計画期間が満了となります。障がいのある皆さんが安心して暮らせるまちづくりに向け、次期計画の策定を進めてまいります。

さて、信州さかきふるさと寄附金につきましては、全国の皆様から町の特産品に魅力を感じていただき、大変ご好評いただいております。今年度は一つの節目である1億円を超えるご寄附をいただいたところであり、1月末時点の状況は、前年同月比で、件数ではプラス68.4%の6,092件、寄附金額ではプラス86.7%の1億4,590万9千円となっております。

今後につきましても、ふるさと寄附金を通じ、さらに町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

国際交流事業につきましては、昨年、ポーランドワルシャワ日本語学校との交流を通じて、ポーランドの自治体「ツェレスティヌフ郡」の首長さんと国際交流協会の会長さんから交流のお誘い

をいただいております、昨年暮れには、改めて現地訪問についてご案内をいただきました。

ポーランドにおける「郡」は、日本の「町」に相当する自治体の単位であり、ツェレスティヌフ郡は人口1万2千人ほどの自然豊かで、また国を代表する物理学研究所があるなど、自然と技術が融合した当町との共通点がございます。また、日本の人道支援を記念した小学校が開校し、多くの子ども達が日本語を学ぶなど、特に親日的な土地柄とお聞きしているところであります。

2度にわたるお誘いをいただく中、来年度、議会と町国際交流協会の皆さんと共にツェレスティヌフを訪問し、先方の首長さんや国際交流協会の皆さんと交流のあり方などについて協議する中で、フレンドシップ協定のような緩やかな形での交流がスタートできればと考えております。

さて、本年10月31日から11月1日に、第27回全国山城サミット上田・坂城大会が開催されます。

サミットには全国の山城を有する約160の自治体の文化財担当者をはじめ、研究者、住民が一堂に会し、山城の保護活用について討議され、全国に情報発信されるもので、県内では初めての開催となります。

サミットを契機に葛尾城跡への登山者の増加も見込まれることから、既存トイレを多目的広場駐車場へ移設更新を行うこととし、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

次に、子育て支援・福祉分野についてでございます。

今年度は、国において3歳以上の子どもの幼児教育・保育の無償化が開始されたところですが、このたび坂城幼稚園から「子ども・子育て支援新制度」に基づく「施設給付型幼稚園」へ移行の申し出がありました。

町内にある唯一の幼稚園として、安定的・継続的運営が図られるよう必要な支援を行ってまいります。

また、子育てに関し、ご自身のスマートフォンなどから、町が提供する育児情報や乳幼児健診の案内などを手軽に受けとれる「子育て支援アプリ」を新たに導入し、子育て世代への一層の支援を図ってまいります。現在、4月からの運用開始を目指し、鋭意調整を進めているところであります。

さて、社会福祉協議会につきましては、町とともに地域福祉を推進する車の両輪として、町からの委託事業のほか、様々な独自事業を展開する中で、町民福祉の向上に努めていただいております。また、サービスの提供体制が脆弱であった介護保険制度創設当時から、介護保険サービスを円滑に提供できるよう、在宅の方を対象とした居宅介護事業所としての事業も行っており、社会福祉協議会は長らくこの介護保険の事業収入を支えとして運営をしてまいりました。

しかしながら、近年、介護ニーズやサービス提供基盤の変化などで収益が減少し、余裕資金となる繰越金や積立金も減少している状況であります。こうした状況に鑑み、新年度予算において社協への補助金の増額及び新規事業委託の経費を計上し、社協の運営を支えつつ経営の改善に向

けての取り組みも進めてまいりたいと考えております。

少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中、より細やかな福祉ニーズへの対応を図るためにも、社協との一層の連携、協力を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、平成30年度より県が財政運営の責任主体となり、市町村では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みへと制度が改正されました。

先般、令和2年度の納付金額が提示され、町では、昨年10月の消費税率の引き上げなど加入者の皆様の負担を考慮し、町独自の激変緩和を講じる中で最小限のご負担をお願いすることとして、国民健康保険運営協議会にお諮りし、お認めいただいたことから、今議会に条例の改正をお願いするところであります。

続きまして、産業振興分野でございます。

新工業団地の整備につきましては、農地法に基づく、農業振興地域からの除外申請準備を進めてまいりました。最終段階では、地権者の皆様の同意などが必要となりますので、地元説明会を開催し、事業の進捗状況、今後の事業計画などをご説明し、手続を進めてまいります。

また、この新工業団地整備と同時に進めておりますA09号線の道路改良事業は、令和2年度で、詳細測量、用地買収までを進めていく予定としており、必要な予算を計上いたしました。

次に、3年ぶりとなる「さかきモノづくり展」を実施主体のさかきテクノセンターとともに計画し、10月上旬の2日間の開催に向け、準備を進めてまいります。

人材の確保、また、地域産業のさらなる発展と地域の活性化に向けて、町内企業が持つ高い技術力や強みなど「モノづくりのまち坂城」の魅力を町内外に広く発信し、次代を担う若者のUIターン就業の促進を図るなど、商工会やテクノハート坂城協同組合とも連携して支援してまいりたいと考えております。

さて、当町の基幹産業であります工業の歴史は、目覚ましい発展を遂げた昭和の時代をまとめた文献がございます。

時代が令和へ移行し、グローバル化が進展した「平成」という時代の町内産業の記録が必要と考えられ、工業関連を中心に商業や農業などの出来事をまとめる産業誌を作成する経費について予算計上をいたしました。

また、坂城町国際産業研究推進協議会では、来年度、フランスにヨーロッパの拠点があり販路拡大や高いサービスを続ける建機機械メーカーや、イタリアで射出成型を行う企業を取得した成形機メーカーなど、町内から進出している企業の海外視察研修を計画しております。

併せて、イギリスの離別により揺れ動くEUの経済・産業状況なども視察し、今後の企業運営や販路拡大、海外進出などに活かすために実施されることから、町、議会からも参加に必要な予算を計上いたしました。

また、松くい虫防除対策につきましては、健康に対する配慮など地域住民や関係者の皆様との情報交換などリスクコミュニケーションの強化に努める中で、空中散布及び無人ヘリ散布も含め、伐倒駆除、樹幹注入、植樹など、総合的な防除対策を、次年度も引き続き、長野県のご指導をいただきながら講じてまいります。

地域住民が主体となって設置する有害獣対策の侵入防止柵につきましては、本年度網掛地区で約千メートルの設置が完了し、次年度完成に向け進めてまいります。事業の計画、実施にご理解・ご尽力をいただきます地域の関係者の皆様に感謝申し上げます。

村上地区が完成した後は、未設置の地区への設置に向け、事業の効果等を地元で説明して設置推進を図り、有害獣による被害を減少させたいと考えております。

続きまして、循環型社会と安全な生活環境についてでございます。

リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進するため、新年度から、現在実施している布類の収集範囲を拡大し、古着についても収集を開始いたします。

この古着につきましては、必要としている国に輸出されるほか、国内で衣類として再利用されます。収集に出せる古着等、詳細は広報さかきやホームページ等でお知らせしてまいります。

また、南条金井地区を担当している消防団第2分団の詰所につきましては、建設から38年が経過し、老朽化が進んでいることから建替えを行い、併せて「ホース乾燥塔」を整備してまいります。

また、第1分団の軽積載車が導入から19年経つことから、安全面等に考慮し、軽トラックタイプから、室内に乗車できるデッキバンタイプの車両に更新する予算を計上いたしました。

続きまして、生活基盤の向上のための施策について申し上げます。

町道A01号線道路改良事業酒玉工区の若草橋の架替え工事につきましては、長期間の通行制限等により、地域の皆様はじめ、関係する皆様にご不便・ご迷惑をお掛けしたところでありますが、擦り付け舗装工事完了後、この4月から橋梁の供用開始を予定しております。引き続き、若草橋周辺の酒玉工区の道路改良工事を進めてまいります。

橋梁の修繕工事につきましては、町の橋梁長寿命化修繕計画に基づき、昭和橋、鼠橋の修繕工事を引き続き実施してまいります。

両工事とも長期間にわたり通行規制をすることとなり、皆様にご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、国道18号から役場に入る手前の64号橋につきましては、本年度から工事に着手し、令和2年度に改良工事を実施する予定であります。

また、公共下水道事業につきましては、国道事務所のご協力をいただく中で、南条地区国道18号の舗装復旧、舗装修繕工事が完了いたしました。引き続き住居地域の事業完了を目指し、南条の新地、鼠地区の管渠工事を進めてまいります。

以上、令和2年度の主要施策について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件1件、条例の一部改正9件、令和2年度の一般会計予算及び特別会計予算4件の計15件でございます。よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（西沢さん） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

また、株式会社まちづくり坂城から、第18期経営状況報告書が提出されております。

また、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。

所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

議長（西沢さん） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本年6月30日をもちまして、3年間の任務が満了となります。田原茂樹氏に、人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たって、議会の意見を求めるものがあります。

人格、識見ともにすぐれ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時36分～再開 午前10時46分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

議長（西沢さん） 日程第6「議案第3号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」

から日程第19「議案第16号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの14件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長(西沢さん) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) それでは、議案第3号から第16号まで説明申し上げます。

議案第3号「坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、税制改正により、森林づくりを目的とする「森林環境税」が創設され、各市町村に「森林環境譲与税」として交付されることに伴い、本条例の一部を改正し、「坂城町森林づくり基金」を設置するものであります。

この森林環境譲与税は、森林整備や森林の整備を担う人材の育成、森林の有する公益的機能に関する普及啓発及び木材の利用促進など、森林づくりのために活用することとされております。

この譲与税は、今年度から毎年交付され、使途が明確に定められておりますので、森林づくりを目的とする基金を設置し、事業の円滑な運用を図るものであります。

続きまして、議案第4号「坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」、大変長い名前なんですが、通称「デジタル手続法」の施行により、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等が改正されたことに伴い、当町の条例においても所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、本条例中に引用しております、法律の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されたこと及び同法第3条が第6条に繰り下げられたことにより、それぞれこれを改めるものであります。

次に、議案第5号「坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、先に上程いたしました条例案と同じく、通称「デジタル手続法」の施行により、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」をはじめ、「住民基本台帳法」「番号利用法」等、種々の法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、先の条例案と同じく、法律の題名が改正されたことに伴う及びこれまで住民基本台帳法上に明確に規定されていなかった「住民票の除票」と「戸籍の附票の除票」につきまして、同法の改正によりこれらが明確に規定されたことに伴い、本条例中におきましても、この写しの交付手数料について規定するものであります。

なお、交付手数料につきましては、これまでも「住民票の除票」、「戸籍の附票の除票」の写しは、改正前の住民基本台帳法の規定に従い、それぞれ「住民票」、「戸籍の附票」の写しとして扱われ、既に交付されてきておりますので、この手数料と同額と規定したものでございます。

議案第6号「坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令が改正されたことに伴い、坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、町が貸し付けを行った災害援護資金に係る償還金の支払い猶予や免除等を判断するために、貸し付けを受けた者等に報告を求め、官公署に資料の提供等を求めることができる旨を規定するとともに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための機関の設置について規定するものでございます。

続きまして、議案第7号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案の改正内容は、2点ございます。

1点目は、先に上程いたしました「坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案」におきまして、新たに設けることとしました、災害弔慰金等の支給に関して審査する「災害弔慰金等支給審査委員会」の委員につきまして、この報酬を定めるものでございます。

第2点目は、地方公務員法の改正により、地方公務員の「特別職の非常勤職員」の任用根拠に関する規定が改められ、同法を根拠とする特別職の非常勤職員の任用が限定されるものとなったことに伴うものでございます。

この法改正により、これまで特別職の非常勤職員として任用してまいりました「公民館長」「児童館長」「図書館長」や「行政協力員」「ひとり暮らし老人訪問員」などの職につきましては、本年4月1日以降、引き続き「特別職の非常勤職員」として任用することができなくなったことにより、本条例中において規定しておりました同職の報酬の額につきまして、これを削除するものでございます。

続きまして、議案第8号「坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

今回の改正では、同事業に従事する支援員の基準について、研修終了者に研修修了見込者を含める、支援員の認定資格研修受講に係る経過措置が令和2年3月31日に終了するにあたり、この「研修修了者」について、当町の必要な人員体制を確保するため、放課後児童健全育成事業に

従事し、速やかに当該研修を受け、これを修了することを予定している者を含むとする、町基準条例の改正を行うものであります。

次に、議案第9号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税率及び刑事施設の被収容者の国民健康保険税の減免について、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

国民健康保険については、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、県が算定した納付金を納める仕組みへと制度が改正され、その納付金額を賄うため税率を改正するもので、2月6日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜り、答申いただいたものであります。

医療給付費分の税率については、所得割6.4%を6.5%に、資産割12%を8%に改めるものであります。

後期高齢者支援金分の税率は、所得割2.1%を2.3%に、資産割2.5%を1.7%に、均等割・平等割それぞれ7,400円を8千円に改めるものであります。

介護納付金分の税率は、所得割2.1%を2.4%に、資産割2.2%を1.5%に、均等割・平等割それぞれ6,800円を7,700円に改めるものであります。

また、刑事施設の被収容者の国民健康保険税の減免申請について、納期限の7日前までに限らず受け付け、減免するものであります。

議案第10号「町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、公営住宅法及び民法の一部が改正されたことに伴い、町営住宅等管理条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、認知症等による収入申告が困難な者について、町が収入を把握し、法定の規定に基づき、家賃を定めることができる条文を追加するものであります。

また、入居者の債務不履行の場合には、敷金をもって債務弁済に充てることを可能とする改正、あわせて町営住宅及び共同施設の修繕に要する町の負担範囲を明らかにするものであります。

議案第11号「坂城町公民館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、先に上程いたしました「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」の改正案と趣旨を同じくするもので、地方公務員法の改正により、本年4月1日以降、特別職の非常勤職員から、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」としての任用に移行いたします「公民館長」の任期の規定に関するものであります。

会計年度任用職員の原則的な任期は1会計年度、すなわち4月から翌年3月までの1年間に限られることから、これまで任期を2年と定めておりました公民館長につきましては、この任期を「年度末まで」とする必要性があり、委嘱による副館長と併せ「任用又は委嘱された年度の末日ま

で」と定めるものでございます。

続きまして、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、町政運営の基軸を「坂城町第5次長期総合計画」に据えつつ、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った事業や安心・子育て・福祉・ものづくりの分野に重点を置き、安心して災害に強い地域づくり、人口減少の抑制及び定住人口の増加、子育て支援などの施策展開と、将来を見据えた長期総合計画ほか各種計画策定に向けた予算編成を心がけてまいりました。

歳入歳出予算の総額は63億9千万円で、令和元年度当初予算が骨格予算編成であったことから、前年度との比較ではプラス12.5%、7億1千万円の大幅な増加となっております。

歳入につきましては、自主財源の根幹である町税収入のうち町民税について、個人町民税は堅調な推移を続けていることから前年度対比プラス3.6%、2,500万円の増額、法人町民税は税率改正などの影響や町内企業の業績を勘案する中で、マイナス41.2%、2億3,500万円の減額、固定資産税につきましては、家屋の新增築分など増加を見込みプラス1.2%、1,500万円の増額とし、町税全体ではマイナス6.9%、約1億8,700万円の減額となる25億2,018万8千円を計上しております。

また、法人町民税法人税割の減収分の補填措置として、新たに県より市町村に法人事業税交付金が交付される制度が創設され5,700万円を計上しております。

地方交付税につきましては、国の総額が前年度対比2.5%の増となっており、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担や、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当に係る経費分が、基準財政需要額へ算入されることから、前年度対比プラス6.9%、5千万円の増額となる7億7千万円を計上いたしました。

また、普通交付税の振替措置として発行される臨時財政対策債につきましては、国の発行総額がマイナス3.6%となるため、1千万円の減額を見込み、地方交付税と合わせた実質では9億4千万円を計上したところであります。

分担金及び負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化の導入に伴い、3歳児から5歳児の保育負担金が減額となっていることから、前年度対比マイナス16.5%、約2,100万円の減額となる1億528万7千円を計上しております。

国庫支出金につきましては、A01号線や橋梁修繕事業などの社会資本整備総合交付金や、村上小学校蓄電池設置事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業の増額などにより、前年度対比プラス51.1%、1億9,400万円の増額となる5億7,447万5千円を計上いたしました。

寄附金は、ふるさと納税の令和元年度実績等を踏まえ、2,500万円の増額、また繰入金は長野広域連合へのごみ処理施設建設に係る広域行政事業基金からの繰入金や、ふるさとまちづくり基金、文教施設整備基金、減債基金、財政調整基金からの繰入金など、全体で6億3,

489万4千円を計上したところでございます。

町債につきましては、道路改良事業などの公共事業等債や、消防団の拠点施設整備事業などに係る緊急防災・減災事業債などの増額により、総額で3億6,720万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、前年度は骨格予算編成のため、経常的経費や継続事業を中心としたことから、投資的経費は前年度との比較では約4億8,300万円の大幅な増額で、総額は5億4,588万7千円となっております。

継続事業であります町道A01号線道路改良事業や昭和橋、鼠橋等の橋梁修繕事業などに加え、新たに新工業団地の基幹道路となる町道A09号線道路改良事業などの基盤整備に取り組んでまいります。

また、消防団拠点施設整備といたしまして、消防第2分団詰所の建て替えと合わせて、ホース乾燥塔の整備や、文化センター体育館の耐震改修工事に向けた設計業務、鉄の展示館空調設備の更新、南条小学校プールシートの改修工事などに係る予算を計上いたしました。

義務的経費につきましては、障がい者へのサービス給付費や児童手当、福祉医療などの扶助費については0.4%の増で6億8,528万9千円、人件費は会計年度任用職員制度の導入に伴い13.4%の増で13億7,418万7千円、公債費は利息の減少などにより、4.1%の減で6億2,804万6千円となっております。

次に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業展開といたしましては、重点プロジェクトである「坂城スマートタウン」構想推進事業では、家庭での太陽光発電システムや蓄電池システム設置への助成を継続するとともに、安心かつ災害に強い地域づくりに向け、新たにスマートエネルギー導入事業として、村上小学校に蓄電池を設置し、災害等による電力の供給が停止となった場合においても、安定的な電力の確保と、再生可能エネルギーの効率的な活用を推進してまいります。

「さかきワイン文化推進事業」では、昨年好評であった、坂城駅前葡萄酒祭やワインセミナーなどのイベントを引き続き開催し、坂城産ワインの魅力を発信してまいります。

「総合戦略」に関しましては、人口減少という町の根幹に関わる課題を克服するための様々な事業展開を図っているところであります。人口減少の抑制と定住人口の増加、安定した雇用の確保、就業機会の拡大などを図るため、令和2年度におきましても引き続き取り組みを進めてまいります。

また、子育て支援として、子ども・子育て支援新制度の実施により、3歳児から5歳児の保育料の無償化や新制度の施設型給付を受ける幼稚園に対する財政支援の実施など、子どもを産み育てやすい環境整備を進めてまいります。

さらに、子ども達のICT教育を推進するため、計画的に小中学校へタブレットの端末を導入するために予算を計上いたしました。

また、産業面では、当町の基幹産業である工業振興を図るため、新たな工業団地や町道A09号線の整備に向け、農振除外申請などの手続、道路用地の確保を進めてまいります。また、3年ぶりに開催される「さかきものづくり展」への補助金や、昭和から平成へと時代が変わり、町内企業などのグローバル化が進んだ平成の時代の産業誌の作成に係る予算も計上いたしました。

議会の会議録作成などを目的として設置しております、議場内録音・音響設備の老朽化が進んでおりますことから、設備更新のための予算を計上いたしました。

また、福祉分野では、新たに骨髄バンクドナー助成事業といたしまして、骨髄及び末梢血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、ドナーなどに対して、骨髄等の提供に必要な入院や通院費用などに対する助成や、小児がん等の治療のため造血幹細胞移植を行ったことにより、定期予防接種の免疫が喪失された児童に対し、予防接種の再接種に係る費用を助成するために予算を計上いたしました。

また、各種健康診査やがん検診、定期予防接種に加え、中学生以下の児童に対するインフルエンザの予防接種費用の助成を引き続き行い、病気の感染予防を図るなど健康づくりを推進するとともに、障がい者をはじめとした福祉サービスや地域医療、介護保険など身近な課題への的確な対応に努め、町民の皆様が安心して生き生きと暮らせるまちづくりに努めてまいります。

また、町とともに地域福祉の推進を担う社会福祉協議会につきましては、介護保険事業における収益の減少など近年の財務状況等に照らし、新年度において補助金を増額し、財政基盤の安定を図るとともに、ますます多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するため、一層の連携、協力を図ってまいります。

次に、令和2年度においては数多くの重要な計画策定に取り組んでまいります。

令和3年度から10年間の町政運営の基本構想となる「第6次長期総合計画」や「国土利用計画」、あるいは「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「障害者計画」など多くの計画を策定してまいりますので、必要な経費について予算計上いたしました。

また、公共施設等の維持管理等につきましては、平成28年度に策定しました「坂城町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共施設等の更新や修繕など具体的な方針として公共施設、公営住宅、学校施設など、それぞれにおいて、「個別施設計画」の策定に取り組んでまいります。

以上、令和2年度一般会計当初予算の概要についてお話しいたしましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

続きまして、議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村では県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みへと制度が改正されたところであります。

本予算案は、保険税収入を主な原資として県へ納める事業費納付金及び、県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付費等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,929万8千円とするもので、前年対比9,241万9千円、6%の減でございます。

歳入の主な内容は、国民健康保険税2億8,844万円、県支出金10億6,235万8千円、繰入金8,620万5千円。

次に、歳出の主な内容は、保険給付費10億4,360万円、国保事業費納付金3億6,330万3千円などでございます。

続きまして、議案第14号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、居住地域につきましては、令和2年度の完成を目途として進めております。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,186万6千円で、前年対比2億7,225万円、31.7%増であります。

歳入の主な内容でございますが、事業の建設費に充てる下水道受益者負担金7,760万円、下水道使用料1億5,710万円、管渠工事に係る国庫補助金1億6千万円、一般会計からの繰入金3億円、町公共下水道及び千曲川流域下水道事業に係る下水道事業債4億1,690万円。

次に、歳出の主な内容でございますが、下水道全般に係る一般管理費1,849万円、下水道の維持管理に係る施設管理費1億233万円、公共下水道の整備事業費5億8,264万5千円、流域下水道の整備事業費4,810万円、事業の元利償還に係る公債費3億7,980万円などでございます。

次に、議案第15号「令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度に当たり、本予算案は、事業計画及び給付状況の推移を勘案し予算を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,709万1千円で、前年対比642万5千円、0.4%の減であります。

歳入の主な内容でございますが、介護保険料3億1,410万円、国庫支出金3億4,028万3千円、支払基金交付金3億8,772万7千円。

次に、歳出の主な内容でございますが、保険給付費13億8,700万円、地域支援事業費7,133万1千円などでございます。

最後に、議案第16号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定程度の障がいがある65歳から74歳までの

希望者が加入する医療保険制度であります。

市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,972万6千円で、前年対比1,328万6千円、6.1%の増でございます。

歳入の主な内容でございますが、後期高齢者医療保険料1億8,649万4千円、繰入金4,310万6千円。

次に、歳出の主な内容でございますが、総務費116万3千円、後期高齢者医療広域連合納付金2億2,844万1千円などがございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 続いて、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（長崎さん） 令和2年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから5ページ、飛びまして9ページの第2表と、附属の「当初予算資料」1ページから2ページの内訳表により款別にてご説明を申し上げます。

まず予算書、第1表の2ページでございます。

最初の款1の町税についてでございます。

まず、町民税につきましては、前年度の実績などを勘案し、個人町民税につきましては、前年度対比で3.6%の増、法人町民税につきましては、税制改正による法人税割の引き下げの影響や、町内企業の業績などを勘案する中で、マイナス41.2%の減、町民税全体ではマイナス16.5%、2億1千万円の大幅な減額を見込んだところでございます。

固定資産税につきましては、家屋の新增築分の増加を見込み、前年度対比1.2%の増を、また前年度実績を考慮し、軽自動車税では6%の増、町たばこ税は4.5%の増を見込み、町税全体では25億2,018万8千円で、元年度と比較いたしましてマイナス6.9%、約1億8,700万円の減額となっております。

続きまして、款2の地方譲与税でございます。地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税に加え、元年度創設されました森林環境譲与税を合わせた地方譲与税全体で、前年度対比7.4%、410万円の増額で、5,960万円を計上いたしております。

次に、款3の利子割交付金は、前年度対比マイナス5.6%の減、款4の配当割交付金はマイナス3.0%の減、款5の株式等譲渡所得割交付金はマイナス11.7%の減としておりますが、いずれも元年度の金融状況や県における交付見込額を踏まえての計上でございます。

款6の法人事業税交付金につきましては、法人町民税法人税割の減収分を補填する措置として、新たに県から市町村へ交付されるもので、700万円を計上しております。

款7の地方消費税交付金につきましては、元年度実績を考慮する中で1.8%増の2億8,500万円を計上しております。

続いて、3ページになります。

款8の環境性能割交付金は、昨年10月の消費税率の引き上げにあわせ、自動車を取得する際に、新たに自動車税環境性能割が創設され、その収入を県から市町村に交付されるもので、県などの交付見込額を踏まえ200万円を計上しております。

款9の地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除の減収などを補填するための交付金でございますが、元年度実績などを考慮する中で、前年度対比14.3%の増、800万円の計上となっております。

続いて、款10の地方交付税でございます。国の総額は、約16兆5,880億円で、前年度対比2.5%増の見通しとなっております。新たに幼児教育・保育の無償化に係る地方負担などについて、普通交付税算定において、基準財政需要額に算入されることから、前年度対比6.9%、5千万円の増額を見込み、7億7千万円を計上しております。また、普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債につきましては、国の発行総額がマイナス3.6%となっていることから、1千万円の減額となる1億7千万を見込み、これを合わせた実質的な交付税額は9億4千万円という状況でございます。

次に、款11交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ、前年度と同額の200万円を計上しております。

款12の分担金及び負担金につきましては、保育に係る児童福祉費負担金や、長野広域連合からの葛尾組合管理運営費に対する負担金などが主なものであります。3歳児から5歳児の保育負担金が無償となったことから、前年度対比マイナス16.5%、約2,100万円の減額となる1億528万7千円となっております。

款13の使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍、住民基本台帳などの証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などでございます。前年度の実績を考慮いたしまして、前年度対比0.9%の増、7,088万円といたしております。

続いて、款14の国庫支出金につきましては、主に障がい者の自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、道路改良や橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などでございます。道路改良や橋梁修繕事業の増加に加え、子ども・子育て支援新制度の実施に基づき、私立幼稚園への施設型給付事業に対する負担金や、スマートエネルギー設備設置事業に対する補助金などの増額により、全体では約1億9,400万円の増額となる5億7,447万5千円を計上いたしております。

次に、款15の県支出金につきましては、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などが主なものであります。前年度に実施いたしました国政選挙などにかかる委託金の減額により、全体では前年度対比マイナス9.3%、約3,400万円の減額となる3億3,207万4千円を計上いたしております。

続いて、4ページでございます。

款16財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子、土地売却収入などで、前年度対比約930万円の増額となる1,885万7千円を計上しております。

款17の寄附金でございますが、ふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績を踏まえ、前年度に対し2,500万円の増額、約8千万円を見込んだところでございます。

次に、款18繰入金につきましては、主に財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金から事業に必要な財源について繰り入れをしております。長野広域連合へのごみ処理施設建設に係る広域行政事業基金やふるさとまちづくり基金、文教施設整備基金などからの繰り入れにより、繰入金全体では、前年度対比、約4億3,100万円の大幅な増額となる6億3,489万4千円を計上しております。なお、財政調整基金につきましては、2年度当初予算に3億3,700万円ほど繰り入れをいたす予定でありますが、繰り入れ後の基金残高につきましては19億1,900万円程度となる見込みでございます。

1つ飛びまして、款20の諸収入の内容につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なものであります。前年度対比マイナス0.1%の減で、4億7,914万4千円の計上となっております。

次に、款21の町債につきましては、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債1億1,690万円、消防団拠点施設整備事業などに係る緊急防災・減災事業債として6,480万円、臨時財政対策債1億7千万円などを見込みまして、町債全体では前年度対比で約1億8千万円の増額となる3億6,720万円を計上しております。なお、令和2年度末の町債残高につきましては63億1千万円ほどになる見込みであります。

最後に、自動車取得税交付金につきましては、税制改正により消費税率の引き上げに合わせ、自動車取得税が廃止されたことに伴い、交付金も廃止されたものでございます。

次に、9ページでございます。

第2表、地方債につきましては、款21の町債の内容に関するものでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は63億9千万円で、前年度と比較いたしましてプラス12.5%、金額で7億1千万円の増額予算でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（柳澤君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

説明書28ページから31ページでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員と新たに導入される会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等、また、次年度創立110周年を迎えます坂城高校記念事業への補助金を計上してございます。

会計年度任用職員制度に係る予算計上科目は、歳出全体にわたりますので、一般管理費にて説明させていただきます。

令和2年度から本制度が導入され、前年度までの節7賃金に計上されていた臨時職員の経費は、節1報酬、節2給料、節3職員手当等、節8旅費に計上してございます。また、賃金の節が削除されたことから旅費以降の節について1ずつ繰り上げた予算計上となっております。

続きまして、31ページ、職員研修事業では、人材育成事業の研修、接遇研修を行い住民サービスの向上に努めてまいります。また、職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

続きまして、32ページの目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機7台などの賃借料等でございます。

32ページから33ページにかけての目3財政管理費、財政一般経費のうち、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては町全体の経費を計上しております。

会計管理者（青木君） 33ページ、目4会計管理費につきましては、節10需用費のうち消耗品につきましては役場全体で使用する事務用品の購入費用、印刷製本費につきましては決算書や封筒などの印刷費用、節11役務費につきましては公金収納並びに指定金融機関の八十二銀行派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に要する経費のほか、公共施設等、総合管理計画に基づく個別施設計画策定に係る経費を計上いたしました。

34ページからの目6企画費、企画政策推進経費につきましては、長野広域連合、上田地域広域連合の総務管理に係る経費のほか、町の人口減少の抑制と定住人口の増加を図るため、町に移住定住する方が新築住宅を取得する費用に対し支援する移住定住補助金や、移住希望者を対象に当町での生活を体験できる事業など、移住交流を促進する取り組みに要する経費を計上いたしました。また、高校生のタイ国研修に係る経費もこちらに計上いたしております。

続いて、35ページの温泉管理事業でございますが、温泉施設の維持補修工事経費、町民の入館の割引や障がい者割引、町消防団員割引に係る町負担金、びんぐし湯さん館施設整備等の基金積み立てが主なものでございます。

次に、総合計画等策定事業につきましては、令和3年度からの10年間を見据えた町の最上位

計画である第6次長期総合計画のほか、次期長期総合計画と始期を合わせるまち・ひと・しごと創生総合戦略などの計画策定に要する経費の計上でございます。

続きまして、36ページにかけてのまちづくり推進事業につきましては、行政協力員の謝礼と、広報等の配布などに係る行政事務委託の経費のほか、地域活動への支援の一つといたしまして全区を対象に地域での活動、行事等を行う際の万一に備える自治会活動保険に加入する経費を計上いたしました。また、各区や地域づくり団体と自主的な取り組みを支援する地域づくり活動支援事業補助金も計上いたしてございます。

このほか、信州さかきふるさと寄附金について、ふるさとまちづくり基金に積み立てを行います。

国際交流事業につきましては、諸外国との民間交流を進めている町国際交流協会への補助に加えまして、昨年来交流のお誘いをいただいておりますポーランドの自治体、ツェレスティヌフを訪問する経費などについて計上いたしております。

37ページにかけてのスマートタウン構想事業では、町のスマート化に向けた調査経費などのほか、住宅用太陽光発電システムや、家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備導入補助事業に要する経費を計上いたしております。

続いて、ふるさと納税事業につきましては、返礼品に要する経費や全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図る委託経費のほか、ふるさと納税に係る経費の計上でございます。

同じく37ページの目7広報公聴費、広報公聴一般経費につきましては、行政情報のシステムの運用管理に要する経費で、主なものはサーバー等インターネット関連機器の保守料とリース料、インターネットサービス等の使用料となっております。

続きまして、38ページにかけての広報発行事業につきましては、「広報さかき」発行に要する経費で、印刷製本費が主なものでございます。

電子自治体事業では、行政間の専用回線である市町村行政ネットワークLGWANに接続し、国、地方公共団体間での電子文書の交換、電子メール等を行うための経費を計上してございます。

次に、目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務、税業務などの基幹業務システム等に要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料等でございます。

総務課長（柳澤君） 続きまして、39ページの目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金など、また、庁舎設備の保守点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有しております車両全体の自賠責保険料等などでございます。

住民環境課長（山崎君） 39ページから40ページにかけての目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光管等の消耗品、電気料、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会の負担

金、町防犯協会等への補助金でございます。

続いて、41ページにかけての目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報酬、新入学児童用ヘルメット等の消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託、自動車急発進防止装置取付補助金が主なものでございます。

同じく41ページ、目13消費生活費でございますが、廃油を活用した石けんづくりや消費生活展の開催等に係る経費、町消費者の会への補助金でございます。

企画政策課長（臼井君） 続いて、41ページ、目14男女共同参画推進費につきましては、関係団体への補助のほか、次期男女共同参画計画の策定に要する経費を計上いたしております。

収納対策推進幹（池上君） 続きまして、42ページから43ページ、項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構負担金等でございます。

同じく43ページから44ページ、目2賦課徴收费は、町税にかかわる申告書及び納税通知書等の印刷製本費、住民税申告書及び町税の納税通知書等の発送に係る通信運搬費、住民税、固定資産税等の課税に係る電算委託費と固定資産評価基礎資料整備に係る委託費等でございます。

住民環境課長（山崎君） 44ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙等の消耗品費、印刷製本費、戸籍住民基本台帳に係る電算委託、保守点検委託、システム使用料が主なものでございます。

カード関連事務交付金につきましては、マイナンバーカードの作成、発送業務等に係る地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

総務課長（柳澤君） 続きまして、45ページから46ページにかけての項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

企画政策課長（臼井君） 46ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費は、統計全般に係る経費の計上でございます。

47ページにかけての目2委託統計調査費につきましては、令和2年度に実施されます国勢調査をはじめといたしました5つの指定統計調査に要する経費を計上いたしております。

総務課長（柳澤君） 48ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

議長（西沢さん） 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時48分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

福祉健康課長（伊達君） 午前に引き続きまして、予算書48ページ、款3民生費から歳出の詳細

説明を申し上げます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、48ページから50ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費、福祉委員の報酬、福祉委員協議会への補助金、民生委員の活動費交付金などのほか、新たに生活困窮者等自立相談支援事業の委託経費500万円を計上してございます。社会福祉協議会補助事業では、社協が実施するヤングヒューマンネットワーク事業等の補助のほか、社協の運営状況等を考慮し、社会福祉協議会補助金を増額計上してございます。

国民健康保険特別会計操出金事業は、保険基盤安定操出金など、国保特別会計への操出金を計上してございます。

住民環境課長（山崎君） 50ページから51ページにかけての目2国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得、喪失申請や免除申請、住所変更、指名変更等の手続に係る事務経費で主なものは、新成人への啓発用品の配布、広報誌による啓発記事の掲載でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、目3老人福祉費でございます。

51ページの老人福祉一般経費は、福祉バスのリース料や長野広域連合、更埴地域シルバー人材センターの負担金などでございます。老人福祉町単事業では高齢祝賀行事への補助、敬老祝い金などの経費のほか、式典、祝宴への出席者が減少している金婚式については、記念品をお送りする方式に改めてまいります。

52ページにかけての高齢者生活支援事業では、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に関する外出支援サービスに係る経費を計上しております。介護保険特別会計操出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への操出金でございます。

後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、特別会計への操出金などでございます。

53ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4、心身障がい者福祉費でございます。53ページの心身障がい者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等事業への補助金などを計上いたしました。重度障がい者介護慰労金支給事業では、重度障がい者を在宅で介護する方への慰労金を計上しております。

53ページから54ページにかけての福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい者施設などへの通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などでございます。

福祉医療給付事業では、福祉医療費給付全体に係る審査等委託費のほか、重度障がい者への福

社医療費、福祉医療受給者の医療費の窓口負担を軽減する福祉医療費サポート資金貸付金を計上いたしました。

55ページの自立支援給付一般事業費は、障がい者の法定の障がい福祉サービス給付に係る審査手数料と事務的な経費でございます。

介護訓練等給付事業費は、法定の障がい福祉サービスとして、居宅介護や生活介護などの介護給付、就労移行支援や就労継続支援などの訓練給付といったサービスを提供するための経費と、所得の低い方の施設入所における光熱水費などを助成する特定障がい者特別給付費などが主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がいの除去や軽減を図るために対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う厚生医療、育成医療等の経費でございます。補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給、修理に係る経費を計上しております。

55ページから57ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するための相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや成年後見支援センター事業、地域活動支援センター等の委託費、日常生活用具の支給などに要する経費でございます。

障害者計画等策定事業では、令和3年度からの第3期障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定に係る委託料等を計上いたしました。

企画政策課長（臼井君） 続いて、57ページから58ページにかけての目5人権同和推進費でございます。人権同和推進一般経費につきましては、主なものは、節12では同和対策集会所の管理委託、節18では、人権擁護委員会負担金、そのほか、協議会等への補助金となっております。

次に、59ページにかけての目6隣保館運営費ですが、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費を計上してございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、59ページの目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、59ページから60ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料など、地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。住宅整備事業は、要介護認定3以上の高齢者及び重度障がい者が日常使用する居室、浴室、トイレなどを改修する経費の一部を補助するものでございます。

61ページの高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定には至らないものの、在宅生活に支援が必要な高齢者へのヘルパーの派遣やミニデイの実施、高齢者に係る成年後見支援センターの運営に係る経費を計上しております。家族介護支援事業では、介護慰労金の支給をはじめ、訪問理美

容サービスの委託、おむつなどの介護用品購入費の補助などを計上しております。

61ページから62ページにかけての緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし老人訪問員の報酬やあんしん電話に係る委託料、水道メーターを活用した見守り事業に係る委託料や使用料、賃借料等を計上しております。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。

62ページの児童手当は、中学生までの子どもを養育している保護者等に支給する児童手当を計上しております。

子ども医療給付事業では、18歳までの入通院に係る医療費自己負担分の助成経費を、また、出産祝い金事業は、少子化対策の一環として、お子さんの生まれた親御さんに対し、町の商品券を支給するものでございます。

63ページにかけての障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費などを計上しております。

続きまして、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と、中学・高校卒業時の激励祝い金などを、母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費でございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、63ページから65ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ、3園分の賄い材料費、給食調理業務委託等、経常的経費でございます。節18負担金補助及び交付金につきましては、他市町村への広域入所にかかわる負担金が主なものでございます。

続きまして、65ページから69ページにかけましての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に関わる経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などでございます。

69ページから70ページにかけての目8児童館運営費ですが、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的経費が主なものでございます。

続いて、71ページにかけまして、目9放課後児童館健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

71ページから72ページにかけて、目10子育て支援センター事業費は、人件費をはじめ子育て支援センターの運営にかかわる経常的経費を計上しており、子育てに関する悩みなどに広く対応できるよう、臨床心理士や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、72ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では、災害等による見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

保健センター所長（細田さん） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費

でございます。

73ページから74ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。

74ページの精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催に係る経費を計上してございます。

次に、目2予防費でございますが、75ページにかけての予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金が主なものでございます。

結核関係一般経費では、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。

76ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診及び不妊・不育症治療費の助成に係る経費や、妊産婦健診実施による医療機関へ支払う委託料等の経費、また支援が必要な産婦や乳児を対象に心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業に係る経費でございます。

予防接種事業は、法定の予防接種を実施するための経費や令和元年度から実施している子どものインフルエンザ予防接種費用の助成に係る経費、また、一定の年齢要件に該当する男性に対して行う風疹抗体検査と、検査結果が陰性の方への予防接種費用に係る経費等でございます。

また、新たに小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植による免疫の消失等で、定期予防接種ワクチンを任意で接種する再接種費用への助成金を節18負担金補助及び交付金に計上しております。

続きまして、目4健康増進事業でございますが、77ページの健康増進事業は、令和2年度末の年齢が19歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料が主なものでございます。

また、平成23年度からの健康づくり計画等の見直しのための策定委員報酬や計画書の印刷費用、新規事業として、骨髄等の適切な提供の普及を図ることを目的に、骨髄等を提供したドナー等への助成費用を節18負担金補助及び交付金に計上しております。

78ページの後期高齢者健康増進事業は、後期高齢者の健康診査や人間ドックの委託料が主なものでございます。

食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのための教室を開催するための経費でございます。

目5保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（山崎君） 78ページから79ページにかけての目6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費は、環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭雑排水浄化

槽汚泥の収集運搬及び処理の委託、自治区環境整備補助事業は、各自治区において毎年6月の環境保護月間にあわせ実施していただいている環境浄化事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料、狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料、犬の登録台帳の管理に伴う負担金が主なものでございます。

80ページにかけての目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費は、空き家対策に係る協議会委員の報酬、毎年実施しております主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託等でございます。

建設課長（宮下君） 目10合併処理浄化槽設置費は、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽設置に関わる事業補助金でございます。

住民環境課長（山崎君） 80ページから81ページにかけての項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、各世帯へ配付するごみ分別収集計画表の印刷、各自治区を通じてのごみ指定袋のあっせんに伴う自治区への手数料、町ごみ減量化推進委員会への補助が主なものでございます。

ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃、不燃のごみ収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費は消耗品費で、可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合負担金、葛尾組合負担金が主なものでございます。

資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人が生ごみ処理機等を購入した際に、購入費の一部を補助するものでございます。

続きまして、82ページ、目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合の経常的負担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

商工農林課長（大井君） 続きまして、82ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

82ページから83ページにかけての労政一般経費の主なものは、職員の人件費及び長野広域若者就職促進協議会により実施する合同就職説明会や、テクノハート協同組合への補助金でございます。

83ページの移住定住支援事業につきましては、定住促進委託としてテクノハート坂城協同組合に社会人交流会の委託料や、また町内企業が大学等に出向いて企業説明会を実施するための経費を計上いたしました。

勤労者福祉対策事業では、中小企業退職共済の掛金や一般財団法人更埴地域勤労者共済会への

補助金、また勤労者生活資金貸付預託金などを計上しております。

84ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費は、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託するための経費でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、84ページから85ページにかけての農業委員会一般経費は職員及び農業委員等の人件費並びに農業委員会の視察研修のための特別旅費が主なもので、85ページの農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

目2農業総務費の農業総務一般経費は職員の人件費でございます。

87ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、節18負担金補助及び交付金において、営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する農業次世代人材投資資金、ワイン用ぶどうの苗木などの購入補助をするワインぶどう産地化補助金、家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

87ページの地域営農推進事業では、農業支援センターへ貸し出し用の農機具保管庫等の管理委託料や、アグリサポート事業などを行うための補助金、また農産物直売所への補助金等を計上してございます。

続いて、需給調整推進対策事業では、米の生産調整を行うため、転作推進補助金などを計上いたしました。

農振地域整備促進事業では、農業振興地域の除外等を審議する協議会を開催した際の委員報酬、農地銀行活動促進事業は、ファミリー農園の農地借上料、88ページの農産物加工施設管理費では、施設の光熱水費が主なものでございます。

88ページのさかきブランド推進事業は、ねずこんのホームページの管理委託や、地域の資源を活用した新商品の開発を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上しております。

さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ応援していただくための取り組みを行うものでございます。内容は、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのイベントや、セミナーの開催に対しての補助金交付などでございます。

89ページの有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬、罠の設置やとめ刺しなど、有害鳥獣の駆除に係る委託料、網掛地区の有害獣侵入防止柵の設置のための資材費、電気柵等の予防施設の設置への補助金などを計上いたしました。

続きまして、90ページにかけての目5農地費、農地一般経費の主なものは、節18負担金補助及び交付金に計上いたしました、六ヶ郷用水組合や埴科郡土地改良区への負担金、土地改良事

業の償還負担金などがございます。

農道等基盤整備町単事業は、農振地区内の受益面積5ヘクタール以上の農業用水の長寿命化を図るため、水利施設個別計画委託や農道等の設備維持に係る経費で、町単補助事業は、地域で実施する用水や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

91ページにかけての多面的機能支払交付金事業は、農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、交付金を計上してございます。

続いて、項2林業費でございますが、92ページにかけての目1林業総務費、林業総務一般経費の主なものは職員の人件費と森林環境譲与税を活用して町内の私有林の間伐推進を図るため、森林の所有者や地形、構図など、森林に関する各種情報のデータ化などの委託料でございます。

次に、目2林業振興費の松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく安全性に十分配慮した空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除、樹幹注入、枯損木の処理、植樹などの防除対策を総合的、複合的に実施するための経費を計上してございます。

93ページにかけての町有林管理事業の主なものは林業委員10名の年報酬や作業報酬で、94ページの特用林産振興事業では、中之条の原木キノコの生産施設の光熱水費や、同施設を利用してキノコの生産をする、お〜い原木会への生産振興のための補助金を計上いたしました。

次に、目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道整備などに係る作業員の報酬や重機借り上げ、補修工事費が主なものでございます。

続いて、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費でございますが、94ページの商工総務一般経費は、職員の人件費及び中小企業能力開発学院やテクノセンターへの職員派遣の補助に加え、企業などが建物火災や自然災害等で被災した際の災害見舞金を計上いたしました。

目2商工振興費は、95ページにかけての商工振興一般経費で、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金等を計上しております。

中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料の補給金や中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大や販路開拓を支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金等を計上いたしました。

96ページの中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンターの管理業務の委託料や、けやき横丁に係る経費が主なものとなっております。

97ページにかけての目3観光費、観光一般経費では、観光パンフレット等の印刷製本、葛尾城や狐落城の遊歩道などの整備委託、観光推進団体への負担金等を計上しており、97ページの町民まつり事業は、町民まつりの実施に係る経費を計上しております。

98ページにかけての目4商工企画費の商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費や、バブル崩壊やインターネットの普及などにより、グローバル化が進展した平成の時代について、

工業を中心とした各産業や町の出来事などを記録するため、産業誌の原稿作成の委託料を計上いたしました。なお、産業誌の印刷製本は、令和3年度で実施を予定しております。

節18の負担金補助及び交付金では、町内の企業の振興を図る各種団体への補助や新製品の開発等を支援する、コトづくりイノベーション補助金、また、今後の企業活動の参考とするため、イギリスの離脱により、揺れ動くEUの経済産業状況やフランスにヨーロッパの拠点のある建機メーカーやイタリアの射出成型機を行う企業を取得した町内企業の視察研修を国際産業研究推進協議会が予定しており、参加するための負担金3名分などを計上しております。

98ページの工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など環境を整備する委託料を計上しております。

テクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う連携支援、自立相談等の充実や研究事業など、各事業を実施するための補助及び試験機器の構成や3Dプリンターの賃借料などへの補助、3年ぶりに開催を予定しているさかきものづくり展への補助を計上いたしました。

100ページにかけての鉄の展示館管理一般経費は、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、企画展等の開催に要する経費を計上しており、令和2年度に計画しております企画展などは、明智光秀が活躍した時代の日本刀と現代のクリエイターが描く武者絵展をはじめ、新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会、お守り刀展覧会を特別展として、また、企画展として、鉄の展示館が所蔵しております軍刀とサーベル展などを計画しております。

建設課長（宮下君） 100ページから101ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費等経常的経費が主な内容であります。

101ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費は、道路、橋梁の照明灯の電気料、町道の認定、廃止、改良に伴う道路台帳などの保守管理及び街路の植栽にかかわる委託経費、県が事業実施する坂城インター先線町道改築事業及び網掛地区の急傾斜地崩壊対策事業の負担金、町単補助事業につきましては、各区が実施する土木工事への補助事業でございます。

102ページ、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、路面標示などの交通安全施設設置工事費等であります。

目2道路維持費は、町道の清掃、除草等にかかわる委託料、道路の維持補修にかかわる小規模工事費、道路補修の原材料費が主なものであります。

目3道路新設改良費、道路改良事業、A01号線につきましては、酒玉工区、金井工区の道路改良工事、金井工区の用地代建物補償等でございます。

103ページにかけての道路改良事業、A09号線については、道路改良にかかわる測量設計委託、用地代、建物補償費を計上いたしました。

道路新設改良一般事業は、A06号線の道路改良工事費でございます。

目4 橋梁新設改良費は、昭和橋、鼠橋の橋梁修繕工事費、64号橋にかかわる用地代及び施工管理業務委託改良工事費でございます。

104ページ、項3 河川費、目1 河川総務費は、河川愛護団体への補助金、目2 河川改良費は河川沈砂池のしゅんせつ工事、河畔林の整備工事費でございます。

105ページにかけての項4 住宅費、目1 住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に関わる維持管理経費、委託料は、公営住宅等長寿命化計画の策定委託等でございます。空き家活用事業は、坂城町空き家情報バンクの専用ホームページの保守委託、空き家バンクに登録されている空き家の片づけ、改修等に関わる費用の一部を補助する事業費でございます。

目3 住宅・建築物耐震改修事業費、住宅・建築物耐震改修事業は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事にかかわる補助金で、106ページ、住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するため、住宅リフォーム費用の一部を補助する事業費でございます。

項5 都市計画費、目1 都市計画総務費は、都市計画の事務事業にかかわる職員の人件費が主な内容でございます。

107ページ、目3 下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

目4 公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、主なものは指定管理者である株式会社坂城町振興公社への委託費、遊具等施設の保守点検業務委託、遊具修繕工事費などがあります。

108ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理経費と都市緑化に関わる原材料費、そして、第15回ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものであります。

109ページ、項6 高速交通対策費、目1 高速交通総務費ですが、12委託料は、坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託と循環バスの運行事業委託費、施設等改修工事は、テクノさかき駅前の舗装修繕、18負担金補助、交付金は、しなの鉄道の車両更新にかかわる負担金が主なものでございます。

110ページにかけての高速交通対策整備事業費は、湯水対策事業として設置した井戸ポンプの光熱水費が主なものであります。

項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費につきましては、四ツ屋、御所沢地区の地籍調査測量委託に関わる経費が主なものであります。

住民環境課長（山崎君） 続きまして、111ページの款9 消防費、項1 消防費、目1 常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、112ページにかけての目2 非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、消防団員退職報償金、消耗品費では新入団員や補充用のはっぴ、活動服等の

購入、また町地域防災計画の見直しに着手いたしますが、その委託料、埴科消防協会負担金、分団運営補助金、消防団員出動交付金でございます。

続いて、113ページにかけての目3消防施設費は、消防施設、機械器具の整備、維持管理、防災等に係る経費で、主なものは防火水槽改修に係る工事請負費、老朽化が進んでいる第2分団詰所の建て替えに係る設計管理委託及び工事請負費、さかきまちすぐメールの配信システム使用料、消防用ホース、軽積載車、非常用備蓄資機材等の購入、上田水道管理事務所への消火栓工事負担金でございます。

建設課長（宮下君） 目4水防費は、水防用備蓄材の購入、機材の修繕経費が主な内容でございます。

企画政策課長（臼井君） 114ページにかけての目5防災費でございますが、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理経費の計上でございます。主なものといたしまして、節11では、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信料、節12では、設備の保守点検委託費、節14では、転入、転出、転居等に対応するための戸別受信機等の設置工事費を計上いたしております。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、114ページからの款10教育費についてご説明いたします。

項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市教育委員連絡協議会等の負担金が主なものでございます。

目2事務局費ですが、116ページにかけての事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費や、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置しての教育相談、教育支援委員会を運営する経費、そして、学校施設の長寿命化計画策定に係る業務委託経費などでございます。

117ページにかけての教育振興事業は、高校生、大学生等への奨学金、特色ある学校づくり交付金が主なものでございます。

小中学生国際交流事業では、中学生の海外派遣事業と小学生の中国との教育交流事業等に係る経費などでございます。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の特定教育、保育の無償化に伴う給付費及び新制度への移行を行う町内私立幼稚園への施設型給付費の交付等を行うものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

118ページにかけての学力向上事業は、学力検査を実施し、児童・生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、バランスのよい体力づくりの指導を行うための体力調査等に係る経費でございます。

大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みを持つ子ども達に学習指導や相談、支援を行う指導員の人件費が主なものでございます。

119ページにかけての児童生徒支援事業では、様々な障がいや教室で授業を受けることが困難な児童・生徒への支援や、外国籍児童・生徒の自立支援を行う支援員の人件費を計上したところでございます。

小中学校空調設備整備事業は、小中学校の特別教室への空調設備設置に伴う設計委託について計上したものでございます。

続きまして、項2小学校費、目1小学校総務費、120ページにかけての小学校総務一般経費は、小学校の司書の人件費のほか、外国語指導講師の委託料、校務支援システム等のリース料などが主なもので、そのほか、南条小学校プールシート改修工事等を計上しております。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、スマートエネルギー設備導入事業につきましては、スマートタウン構想事業の一環として、災害時に地域の避難所となる小学校に自立分散型の再生可能エネルギー設備を設置し、平常時の温室効果ガスの排出抑制と、停電時等の電力供給を同時に実現するもので、令和2年度は村上小学校への蓄電池設備の設置と附帯する工事に関わる経費について計上いたしております。

教育文化課長（堀内君） 121ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。小学校管理費につきましては、122ページ、目4坂城小学校管理費、123ページ、目6村上小学校管理費につきましても、ほぼ同じ内容となっております。

続きまして、121ページから122ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書など、教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費を計上しております。

教育振興費につきましても、123ページ、目5坂城小学校教育振興費、124ページ、目7村上小学校教育振興費ともほぼ同じ内容となっております。

続きまして、125ページ、項3中学校費、目1中学校総務費でございますが、外国語指導講師の委託料、校務支援システム等の使用料などが主なものでございます。

続いて、126ページにかけての目2学校管理費は、事務員、司書の人件費のほか、中学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費でございます。

127ページにかけての目3教育振興費は、小学校と同様、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書など教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費を計上しております。

続きまして、項4社会教育費、目1社会教育総務費でございますが、128ページにかけての社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、文化協会などへの補助金が主なものでございます。

129ページにかけての文化の館事業は、施設管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、目2 公民館費、130ページにかけての公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、そして、27分館への活動費補助金が主なものでございます。

各種公民館事業では、文化講座、成人式、文化祭、町民運動会などに係る経費のほか、公民館報の印刷製本費等を計上しております。

分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区公民館などの整備補助を行い、令和2年度は立町公民館の建て替えを含め、7分館等の施設整備を予定しております。

続きまして、目3 図書館費、132ページにかけての図書館一般経費では、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、そして館内清掃委託などの施設の維持管理委託のほか、一般図書の購入費を計上しております。

図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

続きまして、目4 文化財保護費、134ページにかけての文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、人件費のほか、葛尾城跡登山者用駐車場へのトイレ設置工事費を、また、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助を計上しております。

坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る経費が主なものでございます。

135ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立ち会い調査、出土品の保存処理、試掘調査に伴う重機借り上げなどが主なものでございます。

目5 資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る経費でございます。

136ページにかけての目6 文化センター管理費は、施設の維持管理に係るものが主なもので、宿日直、清掃、ボイラー業務の委託や、エレベーター、浄化槽等施設管理に係る業務委託でございます。

目7 青少年育成費では、青少年を育む町民会議への補助が主なもので、青少年健全育成事業を推進してまいります。

137ページにかけての目9 生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼やコンサート等の出演料及び講座運営等の委託が主なものでございます。

続きまして、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、138ページにかけての保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室や高齢者スポーツ交歓会などの講師等謝礼のほか、施設の使用料でございます。

体育施設整備事業は、体育館の耐震設計及び大規模改修設計の業務委託費、体育施設用地の借上料が主なものでございます。

139ページにかけての目2 武道館管理費は、指導員の報酬のほか、施設の維持管理に係るも

のが主なものでございます。

140ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、運営委員の報酬、職員の人件費、調理用の消耗品、燃料費、光熱水費、そして賄い材料費が主なもので、そのほか、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料を計上しており、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

財政係長（長崎さん） 続きまして、141ページの款12公債費でございます。主に長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございます。公債費全体で前年度対比マイナス4.1%、約2,700万円の減額となる6億2,814万6千円を計上いたしております。

最後に、款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円の計上となっております。

なお、歳出の性質別内訳につきましては、附属の当初予算資料にお示しをしております。当初予算資料3ページの性質別内訳表をご覧ください。令和元年度は経常的経費や継続事業を中心とした骨格予算編成でありましたので、投資的経費につきましては、町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、新たに町道A09号線道路改良事業やスマートエネルギー設備設置事業などにより、前年度との比較では約4億8,300万円の大幅な増額となる5億4,588万7千円となっております。義務的経費につきましては、人件費は13.4%の増、児童手当などの扶助費につきましては0.4%の増、公債費では利息の減少などによりマイナス4.1%の減となっております。義務的経費全体ではプラス5.4%となる26億8,752万2千円でございます。また、物件費、繰出金、補助費等に係るその他経費につきましては、パート職員の賃金について、性質別区分が物件費から人件費へ区分されることから、物件費ではマイナス7.3%の減となっておりますが、特別会計繰出金や一部事務組合などへの負担金や積み立ての増額などにより、全体では前年度対比プラス2.9%、約8,900万円の増額で、31億5,659万1千円となっております。歳出予算の総額は63億9千万円でございます。

以上で、令和2年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） 以上で、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

ここでテーブル交換のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時24分～再開 午後 2時34分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、議案第13号以下、議案第16号までの特別会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成30年度から県も保険者として財政運営の責任主体となる制度改正が行われたところで、本予算案では主な歳入としまして、国民健康保険税のほか、保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などを計上しているものでございます。

一方、主な歳出としましては、過去の実績をもとに推計した保険給付費及び県へ納める国保事業費納付金を計上いたしております。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億3,929万8千円で、前年度と比較して9,241万9千円、6%の減でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。3ページの款1国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分について、総額で2億8,844万円、前年度に対し66万円の増でございます。なお、令和2年度におきましては、経過措置で退職被保険者となっていた方が一般被保険者に移行するため、退職被保険者等国民健康保険税の現年分については計上いたしておりません。

4ページの款4国庫支出金、項2国庫補助金は、オンライン資格確認システムの改修に係る10分の10の補助金でございます。

5ページの款6県支出金につきましては、保険給付費等交付金として保険給付費に充てられる普通交付金及び財政状況や特別の事情に対する調整分の特別交付金を計上いたしました。

5ページから6ページにかけての款8繰入金は、国、県、町が負担する基盤安定分や、事務費などに係る一般会計からの繰り入れ及び国民健康保険基金からの繰り入れでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

9ページから10ページの款1総務費は、賦課徴収に係る経費やシステム保守、運営協議会等に要する経費などでございます。

11ページから15ページにかけての款2保険給付費は総額10億4,360万円で、前年対比5,248万6千円、4.8%の減額計上でございます。減額の主な内訳としましては、療養給付費が前年対比2,295万円、2.5%の減、療養費が前年対比182万円、15.4%の減、高額療養費が前年対比2,516万円、16.6%の減でございます。

15ページから16ページにかけての款3国民健康保険事業費納付金は、総額3億6,330万3千円で、前年度比3,984万円、9.9%の減でございます。国民健康保険事業費納付金は県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など特定の財源で賄えるもの以外を各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要費用を案分し、過去の医療費水準を加味した上で医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに提示されるもので、医療給付費分は2億4,336万3千円、後期高齢者支援金分は8,979万4千円、介護納付金分は3,014万6千円でございます。

16ページから18ページにかけての款5保健事業費は、特定健診や特定保健指導等の事業に要する費用、また、保健事務に係るもので、総額2,163万5千円、前年度比49万6千円、2.2%の減でございます。

以上で、令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 次に、議案第14号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（宮下君） 議案第14号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ11億3,186万6千円を計上いたしました。前年度の当初予算と比較して、2億7,225万円、31.7%の増でございます。

歳入歳出予算書事項別明細書の3ページから順次ご説明申し上げます。

歳入でございますが、3ページ、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金につきましては、平成27年度以降に賦課した分納分と新たに令和2年度において賦課する一括納付及び分納分を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料につきましては、下水道整備に伴う接続状況を勘案しまして、前年比270万円増の1億5,710万円を計上いたしました。

項2手数料、目1下水道手数料は、下水道排水設備指定工事店50件の更新及び新規登録手数料でございます。

続きまして、4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、公共下水道の管渠工事等にかかわる社会資本整備総合交付金で1億6千万円を見込んでおります。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道費県負担金は坂城インター線延伸整備に伴う下水道施設移設工事にかかわる負担金でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は3億円を計上しております。

款6繰越金及び5ページの款7諸収入のそれぞれの項目は令和元年度事業の決算に伴う科目存置でございます。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道の交付金事業及び単独事業にかかわる起債3億5,630万円、流域下水道事業費負担金にかかわる起債4,760万円のほか、公営企業会計の法適用への対応のため、地方公営企業法適用業務にかかわる起債1,300万円を計上いたしました。

続きまして、6ページからの歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、受益者負担金前納報奨金952万円、下水道事業者として使用料等に賦課される消費税810万8千円でございます。

7ページにかけての款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は、下水道施設の維持管理に関わる経費として、施設の光熱水費、修繕料、下水道使用料等の賦課管理システム等の保

守委託料、県営水道の使用料等により、下水道使用料金を算定するためのシステム使用料、千曲川流域下水道上流処理区の維持管理負担金が主なものでございます。

7ページから9ページにかけての目2公共下水道事業費は、下水道事業に携わる職員人件費のほか、公共下水道整備に関わる事業費で、下水道工事の設計施工監理及び地方公営企業法への適用に向けた業務委託、南条の新地・鼠地区の管渠工事費及び工事に伴う上水道管などの埋設物の移転補償費が主なものでございます。下水道整備計画区域の早期整備に向けて事業推進を図ってまいります。

目3流域下水道事業費は、千曲川流域下水道上流処理区の管渠及び処理場の整備に関わる事業費負担金であります。

10ページの款3公債費、項1公債費につきましては、これまでの公共下水道事業及び流域下水道事業の建設投資にかかわる償還金で、目1は元金、目2は償還金利子及び一時借入金利子でございます。

以上で、令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 次に、議案第15号「令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第15号「令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ14億7,709万1千円を計上するもので、前年度当初予算と比較して642万5千円、0.4%の減でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。

3ページ、款1保険料は、低所得者への軽減措置の拡充により、65歳以上の第1号被保険者の保険料として前年度より261万3千円減の3億1,410万円を見込んでおります。

4ページにかけての款3国庫支出金では、保険給付費のおおむね20%の負担金のほか、調整交付金及び地域支援事業の交付金を計上しております。

款4支払基金交付金は、保険給付費の27%分と地域支援事業の交付金について社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。

続きまして、5ページの款5県支出金は、保険給付費のおおむね12.5%の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金を受けるものでございます。

6ページ、款7繰入金金は、事業にかかわる町負担分として保険給付費の12.5%と地域支援事業の町負担分及び要介護・要支援認定審査会等の事務費分等を合わせ、一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8ページから10ページにかけての款1総務費は、保険料の賦課徴収及び要介護・要支援認定

に係る経費、長野広域連合への負担金、制度の普及費及び運営協議会等に要する経費などがございます。

11ページからの款2保険給付費は、総額13億8,700万円で、前年度に対し230万円の減でございます。

主な内容でございますが、11ページから17ページにかけての項1介護サービス等諸費は、要介護1から5と認定された方が利用する保険給付費、17ページから22ページにかけての項2介護予防サービス等諸費では、要支援1、2と認定された方で、総合事業に移行した訪問介護と通所介護を除くサービスに係る保険給付費でございます。

22ページから23ページの項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料でございます。

23ページから25ページの項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上になった場合に給付する費用でございます。

また、25ページから26ページにかけての項5高額医療合算介護サービス等費は1年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用でございます。

26ページから29ページの項6特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じ、その自己負担分を軽減し、保険給付で補う費用でございます。

29ページから36ページの款5地域支援事業費は、項1介護予防・生活支援サービス事業費、項2一般介護予防事業費、項3包括的支援事業・任意事業費として予算計上をいたしております。

主な内容といたしましては、29ページから31ページにかけての項1介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型サービス給付費及び通所型サービス給付費と、これに係るケアマネジメント費用等を計上しております。

31ページからの項2一般介護予防事業では、高齢者の介護予防事業として地域住民グループ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費のほか、独居高齢者把握事業など、必要な経費を計上いたしました。

32ページから36ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業では、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センターでの相談事業経費などを計上するとともに、地域における住民主体の支援体制の構築に向け、目7生活支援体制整備事業を増額計上しております。

以上で、令和2年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 次に、議案第16号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第16号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度では、市町村は徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付することとされているため、必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ2億2,972万6千円とするもので、前年度当初予算と比較して1,328万6千円、約6.1%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

まず、歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料のうち、目1特別徴収保険料につきましては、1億2,661万円、目2普通徴収保険料は5,988万4千円で、いずれも被保険者数の増加や軽減制度の見直しなどにより増加を見込んでおります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金は保険料軽減に係る公費負担分で、4,194万6千円を見込んでおります。

続いて、歳出について申し上げます。

5ページ、款1総務費は、保険料の徴収に係る経費などでございます。

6ページにかけての款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて、医療広域連合へ納付するもので、2億2,844万1千円を計上いたしました。

以上で、令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月3日から3月8日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、明日3月3日から3月8日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月9日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時54分)

3月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 青 木 | 知 之 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 | 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 下 | 和 久 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 | 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) これからの坂城町の教育についてほか | 栗田 隆 議員 |
| (2) 令和元年東日本台風災害復旧と取り組みについてほか | 滝沢 幸映 議員 |
| (3) 子ども達の豊かな心と体を育むためにほか | 山城 峻一 議員 |
| (4) 地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町について | 大日向 進也 議員 |
| (5) 令和2年度事業計画についてほか | 塩野入 猛 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 質問者はお手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは、順番によりまして、初めに7番 栗田 隆君の質問を許します。

7番（栗田君） ただいま議長さんのほうから発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

今日取り上げる一般質問の私のものは、教育と、それからプラスチックのリサイクルの関しての問題を2つ取り上げたいと思います。

まず、最初に教育のほうなんですけれども、今年の3小学校、3つの坂城町の小学校の卒業生は148名であります。それで、今度1年生に新しく入学する入学者の予定数が104名ということになっております。一応、数字だけでいえば、この6年間で大体3分の2まで減ったということになります。これについて、町のほうとしては、どのような見解をお持ちであるか。それをまず第1番目に聞きたいと思います。

それから、その次の口として、教育のグランドデザインというのが今までつくられまして、そ

の中に「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンが入っているわけですがけれども、私は、今
どんどん少子化が進んできていて、坂城の子はと言われても、実は東京の子とか、それからほか
のところにおられるお母さん方、お父さん方に、お子さんを連れて坂城町の教育は、これだけす
ごいぞというところを見て、どんどん移ってきてもらう。坂城町の教育のすごさ、それをこれか
らの5年間で勝負だと思えます。それで、このスローガンについては、どのようにお考えである
か、それをお聞きしたいと。それが2番目です。

それから同じく教育のグランドデザインの中に、グローバルな子どもの育成という言葉も入っ
ていますけれども、このグローバルな子どもというのが、いかなるもんなのか。大体グローバル
人材の育成というと、すぐ英語教育ということになるわけですがけれども、私が向こうの日本人じ
ゃない方とお話しするときに、向こうの人がこっちがネイティブの5歳ぐらいの子どもと同じよ
うにぺらぺらしゃべることを期待しているかということと全くそんなことはなくて、例えば、あなた
は三島由紀夫の腹切りについてどう思うんだと、こういう質問が飛んでくるわけです。世界で一
番長い王国である日本という国の天皇というものについては、どう考えるのか。

実際には、グローバル人材とかグローバルな子どもとかってというようなことは、実は、そうい
う日本の歴史をきちっとわきまえている、日本のことを英語で伝えられる。そうでなければ、英
語だけぺらぺらしゃべれたって何の意味もないと。

それから、例えば、数学においてなんかは、日本の中学生、高校生は、実際のところをいうと
抜群なんです。そういういいところもあることを、みんな捨象してしまって、グローバル人材だ、
グローバル人材だというのはいかなるものかということで、そのグローバルな子どもの育成と
いうことについては、今後5年間のグランドデザインでは、どのようになるのか。

それと、幼稚園、保育園があって、小学校が3つ、中学が1つ。それに、これは県立ですけれ
ども高校が1つ。全く、もしそこで連携してうまくやろうと思えば、非常に恵まれた、そういう
インフラっていいですかシステムがきちっと坂城町はある。そこにどれだけのお金をつぎ込むか、
そういうことで、その連携って問題について、これも一つお聞きしたいと。

こういう教育について私が考えたのは、実は、今年の1月の4日に行われた賀詞交歓会という
ところで、隣に外国の方が、この人は国連で働いていて、今、つくば市のほうで働いておられる
という外国の方がおられまして、その方とお話ししたときに、その方が、今、一番悩んでいるの
が何かというと、どこの学校に自分の子どもを入れたらいいかと。それで、選択肢はどれも3つ
あるらしいんです。坂城町にも係累の方がおられるんで坂城町もいい。それから、一応、今、住
んでいる自分の東京もいい。その方はニュージーランドが主な拠点のようなんですけれども、も
う一つは、海外に出て、そちらでもいいと。そこで、さあどこにするか。

それで、あんた一応教育についてはプロなんだろうと。だから、坂城町の教育はどうなんだ。
こういうふうに言われまして、それは坂城町は最高ですよと。あまりそれまで坂城町の教育って

いうのを本気で考えたことなかったんですけれども、絶対抜群です。

江戸時代、この長野県、信濃の国です。1, 193の寺子屋、これは断トツの一番。これは後になってから、そのときは、私は適当なことを言って、寺子屋数が最高とか言って、これは何か危ないなと思ったんです。本当は岡山とかあっちのほうじゃないかと。その後、研究して、そしてたらおもしろい本があって、山口県はなぜこれだけ総理大臣を出すのかという本がありまして、そこに山口県の江戸時代の寺子屋数のすごさ。すごいったって日本で第2位、970校の寺子屋があったと。断トツなのは、この信濃の国の1, 173でした。その辺はちょっと怪しいですけど。

私はそれを読んで、何だそれと。2番で威張っているわけという感じなんですけど、確かに向こうは松下村塾とか、そういう時代に乗ったのはありますけれども、しかし、この教育県である長野の江戸時代からの寺子屋数の抜群の多さというのは、これは使って、頑張って、これから長野県、それから坂城町もやっていかなきゃいけないなと、そんなことを、その彼に話したわけなんですけど、結論はどうなったか知りませんが。

そういうことで、この教育ということの一般質問を、まずさせていただきます。

町長（山村君） おはようございます。ただいま栗田議員さんから、イ、ロ、ハ、ニとご質問をいただきました。その中で私からは、1番目のこれからの坂城町の教育についてのの中のロとハにつきまして回答させていただきます、イとニにつきましては教育長からお答えさせていただきます。

まず、1番目、これからの坂城町の教育についてのうちの（ロ）の「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンについてでございますけども、町では、第5次長期総合計画に基づきまして、坂城町の教育大綱を平成28年3月に策定しまして、この大綱に沿って教育行政に取り組んでいるところでございます。

学校教育におきましては、坂城町の教育グランドデザインによりまして、「坂城の子は坂城で育てる」と、先ほどお話ありました。これをスローガンにしまして、目指す子どもの姿を、「坂城のよさに気づき 坂城を愛し 坂城を誇れる元気な子どもたち」とし、各学校と連携を図る中で、様々な施策を展開しております。

この中で、「坂城の子は坂城で育てる」との意味合いでございますけども、これは教育を学校や家庭だけで推し進めるのではなくて、今まで以上に地域の教育力を積極的に学校教育に取り入れ、家庭、地域、学校が一体となり、一緒に協働しながら責任を持って子ども達を育てていくということでありまして、さっきのお話にありましたような坂城町以外の周りを排除するような意味合いというのは全然ございません。

栗田議員さんの坂城町に移り住んで、子どもに受けさせたい教育を目指すべきではなかろうかというご指摘ですけども、「坂城の子は坂城で育てる」のスローガンの中に当然含まれていると

認識しております。

スローガンを受けての町の教育ランドデザインでは、坂城町の子ども育成のために、1つとして、生きる力と基礎学力の向上、2つとして、ものづくりを基本とした人づくり、3つとして、国際化社会を生き抜く子の育成、4つとして、幼保・小・中・高の交流連携、5つとして、気になる子へのニーズに応じた支援を5つの柱として設定しております。

坂城町の教育のすばらしさといえます。生きる力と基礎学力の向上に関しましては、新学習指導要領に基づき、時代の変化に対応したICT教育の充実のため、各小中学校にタブレットを導入し、学習の個別化やプログラミング学習、能動的な学習を図っております。

また、小中学校が同一歩調で、毎年、教育に関する研究テーマを設け、30年度からは東大名誉教授の市川伸一先生にご指導をいただき、「教えて考えさせる授業」に取り組んでいるところでございます。

また、坂城中学校では、信州型コミュニティスクールにより、地域の企業の皆さんや教員OBの方々の支援により放課後学習に取り組んでおります。

今年度、講師を務めていただいた先生方、これは企業11社16名、教員のOBの方11名、計27名へ、受講生39名から、この放課後学習が終わった段階で、この子ども達39名から「お忙しい時間を割いて、私たちのために優しくわかりやすく教えてくださってありがとうございます」という多くの感謝のメッセージが寄せられております。

ものづくりを基本とした人づくりに関しましては、産学官共同による小中学校のものづくりの体験授業の実施、ねずみ大根など地域特産品の栽培やものづくりに関する人々との交流等を通して、働くことに対する児童・生徒のそれぞれが自分の考えを深めております。

また、次のテーマに関係しますけれども、国際化社会を生き抜く子の育成に関しましては、これからの時代を生きるべく、世界のどこにいても自己の能力を發揮し、たくましく生きていけるような子どもを育てるということを目指しております。

続きまして、(ハ) グローバルな子どもの育成についてお答えを申し上げます。

グローバルな子どもの育成のための施策としまして、町内には、県特別配置の英語専科の教員のほか、外国語指導講師ALTを配置し、保育園から中学校までの一貫した英語学習によりグローバルな子ども達の育成とコミュニケーション能力の向上を図っております。

これは先ほど栗田さんがおっしゃいましたが、必ずしも英語を教えるべきというものではないということは私も完全に同じ意見であります。私は、かつてある企業に勤めていたときは、人事関係、教育関係をしたり、その企業は社員が14万人ぐらいいましたんで世界中に社員がいました。その社員等の教育も一生懸命やりました。それから、国内にいる人間を海外駐在に出す場合、その場合には、私が一番選んだのは語学ではなくて、例えば、大阪で営業をやって、バリバリやっている人、こういう人のほうがかえってペラペラと英語を話せる人よりももの凄い実績

を出すんです。何かというと、日本の文化をよく知って、日本のビジネスをよく知って、本質をわかっている人間というのは、多少語学ができなくても海外で大きな実績を出したということを私は経験しております。

だけでも、コミュニケーションができなきゃいけないという問題もあります。

また、坂城町の教育ですけども、国際化社会への対応としまして、町内小学校と中国上海市実験小学校との交流事業、今年は中止になりましたが、中学生のアメリカへの海外派遣事業のほか、小中学生を対象とした国際交流村事業の実施を行っております。

今回の新型コロナウイルスに関しましては、この教育交流を通じまして、中国上海市実験小学校の児童の皆さんに向けて、町内の3小学校の児童から励ましのメッセージを送りたいという話がありまして、メッセージを作ってくださいました。このような国際交流ならではの取り組みもされたところであります。

幼保・小・中・高の交流連携に関しましては、子ども達の職場体験学習や運動会、文化祭などでの子ども同士の交流を行っているほか、気になる子へのニーズに応じた支援として、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の充実を目的として、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーが中心となり、教育、福祉、医療等が一体となって、一貫した支援体制を構築し、支援を行っております。

また、坂城町の特色のある教育の施策であります。これは、先ほど申し上げました国際交流を通じて、語学だけではなくて自分の住んでいるところの文化等をわからなきゃいけないということがありますが、郷土の坂城を愛し、生きる力や感性豊かな子ども達を育むことを目的に、様々な事業を展開しております。

このことを踏まえまして、来年度、当町の特命大使に任命させていただいている鳥類生態学の権威で、国の特別天然記念物ニホンライチョウの研究や保護に取り組んでいる中村浩志さんを講師に迎えまして、郷土の水辺の観察講座の開催なども予定しております。

今後も家庭、地域、学校の連携をさらに一層深め、町としましても教育施策の推進を図ってまいります。

教育長（清水君） これからの坂城町の教育について、最初にイ、町内3小学校の新入学予定者総数は104名である。この現状についてお答えいたします。

令和2年度、3小学校の新入学予定者数につきましては、ご指摘のとおり104名と前年度の卒業生148名に対し44名の減となっておりますが、平成26年度以降の出生者数の推移を見ますと、毎年減少傾向にありましたが、30年度においては増加に転じるなど、年によってばらつきがある状況となっております。

現時点での3小学校の在籍児童数は、南条小学校307名、坂城小学校217名、村上小学校178名で、村上小学校が町内3小学校の中で最も少人数であり、6年生以外の1年生から5年

生につきましては、単級による学年という状況でございます。

このような状況の中、村上小学校では、1、2年生、3、4年生、5、6年生での連学年による少人数学級ならではの活動を取り入れております。活動の内容といたしましては、1、2年生では、運動会でのダンスと玉入れ、村上地域をめぐる合同遠足、地域の方をお招きしておおやきづくり、そしてマラソン大会などが挙げられます。3、4年生では、運動会でのダンスと竹ひき、自在山への合同遠足、ねずみ大根種まき、マラソン大会、そして、5、6年生では、運動会での組体操、鼓笛隊、マラソン大会などに合同で取り組んでおります。

この村上小学校での連学年活動による効果、成果につきましては、「連学年で児童数が増えることにより活動の幅が広がる」「複数の教員が指導に当たることにより指導が充実し、また、児童の安全も確保できる」「異年齢集団での活動により、上の学年の児童が下の学年の児童に対して、優しく、きめ細かく教える姿が見られ、下の学年の児童も素直に聞き入れ、お互いにより影響を与えることができる」といった連学年活動ならではの通常では味わえないプラスの効果も報告されております。

今後、見込まれる児童数の減少について、村上小学校での取り組みなども参考にして、小規模、少人数だからこそできる教育活動に目を向け、状況に応じた学校のあり方の検討を行い、少子化に対応した活力ある学校づくりに努めてまいりたいと思います。

また、坂城町は小学校3校、中学校1校の互いに連携しやすい学校関係にありますので、学校間を超えた取り組みも検討してまいりたいと存じます。

続きまして、これからの坂城町の教育についての二、幼保、小学校、中学校、高校の連携についてお答えいたします。

町では、インクルーシブ教育の展開として、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を目指しております。

具体的に申し上げますと、坂城町においては、平成30年度から教育委員会に子ども支援室を開設し、幼児期から小学校、中学校、高校までと子どもの成長過程に合わせた切れ目のない一貫した支援体制を目指し取り組んでいるところでございます。

子どもの出生から就園、就学までの子育てに関する具体的な支援体制といたしまして、まずは保健センターで行う乳幼児の健診時の様子から、保健師が子どもの発達を把握し、就園する保育園や幼稚園へつないでいます。

そして保育園では、子どもの活動の状況から必要に応じて就学相談を行い、小学校でスムーズな学びがスタートできるよう小学校との連携による移行支援会議により、子どもと保護者の不安を軽減し、安心して入学できる体制を整えています。

また、小学校への入学後も子どもの生活や学習面から、本人や保護者と面談を行うなど、継続して子どもの成長を見守り、小学校から中学、また高校へと適切な指導となるよう努めておりま

す。

具体的には、小中学校と高校が参集する校長会等において、総括保育園長と子育て支援センター所長も同席し、就園前の幼少期からの子どもの様子について、小中学校、そして高校の関係者間での共有を図っているところでございます。

なお、そのほかにも坂城町の独自の取り組みといたしましては、平成25年度より教育コーディネーターを、27年度からは臨床心理士の資格を持つ教育・心理カウンセラーを教育委員会に配置し、地域にしながら、子どもだけでなく保護者までを対象とする専門的視点のカウンセリングを受けられるようにするなど、早期段階から継続した教育相談と切れ目のない支援について取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、関係機関との連携を深め、一貫したインクルーシブ教育の充実に努めてまいります。

7番（栗田君） 今あるグランドデザインに沿って、大体お聞きしたわけですがけれども、これは細かいことになると非常にテクニカルな話になって、どこでどういう教育をやるかとか、例えば、保育園とか幼稚園で徹底した英語の教育をやってみてはどうかと。そうすると、そこに非常にお金のかかる話なわけですがけれども、一応、今のところ教育のほうに回せる予算が人数が減ることによって削られることなくあれば、大体これからの子ども達は、今までの小学校、あるいは保育園の子ども達に比べると、3分の2に減ったということは、逆に言うと、1人当たり1.5倍の予算が振り向けられると、そういうことになると思いますんで、ここは教育ということについては非常にいいチャンスだというふうに思っているわけです。

日本全体で子どもが減っていくのはどうしようもないです。昭和24年ですか、260万を超える子どもが生まれたわけですが、平成の28年になってから100万人を切り、そして29年で90万、30年で全部で86万4千という数に本当に急激に、今、減っているんです。

こう言うのはなんなんですかけれども、子どもを産む親御さん、あるいは子どもの全国でのとり合いというのは変ですがけれども、やっぱり先ほど言いましたように、あの町は、これだけの魅力がある。ついては、うちの子はそっちで育てようと。

特に今回、コロナバイアラスというような病気がはやりまして、会社のほうに行かず在宅で仕事をやるのか言っています。そうするっていうと、実は、東京にだけいる必要もなく、長野のこっちに住んでもらって、テレワークなりというような形でどんどんテクノロジーが発達しておりますんで、そういった形で、教育、子育ては坂城町、働くのは東京でもどこでもいいと、そんなような生活スタイルも、これから見えてくると思いますんで、今いろいろ言われました教育の坂城町のすばらしさを大きく発信していただいて、こここのところが一番問題なんですけど、どうやって発信していくんだと。

でも、それについても内容がきちっとしていなければ発信もへったくれもございませんので、

いろいろと町のほうでICTの教育とかAIとか、これからはそれは必然だと思えますので、予算を削るとか、そういうことのないように、人数が減ったからといって、そういうことがないように、どんどん投資して、どんどん坂城町のほうに来ていただくと。そして、坂城町の教育を受けてもらう。そういうふうに、これからの5年、10年、非常に大事な時期だと思えますので、そこはよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次なんですけれども、次はリサイクルについて、今、分別収集が皆さん行われているわけなんですけれども、ずっと私、この1年間、いろいろな形で調べてきたり、その数字を見たりしてきたわけなんですけれども、通告書にあるとおり世界のリサイクル率というのは、ヨーロッパではしっかりやっている、やっていると言うけど、本当はほとんどやっていないんです。けれども、一応やっているということなんですけれども、私が最近見た数字では、世界全体では、ほぼ9%と。

それから、その後、住民環境課の方々なんかへ、私が読んだ本の中から抜粋したので、そこではいろいろ回収とかりサイクル量とか、結局のところ1%がいいとこだらうというような数字まで飛び出しているわけなんですけど、まず、これだけリサイクルというのが9%とか、そこから7%だ、8%だ、1%だって、いろいろな数字が飛び交っているわけなんですけれども、その理由として、まず第1番目にコストがかかり過ぎると。

例えば、100%リサイクルする。もちろん、そんなことは不可能ですけれども、それをやった場合、もともとの石油からつくり出せば何のことはない100円でできるものを、一生懸命、千円、2千円かけて、それでリサイクルしたって言っているわけなんですけれども、それに本当の意味があるのか。

それから、私が一番問題にしているのは、容器包装を、今、人に立ち会ってもらって、朝早く1時間とか1時間半とか立っていただいて集めているわけなんですけれども、何ととっても、そういうプラスチック類っていうのはどんどん劣化していくということがあって、それをそのまま使うということは、まず不可能なわけです。

だから、考えているような、そのポリの容器が、そのまんまポリの容器になるというようなことはあり得なくて、どんどん質の下がったもの、例えば、公園の擬木とか、そういうものになっていってしまう。そういうことに、これだけの人を動員して、立ち会わせて、それを見てやらせるだけの意味があるのだろうか。

それから、いろいろ私のほうで通告書に書いておきましたんで、ここでは全部言いませんけれども、そういった問題を勘案した場合、本当にリサイクルの意味があるのか。

それから、12月の議会で、大体坂城町から出る可燃ごみは4,155トンという話を伺って、それに対して分別収集している容器包装が80トンほどあると。その80トンも4,155トンの中に入れて燃やして、発電してもらおうと。今度、仮称ですけれどもB施設ができ上がれば、そ

こで4, 155トン、プラス80トン、それを燃やしてもらって発電してもらおうというふうにしたらどうだろうか。4, 155トンとか80トンとかっていう話は12月議会で初めて私が知った数字なんで。

ただ、それを考えてみると、80トンっていうと4千トンに対して80トンですから2%です。その2%のプラスチック、ごみの2%を集めるのに、本当に立ち会いをやらしてもらって、朝1時間も1時間半もやらしてもらって、その意味はどこにあるんだろうか。これが私のお聞きしたいところです。それについてよろしく願いいたします。

住民環境課長（山崎君） プラスチック容器包装の分別収集についてお答えいたします。

我が国は、経済の発展に伴う大量生産及び大量消費により、国民の生活様式の多様化や利便性の向上が実現した一方で、廃棄物の排出量は増加し、廃棄物を埋め立てる最終処分場も不足するなど、深刻な社会問題が生じてきたところであります。

このため、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進することにより、減量と有効活用を図ることが重要となり、一般廃棄物全体の中で容量の約60%、重量の約20%を占める容器包装廃棄物の処理が緊急の課題となったところであります。

このことから、平成7年に容器包装リサイクル法が制定され、従来は市町村が全面的責任を負っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者が分別して排出し、市町村が分別収集を行い、容器や包装を利用して商品を販売する事業者や容器を製造、輸入する事業者が再商品化するという役割分担を決め、三者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことが義務づけられました。

環境省によると、有効利用される廃プラスチックの割合は、金属等の他の素材と比べていまだ低く、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンのプラスチックごみが海洋へ流出しているとも推計されております。

このようなことから、2015年9月の国連サミットにおいて、2030年を年限とする17の国際目標であるSDGs「持続可能な開発目標」が採択され、目標の一つである「持続可能な生産・消費」において、天然資源の持続可能な管理と効率的な利用、廃棄物の発生防止・削減・再生利用、再利用により廃棄物の大幅削減などが示されております。

このようにプラスチック類をはじめとする資源物の使用量削減、リサイクル、そして適正な分別等は全世界的な流れとなっており、ご質問にありましたとおり廃プラスチックのリサイクル率の低い理由は、いくつかあると考えられるところではございますけども、可燃ごみと一緒に焼却するのではなく、適正な分別を進めることが大原則と考えるところでございます。

なお、ご質問の中で、日本のプラスチック廃棄物の実際のリサイクル率は7%、あるいは8%ほどに過ぎないとのお話をいただきましたが、この数字は、自治体が容器包装リサイクル法に基づいて回収しているプラスチック製容器包装やペットボトルのほか、例えば、廃棄された家電や自動車、建設系資材等の産業廃棄物を含む全ての廃プラスチックのリサイクル率であり、かつ、

いくつかあるリサイクル手法のうち、廃プラスチックを再生樹脂やパレット等として製品に再生利用する「材料リサイクル」の国内消費分、それと廃プラスチックを科学的に分解するなどして、コークス炉の化学原料や合成ガスに再生するケミカルリサイクルを合計した数字であると承知しているところでございます。

当町を含む全国の自治体から排出されるプラスチック製容器包装につきましては、引き取っている日本容器包装リサイクル協会が指定した再資源化事業者により処理され、材料リサイクルとケミカルリサイクルを合わせたプラスチックリサイクル率は、平成30年度実績で約65%となっております。

同様に、当町を含む全国の自治体から排出されるペットボトルについては、その多くが、例えば、卵パック等のプラスチックシートや再生繊維、飲料用ペットボトル等の製品に再生されており、そのリサイクル率は約80%となっております。

また、市町村が行う分別収集に当たっては、容器包装リサイクル法により、汚れの付着や異物の混入がないよう適切に収集することが求められておりますが、本町から日本容器包装リサイクル協会の指定業者に排出されたプラスチック製容器包装、ペットボトル等につきましては、品質調査による評価ランクが最上級のAランクとなっており、これも町民の皆さんの分別収集に対するご理解とご協力のおかげでございます。

分別収集の立ち会い当番につきましては、異物や汚れたものの混入等を減らし、廃プラスチックの適正な分別を行うために不可欠であるものと考えており、当番の開始・終了時間などについては、各地域の実情を踏まえて変更していただいておりますので、今後も立ち会いをお願いしたいと存じます。

町といたしましては、循環型社会の実現に向けて、プラスチック類を初めとする廃棄物の発生抑制「リデュース」、再使用「リユース」、再生利用「リサイクル」の3Rを推進してまいりたいと考えております。

7番（栗田君） 今、お聞きしている中で60%とか、そういう数字、全部は聞き取れなかったんですけど、私が問題にしていたのは、12月議会で聞いたところの可燃ごみの4,155トン、それに対して分別収集ごみは80トンぐらいだと。それで、それについてお金のほうは持ち込んだ総量で全体でどれだけ持ち込んだかという割合で決まるんで、金銭的にはよくわからんというお答えだったと思うんです。12月の分については。

その4,155トンの可燃ごみと分別収集した80トンの関係について、今、もうちょっとはっきりしたお答えがなかったと思いますんで、もう一度、そこだけしっかりお聞きしたいと思います。

住民環境課長（山崎君） 再質問にお答えいたします。

12月のご質問にもお答えいたしましたけども、当町の平成30年度のごみの量でございます

けども、可燃ごみとして焼却処分したものの、それが4, 155トンでございます。それと、立ち会い当番等をお願いして分別収集して収集したプラスチック製容器包装が約80トンということで、そういうことで4, 155トンに対してプラスチック容器包装が80トンと、そういうことでございます。

7番（栗田君） 今のところ、その4, 155トンの可燃ごみ、これは焼却でよろしいわけですね。それで、皆さんが一生懸命集めているのが80トン。計算すると2%ぐらいになります。

その80トンの2%入れたとしても、可燃ごみとして出した場合、処理費用としては2%上昇する。102%で。その金額がまだはっきりしませんので、どのくらいのお金になるのかわかりませんが、いずれにしろ増える分は2%だけです。100万円だったら2万円増えるだけということになります。1千万なら20万。それでも大事な税金を使うんだぞと言われれば、確かにそうなんですけれども、それだけのことで、皆さんに朝出てもらって、お忙しい方もいるし、いろいろな方がおられて、それでそれを一生懸命、人が出すごみを見て、こんなだめだとか。

私は、実は、もちろん、その分別収集の立ち会いに出ているわけです。そこで一度もこんなもんだめとか言った覚えはないんですけれども、実はプラスチックっていうのは、納豆の容器なんかで考えてみればおわかりのとおり、ざっと水に流して出して、まあまあだったらそれでいいんじゃないと言うけれども、実際には、もし本当にリサイクルするんだったら徹底的に洗って、それこそコロナウイルスなんかついていちゃだめだぐらいの勢いで洗わないとだめなんですけども。

だけど、そんなことも言わずに、言ったら町内の具合が悪くなっちゃうんです。その辺もちょっと考えていただかないと。立っている人が持ってきた人に向かって、こんなん持って帰れなんて、これは言えないわけです。そういうことも考えていただかないと困ると思うんですけども。

今、言ったように、100万円だったら102万円になるけれども、みんな燃やしたほうがいいか、それとも今までどおり集めたほうがいいか、これは町民の方々のご判断もあると思いますんで、それについては、これ以上お聞きしませんけれども、こういう実態であるということは、これではっきりしたと思います。

それでは、今回の私の一般質問は、これで終わらせていただきます。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、9番 滝沢幸映君の質問を許します。

9番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

現在、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、当町におきましても2月27日、町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、感染予防対策を実施していただい

ているところであります。非常に厄介なウイルスで、クラスターでの広がり懸念されますが、問題はワクチンと抗ウイルス薬がまだ確立されていないことと、PCR検査体制の遅れがあり、複合的な対策が不可欠であります。

日本国内含め、当町でも産業界に大きな影響が予測され、今後への不安ははかり知れません。今議会、一般質問でも同僚議員から取り上げられますが、私たちにできることは限られます。正しく恐れるを基本とし、感染防止の行動を粛々と進め、感染のリスクを低減していくことです。今後の医療体制の整備に期待をするとともに、国には迅速な対応と冷静な判断を求めたいと思います。

では本題です。昨年10月、広域的に甚大な被害をもたらし、多くの人命も失われた台風19号ですが、気象庁から「令和元年東日本台風」と命名をされました。これは1977年、沖永良部台風以来43年ぶりのことで、後世に経験や教訓を伝えるため命名したとしています。

県内でも多くの自治体が復旧への取り組みを進めているわけですが、当町におきましては、いち早く事業に着手され、目に見える形で復旧工事が進んできております。各事業が進められている中、復旧事業の内容のまとめと今後の取り組みについて取り上げたいと思います。

1、令和元年東日本台風災害復旧と取り組みについて、3項目質問いたします。

イ、災害復旧工事について。1つ目、災害復旧事業の内容と財源の内訳は。これまで専決、臨時会、定例会、5回の議決を経る中、町は迅速な復旧事業の執行を行ってきております。ここで、主な復旧事業の概略と工事費の総額、財源の内訳をお伺いいたします。

ロ、千曲川河川内施設復旧工事について。1、鼠マレットゴルフ場、ポンプ操法訓練場、上五明運動公園、3施設の復旧工事の進捗状況ということで、進捗状況と現状と整備完了見込みを伺います。

ハ、今後の検討課題について、3点、質問いたします。

1、2月12日付新聞アンケートの内容について、課題と今後の取り組みは。県内74市町村が回答し、全県的に今回の災害の教訓から対策に乗り出す動きが顕著になっているとし、また本復旧に向けた作業が進む中、技術職員不足や財源不足が課題とする回答も目立ったとしております。当町も直面している課題と着手予定、検討課題を回答しておりますが、災害の検証から今後の防災対策への取り組みを伺います。

2、総合防災訓練での取り組みは。昨年の災害から初の防災訓練になります。その経験から町民の意識も一層身近なものとなっており、来る災害に備えるためには、訓練は非常に重要な位置づけがあります。これまで地震災害によるものが中心でしたが、昨年の教訓から新たに取る訓練はどうでしょうか。

移動系防災行政無線を活用した訓練、初の避難所開設の経験から、避難所運営組織、学校、行政、地域の役割確認、また様々な立場の方の受け入れ体制など、避難所開設訓練の取り組みを伺

います。

3、地域防災計画の見直しは。当町でもこれまで経験のない災害で、初期段階での情報収集から伝達、警戒レベル情報の発信、避難誘導など、近年の激甚化する災害状況にあわせた見直しが必要と求められます。改定への検討はどうでしょうか。

以上につきまして質問いたします。

町長（山村君） ただいま滝沢議員さんから、令和元年東日本台風災害復旧と取り組みについてのご質問をいただきました。その中のイロハのうち、千曲川河川内施設復旧工事につきまして、私から答えさせていただきます。

昨年10月の令和元年東日本台風では、全国で甚大な被害が生じ、長野県内におきましても、千曲川沿岸を中心に、堤防の決壊や鉄橋の崩落など大きな被害を受けております。

当町におきましても道路や橋梁、公共施設等への被害や、堆積土砂による農地災害、風害による果樹や農業施設などへ大きな被害をもたらしました。

町では、専決、あるいは議会の臨時会、定例会など数度にわたりまして補正予算をご審議いただきまして、昭和橋、バラ公園駐車場、運動公園、消防ポンプ操法訓練場、農業被害などの災害復旧に取り組んでおり、急ピッチで事業を進めているところでございます。

ご質問いただきました、3施設の復旧工事の進捗状況について申し上げます。

最初に鼠橋運動公園マレットゴルフ場等災害復旧工事につきましては、河川下流側の若鮎コース、上流側のちょうげんぼうコース、併せて36ホール及び運動場に流入した土砂の撤去、陥没箇所への整備、倒木等の処理による原形復旧工事でございます。

工事につきましては、今年は大雪を含む降雪がほとんどなく、天候にも恵まれる中、順調に工事が進んでおります。

12月下旬に工事を発注し、倒木等の伐採工事と片付け処理が完了し、土砂等の流入及びコースの陥没が見られたマレットゴルフ場コースの復旧につきましては、坂城町マレットゴルフ協会の皆さんにもご協力いただきながら、両コースの成形を進め、3月中旬には、ほぼ全コースの原形復旧が完了する見込みとなっております。

今後は、各コースの仕上げ、コース表示、剥がれた芝の養生等を行い、一日でも早く原形復旧してほしいという町民の皆様のご要望に応えるため、年度末までに復旧を完了させ、4月の新シーズンからご利用いただきたいと考えているところでございます。

続きまして、坂城町運動公園、これ上五明ですけれども、災害復旧工事につきましては、河川上流の少年野球場、野球やサッカーができる運動場、河川下流の野球場A・B面に流入した土砂の撤去、陥没箇所への整備、流失または破損した防球ネットやトイレ等の復旧等でございます。

進捗状況でございますが、各グラウンドの埋塞土のすきとりを開始し、陥没箇所の穴埋めや盛り土への利用、そして埴科頭首工横にあります千曲運動場へ土砂を運搬し埋設しております。

現在、土砂等のすきとり及び運搬作業は、ほぼ完了しており、今後は各グラウンドの不陸整正を行い、グラウンド土の盛りつけ、クレー舗装を行い、あわせてトイレ等を設置する予定でございます。

また、様々な状況を勘案する中で、可能な範囲でスポーツ少年団硬式野球の皆さんにもご協力いただき、ベンチの配置などを確認し、設置できたらと考えているところでございます。

4月の使用開始に向け、工期内に完了するよう作業を行い、各種団体の野球大会をはじめ町のスポーツ大会、そしてスポーツ少年団硬式野球の皆さんの練習が行えるよう努めてまいります。

数日前ですけれども、この工事を担当しておられる業者の会社さんからドローンを使って、この運動公園を上からの風景をアップしております。これを見まして、なかなか、随分進んでいるなというふうに安心したところでございます。

次に、消防ポンプ操法訓練場復旧工事でございます。

消防ポンプ操法訓練場につきましては、消防団の基本技術であり、迅速かつ正確さが要求されるポンプ操法の訓練を実施するため、平成元年に四ツ屋の千曲運動場内に整備を行い、以来31年間使用したところでございます。

しかしながら、今回の令和元年東日本台風によりアスファルト舗装が流出するなど、大きな被害を受け使用不能となっている状況でございます。

このようなことから、町では、現在地と比較して浸水被害が比較的少ないと考えられる鼠橋運動公園の運動場への移設復旧に向けまして、千曲川河川事務所へ協議を行い、調整を進めてまいりました。

工事は、鼠橋運動公園内の従前の訓練場と同等規模のアスファルト舗装等を施工するもので発注済みですが、現在、鼠橋運動公園も災害復旧工事の施工中でございますので、その工程と調整を図り、早期の事業完了を目指してまいります。

3施設の復旧工事の状況を申し上げましたが、その他の施設や農地災害につきましても、できる限りの進捗を図り、一日も早い復旧に取り組んでまいります。

総務課長（柳澤君） 1、令和元年東日本台風災害復旧と取り組みについてのイ、災害復旧工事についてお答えを申し上げます。

台風被害に対する当町の災害復旧関連予算につきましては、一般会計第10号補正までの予算総額で3億4,185万6千円となっております。このうち、国庫支出金1億7,796万1千円、県支出金2,726万8千円、町債6,580万円で、一般財源等は7,082万7千円でございます。

災害復旧事業に係る町債につきましては、後年度の財政負担の軽減を図るため、借り入れを行った翌年度から元利償還額に対し、ほぼ交付税算入がなされるため、町の実質負担額は7,082万7千円でございます。

ご質問をいただきました事業ごとの内容及び財源内訳につきまして、主なものを申し上げます。

道路橋梁災害復旧事業は、昭和橋の橋脚周囲を覆っていた土砂が増水により流出し橋脚が露出したため、橋脚の周囲に重量5トンの大型のブロック294個を設置する復旧工事で、事業費は8,829万4千円でございます。

財源内訳は、国庫補助金が3分の2の補助率で5,333万3千円、町債となる災害復旧事業債は2,660万円、一般財源は836万1千円でございます。

運動公園施設災害復旧事業につきましては、鼠橋運動公園の土砂の流入や上五明運動公園の流失に係る復旧工事で、事業費7,372万7千円に対しまして、国庫補助金が3分の2の補助率で4,506万6千円、町債の災害復旧事業債は2,250万円、一般財源は616万1千円でございます。

消防施設災害復旧事業は、鼠橋運動公園内へ消防ポンプ操法訓練場を移設復旧するもので、事業費は1,065万円でございます。

財源内訳につきましては、補助対象事業ではございませんので、全額一般財源となっております。

農地災害復旧事業は、上五明河川敷内において、河川の増水による土砂の堆積や洗掘などにより被災した農地約4.6ヘクタールを復旧する工事や流入した災害ごみの撤去等でございます。

事業費は8,484万円、国庫補助金は6,817万円、補助率は90%でございます。町債の災害復旧事業債は1,170万円、一般財源等は497万円でございます。

また、この災害復旧事業で除去をいたしました堆積土を、埴科頭首工付近で洗掘された場所へ埋め戻し、原形の高さまで復旧する予定としております。

なお、補助事業の対象とならない町道や河川などの土砂の撤去や測量設計委託、消防ポンプ操法訓練場の復旧事業などの単独事業につきましては、県などのヒアリングを受ける中で、災害復旧事業債が充当できる見込みとなり、一般財源の支出はもう少し減額となるものと考えております。

町債の予算計上に当たりましては、それぞれの事業の進捗状況や完了などに伴う事業の精算と合わせて、今後調整をしてみたいと考えております。

続きまして、ハ、今後の検討課題についてのうち、昨年10月の台風19号豪雨災害から4カ月になるのを機に、信濃毎日新聞が県内77全市町村長を対象に、1月下旬から2月上旬にかけて行いましたアンケートの内容及び回答についてお答えをいたします。

このアンケートの集計結果につきましては、お話にもございました、2月12日付信濃毎日新聞に掲載をされたところでございます。回答に当たりましては、昨年11月中旬に課長等により、また、11月下旬には理事者を含めて行いました庁内検証会議において課題とされた点や新年度の予算編成を行う中で議論した点などを踏まえて回答いたしましたところでございます。

まず、質問の台風19号災害からの復旧復興に向けて直面している課題につきましては、河川や道路インフラの復旧、農業関連インフラの復旧、技術職員の不足、営農の支援についてを上げさせていただきました。

町長の答弁でもございましたが、昭和橋、バラ公園駐車場、鼠橋運動公園、上五明の坂城町運動公園につきましては、工事施工中で、消防ポンプ操法訓練場については、鼠橋運動公園に移設・復旧することから、現在、工程の調整を行っているところでございます。

農業被害に対する対応につきましても、営農支援として枝折れした果樹の苗木や倒壊したぶどう棚資材購入補助など、農作物災害緊急対策事業を進めるとともに、パイプハウス等農業用施設や農業機械の損壊につきましては、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用し、補助事業を進めております。

併せて、農業関連インフラの復旧に向けては、千曲川河川敷の農地に堆積した土砂の除去を行う農地災害復旧事業につきましても、工事を進めているところでございます。

また、技術職員の不足に対する対応といたしましては、町職員OB技師の力を借りて対応しております。技術職員につきましては、今後も計画的な採用に努めてまいりたいと考えております。

河川や道路インフラの復旧、農業関連インフラの復旧につきましては、当町を含め、回答した35市町村のほとんどが課題として挙げており、今回の台風被害の甚大さを改めて感じるとともに、早期復旧に向けて、被害にあった関係市町村が連携し、継続して国や県などに財源確保や千曲川の早期改修など要望していくことも必要であると感じたところでございます。

次に、新聞にありました、台風19号災害をきっかけに着手したこと、着手予定、前向きに検討していることにつきましては、避難勧告・避難指示などのタイミングの見直し及び伝達方法の見直し、災害時の職員体制・運用の見直し、地域の防災インフラ・設備の整備拡充、防災訓練など住民の防災意識の向上、住民・自主防災会との連携強化についてを挙げさせていただきました。

これを踏まえ、新年度予算に、地域の防災インフラ・設備整備拡充として、災害時に地域の避難所となる小学校に自立分散型エネルギー施設を設置し、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現するため、村上小学校に蓄電池設備を設置し、避難所としての機能を高める経費を計上させていただきました。

今後、移動系防災行政無線が整備され、小中学校等の中核避難所、災害発生時に応急避難所となる各公民館等に移動局の端末が設置されます。災害時において、移動系防災行政無線も活用する中で、住民・自主防災会との連携強化を図っていくことが重要であると考えております。

また、今回の台風19号対応の検証をもとに、避難勧告・避難指示などの伝達方法及びタイミングについて、また災害時の職員体制・運用の見直し、防災訓練など住民の防災意識向上などについて、現在、どのような対応が、より実効性を上げられるかについて検討を行っているところ

でございます。

避難勧告・避難指示などの伝達方法及びタイミングについては、災害の状況に応じて、地域を区切った発令を行うことができるのかどうなのか。また、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令のタイミングをどうするかなど、災害時の職員体制・運用の見直しについては、限られた職員数の中で対応することから、避難所対応に当たる職員体制の検討を、また、地域の実情に合った防災訓練など、今回の台風19号での対応を、今後の災害対応に生かすことができるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

住民環境課長（山崎君） 今後の検討課題についてのうち、総合防災訓練での移動系防災行政無線を活用した訓練及び地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

最初に、総合防災訓練での移動系防災行政無線を活用した訓練でございますが、町では、坂城、中之条、南条、村上の各地区を順番に、毎年、総合防災訓練を実施しており、去年は9月1日曜日、南条地区の皆さんを対象として、南条小学校グラウンド及び体育館を会場に実施いたしました。

当日は、自主防災会をはじめ消防団、関係団体の皆さん、約600人にご参加いただき、情報伝達訓練、避難誘導訓練、参加者による搬送、初期消火、水防、避難所運営等の各種訓練のほか、消防団による消火訓練、消防署による高所救出訓練などを実施したところでございます。

また、現在、整備工事を進めている移動系防災行政無線につきましては、文化センター、小中学校などの中核避難所のほか、災害発生の際に地域の皆さんが避難する応急避難所となる各公民館等に移動局端末を配備いたします。

災害発生時において、携帯電話等がつながりにくくなった場合でも、この移動系防災行政無線を用いることによって、自主防災会と町との連絡や、自主防災会相互の連絡・情報交換などを安定して行うことが可能であり、大規模災害時には特に有効とされております。

さらに、現在運用している同報系防災行政無線と移動系防災行政無線を組み合わせることで、大規模災害においても、町民の皆さんに対する情報発信等が迅速にできるようになり、災害に強いまちづくりにつながるものと考えております。

移動系防災行政無線を活用した訓練などを取り入れたらどうかのご質問でございますが、例えば、移動系防災行政無線を利用して、各公民館等に避難してきた方の人数等を災害対策本部に連絡する訓練、また、同報系防災行政無線の地区別放送機能を使って、区民の方に避難を呼びかける訓練を実施したいと考えているところでございます。

町といたしましては、令和元年東日本台風災害等を踏まえ、令和2年度総合防災訓練の内容をどのように見直したらよいか検討していきたいと考えておりますので、まずは役場内の関係各課と打ち合わせを行ってまいります。

なお、総合防災訓練とは別に、各自主防災会では、これまでも、町、消防署、消防団等とも連

携を図る中で、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等をはじめ、防災意識の啓発に関する講座や講習会の実施、土のう作りなど、自主的な防災活動に取り組んでいただいております、感謝申し上げます。

一方で、令和元年東日本台風災害を受けて、役場内の検証会議では、台風などの災害が迫る際には、あらかじめ町から各自主防災会に応急避難所の開設準備をお願いしていくといった、事前の連携も大切であるといった点が挙げられたところでございますので、公民館等を避難所として開設する訓練の実施など、防災訓練の充実についても自主防災会に働きかけてまいります。

次に、地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

町地域防災計画は、災害対策基本法の規定により、国の防災基本計画及び長野県地域防災計画との整合性を図った上で作成し、国及び県の計画が修正された場合は、必要な見直しを行うものとされております。

町地域防災計画は、風水害対策編、震災対策編、大規模な火事災害対策編、林野火災対策編、原子力災害対策編の5つから構成され、それぞれ災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策などを定めております。

令和元年東日本台風の対応に当たっては、本計画の風水害対策編に基づいて対策を実施し、有効に機能したものと考えておりますが、課題や反省点等も見えてまいりました。

また、平成30年4月からは、同報系防災行政無線の運用が始まるとともに、現在、移動系防災行政無線の整備を進めているほか、国のガイドラインが改定され、避難勧告等の避難情報が1から5までの5段階の警戒レベルを明記したものに変更となるなど、見直しが必要な箇所がございますので、それらを踏まえる中で、令和2年度から町地域防災計画の見直しに着手してまいります。

なお、令和元年東日本台風災害を受けて、国の防災基本計画及び県地域防災計画も令和2年度において大きく修正されることが予想され、国計画の変更を反映させた県計画の修正は、令和2年度末に完了となる見込みでございます。

つきましては、町地域防災計画につきましては、修正された県計画との整合性を十分図った上で、令和3年度中のなるべく早い時期に見直しを完了させてまいりたいと考えているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、ハの今後の検討課題について、総合防災訓練での取り組みのうち、避難所開設訓練の取り組みについてお答えいたします。

避難所開設訓練は、総合防災訓練における各種想定訓練の一つとして実施しており、内容としましては、避難所の役割やレイアウト、女性専用スペースの確保など配慮すべき点等をお話しさせていただいた後、訓練に参加された皆さんに、避難者と避難所運営担当者に分かれていただき、避難者の受付、避難者カードの記入及び集計、避難所で使用する物品として段ボール間仕切りの

作成を実践していただいています。

昨年10月の令和元年東日本台風の際には、町でも、町内3小学校体育館及び文化センターを中核避難所として開設し、各避難所に配置した職員を中心に、避難者の受付や避難者カードの集計、更衣室や授乳室といった専用スペースの設置、毛布や食料の配布などを実施いたしました。

こうした中で、小学校の体育館を避難所として開設するに当たっては、施設を管理する学校側から教頭先生などに大変なご協力をいただき、ござやマットなどの物品類やトイレの手配など、臨機な対応をいただいたところで、こうした経験を踏まえ、総合防災訓練における避難所開設訓練に学校の先生方にもご参加いただき、役割の確認や連携を深める取り組みも検討課題の一つと捉えております。

加えて、災害の状況によっては、中核避難所の運営に携わる職員を十分に配置できないことも想定され、避難されてきた皆さんに避難所運営を担っていただくことが考えられますので、訓練を通じて、そうした意識を持っていただけるような工夫も併せて必要と考えております。

また、昨年の台風で実際に開設した避難所運営を通して、様々な状況の方が避難されてこられる中で、避難所内における情報の提供や伝達の仕方、避難スペースの配置などにも課題があると感じているところでございます。

昨年の台風において町では、高齢の方や障がいのある方などで特に配慮を要する方のうち、一般の避難所での生活が困難な方の受け入れを行うための二次的避難所、いわゆる福祉避難所を老人福祉センターに開設いたしましたが、当然ながら全ての要配慮者を収容できるわけではありません。

こうしたことから、一般の避難所においても、例えば情報の取得が難しい聴覚や視覚に障がいがある方などは、運営本部の近くに避難スペースを設け情報を取得しやすくしたり、情報の伝達も音声だけでなく掲示板等による伝達の実施、移動に時間を要する方にはトイレなどへの移動が容易な場所へのスペース確保など、細かな点にも配慮した避難所運営も求められると考えております。

総合防災訓練における避難所開設訓練は、時間も限られ、全てを取り入れてというわけにはいかない状況もございますが、実際の避難所開設を通しての課題を踏まえ、まずは庁内で訓練内容について検討を進めてまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） ただいま町長、担当課長より、本当に各項目、大切な内容だと思っておりますが、詳細なご答弁をいただきました。

まず予算状況についてお示しをいただいたわけですが、確認いたしますと、復旧事業費の総額が3億4,185万6千円、そこから国県支出金、それから起債を起こした分、差し引いて、実質7,080万円が実際の町の事業費からの持ち出しということの理解をいたしました。

沿線の今回市町村、非常に大きな災害を、被害を受けまして、数十億から百数十億円という予

算の中で大変な財源、持ち越し、持ち出しを強いられている自治体もあるわけですが、一番こら辺が今後の課題で、また同じような、またそれ以上の災害が発生した場合には、財政負担というのが大きなものとなってくる可能性があります。自治体の財政負担の軽減のためには、これは国、県をあげて河川の治水対策、強靱化に向けた施策というのは求められると思います。そして、一刻も早い復旧に向けての迅速な対応をしていただきたいと思います。

今後の取り組みにつきましても、それぞれ、今ご答弁にありました内容をお聞きしました。所見の時間もございませんので、何点か再質問ということでお願いをしたいと思います。3点だけ質問させていただきます。

1つ目が財政調整基金の取り崩しで、30年度の決算で残高23億6千万円ということでありましたが、これが現在20億円を割っている状況でございます。今後有事が発生した場合、その不安が大きいわけですが、この推移をどのように捉えているのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほど町長のほうから河川施設の進捗状況をお聞きしまして、非常にスピード感持ってやっていただいていることはありがたいと思っております。ただこれ完成した暁、これは坂城町が先行でやっていただいている事業なんで、完成後、他市町村からの利用者がかかり増えるんじゃないかというふうなことを思っております。その際の対応についてお伺いをいたします。

もう一点は、先ほどご答弁の地域防災計画の件ですが、令和2年度、国、県がまず方向性示して、その後、令和3年度、町でも策定をするということのご答弁でございましたが、この内容、非常にボリュームのある内容で、全て理解するのは難しいわけですが、それでもこれ町民の方に公開する必要があるんじゃないかと。今後、ホームページのリニューアルということも検討されていると思いますが、そういう電子化といいますか、ホームページへの掲載へのお考え、これは可能かどうか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

総務課長（柳澤君） 財政調整基金残高の推移というご質問についてお答えをいたします。

町の財政調整基金につきましては、歳入の根幹となります町税収入が経済情勢や景気の動向の影響を受けやすく、それによりまして税収は大きく増減すること、あるいは予期しない災害の発生などによる緊急の財源需要の備えとして運用しているところでございます。

残高というところでございますが、捉える時点によりまして増減をいたしまして比較が難しいところでございます。今お話がございましたように、平成30年度末の基金残高は約23億6千万円、今議会に上程しております令和2年度の当初予算に繰り入れ後の予算残高は約19億2千万円で、比較をいたしますと減少しているというような動きとなっております。

一方で、ここ数年の当初予算の繰り入れ後の基金残額につきましては、平成29年度は約19億4千万円、平成30年度は19億2千万円、令和元年度は約22億4千万円で、令和2年

度は19億2千万円というところで、おおむね20億円弱で推移をしている状況でございます。令和元年度につきましては、骨格予算編成のために、当初予算額の圧縮に伴いまして基金繰入額も減額となっているため、約22億円というような状況でございました。

今後も長期総合計画ですとか、あるいは総合戦略の事業、また公共施設などのインフラ整備で事業費等々増加が見込まれるところでございますけれども、事業実施に当たりまして、財源確保としまして、国・県の補助金の活用、あるいは交付税算入のある起債の活用といった部分、また特定目的基金を含む基金全体のバランスを考えながら、適正な基金管理による健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（堀内君） マレットゴルフ場復旧完成後の対応についてお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、鼠橋運動公園マレットゴルフ場につきましては、近隣の河川敷マレットゴルフ場、多くが使用はできないといった状況等お聞きしておりますので、町外からも多くの方の来場が予想されます。

オープン後につきましては、町民の方、町外の方、誰もが、個人での使用の場合、マレットゴルフ場はご利用いただけるようになっております。オープン当初は混雑が予想されますが、これまでどおりルールとマナーを守り、お互い譲り合いながらご利用いただければと考えております。

なお、マレットゴルフ場使用上のマナー、ルールにつきまして、マレットゴルフ場内に掲示するなどし、周知に努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山崎君） 地域防災計画のホームページへの掲載をとの再質問にお答えいたします。

先ほどご答弁いたしましたとおり、町地域防災計画につきましては、令和3年度中のなるべく早い時期に見直しを完了する予定でございますが、見直しが完了いたしましたら、速やかに町ホームページに掲載してまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） 再質問のご答弁いただきました。それぞれ大事な内容だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。今後の検討課題ということで1点、2点ですか、要望させていただきたいと思います。

災害発生時、今回のような感染症が蔓延するということも十分に考えられるわけです。そうなりますと、さらに厳しい判断と対応が求められるわけです。この点をご答弁にもありました。もう一点ですね、もう一点は11日の東日本大震災ですが、その当時も多くの職員の方が犠牲になられたという報道がありましたけれども、十分に当町の場合も職員の方が被災者となるのが十分に想定されます。日々公僕としての位置づけで公務を執行していただいておりますけれども、同じ町民として、同じ立場で命を守ることを最優先にお考えいただき、今後の災害対策の取り組みにもお願いをさせていただきたいと思います。

そして、先ほど担当課長からもご答弁がありましたけれども、財政的には大丈夫というふうには私は認識をいたしました。今後さらに安定した財政の基盤整備と健全化をお願いをいたしまして、

次の質問に移りたいと思います。

2、町道整備について取り上げます。

これまで幾度となく一般質問でも取り上げられ、昨年11月の議会報告会でも多くの要望が出されました。機会があるごとに、常に提言いただく町民の方からの懸案事項であります。ぜひとも実現に向けた方向性をお示しいただきたい内容です。

イ、A01号線拡幅工事促進を。1つ目、坂城高校南側カーブの拡幅工事促進を。

この地点はご承知のとおり、大型トラック通行時、すれ違いができません。これまでガードパイプへのミラー接触事故、南側方向からカーブ進入時、ガードレールへの接触事故などの事案が発生しております。

昨年3月議会で大森議員も取り上げておりますが、ご答弁では、現在工事が進められている南条、中之条地区の全線完了後、坂城地区について事業着手予定で、事業許可のない現状での拡幅は、用地提供や工事費用などの問題もあり、大変難しい状況であるとのことをございました。その点は私も理解はいたしております。

しかし、何とか1メートルから2メートル、拡幅できれば、トラック、乗用車のドライバーも安心・安全で通行が可能となります。この点は地域住民も行政も共通認識として捉えている事案だと思います。その意味では策はあると思いますが、いかがでしょうか。

2つ目、坂城高校登り口、歯科医院前交差点の改良工事実施を。

ここは御所沢から下ってきて産業道路左折時、見通しがききません。また、交差点が鋭角のため左折時、道路右方向に膨らませる必要があるため、田町方向から御所沢に直進で上がってくる車と対峙したときには危険が伴います。町循環バスも御所沢から下って左折時、大曲がりしている現状もあり改善が求められます。この角は町所有地となっております。この部分の隅切りを実施していただき、左折時の危険軽減を実施いただきたいと思います。答弁をお願いしたいと思います。

次に、口、安全に通行できる取り組みを。1つ目、坂城高校下交差点の安全策実施を。

ここも多くの機会に取り上げられております。通学路にもなっております。20年以上も前からの危険箇所であります。29年2月、車同士の大きな事故が発生し、時間がずれていましたら、小学生を巻き込む危険性もありました。先週までに舗装工事が実施され、カラー舗装とグリーンベルトが施されましたことは、安全への取り組みとしてはよかったと思っております。ただ問題点としては、旭ヶ丘方面からの通行時、交差点で右方向からの見通しがきかない状況は変わっておりません。

次の3点につきましてご提案をさせていただきます。

1つ目、旭ヶ丘方向から交差点手前に速度表示板の追加設置を。現在、ここの道路沿いには2カ所、これ旭ヶ丘方面に近いところなので、これは今の交差点に近いところにもう一基、追加

をお願いしたいということです。

それから、カーブミラーを霜付着に強いスーパーミラーへ更新を。これは通行されている方からの提言ですが、唯一、右方向からの車両確認のミラーです。霜で曇る場合があり、目視で確認のため交差点先に車を進めなくてはならず、何度も危険な状況があったとのこと。

このミラーは材質がアクリルと、それからSUS、ステンレスです、この2種類あるわけですが、反射率ということでは、アクリル製が非常に80%以上の反射率でよいということなんです。ただ強度的な問題があって、現在、町内ではステンレス製が多いと思うんですけど、そこら辺のところをカバーする意味で、スーパーミラーというのは非常に曇りに強いということでありましたので、ぜひこれを検討をいただきたいということでございます。

そして、引き続き、拡幅への取り組みをお聞きいたします。

以上につきまして、質問をいたします。

建設課長（宮下君） 2、町道の整備について、イ、A01号線拡幅工事推進についてお答えいたします。

A01号線の拡幅工事につきましては、ご案内のとおり、現在は南条地区の山金井入口交差点から町横尾までの約750メートル区間を金井工区、保地工区、酒玉工区の3工区に分けて、国の事業認可を受ける中で事業を進めているところでございます。

3工区のうち金井工区及び酒玉工区の2工区については事業着手しており、ご承知のとおり、酒玉工区が一番の大型工事であり、一級河川谷川に架かる若草橋の架け替え工事につきましては、長期間の通行規制等により、地域の皆様はじめ関係する皆様にご不便、ご迷惑をおかけしたところですが、この4月から供用開始を予定しているところでございます。

ご質問の坂城高校南側カーブを含む文化センター北交差点以北の産業道路につきましては、以前の議会におきましてもご質問をいただいた経緯もございしますが、道路拡幅の未整備区間となっており、南条地区が全線完了した後、事業着手する予定であり、現状においては具体的な事業開始年度については見通しが立たない状況でございます。

そのため、坂城高校南側のカーブにつきましては、事業認可がされていない状況の中におきましては、道路拡幅に伴う用地確保や工事費用などの問題もあり、早急な町単独での道路改良工事の実施は大変難しい状況でございます。

しかしながら、そうした状況ではございますが、南条地区の工事進捗を進めるとともに、文化センター以北のA01号線の拡幅につきましても、中長期的な事業計画を立てていきたいと考えております。

いずれにしましても、現在施工中である南条地区の未整備区間の早期完成を目指し、1年でも早く文化センター以北の町道A01号線道路改良事業に取り組めるよう、引き続き事業推進を図ってまいります。

次に、坂城高校登り口、歯科医前交差点改良工事実施をについてお答えいたします。

この交差点につきましては、以前に横断歩道設置のご要望を受け、平成23年度に公安委員会の指導のもと、横断歩道設置工事及び歩行者の安全対策工事も同時に実施しており、横断歩道を利用する歩行者の待機場所の確保や、巻き込み防止のためのポールなどを設置しております。

ご質問の町有地を活用した隅切りの実施についてでございますが、この交差点は小中学生等の通学路にもなっていることや、大勢の高校生も利用する交差点であり、また変則的な交差点となっていることから、横断歩道設置時も公安委員会と協議を重ね、歩行者の安全確保を第一優先とし、現在の形状となっております。

そのため、御所沢方面から産業道路へ左折しやすくするなど、交差点改良を実施する場合には、再度、公安委員会との協議が必要となり、産業道路へ接続する道路線形、現在設置されている横断歩道、ポールなどにつきましても、設置位置の大幅な変更が生じる可能性があり、御所沢方面から産業道路へ左折する車両は便利となる一方、横断歩道を利用する歩行者や、駅方面から御所沢方面へ向かう車両に影響が出てしまう恐れがあります。

そうした状況も考慮する中で、交差点改良に伴う形状変更につきましては、地元住民の方々の意見や、公安委員会などと十分に相談をする中で、歩行者にも車両にとりましても、安心・安全な交差点となるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、口、安全に通行できる取り組みを。坂城高校下交差点の安全対策実施をについてお答えいたします。

旭ヶ丘方面からの道路と産業道路が交差する坂城高校下交差点につきましては、小中学生の通学路になっていることや、多くの高校生の通学にも利用されており、過去にPTAからの要望や、議会でも安全対策についてご質問をいただいた経過のある交差点でございます。

また、交差点付近は見通しが悪く、歩道が設置されていないこともあり、道路拡幅に向け何度か用地交渉した経緯もございます。

そのような状況の中、応急的な安全対策の一環として、平成24年度に一部外側線を車道側へ移設し、グリーンベルトの設置や、平成27年度には坂城高校方面及び坂城駅方面から通過する車両へのスピード抑制や注意喚起として、交差点付近にカラー舗装を設置し、歩行者の安全の確保に努めているところでございます。

ご質問の速度表示板の追加設置につきましては、公安委員会と相談・検討させていただき、必要な箇所へ設置できるよう要望していきたいと考えております。また、交差点付近の既存のカーブミラーにつきましても、ご質問のとおり経年劣化が進行していることから、できるだけ早期に防霜ミラーに交換するようしてまいりたいと考えております。

なお、坂城高校下交差点付近の舗装の劣化が激しく、停止線及び「とまれ」などの路面標示が消えかかってしまったこともあり、今年度、アスファルト舗装によるオーバーレイや、外側線及

びグリーンベルトの再設置工事を実施し、交差点付近には注意喚起のためのカラー舗装を新たに実施し、さらに安全な交差点となるよう努めているところでございます。

いずれにしましても、坂城高校下交差点の恒久的な安全確保を図るためには、道路幅など歩道確保が必要でありますので、抜本的な交差点改良も視野に入れながら、今後も用地提供のご協力をお願いしていく中で、安心・安全な交差点となるよう、公安委員会ははじめ関係する皆さんと協議をしてみたいと考えております。

9番（滝沢君） ただいま担当課長よりご答弁いただきました。

まず、先ほどA01号線、坂城高校南側拡幅工事の件ですが、ともに入りましたんで、半歩、一歩前進したと私、受けとめさせていただきました。前は終わってからということでしたが、現在の工事を進めるとともにということでご検討いただくということでございますので、これはぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それと先に坂城高校の下の交差点の件ですが、今ご答弁いただきましたけれども、現在できることはすぐに進めていただいて、ご答弁にありましたように、安心・安全な交差点となるよう事業展開を望んでいきたいと思っております。

それから、歯科医前の交差点の件ですが、ここ質問したいんですが、今横断歩道ありますけれども、実際、確かにあそこは横断歩道、通学路ということで承知はしているんですが、結局高校生があそこのコンビニ行く場合には、横断歩道を渡って、産業道路渡るわけです。実質産業道路は横断歩道がないわけです。でも、交通量から考えると、どうして産業道路にないのかというのは、これ普通の感覚だと思うんです。

もし通学路、子ども達の通学路ということであれば、あそこの産業道路に不動産会社があるんですが、あそこの不動産会社に横断歩道設置していただいて、そこから山王神社におけるルート、そしてそこから旭ヶ丘方面に行くルートというのは考えられるわけですが、ここら辺のお考えというのはどうかお聞きしたいんですが、お願いいたします。

建設課長（宮下君） 御所沢下の産業道路の件でありますけれども、この件につきましても、先ほどご答弁申し上げましたけれども、横断歩道の設置、どちらがいいか、いろいろと公安委員会等と協議する中で、現在の横断歩道に至っております。

また、今議員さんのご質問のとおり、もうちょっと産業道路南側ですか、そちらのほうの横断歩道の設置についても、以前に検討した経過もでございます。引き続き公安委員会等とその件については協議調整してみたいと考えております。

9番（滝沢君） 再質問、ご答弁いただきました。先ほどのご答弁の中でも、今後公安委員会と地域、住民の方と協議を進めていくというお話でございましたんで、ぜひともそこは具体的に進めていただくようお願いをしたいと思います。

あと、そういうことでなかなか道路、産業道路、ありますけれども、当然、第6次長期総合計

画に盛り込まれていくということになると思うんですけども、財源との絡みというのがもちろんあるわけで、ここら辺は県、国へ強く要望、私たちが機会があれば、そういう形でさせていただきたいと思いますので、今後とも推進のほうお願いをしたいと思います。

ではまとめということで、最後ですが、3月11日、東日本大震災から9年目の日を迎えます。3月11日のあの日、あの時が今でも鮮明によみがえってまいります。

数日前、原発事故による帰宅困難区域で地域の一部が解除されたとニュースがありました。まだまだ多くの方がふるさとに帰れない現状が続いております。さらに、国、行政の継続支援が求められるところでございます。

昨年の台風災害、現在起きているウイルス感染症につきましても、私たちはその困難や苦しみを経験し、それを乗り越えていく力があると信じます。そこから学び、備え、そして官民ともに共通認識を持ち支え合う姿勢を貫いていかななくてはならないと感じるところでございます。

以上、一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時56分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、1として、子ども達の豊かな心と体を育むためにということで質問いたします。

まず（イ）としまして、自然を生かした保育の実現に向けてということです。長野県におきましては、平成24年に県内の8団体により長野県野外保育連盟が設立され、その後、阿部知事と長野県野外保育連盟の会長が、今後の連携について懇談されたということでもあります。その後、信州型自然保育検討会というものが開かれ、制度の仕組み、そして、その申請要件、認定基準等が検討されました。そして、平成27年に長野県において「やまほいく認定制度」が始まったということでもあります。それ以降、やまほいくポータルサイトというものの開設や信州型自然保育認定団体助成事業を実施しております。

また、昨年ですが、皆さんもご承知のとおり、10月より始まった幼児教育・保育無償化にあわせて、認可外の「やまほいく認定園」、先ほど申しあげました認定制度の認定園であります。それを利用する世帯に対する信州やまほいく保育料負担軽減事業も始まっております。なお、2018年、2年ほど前ですが、12月現在、33市町村、185園が、この認定を受けております。

こうした県内の動きに合わせ、昨年になりますが、自然保育、そして野外保育に関心または推進する県外の県議会並びに市町村の議員が集まり、長野県自然保育議員連盟が設立となりました。

ちなみに、この議員連盟に私もメンバーとして活動を始めているわけではありますが、また、その後になります、国においても、今年の1月に森のようちえん振興議員連盟というものが設立されたと新聞等でも報道があり、全国的にも自然保育また野外保育への関心が高まっているということでございます。

なお、余談にはなりますが、鳥取県、そして広島県など、他県においても自然保育の普及、推進を図るための支援制度がつくられ始めています。自然保育には様々な効果が期待されます。例えば、子ども達にとって自然体験を通じ、自己肯定感や社会性、創造性が向上するといったものや、また、外遊びを通じ体力がさらにつくだとか、また、発達に様々な特性を持つ子どもにも有益だということとされております。また、保育をする側、つまり保育士または幼稚園の先生方にとっても、資質や保育スキルの向上、そして、保護者とのコミュニケーションの広がりにも効果があるとされております。また、地域社会にとっても自然保育を活用することで、移住促進や地域住民との交流の広がり、地域の活性化にもつながるとされております。子ども達の成長において、感覚が豊かに刺激される様々な物事と触れ合う体験はとても重要であります。その体験には地域の伝統文化に関わる活動、また、農作業などの体験も必要となっております。そういうことに触れることが、生きる力の育成にもつながると考えております。

そこで質問になりますが、現在、町内保育園において、園外での活動状況、これはどうなっていますでしょうか。また、現在、当町において、この制度を活用し、多様性のある保育を実現していく可能性があるかどうか、こちらをお伺いいたします。

子ども支援室長（鳴海さん） 1、子ども達の豊かな心と体を育むために。（イ）自然を生かした保育の実現に向けてについてお答えいたします。

長野県では、平成27年度に豊かな自然と地域資源を活用した屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」を新たにスタートさせました。この認定制度につきましては、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちと、子どもが本来持っている、自ら学び、成長しようとする力を育むことを目的とした保育を実施する園について、県が認定することにより、自然保育の社会的な認知及び信頼性の向上を図ることで、「子育て先進県なの」を実現することを目的としています。

また、認定を受けた園が相互に学び合い、研修会を通じて、その主体的な活動を県内外に積極的に情報提供するなどの取り組みも行われております。

認定制度開始から4年が経過した、今年の3月時点では、県下で37市町村210園が、この制度の認定を受けております。

この認定制度については、2つの区分、特化型と普及型があります。特化型は、保育等において、質・量ともに自然保育に重点を置いて取り組んでいる保育園、幼稚園が対象で、要件といたしましては1週間で合計15時間以上の屋外活動を中心とした体験活動を行っていること。通算

2年以上の自然体験活動の指導経験者が常勤保育士の半数以上であること。また、安全管理の専門講習を受講した常勤保育士がいることなどが認定の基準となります。

一方、普及型は、保育事業者が他の保育等のプログラムと合わせて自然保育にも積極的に取り組んでいる保育園、幼稚園が対象となり、1週間で合計5時間以上の屋外中心の体験活動を行うことなどが認定の基準となります。

坂城町の保育園におきましては、子ども達が心身ともに健やかに育つこと、地域の特性を生かし、様々な体験を通じて豊かな感性を育てること、友達を大切にし、思いやりのある子ども、最後まで頑張れる子どもの育ちを目的に、日々、保育を行っております。また、いずれの保育園も近くには自然がたくさんあり、日々の園外活動で公園に出かけたり、遠足での山登りや和平高原へのバスハイクなど、自然の中を駆け回ること、全身で自然を感じることができるような取り組みを行っています。

各園での行事に、地域の伝統でもあります坂城陣太鼓の方を招いたり、高齢者の方や地域の方と一緒に七夕飾り、餅つきなどの体験・交流活動や、畑で季節の農作物を育て、収穫するなど、日常の保育の中で人・地域・文化と関わる活動も行っております。

こうした活動を通じて、子どもの自発的・主体的な活動が見られたり、子ども同士の関わりの中から達成感をともに味わい、喜びが自信につながり、相手の気持ちを考えて行動できる姿が見られるなど、自然や地域資源を活用した保育は子どもの心身の健全な発達に大変重要な取り組みであると考えています。

町におきましては、県の推進する主旨に沿った自然保育は、普段から取り組んでいる内容が多くありますので、今後、認定を受けた園の自然環境を生かした活動内容を参考にすることで、自然保育について研究してまいりたいと考えております。

3番（山城君） ただいま担当課より答弁いただきました。自然保育について触れることは、当選以来、いつかこれは質問をしたいと思っておりました。そして、今、コロナウイルスで外遊び等もなかなか難しいという現状にはありますが、これから自然を生かした保育づくり、また午前中の一般質問にもありました同僚議員ではないですが、坂城への移住促進という観点からも、坂城の自然を生かした取り組み、保育、そういったものを今後の行政に生かしていただきたいと思えます。

なお、私事ではありますが、子どもころ、川で笹舟をつくって遊んだり、また、水切りをしたり、家族で山登りをしたりという自然体験を私も経験しております。しかしながら、昨今の子ども達の様子を見れば、外で遊ぶということ自体、保育園児に限らず、幼稚園児に限らず、見る事が少なくなっているというふうに感じております。

また、今の答弁では述べられませんでした。この自然保育をする上で、安全管理、危機管理等々、そういった管理の部分をしっかりとしなければならないという文言も基準にはございます。

その危機管理、安全管理というものは、今、より一層大事になっているので、そういった点も留意しながら、制度を使う、使わないに限らず、今後の保育に生かしていただきたいと思います。

1 問目の自然保育については、以上で質問を終わりたいと思いますが、今後、そういった自然保育を活用していただきたいと思いますという要望を込めまして、次の質問に移ります。

2 番として、新型コロナウイルスについてという質問に移らせていただきます。(イ) としまして、学校休業時の児童生徒への対応ということでございます。

先月、27日の夜、国から小・中・高等学校並びに特別支援学校等に対し、3月2日から春休みまでの間、臨時休校するよう要請がありました。世界各地、また日本各地においても、新型コロナウイルスの感染の拡大がされておりますが、それについて全国一斉の休校要請には私は大変驚かされました。休校要請があったのが、今、申し上げましたとおり27日、こちらは木曜日の夜であります。そして、休校開始予定、要請の日、3月2日、月曜日ということであります。学校、子ども、そしてまた保護者にとって、急に休校になるということで、準備に時間的余裕がなかったのではないかと考えられます。しかし、実際、国からの休校要請に対し、いつから休校にするかどうかというのは、各学校の設置者でございます。当町において、3月2日の午後から、小・中学校については休校とするという決定をされましたが、県外においては休校しないという自治体もあつたり、また、当町もそうですが、少し時間をずらす等々の措置をとられた自治体もあります。この時期に休校になるということは、春休みと合わせて期間が1カ月以上に及ぶ予定となります。子ども達にとって、突然休みとなることで、友人とのしばらくの別れだとか、学校の先生とも会えなくなるという不安もあることでしょう。また、その期間の学習面の不安を抱える保護者もいたということを知っております。何より、公立高等学校の後期試験、こちらを明日に控えておりますが、休校要請がされてから休校する、そして、明日が試験の当日となるわけですが、10日ほど学校がないという期間があります。そういったことで、特に中学校3年生ですが、休校になることで戸惑われている保護者もいるのではないかと推測されます。

学校の先生方も、この休校要請の後、約1週間ほどになりますが、大変ご苦勞されたのではないかと考えております。そして、何よりも、先ほど申し上げましたが、保護者にも動揺が広がっているというのは報道のとおりでございます。保護者においては、職場を休まざるを得ない状況となった方もいると思います。そして、その休職をする準備、そして実際、休職をするとなった場合、その準備も大変だったのではないかと考えます。先ほども申し上げましたが、国の休校要請に対し、各自治体は様々な決定をされたということですが、当町においては、この国からの要請に対し、どのようなプロセスで休校を決定されたのでしょうか。そして、学年末であるこの時期、学習面を含め、休校中の過ごし方などの注意点、春休みを含めた子ども達への対応についてお伺いいたします。

そして、次に（ロ）児童館の体制についてです。ここのところの新型コロナウイルス感染に伴う報道等において、学校が休校になり、保護者等が仕事等で自宅に不在となり、家庭の子ども達の預かりの場として放課後児童クラブまたは児童館の開所ということが報道されております。ここ数日、その児童館並びに放課後児童クラブという言葉が毎日のように報道されております。そして、共働き世帯、また、ひとり親世帯が増加することで、こうした施設への重要性がますます高まるのではないかと考えております。

学校が休校になることに伴い、当町は3月3日より3児童館を8時から18時半までの1日開館をしているということを聞いております。休校要請があった後、町外ではありますが、放課後児童クラブの関係者の数名から連絡がありました。それは、普段よりも長い時間、また、学校よりも狭い空間の中で子ども達が活動することで、そして、来所する子ども達が大勢になるのではないかと不安の声でした。そこで休校に伴い、児童館の受け入れの状況はどのようになっていますでしょうか。お伺いいたします。

そして、児童館について、今後、長期にわたり長時間の保育をする職員の状況についてお伺いいたします。約1カ月にわたり1日保育が続く予定ではありますが、職員の体制はどのようになっていますでしょうか。インフルエンザもまだまだ流行する時期です。職員体制が万全でなければ、児童館が安心安全な場として開所するということが難しくなるのではないかと予想されます。ご家庭にとっては、児童館の職員が不足するような事態になったり、児童館の運営に支障が出てはいけません。町として安心して子どもを児童館に預けられる体制をとっているのかということについてお伺いいたします。

町長（山村君） ただいま山城議員さんから、2として、新型コロナウイルスについて、（イ）で学校休校時の児童生徒への対応について、（ロ）で児童館の体制についてご質問を伺いました。私のほうからは全体的な取り組みと（イ）の学校休校時の児童生徒への対応についてお答え申し上げまして、（ロ）のほうは教育長、教育委員会のほうから話をしたいと考えております。

今、お話がありましたけれども、新型コロナウイルスについては、日々、感染者数あるいは死亡者の数が、日本というよりも世界各地で広がっておりまして、現代の世界で最近経験したことがないような状況に入っているというふうに思われます。ご案内のように、コロナウイルスは人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスであり、重症急性呼吸器症候群（SARS）や中東呼吸器症候群（MERS）などに加えまして7種類目のコロナウイルスとなっております。新型コロナウイルスの感染者の症状としましては、無症状または軽症の方が多いとされていますが、発熱や呼吸器症状、倦怠感などの報告もあり、一部では重篤な肺炎症状や死亡例もあるということから、特に高齢の方や基礎疾患のある方は注意が必要とされておるわけでありまして。

新型コロナウイルス感染症の現在の国内発生状況につきましては、散発的に小規模の複数の患者が発生している例が見られることから、今後の感染の拡大を最小限に抑えるため、国におきま

しては2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を取りまとめました。また、県においても、同日、県内において感染者の報告があったということから、国の基本方針が出されたことを受け、県民及び滞在者の皆様へのお願いとして、感染予防を呼びかけるメッセージと、県主催のイベント・行事の開催基準についてを定めております。

これらを受けまして、町におきましても、新型コロナウイルス感染症に対するお願いとしまして、石鹸等による手洗いや、咳エチケットの徹底、発熱等の風邪症状がある方は外出を避けていただく、多くの人が集まる場所では感染予防を徹底する、高齢の方・基礎疾患のある方・妊婦の方等は、できるだけ人混みに出ない等、呼びかけるとともに、町主催のイベントや行事の開催基準についても定め、ホームページにてお知らせしたところでございます。

今後も町主催の行事等の中止や延期などによりご迷惑をお掛けすることもあろうかと思いますが、ご理解いただき、町民の皆様にはできる限りの感染予防対策をとっていただくとともに、町におきましては、国・県等と連携を図る中で対応してまいりたいと考えております。

そして、国・県・町が様々な対策を講じている中、2月27日に開催されました国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であり、何よりも子ども達の健康・安全を第一に考え、感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請するといった方針が決定し、同日夕方、内閣総理大臣から発表されたわけであります。

これを踏まえまして、同日午後7時に町教育委員会では、翌日午前中に緊急対応検討会を開催することを決定し、あわせて学校からは午後7時30分に児童生徒及びその保護者に対して、どのような対応となるか決定していないが、明日、その対応についてお知らせすること、また、荷物の持ち帰りもできるよう、大きめの袋等を持参するよう、すぐメールにより連絡いたしました。

翌2月28日の朝、教育長と学校休校に伴う対応等について協議し、午前9時半から教育長、小中学校長、総括児童館長、給食センター所長と事務局が出席し、緊急対応検討会が開催されました。会議では、児童生徒の健康・安全を第一に考えることは大切であるが、それと同時に、児童生徒の気持ちの準備をするための時間が必要との方向性が出され、3月2日、朝からの休業ではなく、2日午後からの休業とすることとし、児童生徒が落ち着いた状態で臨時休業を迎えることができるよう配慮いたしましたところでございます。

また、同日午後4時から私が本部長である坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、検討会での協議結果とその対応について報告があり、各課との情報共有を行ったところでございます。

週が明けまして、3月2日の登校日におきましては、小学校においては各教室において放送により終業式を実施し、改めて臨時休業に至った経過や臨時休業中の過ごし方などについて学校長から子ども達に説明をいたしました。

卒業式については、現在のところ中学校3月17日、小学校18日と、開催日は予定どおりと
しておりますけれども、規模を縮小し、出席者は卒業生、保護者、そして教職員、来賓は町、町
議会、PTAのそれぞれ代表者のみで、祝辞はせず、紹介のみとさせていただくこととしており
ます。

また、登校日に関しましては、中学校は3月17日、小学校は3月18日の午後、もしくは
19日に設定しており、通知表を渡すのにあわせ、図書館を開館し、図書館で本が借りられるよ
うな対応も予定されております。

今回の緊急対応につきましては、子ども達の健康・安全を第一に考えるとともに、少しでも早
く、児童・生徒及びその保護者へ対応をお知らせする必要があることから、限られた時間の中で
休業等の決断を迫られたわけですが、今後も新型コロナウイルス感染症の発生状況等を
注視する中で、学校現場や教育委員会と連携及び情報共有を行い、対応してまいりたいと考えて
おります。

教育長（清水君） 私からは、2、新型コロナウイルスについて、（イ）学校休校時の児童生徒へ
の対応についてと、（ロ）児童館の体制についてお答えいたします。

先ほど町長からもお答えいたしました。2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感
染症対策本部において、小学校、中学校等における全国一斉の臨時休業を要請するといった方針
が決定し、同日夕方、内閣総理大臣から発表されました。翌28日には、文部科学事務次官から
前日の総理の臨時休業を要請する方針を受け、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、
中学校等における一斉臨時休業についてが発出され、長野県教育委員会を通じ、メールにて送付
されました。

内容といたしましては、臨時休業を行う場合における配慮として、保健管理に関すること、教
育課程に関すること等について示され、中でも教育課程に関する事項といたしましては、児童生
徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、
可能な限り家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講ずるなど配慮をすること等について示され
ました。

これらを受け、28日の午前に開催し、校長等と協議した緊急対応検討会では、町における臨
時休業中の子ども達への対応として、人混みの多い場所や不要不急の外出は避けること、帰宅時
や食事前などは小まめに石鹸などで手洗いやうがいをし、予防に努めること、発熱などの風邪の
症状が見られる場合は安静にして、休養と水分補給に努めることなどの徹底等、基本的な対策に
ついて再確認がされました。

また、学習面においては、通常の課題として出される春休み帳に加え、新たにプリントなどを
配付し、1年間の復習を臨時休業期間中に行えるよう指導することといたしました。

なお、臨時休業期間中は学級担任が電話連絡または家庭訪問により健康状態などの確認を行う

こととし、特に中学3年生につきましては、学習面において不明な点がある場合は、個別に連絡を取り合い、対応することといたしました。

また、小中学校の臨時休業等の検討とあわせ、児童館の対応についての検討も行いました。今回の児童館の開館は、緊急対応であることから、登録児童を含め、可能な限り家庭での対応とし、利用を希望される場合は、利用の都度、毎朝、検温結果を児童館で作成したカード記入することといたしました。

また、施設の利用に当たっては、換気を十分に行い、できる限り1人当たりの空間を確保できるように配慮し、遊戯室や図書室などの室内、砂場や校庭の屋外といったようにグループ分けをするとともに、体を動かすことで気持ちの切り替えや心身のリフレッシュを図るなど、過ごし方の工夫をすることといたしました。

続きまして、児童館の職員体制ですが、臨時休業に対応するための午前開館につきましては、児童館長もしくは支援員、補助員のほか、小学校に配置をしている学校支援員の活用も行うこととし、その日の利用人数により対応する職員数も変わってまいります。児童の学習・生活面の指導に当たり、けが等のないよう、十分注意して見守りを行うことといたしました。

臨時休業となった3月3日より児童館の受け入れを行い、現在のところ緊急の対応といったことで利用者が大勢来館しているといった状況ではございませんが、利用者多数の場合も想定し、小学校の体育館、校庭及び教員の活用も考えております。

また、具合が悪くなった児童の対応については、学校の養護教諭が保健室でケアをすることなどにより対応してまいりたいと考えております。今回の緊急対応期間中の児童館利用につきましては、通常時において放課後児童クラブへの登録をされている方がほとんどであります。学校で日常的に接点のある学校支援員が対応することで、利用する児童も落ちついて過ごしている状況でございます。

いずれにいたしましても、臨時休業時における児童館の開所に当たりましては、多くの家庭のご理解とご協力をいただく中で、学校と連携を図り、職員間での感染予防も徹底するなど、引き続き慎重に対応してまいりたいと考えております。

3番（山城君） 1つだけ、最後、教育長がおっしゃっていた職員の体調管理等々の話に触れたいんですが、これは先週になると思うんですが、他の市町村でも話題に上がっていた、今、世間で言われているマスク不足並びに消毒液不足等々に対して、特に児童館のことを私はお聞きしたので、児童館ではそういったものは足りているのか。また、そういったものをストックはしてあるのかをお伺いいたします。

教育文化課長（堀内君） 児童館におけます職員の体調管理につきまして、マスク及び消毒液は足りているのかといったことについてお答えさせていただきます。

児童館におけるマスクにつきましては、インフルエンザ発生の時期にあわせまして、各家庭に

呼びかけを行っておりますが、児童館にも配付をさせていただいております。また、消毒液につきましては、インフルエンザ発生及び今回のコロナウイルス対策といったことで、一時期、不足するようなことがありましたので、この3月3日からの開所に合わせまして補充をさせていただいたところでございます。

3番（山城君） 今、担当課長より答弁いただきました。マスクと消毒液の補充等もあるということで、ひとまず安心したところですし、児童館については、今、教育長からも答弁がありましたように、預かる子ども達が少ないと聞いておりますので、このまま、予定であれば、先ほども私も申し上げましたとおり、春休みを終えて、次年度、春休み明けまで休みが続くということですので、いずれにしましても、そういった物不足がないように、ましてや子ども達の体調管理については現場の先生方が特にご努力されているということとしますので、そこは教育委員会としても注意深く見守っていただければと思います。

児童館について、今、お聞きしましたが、これでまとめに入りたいと思うんですが、昨日、町長のブログを拝見いたしました。休校期間中の児童館に、先日、町長が来館されたということでしたが、そこにも、今、教育長がおっしゃったように、子ども達が少なかったと。子どもの数が登録の3割程度ということが書かれておりました。先ほど申し上げましたとおり、このまま子どもが少ないまま続くということがあるかどうかは、誰もわからない状況ではあります。ただ、児童館に来る子が、今後、大勢出る可能性がもちろんあるわけですので、そこは注意深く見守っていただきたいと思います。

そして、余談にはなりますが、私の勤める上田市内の放課後児童クラブにおいても、普段の4割から5割程度の来所ということを知っております。つまりは、あくまでも上田の事例ですけれども、近隣市町村においても、同じように来館する子どもが少ないということとなっております。これは、恐らくですが、国において小学校等の臨時休業に伴う保護者への休暇取得支援という案内が、私も昨日、厚生労働省のホームページを見たわけではありますが、つまり今回の休校に伴い、会社を休まざるを得なくなった保護者への補償がされるということがわかったため、保護者も安心して休む、また、事業主においても安心して休んでいただけるということで、もしかしたら保護者が預かっているのかもしれないかもしれません。または、子ども等を祖父母の家とか親戚に預けているという方も聞いております。

いずれにしましても、今回の学校休業に伴い、子どもはもちろん、保護者、そして学校、そして何よりも児童館職員においても不利益が極力少なくなるように、もっと言うならば最大限に少なくなるように、行政としても支援をしていただきたいと思いますし、議員の私としても最大限注意を払っていきたく思っております。そして、必要となれば、国に対して、こういうことが不足している、こういうことが予想されるということも、様々な支援の要請についてもしていただきたいと思います。

今回、これで1年経つわけですが、3回、児童館についてお聞きしましたが、児童館、特に、これから働く親、ひとり親、そういった親への支援の場として児童館はもっとも重要になるということを最後に述べさせていただきます、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時08分～再開 午後 2時18分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回、私は地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町について、一般質問いたします。

昨今、出生数の減少に伴い、地域住民の高齢化に当町も直面しております。国の策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を基にし作成された、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にある坂城町人口ビジョンに掲げた人口の将来展望、人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2060年において人口1万2千人の維持を目指し、実現するため、平成28年3月に策定、5年間の基本目標及び具体的な施策、事業を示すとあります。昨今、地方創生という言葉をよく耳にします。各地域がそれぞれの特徴を持ち、自律的で持続可能な社会を創生する。今回、私は「坂城町人口ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」なるものを町民の皆様に広く知っていただきたいのです。

また、今定例会招集の際に、町長の挨拶の中で「新たに計画を進める総合戦略については、毎年検証をし、その結果を踏まえ、将来にわたって活力ある地域社会の実現に向ける」とありました。しかし、今まで様々な事柄にアンケート等の調査を町民に行ってきていますが、多数の人々は未だに町政に関心が薄いのはなぜでしょうか。私個人の考えではありますが、町の施策やそれに基づく町民人口が現在どのようなものなのか。多くの人が気にしながらも、わからない、きっとまだ大丈夫、半分他人事として捉えているのが多数を占めているのではないのでしょうか。町民1人1人がそれぞれの事柄の対し、意識をし、関心を持つことで、民と官が一体となり、よりよい町を創生していくことが人口抑制だけではなく、様々な町の活性化に重要だと捉えております。

まずは、「人口ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは、いかなるものなのかを町民の方々に広く知っていただくため、項目に沿い、質問を始めます。

イ、坂城町人口ビジョンについて、4点お聞きします。

1つ目、坂城町人口ビジョンを町としてはどう位置づけているのでしょうか。

2つ目、坂城町の人口の状況とそれに伴う出生数、高齢化率の推移を過去5年ほどで。

3つ目、町の人口動態はどのようになっていますか。自然増に社会増減別にお答えください。

4つ目、過去5年間の人口動態を踏まえ、今後の人口減抑制のための町の考えはありますか。

次に、ロ、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。町は人口ビジョンに掲げた2060年における人口将来展望の実現に向け、政策4分野、1、雇用、2、結婚・出産・子育て、3、人の流れ、4、地域づくり・くらしの5カ年計画を2016年に策定し、5年後の基本目標とその目標値を設定しています。

また、検証委員会を設置し、毎年度総合戦略関連事業の効果を検証し、公表するとしています。来年度が最後の年となると思いますが、3点について、お聞きします。

1つ目、この総合戦略の趣旨、また戦略における町の将来像をどのように描いておりますか。

2つ目、4つの基本目標の具体的な内容について。検証委員による結果のとりまとめが令和元年10月25日に行われております。事業の検証の結果はどのようなものだったのでしょうか。

3つ目、町長の招集の挨拶にもありました次期総合戦略の策定に関する経費を本定例会に予算計上を行いました。では、次期総合戦略の策定に関する流れはどのようなになっているのでしょうか。

以上1回目の質問といたします。

町長（山村君） 大日向議員さんの「坂城町人口ビジョン」と「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、もう1回説明のお時間をいただきましたので、私から全般的な部分についてお答えしまして、その他、今ありました人口の推移等詳細については担当課長から答弁いたします。

最初に、坂城町人口ビジョンの位置付けといたしましては、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、当町の人口の現状分析と今後の課題を把握、整理し、分析結果を踏まえつつ、出生と死亡による自然増減や転入と転出による社会増減に関する見通しを立て、今後の目指すべき方向や人口の将来を展望するものでございます。

また、人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上での基礎資料として位置付けられているところでもございます。

当町の人口ビジョンでは、人口の流出を抑制し流入を促進することにより、人口を社会減から社会増に転じていくとともに、出生者数の増加を促すため、「雇用・就業機会の充実」「出産・子育て環境の充実」「移住定住の促進」「生涯にわたり住み続けたい地域の形成」の4点を目指すべき方向として掲げており、人口の将来展望といたしましては、人口の減少・少子高齢化を抑制しながら2040年に人口1万3千人、2060年に1万2千人の維持を目指すこととしております。

5年間の人口動態を踏まえた今後に向けた考えにつきまして、人口ビジョンの目指すべき方向をもとに策定いたしました坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略により展開された各種諸施策の効果などにより、特に社会環境や経済的条件などの「住みやすさ、暮らしやすさ」と密接な関係を持つ社会動態による人口におきまして、平成29年以降、社会減から社会増に転じている経

過がございます。

昨年はわずかに減となり転入と転出が均衡した状態となりましたが、「企業の町としての特性を生かした安定した雇用や就業機会の確保」「住みやすさ、暮らしやすさ」など、町としての魅力を向上させることを通じて、一定の成果が出てきているものと感じております。引き続き、継続的に人口の流出抑制と流入促進を図ることで、社会動態においては社会増の傾向を継続させてまいりたいと考えております。

また、自然動態においても、出産・子育ての切れ目ない支援により子育て環境の充実を図り、出生者数の増加を促すなど、総合的に人口ビジョンの将来展望のための取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、口の「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、「坂城町人口ビジョン」に掲げた人口の将来展望を実現するために、5年間の計画期間の基本目標と具体的な施策・事業を示した計画として策定したものであります。

町の総合戦略は、国が示す「安定した雇用の創出」「新しいひとの流れをつくる」「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」「安心して暮らせる地域づくり」の4つの施策の基本目標を踏まえながら、長期的な展望に立って町の目指すべき将来像を描くとともに、町の最上位計画である「坂城町第5次長期総合計画」の基本理念や基本目標等と整合を図りながら、「坂城町人口ビジョン」に掲げた人口の将来展望の実現に向けて策定を行ったところであります。

総合戦略の目指すべき将来像といたしまして大日向議員のご質問のタイトルにもなっております「地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町」をまちの将来像としているところであります。

町におきましては、町の最大の特性であり、町の発展と産業振興の中核を担うモノづくりを最大限に活かすとともにモノづくりで培ったポテンシャルを様々な分野でコトづくりに展開することで、地域全体を活性化させ、子育て・福祉・医療などの生活環境の充実とあらゆる世代の方が心にゆとりを持ち、安心して暮らせる環境を形成することで、就職や結婚など生活の節目に「坂城町に住みたい・住み続けたい」と思えるような町づくりを進めており、先ほど申し上げました社会動態など一定の成果につながったものと感じているところであります。

次に、次期総合戦略の策定につきましては、来年度において策定する、次期長期総合計画との整合を図る中で策定を進めてまいります。地方創生の充実・強化に向けて、切れ目のない取り組みを進めるため、現在実施しております住民アンケートなどを通してご意見を広くお聞きするとともに、検証委員会や策定懇話会などにおいて専門的及び総合的な意見をお伺いしながらSDGs（持続可能な開発目標）などの新たなエッセンスも取り入れる中で、次期計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（臼井君） イの坂城町人口ビジョンについてのご質問のうち、人口及び人口動態の

状況等についてお答えいたします。

まず、坂城町の人口の状況についてでございますが、人口ビジョンにおける町の人口につきましては、県の毎月人口異動調査に基づく、10月1日現在の数値をその年の人口として捉えております。

過去5年間の人口の推移といたしましては、平成27年が1万4,871人、28年が1万4,647人、29年が1万4,532人、30年が1万4,470人、令和元年は1万4,310人といった状況であり、出生数を死亡者数が上回る自然減の影響が数値にあらわれている状況が続いております。

続いて、出生数の推移につきましては、平成27年が81人、28年が80人、29年が74人、30年が82人、令和元年につきましては、66人という状況でございます。

また、人口に対する65歳以上の方の割合を示す高齢化率の過去5年間の推移につきましては、平成27年は33.2%、28年は34.2%、29年は34.6%、30年は35.1%、令和元年は35.4%という状況であり、わずかながらではありますが、上昇の傾向で推移しております。

続いて、町の人口動態についてお答えを申し上げます。人口動態の捉え方といたしましては、出生・死亡を要因とした自然動態と、転入・転出を要因とした社会動態の2つがございます。

初めに、自然動態の推移を申し上げますと、平成27年につきましては、出生数81人に対して死亡数229人であり148人の減、28年は出生数80人に対して死亡数198人で118人の減、29年は出生数74人に対して死亡数192人で118人の減、30年は出生数82人に対して死亡数202人で120人の減、令和元年は出生数66人に対して死亡数204人で138人の減と自然動態につきましては、いずれも出生数を死亡数が上回る自然減の状態が続いております。

次に、社会動態の過去5年間の状況につきましては、平成27年は、転入513人に対して転出534人であり21人の転出超過、28年は、転入477人に対して転出614人で137人の転出超過、29年は、転入550人に対して転出495人で55人の転入超過となり、社会動態増加に転じました。翌30年も転入592人に対して転出581人と11人の転入超過の状態が続きましたが、昨年は転入524人に対して転出533人で9人の転出超過、わずかな減となっております。

社会動態につきましては、総合戦略の目標値として戦略策定前の5年間平均の実績年間77.4人の減を、計画期間の満了までに28人の減まで改善するという目標を設定してきたところですが、この5年間の実績といたしましては年平均20.2人の減まで改善してきている状況でございます。

続いて、ロ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」のご質問のうち、「4つの基本目

標に掲げた事業の検証状況は」についてのご質問にお答えいたします。

坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、人口ビジョンの目指すべき方向を踏まえ、「安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する」「出産・子育て支援を充実して、町内で生まれ、育つ子ども達を増やす」「町外へ流出を抑制して、新たな流入を増加する」「生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域を作る」の4つの基本目標を掲げております。

4つの基本目標には、目標達成に向けた各施策の効果を客観的に検証できる指標として、具体的な数値目標を設定しており、設定した数値目標の進捗の度合いなどを踏まえて、毎年実施した施策・事業を着実に効果へと結びつけるための取り組みを行っております。

また、事業達成状況や効果については、より客観的に評価や検証を行っていただくよう、長野大学ほか、議会・産業・教育・金融などの関係者で組織する坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会を設置し、毎年、総合戦略関連事業の効果について検証をいただき、ホームページ等でその結果を公表いたしております。

事業の達成状況とそれに対する業績評価につきましては、5つの評価を設けておりますけれども、まずA評価といたしまして、事業の効果が大きい認められる、B評価といたしまして、事業の効果が一定程度認められる、C評価といたしまして、効果が認められるものの一部見直しが必要、D評価といたしまして、事業の効果があまり認められないので、十分な見直しが必要、最後にE評価、事業の効果が全く認められないので、廃止を含めて抜本的な見直しが必要の5段階で委員会としての評価をいただいております。

今年度実施した事業評価につきましては、4つの基本目標達成のために実施した61事業についての検証及び評価を行っていただきました。

4つの基本目標についての達成度、事業効果の検証の結果といたしましては、基本目標1つ目、「安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する」の実現に向けて実施した15事業についてはA評価10事業、B評価3事業、C評価2事業、D評価、E評価はございませんでした。

続いて、基本目標の2つ目、「出産、子育てを充実して、町内で生まれ育つ子ども達を増やす」の実現に向けて実施した17事業につきましては、A評価13事業、B評価4事業、C評価、D評価、E評価はございませんでした。

続いて、基本目標の3つ目、「町外への流出を抑制して、新たな流入を増加する」の実現に向けて実施した10事業につきましては、A評価5事業、B評価4事業、C評価1事業、D評価、E評価はございませんでした。

最後に、基本目標の4つ目、「坂城町公共施設生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域をつくる」の実現に向けて実施した19事業につきましてはA評価6事業、B評価10事業、C評価3事業、D評価、E評価はございませんでした。

以上、目標ごとの評価の結果をお話しましたが、事業検証の結果といたしましては、各

基本目標ともに前年と比べA評価が増えておりまして、事業の効果が高まっているとの評価をいただいているところではございますけれども、検証結果を踏まえた事業改善を行う中で、現行の総合戦略の最終年度に向けて、より事業効果を高めてまいりたいと考えているところでございます。

6番（大日向君） 町長、担当課より答弁いただきました。地方創生を行っていくには、まず、人口の減少を抑えなければならない、しかし当町のデータを示していただいたが、出生数は昨年は減少、高齢化は上昇するばかりです。人口動態については、社会動態が以前より改善しているということですが、自然動態は減少傾向で推移しています。坂城町人口ビジョンを見ても、15歳から64歳の生産年齢人口と65歳以上の老年人口の比率を考えた場合、2010年時点で約2対1であったのに対し、2060年時点では1.2対1となることが示されております。

ということは、どのようなことが起こり得るのでしょうか。町民税税収の減少、高齢者に対しての民生費にかかる歳出が増えます。当町の基盤産業である製造業においては町内での就業者を確保しにくくなることは想像に難くありません。

また、消費人口が減少することにより、商業やサービス業の低迷を引き起こすことが懸念されます。また、お答えいただいた基本目標をもとに坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略というものが見つられているわけですが、4つの基本目標に掲げられている項目の検証、評価の状況、そして、次期総合戦略策定の流れがわかりました。

人口ビジョンに掲げた2040年に1万3千人、2060年においては1万2千人の維持を目指し、「坂城町に住みたい、住み続けたい」と考える人を増やしていき、人口減少抑制への取り組みも進められていることがわかりました。

私は確かにお示ししていただいた4つの基本目標は今後、坂城町発展においても全て大切であると思います。ここで、再質問させていただきます。その中でも、基本目標の4番目に掲げられた「生涯にわたり、安心して快適に暮らす地域をつくる」、これが今後町の発展と活性化につながる1番の要因ではないかと思います。その施策の中に「住民自治による自律した地域づくりの促進」というものがあります。住民の協働が必要だと思いますが、そのために具体的にどのような活動がなされておりますか。2回目の質問といたします。

企画政策課長（臼井君） 再質問についてお答えをいたします。

総合戦略の基本目標の1つであります生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域をつくるの実現に向けた施策の1つに、住民自治による自律した地域づくりの促進を位置付け、地域づくり活動支援事業、消防団活動促進事業及び生涯学習振興事業の3つを具体的事業として掲げる中で取り組みを進めているところでございます。

特に、地域づくり活動支援事業につきましては、自治区や任意団体の創意工夫により、地域が自主的に進める地域づくりの活動に対して、支援を行うことにより、住民参加のまちづくり、コ

コミュニティ活動の活性化につなげることを目的とした事業でございますので、地域コミュニティの醸成にこの事業を積極的にご活用いただければと思っております。

自治区をはじめとする地域の皆さんの主体的なコミュニティ活動は人と人とのつながりを深めるとともに、地域でも触れ合いや共助の意識の高まりにつながると考えているところでございます。誰もが安心して暮らし続けたいと思える地域づくりを進めるため、今後も地域と連携を図るとともに、自治区をはじめとした地域の活動を支援してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 担当課より再質問のご答弁いただきました。

行政では、町民同士が助け合いながら安心して生活できる環境づくり、また、快適な生活、そして、いつまでも生きがい、安らぎのある生活が送れるよう、事業を促進していることがわかりました。この目標4にある、生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域づくりについては、町民の方々も今以上に努力をしなければならないと思います。

昨年起きました台風19号の災害時、自助、共助、公助という言葉があちらこちらで使われました。この言葉は災害のみ使う言葉ではないと思います。この言葉を町内に照らし合わせると、自助とは個人をあわらし、共助は地域コミュニティ、公助は行政となると思います。小さな輪から大きな輪になっていく助け合いの精神、これが今後の坂城町を発展させていくため、大切なことだと思います。次期総合戦略には、町民が率先してまちづくりにかかわれるような事業の計画を望みます。

それでは、今回私の一般質問は以上となります。まとめと要望といたしまして、今回なぜ私がこのようなテーマをもとに一般質問を行ったかです。冒頭でも述べました町民の方に知っていただきたい、町政に関心を持っていただきたいということなのです。生産年齢人口の減少、少子高齢化は当町においても喫緊の問題であると思います。

では、そうならないためには何をすべきか考えたとき、やはり原点に回帰し、地域、人と人とのつながりが1番大切になってくるのではないのでしょうか。確かに、雇用や就業、子育て、町からの人口流出を防ぐ施策が重要と捉えることもわかります。しかし、創生となったときにまず1番に必要なのは何でしょうか。人です。人がいないと町は成り立ちませんよね。さらに細かくすれば、坂城町にある27分館が互いに手を取り合わなければ、町としては成り立ちません。

先日、他地域の方との勉強会において、坂城町はどことも合併しておらず、自力で町政を運営しており、底力がある町だねとお声かけをいただきました。各地域に様々な文化や伝統があり、それを大切に守り、次の世代へ受け継いでいます。たくさんの方が坂城町を愛していると思います。人と人が手を取り合い、協力して、町をつくっていく、そのような町であってほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時48分～再開 午後 2時58分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、12番 塩野入猛君の質問を許します。

12番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、令和2年度事業計画について。

平成から令和へと年号が変わり、この4月からは新たな令和時代へと動き出すこととなります。私は、令和元年6月第2回議会定例会で第3期山村町政に向けて質しました。町長は、「活力あふれた輝く元気なまちづくり」のもと、4つの柱、「活力あふれた元気な町」、「人の輝く町」、「笑顔の町」、それに「誇れる町」を町政運営の基軸に答弁がされました。

そこで、第3期山村町政の令和2年度事業計画についてを中心に、これから質問をいたします。

イ、主要事業の位置づけ。

町長は本議会の招集挨拶で、2年度事務事業について述べられました。中でも2年度は第6次長期総合計画をはじめ、これと整合を図るため、1年延長した次期地方版総合戦略など、多くの計画が策定される年度でありますので、計画策定が重点事業の一つに位置付けられると考えられますが、町としては令和2年度の主要事業はどれとどれになるのでしょうか、まずお聞きをいたします。

また、18号バイパスも建設に向けた山場に差し掛かってこなければなりません。強力な推進を図っていただきたいと思います。

私は、2年度は旧村上村編入合併60年の節目の中で、記念行事の有無や記念誌発行の提案を申し上げました。町長は、記念行事は50年、100年スパンのもとが望ましく、やらなければならないのは平成のまとめが必要で、記録に残すことが大切とのお考えを示され、そのことでいろいろ相談したいというご答弁でございました。それを受けて工業関連を中心に、商業や農業などの出来事をまとめる平成の時代の産業誌の作成のための予算計上がされました。しかし、私は「坂城町の町勢」というような、その産業も含めた町の歴史を物語る記念誌を望んだところであり、それが60周年にふさわしいのではないかと思ったわけであります。かつては町勢要覧が頻繁に出された時代もありましたが、近年はそれもあります。これについてはどのようにお考えでしょうか。

ロ、計画行政について。

令和2年度は第6次長期総合計画をはじめ、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設等総合管理計画の個別施設計画、それに福祉・介護、健康計画、さらに公営住宅、学校施設、農業水利施設の長寿命化計画など、大変多くの計画が目標年次に達したり、新たな計画策定もあり、策定計画が目白押しであります。タイミング的には頂点に立つ総合計画と同時進行は理にか

なうところでもあります。

そこで、2年度こうした計画策定は、どのような計画が全部で何本あり、その中で総合計画や総合戦略など、町全体を覆う全体的計画と、それから住宅、学校、農業などの個別的計画はそれぞれいくつになるのでしょうか。

また、2年度から新たに策定される新規計画の本数と、その新規計画の策定の根拠と目的もあわせてお聞きをいたします。

次に、公共施設等総合管理計画の個別施設計画は、施設類型ごとに個別施設別のそれぞれの具体の対策方針をきめ細かに定める計画のようですが、これが住宅、学校、農業などの個別的計画とはどう関わるのか、同じようなものがそれぞれ作られていくのか、そのあたりをお聞きをいたします。

そして、こうした計画策定の多くは法や政省令あるいは国の要請に基づき進められていると思いますが、補助金などのその財政的な国等の支援などの優遇的な面ではどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

ハ、重点プロジェクトについて。

トータルメディアコミュニケーション構想推進事業、ワイナリー形成推進事業、それに坂城スマートタウン構想推進事業は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトに位置付けられ、進められてきました。これも元年6月議会定例会で町長は、課題を踏まえながら、それぞれ次のステップに向けて、引き続き取り組んでまいりたいと、このようにご答弁がされました。

トータルメディアコミュニケーションシステムでは、防災行政無線を第1段階に、セカンドステージ、サードステージへと段階的に進める構想があります。

また、ワイナリー形成事業では、醸造用ぶどう産地化による耕作放棄地の解消などの事業により、地域産業の発展・強化に向かう将来展望があります。2年度予算には、スマートタウン構想では、村上小学校に蓄電池の設置、ワイン文化推進事業として、坂城駅前葡萄酒祭やワインセミナーの継続などが計上されています。これら3つのプロジェクトをそれぞれ継続に向けて、どのような検討がなされているのでしょうか。

総合戦略は検証作業により、検証委員会に図り進めてきていますが、これから長期総合計画策定と整合させながら、次期地方版総合戦略の計画策定に当たり、検証結果から3つのプロジェクトをどのように進めようとしているのか、お考えをお聞きをいたします。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから、1としまして、令和2年度事業計画についてのご質問をいただきました。

今、お話ありましたように、招集挨拶、それから予算の説明でもご説明いたしました。また説明のチャンスいただきましたので、またお話ししたいと思っております。ご質問の趣旨に沿いまして、ポイントを重点的にお話ししたいと思っております。従いまして、私は、イの主要事業

の位置づけについてお答え申し上げます。

令和2年度一般会計当初予算につきましては、最終年度となる坂城町第5次長期総合計画後期基本計画に基づく自律と協働のまちづくりを町政運営の基軸に据えるとともに、1年延長した坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策展開と将来を見据えた長期総合計画ほか、各種計画策定に向けた予算編成を行ったところであります。

ご質問の主要施策につきまして、3点、申し上げます。

1点目としまして、坂城スマートタウン構想推進事業の新たな取り組みとしまして、今、お話ありましたが、昨年の台風19号の課題を踏まえまして、地域の避難所となる小学校に自立分散型エネルギー施設を設置し、平時のCO₂の削減による地球温暖化対策と、停電時等においても安定的な電力供給を併せて実現できるよう、村上小学校へ蓄電池設備を設置いたします。

2点目としまして、基幹産業である工業振興を図るための、新工業団地の整備でございます。

農地法に基づく農業振興地域からの除外申請などの手続や新工業団地と同時に進めてまいります町道A09号線の道路改良事業につきましては、道路の詳細測量及び用地買収に取り組んでまいります。

3点目としまして、数多くの重要な計画策定でございます。

令和3年度から10年間の町政運営の基本構想となる第6次長期総合計画に関しましては、今年度の事業検証結果などを踏まえて、あわせてSDGs、持続可能な開発目標の内容をまちづくりの各施設に反映させた計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、人口減少対策に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略や、障がいのある皆さんが安心して暮らせるまちづくりに向けて、障害者福祉施策の基本となる第3期障害者計画や、さらに公共施設等総合管理計画に基づく長期的な視点による個々の施設整備の具体的な方針として、公共施設の個別施設計画、公営住宅や学校施設の長寿命化計画など多くの計画策定に取り組んでまいります。

次に、国道18号バイパス坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成30年度には網掛地籍において、工事用道路及び側道の整備など、この区間で初めてとなる工事着手がされたところであります。現在は、用地交渉を進める中で、坂城町区間の盛り土用の土砂の運び入れ等の施工協議を行っているところとお聞きしているところでございます。

こうした状況を鑑みの中で、町としましても、事業促進に向けて重要な時期を迎えていると認識しており、様々な機会を捉えた積極的な要望活動が大切と考えております。

新年度は、台風の影響等もあり、本年度実施することができませんでした、町で設置しております坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会の国等への要望活動につきましても、5月末に実施する計画で現在調整を図っているところでございます。

地域住民の皆さんの思いをつなぐ国道バイパスでございます。引き続き議員各位はじめ、地域

の皆様、企業の皆様、近隣自治体と協力しながら、国道事務所、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて、国道バイパスの整備促進に努めてまいります。

次に、平成をまとめた記録についてのご質問にお答えします。

初めに、平成の時代を振り返りますと、海外では、ベルリンの壁が崩壊し、マルタ会談で米ソ首脳による冷戦が終結、また、国内では消費税3%の導入で幕を開けました。また、昭和の終盤から継続したバブル景気の崩壊や、リーマンショックにより企業は軒並み疲弊したといった経験もいたしました。

一方、コンピューターやインターネットの急速な普及などで、産業や経済を取り巻く環境が変化し、発展・成長を遂げた転換期でもございました。

その後、GAF Aに代表される、新たな概念を持った巨大IT企業が台頭し、社会を取り巻く環境はめまぐるしく変貌を遂げ、その流れは令和を迎えた現在に至っております。

当町の平成の時代は、テクノセンターや、テクノさかき工業団地の建設、町の玄関口となります上信越自動車道の開通、テクノさかき駅の開業、住民待望の日帰り温泉施設びんぐし湯さん館の開館など、住民の皆さんに関わる生活環境も大きく変化いたしました。また、町内企業においても昭和の時代に培った技術力と、ITに代表される新たな技術を活用した製品の製造や商品開発の高度化が図られ、経営者の世代交代も行われた時代であります。

このような時代背景を踏まえまして、当町の基幹産業である、工業の創成期である昭和の時代を記録した「坂城町工業発達史」に続く、工業を中心にワイン製造など新たな産業が芽生えた、平成の時代を記録した産業史を、商工会やテクノセンター、テクノハート等の協力を得る中で、取りまとめてまいりたいと考えております。

先ほどのご質問の中でご提案いただきました、平成時代の町の歴史を綴る記念誌につきましては、町の平成の時代を語る上で大きなウエートを持つ、町の主要産業である工業を中心に商業や農業などの歴史に加え、坂城町の出来事などの掲載の仕方も検討してまいりたいと考えております。しかしながら、作るものとしましてはやっぱり工業中心でやるというふうと考えております。

先ほどのお話の趣旨としては、町誌をつくりましたように、それこそ悠久の歴史の始まりから昭和まで綴った素晴らしい町誌があります。あのようなものについては、もうしばらく時間をかけて作る必要があるかなというふう思っております。平成が終わり令和が始まり、歴史文化については、もう少しじっくりといろんな状況を見てから作りたいと思っております。今回は、工業・商業を中心にやりたいというふう思っております。

企画政策課長（臼井君） ロの計画行政についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、令和2年度は坂城町第6次長期総合計画をはじめとして多くの計画の策定が予定されており、現行の計画が目標年度を迎え内容を見直すもの、また、新たに策定するものを合わせまして16の計画策定が必要となってまいります。

その中で、計画の内容が多岐にわたり町全体の計画として位置づけられる計画は、長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、国土利用計画、公共施設個別施設計画の4つの計画となります。

また、分野、範囲が特定される計画につきましては12計画となっており、内訳といたしましては、障がい者福祉分野で3計画、高齢者福祉分野で2計画、保健・健康分野で3計画のほか、施設維持・管理関係で3計画、男女共同参画関係で1計画を策定する予定となっております。

来年度、新規に策定する計画といたしましては、公共施設個別施設計画、農業水利施設個別施設計画、学校施設長寿命化計画の3計画となっております。

新規計画の策定根拠、目的でございますが、いずれの計画も公共施設、インフラ施設に係るものでございます。新規に策定する3つの計画は、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画として、平成29年3月に策定いたしました坂城町公共施設等総合管理計画に基づく実施計画の位置付けで策定するもので、それぞれの施設について、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び平準化を図りつつ、それぞれの施設に求められる機能・性能、そういったものを維持・確保することを目的に策定するものでございます。

公共施設個別施設計画とそれ以外の長寿命化計画や施設計画の関わりとのご質問につきましては、計画の位置付けといたしますと、どの計画が上位でどの計画が下位だということではなく、いずれも横並びの計画という位置付けでございます。

それぞれの計画を別に策定いたします理由につきましては、施設の種類によって国の所管省庁から独自の策定マニュアルが示されているものがあり、そうした施設につきましては、マニュアルの基準に沿った特有の項目ですとか独自の策定方法が求められておりますことから、個別の計画策定が必要となるという状況でございます。

計画の策定にあたりましては、全課横断的な庁内会議を逐次開催し、情報を共有しながら調整を図る中で、計画策定を進めてまいります。

また、計画を策定することにより、国等から有利な財政支援等が受けられるかのご質問につきましては、現時点において、計画策定が補助金や起債等の必須要件とされている事業はそれほど多くはない状況でございますけれども、国からの計画策定の期限として示されております令和3年以降につきましては、ハード事業を中心に計画への位置付けが必須となる事業が急増してまいっているものというふうに見込んでいるところでございまして、そうした面からも計画の策定が必要となってまいります。

続いて、ハ、重点プロジェクトについてお答えをいたします。

町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略に3つの重点プロジェクトを掲げ、事業を進めてまいりました。トータルメディアコミュニケーション構想推進事業につきましては、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに同報系防災行政無線を整備し、毎日の情報発信とともに、有

事の際の災害や防災情報の発信を行っているところでございます。現在整備を進めております移動系防災行政無線を活用することで、よりきめ細やかな連絡や情報伝達の体制構築が図られていくものと考えております。

また、上田ケーブルビジョンの協力により中核避難所への光ケーブルの敷設や県水道局と連携した水道メーター見守りシステムの整備が進んでおり、今後はいんしん電話の更新や子育て支援アプリの導入など、新たなステージに入っております。

ワイナリー形成事業につきましては、一昨年、町内に待望のワイナリーが誕生するとともに、ワインぶどうの定植面積も増加してきており、着実な推進が図られている状況でございます。また、ワインによる地域振興の機運を高め、ワインを町の新しい文化として浸透させていくためのワイン文化推進事業に取り組んでおります。

今後、引き続きワイン用ぶどうの生産を後押しするとともに、イベントやセミナーの開催やプロモーション活動の実施を通して、ワインにより親しみ、坂城産のワインの美味しさを広く町内外にPRし、また応援していただくための事業への取り組みが必要と考えているところでございます。

続いて、坂城スマートタウン構想事業に関しましては、テクノさかき工業団地内の工場で使用される電力の一括受電に関する効率的な活用について計画していたところでありますが、事業化した際の採算性が取れないと判断し、事業の見直しに至ったところであります。

今後は、引き続き町全体のスマート化を目指すとともに、地域の避難場所となる小学校体育館の持続可能な電力の確保と、平時における自然エネルギーを活用した温室効果ガスの排出抑制による持続可能な社会の実現を目指し、蓄電池設備及び太陽光発電設備を整備してまいりたいと考えております。

それぞれの事業の進捗状況にこそ違いはありますが、いずれの事業も、総合戦略に掲げた重点プロジェクトとして一定の成果が上がったものと認識しているところであります。それぞれの事業は計画期間の満了をもって事業が完了するものではなく、継続した取り組みが重要と考えられるところであります。いずれにいたしましても、次期総合戦略の重点プロジェクトの位置付けを含めまして、事業の方向性や具体的な取り組み等につきましては、長期総合計画の策定に合わせて改めて検討を進めることとなっております。

検討にあたりましては、アンケートなどを通して広く町民の皆様のご意見をお聞きするとともに、長野大学や外部有識者による検証委員会、総合戦略策定懇話会におきまして専門的、総合的なご意見をいただきながら、次のステージを目指した取り組みについて検討してまいりたいと考えているところでございます。

12番（塩野入君） まず、国道利用計画、第4次坂城町計画がこれから策定をされるわけであり
ます。

第3次計画でのその基本方向やゾーニングなど、これはおおむね計画に沿って遂行されているように思われます。あと、その農用地とか宅地など、目標年次における規模の目標が具体的にその数値でどのくらいというふうに示されているわけであります。

それから、また、その坂城町開発指導要綱によるその高さ制限あるいは住宅開発条件などの環境保全面での秩序ある町土利用もうたわれているわけでありますが、この第4次の計画策定に向けた第3次計画の目標達成状況などの検証は進んでいるのでしょうか、どうでしょうか、まずそれをお聞きをします。

それから、工業施設と総合管理計画の個別施設計画ですが、これは町内公共施設等の全体最適化に向けたランドデザインを描き、効率的な行政サービスの提供を推進するという基本的な考え方であります。ランドデザインは今年度3月までに策定予定で、策定委員会も開催されたようですが、どのような内容で、どこまで進んでいるのか、その進捗状況をお聞きをいたします。

また、これから担当課等で策定される各種の個別施設計画へも反映されなければならないと思いますが、その位置づけや連携などについてもお聞きをいたします。

最上位計画であります長期総合計画のもとに、多くの全体的な計画や個別的な計画が、これからそれぞれ策定をされますが、令和2年度、これから年度末までにどのようなスケジュールで、どう進めていくのか、その辺もお聞きをしたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目といたしまして、国土利用計画の検証につきましては、現在、検証の作業を進めている段階であります。住宅地・農用地等の状況を見る中では、おおむね目標値として設定された数値面積が確保されているというところでありまして、全体的な町の土地利用の方向性としていたしましては、計画的、計画に沿った形の中で進んできているものと認識しているところでございます。

続いて、公共施設ランドデザインにつきましては、ランドデザインは、施設類型ごとの整備の方向性を示した坂城町公共施設等総合管理計画と施設ごとの整備計画である個別施設計画を結ぶという位置づけで、公共施設等総合管理計画の内容を補完し、これから策定いたします個別施設計画で定めてまいります町の施設整備の方向性を示した整備構想ということでございます。

ランドデザインは、長野大学の支援を受ける中で、庁内検討会において、全課横断的に協議・検討を行うとともに、議会・教育・福祉・産業といった各分野の有識者の皆さんにご参画をいただき、坂城町公共施設総合管理計画等策定委員会を組織し、庁内で検討した案件をご審議いただいております。

ランドデザインにつきましては、現在、町ホームページにて意見公募を行っているところでございます。今後、お寄せいただいた意見を集約し、策定委員会を開催する中で、年度内の策定に向けて取り組んでいるところであります。

また、学校施設や農業水利施設など、公共施設個別施設計画と別立てで計画策定をするものにつきましても、庁内検討委員会におきまして、情報を共有し、調整を図る中で策定作業を進めてまいりたいと考えているところであります。

3点目の計画の策定の手順につきましては、長期総合計画につきましては、まず今年度行いました、各分野の施策に係る事業検証と現在実施しております町民に対するアンケート調査の結果を集計・分析してまいります。

その後、その結果を反映させる中で、基本構想、基本計画の素案を長野大学の専門的なご意見も頂戴する中で策定し、総合計画審議会においてお示しをしていきたいと考えております。そこで頂いたご意見や、その後の各地域での町民に対する説明会、ホームページ等での意見公募などで、さらにご意見を伺う中で、最終的な計画案にまとめ、総合計画審議会で答申をいただきたいと考えております。答申していただいた内容を議会に議案として上程していきたいと考えております。

また、各個別的な計画に関しましては、策定に向けて総合計画と並行して作業は進めてまいります。ヒアリングや庁内策定委員会などで各課と調整を図り、総合計画の内容と整合をとる中で、策定作業を進めていくことといたしているところでございます。

12番（塩野入君） 令和の時代がこれから本格的に進みいきます。社会経済の急激な構造変化を背景に、町に対しても多様化する民意の町政への反映と集約が期待がされます。地域の絆と町民福祉の向上を目指し、将来にわたって明るい展望を切り開いていくことが重要であります。そんな思いを持ちながら次の質問に参ります。

令和元年台風19号災害復旧について。

気象庁は昨年10月の台風19号を「令和元年東日本台風」と命名しました。台風の命名は、1977年の沖永良部台風以来43年ぶりとのこととあります。

私は、前回、令和元年12月議会定例会で、台風19号災害についての一般質問をいたしました。町ではできるだけ今年度内に復旧作業を完了させる目的で、今は千曲川河川敷のあちこちに重機が入り、懸命な復旧作業が続いております。

そこで、今回は復旧作業の状況等について、これから順次質問をいたします。

イ、災害復旧の現状と課題は。

この冬は、天候面では暖冬により降雪もわずかで、復旧工事も環境が良好であり、順調に進んでいるのではないかと拝察しております。千曲川水系河川敷一帯は、マレットゴルフ場及び移設される消防ポンプ操法訓練施設、バラ公園駐車場、昭和橋橋脚、運動公園、それに上五明東河原、下河原の復旧作業が進められています。午前中、それから先ほど同僚議員の質問と一部重複する部分も、する場所もありますけれども、現在の復旧現場の進捗状況はそれぞれどうなのでしょう。まずそれをお聞きをいたします。

中でも、昭和橋災害復旧根固め工事は、5月末まで2カ月の工事期間延長になるということですが、その詳細をお聞きするとともに、期間延長に伴う最終的な事業費はどれぐらいになるのでしょうか。

また、河川敷施設以外の被災した工業施設や農林道、河川などの復旧状況はどんなでしょうか。

私の前回、12月議会での工事関係者の確保の質問に対して、現状では町内業者については、復旧工事に係る体制確保については特に影響はないと、このようにご答弁がされました。今、マスコミ報道では請負業者側の作業員確保の問題も取り沙汰されておりますが、町ではその辺大丈夫でしょうか。

そして次に、生業の状況について、それぞれお聞きをしたいと思います。

まず、農業関係については、被害額が約7,700万円とのことですが、その内訳、農作物、樹体、生産施設、それに農業機械の別にそれぞれ面積・台数及び金額をお聞きをいたします。

罹災証明については、住宅、事業所や物置などの建物被害が93件、そして農業被害額が、今、申し上げた約7,700万円の中でそれぞれ何件、罹災証明発行されているのでしょうか。

そしてまた、その住宅や附属建物の被害に係る災害見舞金の支給状況及び日本赤十字社や共同募金会からの義援金の配分状況はどんなでしょうか。

次に、間もなく圃場では稲の種まき、育苗がこれから始まります。埴科用水は既に頭首工のゴミ類は除去されましたので、通水は完全になされたというふうに見てよいのでしょうか。六ヶ郷用水は、2月の組合議会定例会で通水量は応急工事で通常の90%確保できる見通しであります。前回の質問では、千曲川渇水期に実施するため、復旧までに2年間を要し、今年の11月ごろに引き続き、頭首工周辺の復旧作業が予定されているということでありましたが、その後、新たな進展は見られているのか伺います。

最後に、対処すべき課題など、災害復旧から見えてきたものはありますでしょうか。お聞きを申し上げます。

ロ、防災対策について。

激甚台風19号の襲来による災害対策から防災対策に向けた取り組みが進んでいることと思います。今、被災状況や復旧作業により、様々な問題・課題が集約されていると思われませんが、町の防災対策はどこまで進んでいるのでしょうか、お聞きをいたします。

私は、災害に対する各種ネットワークの強靱化により、災害時の情報伝達体系の強化・確立を図ることが、これが大切だと考えますが、それはいかがでしょうか。そしてそれに合わせて、視覚・聴覚・言動機能障害をお持ちの方への情報伝達も整える必要もあると思います。また、工場・事業所等の企業に様々な国から多くの外国人が町に住んで働いていますので、外国人就業者に向けての多言語伝達手段も必要ですが、それぞれお考えをお聞きをいたします。

こうした中で、災害状況の集約や伝達体制の確立をするためには、人的・物的被害や住民の避

難状況などの情報を一元化に管理した災害対策本部の支援体制の構図が重要になるのではないかとと思いますが、町の考えをお聞きをいたします。

建設課長（宮下君） 2、令和元年台風19号災害復旧についてのうち、イ、災害復旧の現状と課題について順次お答えいたします。

千曲川河川敷の復旧進捗状況ですが、バラ公園駐車場については、工程どおり工事が進んでおり、工期内の3月末までに完了の見込みでございます。

昭和橋の災害復旧工事につきましては、12月議会におきまして6,292万円の請負契約の締結の議決をいただき、令和2年1月初めより本格的に工事を進めているところであります。災害復旧工事を実施するに当たり、濁水期間の3月中に工事を完了させるよう進めてきたところですが、橋脚周囲の根固めブロックの設置工事はおおむね3月末で工事完了となるものの、千曲川河川の水回し及び工事用道路等の仮設工事で設置いたしました、大型土のうの撤去及び整地等の原形復旧工事がどうしても3月末までの工期に間に合わないため、千曲川河川事務所と協議をする中で、5月末までの2カ月間の工期延長をいたしたいと考えております。

また、変更請負金額につきましては、現在精算中でありまして、近日中には最終的な事業費が確定できる予定ではございますので、本会議におきましてご審議いただきたいと考えております。

河川敷施設以外においては、こんぴら山ミニパークの風倒木等がございましたが、11月初めに処理が完了しております。

12月議会においてもご答弁いたしました。災害復旧工事に伴う建設業者の確保につきましては、幸いにも町内は近隣の市町村に比べ被害が少なかったことから、災害復旧工事に係る建設業者の体制確保については、特に支障なく工事を進めていただいております。

住民環境課長（山崎君） イ、災害復旧の現状と課題はのうち、ポンプ操法訓練場復旧工事の進捗状況についてお答えいたします。

消防ポンプ操法訓練場につきましては、今回の台風災害により、これまで使用してきた千曲グラウンド内訓練場のアスファルト舗装が流出するなど大きな被害を受け、使用不能となっている状況でございます。

町では、現在地と比較して浸水被害が少ないと考えられる鼠橋運動公園の多目的グラウンドへの移設復旧に向けて、千曲川河川事務所へ協議を行い、調整を進めてまいりました。

工事内容は、従前の訓練場と同等規模のアスファルト舗装等を施工するもので、工事を発注済みでございますが、現在、鼠橋運動公園も災害復旧事業の施工中ですので、その工程と調整を図り、早期の事業完了を目指してまいります。

商工農林課長（大井君） イ、災害復旧の現状と課題はのご質問に順次お答えをいたします。

はじめに、千曲川河川敷内の農地の災害復旧についてお答えを申し上げます。

農地の災害復旧につきましては、関係農家との立ち会いも終わり、作付期間も迫っております

ので、水田から優先して堆積した土砂の撤去を進めております。

周辺の水路の復旧も含め、4月末の復旧を目指して進めているところでありますが、復旧には困難な農地も多く、広く土砂が堆積して元の水田の形状がわからなかったり、厚いところでは1メートル以上土砂が堆積している箇所などがありますが、復旧に努めているところでございます。

続きまして、千曲川の河川敷以外に被災した林道及び用水路の復旧状況についてお答えをいたします。

台風19号被害では、林道、作業道の倒木及び用水路の施設の破損や土砂堆積など被災した箇所が多数ございましたが、現在は林道、作業道の倒木、用水路の土砂堆積については復旧済みでございます。

また、一部沢沿いの倒木処理、及び用水路の施設の復旧工事については、現在復旧を進めており、全て今月中に復旧する予定でございます。

次に、農業被害額7,700万円の内訳及び面積等についてお答えをいたします。

昨年の台風19号による農業被害額は、果樹などの生産物被害のほか、農業用ハウスなどの施設や農業機械など7,700万円もの被害が生じました。今回の被害額の算定方法は、台風19号の被害が広範囲に及んでいることから、県の指示によりこれまでの減価償却による残存価格算定から復旧に要する再取得額で算定する方法に変更したため、被害額が大変大きなものとなっております。

被害額の内訳は、りんごをはじめとする生産物被害が31ヘクタール、被害額2,200万円、果樹の樹体被害が14ヘクタール、被害額600万円、農業用ハウスや農機具格納庫など生産施設被害が87棟、2,700万円、千曲川の増水による農業機械の水没や流失による被害が50台、被害額2,200万円となっております。

次に、被災の農業者の支援に必要な被災証明についてですが、対象となる物件は、ビニールハウスや農機具格納庫、果樹棚といった農業用施設や農業機械など、合計41件に交付しております。

次に、災害見舞金の支給状況についてのご質問のうち、商工業関係の見舞金についてお答えいたします。

町では、台風19号により被災した町内商工業事業者の状況を鑑み、見舞金を支給する「災害見舞金支給制度」を今年度創設いたしました。支給状況といたしましては、浸水による被害が10件、強風による被害が9件で、全体で19件の事業所に見舞金を支給させていただいたところでございます。

続きまして、埴科用水及び六ヶ郷用水の復旧状況についてお答えします。

埴科頭首工の流木については、千曲川の流れを変える仮設工事を行い、3月初めに重機での撤

去を行い完了いたしました。その後、頭首工の動作確認を行ったところ、電気系の不具合はなかったとのことでありますが、ゲートを動かす油圧系統に一部不具合があり、メンテナンスを行うとお聞きをしております。

通水の予定は、3月下旬に通水試験を行い、水位計などの機器や施設の状況を確認するとのことで、改良区からの通水の連絡がありしだい、防災行政無線等で町民の方へ周知をしてまいりたいと考えております。

また、ただいま申し上げました以外の頭首工周辺の施設の復旧につきましては、引き続き詳細の調査、測量を行い、11月以降の渇水期に復旧工事を行うとお聞きをしております。

また、六ヶ郷用水につきましては、仮復旧により現在例年の90%程度が取水できる状況となっているとお聞きをしておりますが、本復旧については、埴科用水と同様、11月以降に頭首工周辺の復旧工事を行うとのことでございました。

次に、対処すべき課題など、災害復旧から見えてきたものは何かとのことですが、苦慮した点について申し上げますと、被災した公共施設や農地の復旧に向け、国の補助制度を活用して復旧事業の組み立てをしておりますが、このような復旧事業などを実施する際、農地の堆積した土砂等の撤去など、農地災害復旧事業を実施するに当たり、今回の台風のように広範囲で災害が発生した場合、各市町村による被害の取りまとめに差が生じてまいります。被害状況を早く取りまとめた市町村でも、国の災害対応スケジュールに沿って復旧事業を進めなければ事業に着手できず、復旧事業に遅れが生ずることとなります。

公共施設の被災は、比較的早く事業費の積算ができますが、農地の復旧の場合は、農家の復旧の意向確認や所有者と合同で被災状況の確認などが必要となり、事業着手までに時間を要する点などが苦慮した点でございます。

教育文化課長（堀内君） 教育文化課が所管している河川敷施設と河川敷以外の施設の復旧状況についてお答えいたします。

現在、災害復旧工事を施工している河川敷内の施設は、鼠橋運動公園と上五明の坂城町運動公園の2カ所でございます。鼠橋運動公園につきましては、マレットゴルフ場と運動場の土砂撤去、陥没箇所の整備、倒木処理が完了、現在両コースの成形を進め、3月中旬には、ほぼマレットゴルフ場全コースの原型復旧を完了させ、今後、各コースの仕上げ、運動場の整地、ネットフェンス、トイレ等の整備の設置を行ってまいります。

坂城町運動公園につきましては、少年野球場等グラウンド3面に流入した土砂の撤去、陥没箇所の整備はほぼ完了し、今後はグラウンドの不陸整正、グラウンド土の盛りつけ、クレー舗装を行い、防球ネット、トイレ等、設備の設置を行ってまいります。

いずれの運動場も引き続き関係団体との連携を図り、年度末までに竣工できるよう努めてまいります。

次に、河川敷以外の公共施設の復旧状況についてですが、坂城中学校校舎、大峰教室の屋根修繕、村上小学校体育館、格致学校歴史民俗資料館の壁修繕、南日名教員住宅、坂木宿ふるさと歴史館長屋門破風修繕、文化センター大会議室ガラス修繕等については、いずれも昨年中に修繕等を完了しております。

総務課長（柳澤君） イ、災害復旧の現状と課題はのうち、台風19号により建物の被害を受けた方のうち、お申し出のあった方に交付した証明の件数ですが、2月末現在、住宅に受けた被害を証明する罹災証明49件、住宅以外の物置や事業所などについて、被災者から町に届け出のあったことを証明する被災証明20件の合計69件でございます。

次に、日本赤十字社や共同募金会などからの義援金の配分ですが、長野県や日本赤十字社、共同募金会が募集し、全国の皆さんから寄せられた義援金が、長野県災害義援金配分委員会を通じて当町にも配分がございました。

町においても、坂城町災害義援金配分委員会を設置し、長野県の交付基準どおり、被災者の方へ配分することとし、2月末現在、人的被害1件、住家被害43件、合計44件を交付をいたしております。

続きまして、ロ、防災対策についての進捗状況でございますが、避難所の停電課題につきましては、太陽光発電設備と蓄電池を活用した非常時にも一定の電力が確保できる仕組みを、また備蓄資材の拡充について、令和2年度当初予算に計上をいたしました。

あわせて、中核避難所での物資の備蓄や避難が長期化した場合の仕切りやベッドの確保策、避難情報の伝達や自主防災会との連携のあり方などについても検討を進めております。

次に、情報を一元的に管理する災害対策本部の支援体制の構築というご質問ですが、災害対応におきましては、総務、民生、産業、建設、教育など各部の持つ被害や現場対応の情報を集約し、次にどんな対策を立て、それを速やかに伝達することが肝要と考えられ、本部内各部との連携、情報共有、あわせて状況に応じた部を超えた支援体制づくりが重要と考えるところでございます。

福祉健康課長（伊達君） イ、災害復旧の現状と課題はのうち、個人の被災に係る災害見舞金の支給状況についてお答えいたします。

災害見舞金は、町の災害見舞金支給要綱に基づき、災害により人身や建物に一定以上の被害を受けた方に支給しておりますが、令和元年の台風第19号におきましては被害が広範かつ他方面に及んだことから、商工業事業者に関する見舞金支給要綱を創設するなど、支給要綱を一部見直し、対応をいたしました。

個人の被災に対する見舞金の支給状況でございますが、被災者生活再建支援制度や災害救助法による救済があった方を除き、人身被害に対し2件、住家被害に対し48件、物置など、住家以外の建物被害に対し10件、合計60件の支給を行っているところでございます。

なお、社会福祉法人長野県共同募金会では、災害義援金とは別に、昨年の台風第19号により、

住家について一定以上の被害を受けた方に、社会福祉協議会を通じて、災害援護金を支給することとしており、現在、町社会福祉協議会において、支給に向けた準備を進めているとお聞きをしているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 私からは、口、防災対策についてのご質問のうち、情報伝達の強化等に係るご質問についてご答弁を申し上げます。

町では、緊急時や災害時等に、防災などに関する情報を住民の皆さんに迅速かつ確実に伝達できる仕組みといたしまして、同報系防災行政無線を整備し、情報の配信を行っております。

昨年10月の台風19号の接近に際しましても、戸別受信機や屋外スピーカーからの放送のほか、さかきまちすぐメール、町公式ツイッター、町ホームページ、坂城町防災WEBなどと連携し、様々な手段を用いて多角的に災害情報の発信を行い、情報伝達の面で、大変効果的に機能したものと考えているところでございます。

全戸、全事業所を対象に配布している戸別受信機につきましては、町専用の電波帯域を利用しているため、災害に強く、避難情報などが確実に配信でき、町民の命を守る情報発信手段として大変有効であると考えております。

また、戸別受信機には、文字表示の機能を有した機種を用意しておりまして、聴覚に障がいのある方の世帯を対象に配布し、音声とともに文字による情報配信を行っております。

外国人への情報伝達につきましても、町ホームページでは、パソコンからの閲覧とともに、スマートフォン対応サイトにつきましても、日本語以外に英語、韓国語、中国語に対応し、情報発信を行っているほか、防災行政無線と連携している町公式ツイッターについて転入の際にご案内いたしております。

ツイッターには、翻訳機能が備え付けられており、ご利用の方の母国語への翻訳が可能となっております。

今後も、そうした機能や手段の周知徹底に努めますとともに、日々変わりゆくICT技術等について研究をしていく中で、情報伝達機能の充実・強化について努めてまいりたいと考えているところでございます。

12番（塩野入君） 時間がありませんが、まず消防ポンプ訓練施設、今、原形に復してますけれども、後利用、一体どうなるのでしょうか。

それから、あそこへ、今、土砂、やっていますが、東河原、下河原の土砂、大量にあるんですが、あれだけで応じられるかどうか、その辺もお聞きをしたいと思います。

それから、ぶどうやりんごなどの樹木への大量の覆土というのは、これ、木を枯らす原因にもなるわけですが、その土砂撤去は早目が大切なんです、その応急はどうでしょうか。

それから、もう一つ、JAながのの旧村上店で組合懇談会がありまして、その中で、県や市町村の利子補給を含めた無利息対応資金があるんだと、こういうことでありまして、そこには市町

村の利子補給があるんですが、その町村の利子補給について伺います。

そして、もう一つ、今、NHKの受信料、それから水道の利用料などについて、こうした減免措置が今いろいろ出てきますが、よく町民にはまだ伝わっていない面があるわけでありまして。その基準価格、制限もある中で、うまく伝える仕組みも欲しいかなと思いますが、よろしく、端的にお願いします。

教育文化課長（堀内君） 旧消防ポンプ操法訓練所施設一帯の千曲運動場の後利用についてということでお答えいたします。

千曲運動場は、台風が来るたび、たびたび冠水している箇所でございます。近年で申しますと、平成29年10月、30年10月の台風で冠水被害を受けております。このような状況でございますので、千曲運動場の後利用につきましては、まずは原形復旧を行いまして、これまでの浸水の経過等を踏まえまして、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

商工農林課長（大井君） いくつかご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

初めに、埴科頭首工の付近の洗掘された土地でございますけれども、12月でもご説明いたしました、全体で約1万7千立方メートルありまして、現在、上五明の運動公園の土砂、それから、ご質問にもございました、下河原、東河原の土砂を埋め戻しをしましても、まだ不足をするという状況でございます。その不足分につきましては、同じ事業で千曲市の力石地籍で行っております土砂を搬入して埋め戻す予定でございます。

続きまして、果樹の根本の土砂の撤去でございますが、こちらは撤去、完了してございます。

続きまして、農協の利子補給につきましては、県と市町村、それから農協の基金が持ち合いまして利子を補給していくという制度でございますけれども、こちらについては、需要がございましたら要綱、予算措置等を行ってまいりたいと考えております。現時点では、ご希望されている方はおいでにならないという状況でございます。

福祉健康課長（伊達君） 昨年の台風19号災害によるNHK放送受信料の免除につきましてでございますが、台風19号については、大規模な災害としてNHKのほうでは総務大臣の承認を受け、通常の場合の免除に対して、免除の範囲あるいは期間について特例的に拡大をしたということでございますけれども、こうした特例的な取り扱いの内容あるいは、また周知の依頼、こういったものを事前に町のほうに情報が来ておりませんでしたので、町民の皆様にお知らせするまでには至っていなかったということでございます。

今後、事業主体から、こうした周知の要請等ございましたら、個別あるいは町のホームページでご案内をしてみたいと考えております。

建設課長（宮下君） 県営水道料金の減免措置でございますが、減免対象は住家が浸水等により被害を受け、罹災証明書を受けた方で、全壊、大規模半壊、半壊で床上浸水以上の場合、一部半壊で床下浸水をした場合となっております。坂城町におきましては、減免対象となる被災者が限定

されたことから、個別にご案内をいたしたところでございます。

12番（塩野入君） 暖冬とは言っても、千曲川に沿った本町は寒さが応えます。農業従事者は高齢化が進み、春先になって耕作地の土砂や災害ごみを片づけようと思っていた人たちが、3月になってようやく動き始めています。

災害被害の申請には期限があり、これからの災害救助は難しくもなっています。高齢の女性がひとり黙々とぶどう棚の支柱の立て直しをする姿を見るにつけ、むなしい思いがいたします。

昨年は8月の大雨による九州北部での災害、台風15号、そして台風19号などによる災害が相次ぎました。災害復旧を目の当たりにして、その原因の解決が重要であることを改めて気づきます。

多国籍企業や政府、さらに国連が原因解決の認識をより強く持って取り組んでいただかなければならないということを思いながら、これにて、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時57分）

3月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 長 崎 麻 子 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 細 田 美 香 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 関 貞 巳 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 台風19号に関する検証作業についてほか | 小宮山 定彦 議員 |
| (2) 内水氾濫についてほか | 朝 倉 国勝 議員 |
| (3) 新型コロナウイルスについてほか | 中 島 新一 議員 |
| (4) 町道の安全対策についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (5) スマートタウンについてほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 初めに、2番 小宮山定彦君の質問を許します。

2番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従い、一般質問を行います。

前回、12月議会においても台風19号に関する質問をしましたが、中途半端に終わったままでありました。よって、引き続き、再度、同じテーマで質問をいたします。

台風19号の襲来から、間もなく5カ月になります。先日12日の信濃毎日新聞に県内77市町村を対象に行ったアンケートの結果や、浸水被害地区の人口変化が何面にもわたって掲載されていました。

その中には、「台風19号をきっかけに着手したこと、着手予定、前向きに検討していること」や「台風19号災害からの復旧復興に向けて直面している課題」が市町村別に一覧表にまとめられておりました。それを見ますと、見出しに「防災強化、全県で加速」とあるとおり、今回の災害の教訓を生かし、当町も含め、ほとんどの市町村が対策に積極的に乗り出していることがわかります。

また、当町ではインフラの復旧が順調に進んでおり、検証会議も開かれていると聞いています。まず、現時点での具体的な検証内容をお聞きしたいと思います。

1、台風19号に関する検証作業について。

イとして、検証会議について3点お聞きします。

①どんな部署が主に担当しており、どんなふうに進められているか。

②特にクローズアップされている課題は何か。既に対策がとられているものは何か。

これは、昨日、同僚議員からの質問があり、それに対して詳細な答弁をすでにされておりますもので、要点というか、そのみの答弁で結構でございます。よろしく申し上げます。

③検証結果は報告書のような形でまとめられるのか。

次に、ロとして、検証内容について2点お聞きします。

①避難準備や避難勧告発令の対象区域を特定する方向で議論されているか。

②自主防災会や区との連携強化に向けて、どんな具体的方策が検討されているか。

1回目の質問は、以上であります。

総務課長（柳澤君） 1、台風19号に関する検証作業について答弁申し上げます。

昨年10月に日本列島を通過いたしました令和元年東日本台風は、長野県内でも千曲川が氾濫して、当町にも大きな被害をもたらしました。町では、専決あるいは議会臨時会、定例会など数度にわたる補正予算をご審議いただき災害復旧に取り組んでおり、昭和橋、バラ公園駐車場、鼠橋運動公園など施設の復旧に向けて急ピッチで事業を進めております。

また、農業被害への対応についても、農作物災害緊急対策事業や国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した事業を進めるとともに、千曲川河川敷の農地に堆積した土砂の除去を行う農地災害復旧事業についても工事を進めておるところでございます。

ご質問にございました台風19号に関する検証の進め方ということでございますが、昨年の10月下旬に今回の台風対応にあたり、職員に対し、職員自身や住民の皆さんからお聞きした意見や感想、改善点等を総務課に提出するよう依頼をいたしました。提出された意見等を取りまとめ、総務課が中心となり、昨年11月中旬に課長等による検証を行い、11月下旬には理事者を含め、各課等の課長により検証会議を行ったところでございます。

会議では、事前の警戒態勢のあり方や災害対策本部設置や避難勧告発令、避難所開設のタイミング、住民への情報伝達、自主防災会との連携などについて、よかった点、課題などを話し合ったところでございます。

「クローズアップされている課題と既に対策をとっていること」ということでございますが、要約をして申し上げますと、今回、台風の19号災害を踏まえまして、主な改善点ということで、中電との災害時における協定の締結を行い、停電となった避難所への早期に電力復旧がなされたものの、停電という非常時にも一定の電力確保が必要。

また、風雨の中、避難所運営物資を防災倉庫から運びましたが、備蓄場所の検討が必要。

避難所運営については、中核避難所となる小中学校の避難所開設においては、学校との連携や実際の避難訓練の実施の検討、また、避難所運営体制における職員配置、そして、避難情報の発令のあり方や自主防災会との連携など、改善を要する点が挙げられたところでございます。

新年度予算におきまして、今回の検証結果から、地球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現できるよう、村上小学校に蓄電池設備を設置し、避難所としての機能を高める計画とし、関係予算を計上いたしました。

また、避難所運営のため、避難所で使用する毛布やマットを追加購入する費用を計上。さらに、避難が長期化した場合の仕切りやベッドについて、備蓄以外の確保策について検討を進めております。

検証結果のまとめにつきましては、現在も継続して行っておりますので、最終的には、何らかの形でまとめていければと考えているところでございます。

続いて、「避難準備や避難勧告発令の対象区域を特定される方向で議論されているか」とのご質問でございます。

今回の台風19号の対応では、町内の千曲川の水位の上昇や上田市生田の水位計が1時間に50センチから70センチも急激に上昇し続け、避難判断水位である4.5メートルに迫っていたほか、近隣の状況から坂城町においても土砂災害警戒情報が発令されることが想定されたため、本部会議にて全町に対し避難勧告命令、避難所を開設することを決定し、情報伝達を行いました。

検証の中では、災害時の情報伝達として、避難勧告等は、災害の危険をお知らせし、行動に移してもらう発令ですので、できるだけわかりやすく、短い言葉で伝えることが重要な点として挙げられました。災害時に住民の皆さんにどのような言葉や表現で避難情報を伝えるのがよいのかといった点から、災害の状況によっては対象地域を特定し、発令することについても、現在、研究を進めております。

地域の特定と申しましても、今回のように、千曲川が増水した場合は、浸水想定区域全体の広いものになるのではないかと考えられます。

この場合、避難の要因を示して、例えば、「千曲川が増水しています。氾濫想定区域の皆さんは避難してください」といった発令が望ましいのか。そして、このような発令の場合、住民の皆さんが住んでいる場所が浸水想定区域に含まれているのか、いないのかを十分に理解していただく必要があるとございますので、その意識啓発をどのようにしていくかなども検討していく必要があるとございます。

また、こうした際、自主防災会の皆さんにより、より細かな地域の情報について、同報系防災行政無線の地区別放送を活用して地域の皆さんにお知らせいただくことも災害時の対応として考えられるところでございます。

次に、「自主防災会等との連携強化に向けて、どんな具体的方策が検討されているか」とのご質問でございます。

災害時に被害の拡大を防ぎ、住民の安全と被害の軽減を図るためには、町や県、国の公助だけでは限界があり、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、普段から顔を合わせている

地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら、防災・避難活動に取り組む共助が大変重要であると考えております。この共助の核となるのが自主防災会等の皆さんになると考えております。

検討段階ではありますが、千曲川増水時の地域の特定の例を申し上げましたが、避難勧告等が発令されなかった地域においても場合によっては住民の皆さんの不安を解消するため、公民館等を自主避難所として開放することも考えられます。

災害の発生が予測される際に、このように自主防災会の皆さんが主体となって活動していただくためには、日頃から災害時における危険箇所の把握や要配慮者に係る情報収集、警戒態勢の整備、いざという時に備えた防災訓練の実施などご留意いただき、安全で災害に強いまちづくりの推進にご協力をお願いしたいと考えております。

この自主防災会の取り組みを進めるためには、町といたしましても、町職員が各自主防災会に出向き、避難情報の発令基準や避難場所、地域で行う防災訓練への助言、防災ハザードマップの見方、あるいは同報系防災行政無線や、今後供用開始となります移動系防災行政無線の使用方法などについてお話をさせていただく機会を設け、住民の皆さんの防災意識の向上を図ることも大事であると考えております。

先月、ほとんどの区長さんが自主防災会長を務めておられますので、新たな体制となりました区長会において、今後講師派遣などの支援や、応急避難所となる地域の公民館の開設訓練など、防災訓練の支援を行うことを説明させていただいたところ、1つの自主防災会からは、町職員の講師派遣依頼を、また、1つの自主防災会からは、地区別放送を活用して避難訓練や公民館の開設訓練などを行いたいなどのお話がありました。

こうした取り組みの積み重ねが当町の防災力向上にもつながると考えておりますので、今後も引き続き自主防災会のサポートと連携を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

2番（小宮山君） ご答弁いただき、避難準備や避難勧告発令の対象区域を特定する方向で検討がなされているということをお聞きしてよかったですと思っております。

日進月歩している気象庁の気象予報は進化しており、今までの広域予報に加えて、現在では地域特定のピンポイントで降雨量、河川の危険度などを数時間先まで色分けして示してくれる、そのようなものがあると聞いて気象庁のサイトをのぞいてみました。

その中で、洪水警報の危険度分布というものを見ると、坂城町の場合、洪水予報の発表対象である千曲川だけでなく、日名沢川や御堂川、谷川等の中小河川のその時点での危険度までわかるようになっていました。

また、土砂災害では、土砂災害の危険度分布、正確には土砂災害警戒判定メッシュ情報というそうですが、それは大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上で1キロメートル四方の領域、これメッシュというそうですが、ごとに5段階に色分けして示す防災情報のことで、リアルタイ

ムで土砂災害の危険度を把握できるようになっております。

こうした進化した気象庁の、主に気象庁からの防災気象情報と、それと既に坂城町でもあるハザードマップ上の浸水想定区域や土砂災害警戒区域と重ね合わせると、ある程度避難情報の発令範囲を絞ることは可能だと思われます。

今、先ほど課長さん方でどういう表現で、コンパクトに、正確に、町民に伝えられるかという、そういう課題があるということでしたが、それは十分工夫をなさっていただき、その対象区域を絞って発令されることを望みたいと思います。

また、自主防災会等との連携強化に向けては非常に具体的というか、町の担当の職員が各自主防災会に出向いて、出張して、それでその地域との防災についていろんなことを検討されると、これ一番私が、私も望んでおるところであります。町の方で災害時に、区なり、自主防災会に対して、実際どのようなことをしてもらいたいかということを事前に伝え、了解してもらっておくことが極めて重要だと思っているからです。

ちょっとどういうことかともう少し具体的に言いますと、去年の台風のとき、地元区の区長に、私が町からはどんな話、連絡があったのかと聞くと、町からは災害対策本部が立ち上がったとか、避難勧告を発令したとか、そういうような連絡はあったと。それで、あとは地元区、そちらの様子はどうですかということをお聞きされた。そういうふうに区長さんは言っていました。それで何をすべきなのか、そのとき何をすべきなのかとか、何をせざるべきなのかかわからず当惑したというようなことがありました。これは、結構、私どもの区だけの問題ではなかろうかと思うんです。

そこで、例えば、町が災害本部を立ち上げた段階で、公民館にとりあえず役員だけでも集まってもらい、災害対策本部との緊密な連絡のもとで、移動系防災行政無線の移動局端末も配備されるということでもありますから、そうした連絡のもとで要配慮者の安否確認とか、避難の支援とか、応急避難所の開設とかと手配する、あるいは地区を流れる河川の様子とか道路状況を見てもらう、そういったことを町から区に、自主防災会に要請するという形。

このような話というのは、つい先日の区のほうで話が出ました。災害対応は行政や消防、警察がやればいいと、自分らの仕事ではないなどと思っている住民はいないとほとんど思います。有益だということは率先してやるはずだと思っております。ただ、ここが問題だと私は思っているんですが、区長さんとか、自主防災会の会長さんとかが無責任に独断でやれるものではないんです。災害対策本部からの要請といった形があると、区なり、自主防災会のほうでも非常にスムーズに実践的な行動、必要な行動がとれると、その辺のことも、平時において、町と区がすり合わせをして取り組みをしておくと、そういうことがなされると、そして、それもこういうことありますから、希望のある方は、希望のある区長さんは言ってきてください、それには対応しますよというそういうのではなくて、町のほうから、自らその地元区へ出かけて行って、要請があったらじゃなくて、割と積極的に出かけていかれて、そのようなことについての連携を具体的に話し合

っておくというそのことを、私は希望しています。

事前に、自主防災会と町が災害時の対応について取り決めをしておくということについては、
どういうふうにお考えか、その点、もう一度、お尋ねしたいと思います。

総務課長（柳澤君） 事前の取り組みの取り決めですか、というようなところのご質問でございました。

まだ、明確に庁舎内会議、あるいは地域との検討というような自主防災会等のご相談といったところがまだ定まっていないところでございます。

そういった中で、今後検討していくことになろうかと思えますけれども、先ほど少し触れましたが、まず、地域の皆さんにお知らせをしておきたいのが、ハザードマップでこの地域にはどんな災害の危険があるのか、あらかじめの把握をしていただくですとか、あるいは避難所の開設と
いいましても、避難者名簿の作成、あるいは開設にあたっての留意事項の説明ですとか、また、
そのための訓練を行ってもらうことなども必要になってこようかと思えます。

そして、同報系、あるいは移動系の防災無線で災害時の連絡や活用方法などについても打ち合わせをさせていただきたいと思えますし、町と自主防災会との連携といったところで高齢者の避難情報や、あるいは避難勧告が発令された場合に、自主防災会にお願いをしたいことというよう
なところについては考えていかなければいけないなと思っております。

また、自主防災会が活動するにはどういった情報伝達や情報共有が必要なのかといったところ
のお話も必要になってこようかと思えます。

1回目の、1回目といいますか、検証委員会の中で出された意見で、特に、今回の台風といっ
た部分に関しましては、あらかじめ準備ができる時間がございますので、少し前に自主防災会に
対する情報提供といったところを行って、準備をお願いしていくというようなことも考えられる
かと思えます。

また、そういった時に、実際に自主防災会の方がどういった対応をすればいいのか、応急避難
所を開けてもらうというような要請をすればいいのか、また、必要な地区別放送を促すといった
様々な取り決めといたしますか、お願いをしていかなければならないことも出てこようかと思いま
す。そういったところにつきましては、地域の支援、あるいはアドバイスといったところ、それ
からサポートといったところもございますので、今回のご意見も参考に、今後、庁舎内での検討、
あるいは各自主防災会に相談をさせていただいて考えてまいりたいと思えます。

2番（小宮山君） ぜひ、具体的な取り組みをお願いしたいと思います。

今年の身障さかき元旦号を見ましたところ、宮崎副町長は、次のように書いておられます。
「避難行動に関して介助等を必要とされる皆さんの避難については、さらなる検討や仕組みづく
りの必要性も浮き彫りとなり、今後、各地区の自主防災会、民生委員さんとの連携など、取り組
みを進めていきたいと考えております」とあります。

こういうことなんですよ。それで、これをいかに具体的に作っていくかと、それが、もちろん、私が言うまでもなく大事なことだと思います。町からの旗振り役みたいな形での積極的な地域への働きかけ、それをお願いしまして、次のテーマに移ります。

前回、中途半端に終わったというテーマであります。

二の避難情報について。

昨年、国の避難勧告等に関するガイドラインが改定され、住民がとるべき行動が明示されました。警戒レベル1からレベル5といった数値で分け、その警戒レベルに合わせて、避難準備、避難勧告、避難指示と避難情報が発令されること。また、その発令を受けて住民がとるべき行動がはっきりと示されました。さらに、各種様々な防災気象情報と警戒レベルを対応させたのは、住民が自主的に避難行動をとるために非常に役立つものだと思います。

それで、避難勧告等に関するガイドラインの改定したエッセンスと申しますか、去年の広報さかき8月号にそれが掲載されております。非常にコンパクトにまとめたものではありませんが、ただ致命的な誤解を生みかねない問題と、それを私、去年の台風のときから感じ始め、12月議会でも一般質問をしました。今回、再度、一般質問のテーマにしたことでもあります。

それは、はい、イとして質問に入ります。

2019年8月の広報さかきについて、①速やかに避難先へ避難しましょうという場合の避難先とは具体的にどこのことか。また、避難とはどのような避難行動を指しているのか。

②として、避難勧告と避難指示の違いは何か。

これは避難勧告の知らせを受けた者が、まだ勧告だろうと、なら勧告だったら別にいいやと、指示になったら考えようと、割と気分そんなふうなことをしていっちゃう人たちが、そちらの人のほうがずっと多いように、私、感じております。だけれども、レベル4で避難勧告、避難指示というのは、同じところに入っています。警戒レベル4に、同じところに入っておりまして、なもので、この避難勧告、避難指示の違いは何か。これ具体的に、去年の例で説明していただくとわかりやすいんですが、避難勧告が16時49分でしたか、発令されまして、その後どのような事態になったら避難指示というものが発令されたのでしょうか。それを答えていただくとわかりやすいというように私は思っております。

次に、ロですが、避難情報の周知についてということで、避難情報についての住民の内容理解と住民に対する周知、それが私は不十分だと思っておりますが、その辺はどういうふうに見ているか、それをお聞きしたいと思います。

1回目の質問は、以上であります。

町長（山村君） ただいま小宮山議員さんから主に災害ということで、1つ目、2つ目、1つ目は台風19号についての検証作業について、それから、ただいま避難情報についてということでご質問いただきました。

1 問目の質問について、ちょっと私が補足していきたいということがありまして、特に検証作業、先ほど総務課長から話しましたがけれども、これはまたとないいい機会だと思っております。ですから、ぜひすばらしい検証内容を作って、これから次の災害に備えるということが大事だと思っております。

1つ、議論の中で、私が厳密に考えてはいけないのは、町からいろんなお願いを出すと、それから区長さんというお話ありましたけれども、実際に全区長さんは行政協力員の立場であります。

従いまして、行政協力員の立場で行動、あるいはそのエリアの人に指示される場合、それから、いわゆる任意団体である自治区としての区長さんとしての立場、これもあるかなと思っております。それからもう1つ言うと、自主防災会、これ全区にありますけれども、一部の区は区長さんが自主防災会長ではなくて、そこで選ばれた方が自主防災会長になっているということがありますので、実態に即して厳密に細かく議論していかなきゃいけないというふうに思っております。これは、検証作業を通じてやっていかなきゃいけないと思っております。

それで、2番目の質問、避難情報についてでございます。イとロとありましたので、私から答えさせていただきます。

まずは平成30年の7月に、西日本中心や広い範囲で記録的な雨により大きな被害をもたらした豪雨災害を受けまして、国の中央防災会議、防災実行会議で、平成30年7月豪雨による水害・土砂災害から避難に関するワーキンググループにおいて作業が進められました。この豪雨を教訓としまして、避難対策の強化について検討し、平成30年の12月には、平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方についてがまとめられたところであります。

この報告の内容を踏まえまして、地方公共団体が避難勧告等の発令基準や伝達方法等を改善する際の参考とするよう、平成31年の3月、内閣府により避難勧告等に関するガイドラインが改定され、この中で、「住民は自らの命は自らが守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる」との方針が示されました。この方針に沿って、町や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、昨年6月から5段階の警戒レベルを明記した防災気象情報が提供され、水害、土砂災害時の避難情報の伝え方が変更になりました。

このご質問の「速やかに避難先へ避難しましょうという場合の避難先とは具体的にどこのことか、また、避難とはどのような避難行動を指しているのか」という点につきましては、内閣府のガイドラインでは、警戒レベル4、これは、全員避難では、避難勧告、避難指示、緊急の発令の際に、住民がとるべき行動等として、「速やかに避難先に避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう」としてあります。

この場合の避難先の選択肢としまして、ご自身の判断により公的避難所への避難を基本としつつも、災害が発生する恐れが極めて高い状況等で避難所への移動が危険と思われる場合には、強

固な建物など近くの安全な場所やご自宅など建物内のより安全な場所への避難についても選択肢の一つとして考慮していただく必要があると思います。

昨日か一昨日でしたか、東日本大震災の後を踏まえた、NHKでテレビでやっておりましたけれども、ある地区では、避難先としては十数分かかっている山の高台を指示されていたけど、その地区では防災の拠点であるビルの屋上に逃げようということで全員助かったというような、テレビでもやっておりました。他にもいろんな事例があります。

また、続きまして、「避難とはどのような避難行動を示しているのか」とのご質問についてお答えします。

先ほどのご質問でもお答えしましたが、公的避難所への避難、強固な建物など近くの安全な場所やご自宅など建物内の安全な場所への避難が主なものとなってまいりますが、災害に備えまして、ハザードマップで災害危険箇所を確認する、水害や土砂災害など災害種別ごとの避難行動を確認する、避難場所や避難経路を確認する、避難の判断に必要な情報を確認するなどの行動も避難行動に含むものとして考えております。

続きまして、「避難勧告と避難指示の違い」ですが、町地域防災計画では、避難勧告について、その地域の住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを進めまたは促すことをいうとしており、安全のため、早目の避難を促すときに発令されます。

また、避難指示については、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるために発令されます。

続いて、「避難情報についても住民の内容理解と住民に対する周知が不十分だと思うが、この点についての見解は」とのご質問がございました。

避難勧告の発令や避難所の設置などを行いました今回の台風19号対応に係る経験は、職員のみならず、町民の皆さんにとって記憶にとどめるべき経験になったと思います。また、今回の経験を今後どう生かしていくのかが大変重要であると考えております。

今回の災害対応では、町内の全戸、全事業所に同報系防災行政無線戸別受信機の設置が完了しておりましたので、町からの情報伝達という面においては、災害情報を確実に住民の皆さんに伝えるという点では、一定程度対応できたと考えております。

しかしながら、今回の対応を振り返りますと、各自主防災会の皆さんから地域の住民の方に地区別放送を活用して、地域の情報を発信していただくこともできたのではないかとというふうに思っております。

自主防災会において、そういった取り組みを行っていただくためには、今後、これまで以上に町と自主防災会の連携強化を図っていくことが重要であると考えております。

先ほど総務課長から、町職員が今後、各自主防災会に出向き、避難情報の発令基準や避難場所、防災ハザードマップの見方、同報系防災行政無線や、これから整備されます移動系防災行政無線

の使用方法などについてお話させていただく機会を設けていくということを答弁させていただきました。

地道ではありますが、こうした取り組みを積み重ねることで、住民の皆様の防災意識の向上を図ることもできるのではないかと考えております。

今後も自助、共助、そして公助は有機的結びつき、自主防災会と連携を図りながら住民の安全と被害の軽減を図る災害に強いまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

2番（小宮山君） 私が、内閣府の防災担当から出て、広報さかきの8月号にも掲載されていたものの問題点が、どうしても問題点がずっと引きずっておまして、それは何かといいますと、今町長さんにお答えいただいたんですが、もう少しはっきりしたいということで2回目の質問をします。

それは何かといいますと、私、できるだけ多くの人に、避難勧告が出て避難といったときに、その避難はどういうことだと思っているかというふうにいろんな人に聞いて回りました。そうすると、やはり指定避難所への避難と、立ち退き、自分の家から立ち退く水平避難ですよね。自分の家から安全な場所、それが例えば、避難所であったり、親戚の家だったりとか、近所で頑丈な建物のところとかありますけれど、その水平避難ということがほとんどの方はそう思われているみたいであります。だから避難しましょうといったら、それは避難所へ行くことが避難だと、そういうふうに使われている方がほとんどじゃないかと、私が聞いた範囲では全てでした。100%そうでした。

けれども、そうだとすると、今回のこの改定で全員避難ということだと、それでしかも避難勧告が全町に出されたりすると、その避難所の収容の問題とか、それから避難所の運営の問題とか、これ対応しきれないだろうと、そういうことで12月の議会のときに質問しました。そして、課長のほうから、避難所に行くだけが避難じゃないんだということを申されました。確かにそれはそうです。けれども、外の状況なんかを見て、避難所への避難が危険だと判断される場合は、家の中で2階へ上がるとか、垂直避難ですよね。それとか、近所で安全なところを探して避難すると、そういうことも避難なんだということの答弁をもらいました。それに対して私は、ただそれというのは、特殊な場合であるでしょうと。

こう考えてもらいやすいんですが、去年の台風19号の16時49分に避難勧告が発令したときに、そのときはまだ明るかったです。明るかったから、避難所への避難とかそういういろんな避難行動の選択が住民のほうにはあったわけです。ただ、そのときに避難するというのは避難所への避難なのかというふうに思っちゃうと、そうすると、もう収容しきれませんしね、もしそれで、だけど、実際はそんなに665人でしたか、その方が避難所に行ったと。けれども、それはそれでまたこういう問題あると思うんですよ。レベル4が出て避難勧告をしたにもかかわらず、住民がそれを何というのかな、無視したとはもちろん言わないんですが、重大なこととして受け

とめていなかったという問題が出てきてしまうと、そういうふうには私は思われるんです。それで、ずっと避難行動というのはどういうことなのかということや、ずっと考えておきまして、つい数日前に、内閣府のそれをつくった担当の方にもう電話で聞くしかないだろうということで電話をしました。それで、私としても、ああ、そうだったのかとかいうか、やっぱりそうだったのかな、そういう答えが得られました。それは何かと言いますと、避難行動で、16時49分に避難勧告が発令された時に、住民は自宅に待機すること、自宅にいて、留まること、これも今回の、昨年の改定ですよ、改定においては、それも立派な避難行動なんだということがはっきりおっしゃっておられました。だから、その辺の事情、私、ほとんど、ほとんどですよ、ほとんどの方は避難勧告が出ると避難所へと、それはもちろん、土砂災害なんかはそうだと思います。土砂災害という場合は、もう立ち退き避難以外はちょっとあり得ないですよ、一気にきますから。ただ、台風や何かの今回の水害みたいな場合には、浸水があったとしても避難所に避難する必要がないんですよ。浸水が仮に床下浸水ぐらいであったとしても。

そんなもので大事なものは、今回の改定ですよ、改定の趣旨というのは、災害に直面したときに、もちろん、町からの避難情報とか、気象庁からの防災気象情報、そういうのも参考にしつつも、事前に自分がどういうところに住んでいるか、あるいはどういう立派な頑丈な家に住んでいるか、そうすることがあって避難勧告が出されたとしても、そこで、ただ正常性バイアスで俺は大丈夫だなんていうような感じで、自分に限ってこんなことは、避難であることは今までなかったし、これからもないだろうみたいな、そういうことで避難が遅れると、適切な避難行動がとれないと、そういうことになっては困るんですが、主体的に自分で、どこに自分は住んでいるのか、こういうような状況のときには自分はどういうふうな行動をとるのがいいのかということや、判断して、それで的確な避難行動を実行すると、そういう形になるのはこれ一番いいと思います。必要でない人が避難所へ行ったりすると、坂城町の場合はそういうことはなかったんですが、ほかの町村では、例えば、避難所が満杯になって他にたらい回しをされたりとかすることが出てきます。また、本当に必要な人が避難所への避難をするというんで、他の人たちは自分で自宅での待機ということが安全だという屋内安全確保がなされてあるならば、わざわざ立ち退き避難をする必要がないんだということ、これをぜひ町民の皆様に徹底していただきたいというのが私の今回の質問の趣旨であります。この今の広報8月号のあの表現だとそうは皆さん絶対思わないはずで

す。ですから、それでやはり内閣府の担当の方に、そうだとすると、避難行動というのが、待機を含めて自宅において、自宅に留まって待機を含めた屋内安全確保というのが、立派な避難行動の一つだとするならば、この書き方はちょっと非常に誤解を生むんじゃないですかというふうに言いましたところ、そういうのがやはりいっぱい日本各地からその問題が来ているらしいです、問い合わせ等が。それで、今後、何というかな、また新たなワーキンググループとか、あるいは専

門者会議みたいな場でそのことを検討してもらおう方向でいるということをお電話口でおっしゃって
おりました。

はい、それでまた新たな、その何というのかな、もっとわかりやすい、もっと誤解を生むこと
のないようなものができることは期待しているのですが、ただ、もうそれはもう少し先の
ことですよね。今、昨年の広報さかき8月号のその意味内容、それを正確に伝える、住民の皆さ
んに周知させるという、そのこともやはり、先ほどからあれしている地元へ出かけて行って、そ
の話し合いが行われる、そのところにぜひそれを入れていただきたいと私は思いますが、そうい
うことは可能でありましようか。お聞きします。

町長（山村君） 先ほど私が答弁させていただいた内容をほとんどお聞きになっていないんじゃない
かというふうに思います。先ほど申し上げたように、台風19号については、坂城町、大きな
被害ありました。それを踏まえて、検証作業をして新たな指針を出そうとしているんです。です
から、昨年8月の広報のことをいつまで言われても、それはもうだめだと思います。

それから、もう1つ言いますと、自主的な判断をすれば一番いいと、私はだめだと思います。
自分で判断材料、的確なものを100%持っているかといえば、そうではない。だから、先ほど
申し上げたように、例えば、坂城町で避難勧告出されたら、町全体出したとしても、例えば、南
日名の小宮山さんのあたりの家はそのままでいたほうがいいですよとか、それを先ほど申し上げ
ているページングで地区別にしっかり放送すると、そういうことをいろいろやろうしているわけ
ではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

2番（小宮山君） 聞いていなかったわけではございません。今現在でも、やはりこないだのよう
な避難勧告を出された場合、必要最低限の持ち物を持って、避難所ですか、そちらのほうに移動
してくださいみたいなものを出された場合には、それが本当に必要なかどうか戸惑う方が今のま
まだと数多くいるという、この事態を何とか思うのであります。

それで、今回、去年の改定の趣旨といいますか、肝というのは、それまでの行政指導の取り組
みを改善することにより防災対策を強化するという、そういう方向性を具体的に見直し、根本的
に見直し、住民が自らの命は自らが守る意識を持って、自らの判断で避難行動をとり、選択肢で
す。その正確な、的確な避難行動をとるために行政はそれを全力で支援するという、住民主体の
取り組み強化による防災意識の高い社会の構築を目指すものとされています。それで私もそれ
に同意するものであります。ぜひ、住民自らがその的確な避難行動をとれるように、そのため
には避難行動が立ち退き避難だというそのままで住民が認識していること、それに対する、そ
ういうことではないんだということをぜひ知らせていただきたいと、それを要望いたしまして、私
の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、10番 朝倉国勝君の質問を許します。

10番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

令和2年は、庚子の年であります。ちまたでは、今まで行ってきたことを継続、継承させ、さらに進化させるため、新たな環境や体制を整える年といわれ、生い茂る繁栄という意味があり、新しい令和時代とともに反省や検証を踏まえつつ、継続して物事を進化させ、さらに発展、チャレンジできる年、こんな希望を年初にいただいてスタートいたしました。

しかし、ご案内のように、新型コロナウイルスの世界的な拡散により、極めて深刻な事態にならないか心を痛めているところでございます。この新型コロナウイルスは、新しく未知なインフルエンザといわれ、現在まだ治療法や特效薬が、現在では研究段階のため先の見えない状態でございます。そのため、私たち一人一人ができる限り国や医療機関の専門家の指示を実践して、1日も早く国難に至らないように国民一人一人が最善の努力をして克服をしていかなければならないと考えておるところでございます。

町といたしましても、町長の指揮のもと、全組織を挙げて早期に解決のできる対応をぜひこの場からお願いしたいと考えておるところでございます。

前置きはそのくらいにして、今回の質問に入りたいと思います。

第1点の質問は、昨年10月12日、13日にわたり、台風19号が東信、北信地区に大きな被害を発生させました。この台風は100年に一度といわれるほど強烈な台風でありましたが、当町におきましては、各所で経験のないレベルの被害が発生したとはいえ、他の地域に比べてまあまあよかった、被害が少ない、そんな状況でありました。現在は、その復旧に向け全力で努力をしているところでございますが、今日の質問は内水氾濫についてを提起して行ってまいりたいと考えております。

当町は、東西は山に囲まれ、南北は千曲川を中心にした平地であります。したがって、一級河川につきましても、東西の山から千曲川に注ぐ河川で、農業用水は南北の平地の水稻のかんがい用として利用され、最終的には千曲川に注ぐ状態であります。

このような状態ですが、今回の台風19号のように、千曲川の水位が危険水位を超えるように高くなりますと、千曲川の水位が、水圧が高くなるために、千曲川に水を注ぐことが困難になり、水門を閉ざさなければ逆流するというようなことで、山や用水、周辺から流れ出た水が、水路に沿って滞留しあふれたり、または上流へ遡上して内水氾濫となり、田畑や住宅への浸水となったわけでございます。昨年の19号でもこのようなメカニズムで災害が発生したのではないかと考えております。

台風19号では、当町の降水量が160ミリ前後で、上流の上田市、東御市に比べ、降水量が

少なかったことが幸いし、大がかりな災害発生には至りませんでした。世界的に発生している異常気象の条件下においては、いつ、このような19号に匹敵するか、ないしはそれを上回る集中豪雨や大規模な台風の襲来が考えられます。そのために、昨年被災をしてまいりました台風19号を基本に、今後、安心・安全なまちづくりを行っていくには、本格的に内水氾濫についての対応、検討が重要と考えておるところでございます。

以下、町の内水氾濫対策について伺いをいたします。

イとして、町内の一級河川、農業用水における内水氾濫について、どのような考え方を捉えておられるのか伺いたいと存じます。

ロとして、今後の減災に対する対策及び恒久対策について、どのような考え方があるか伺いたい。さらに、現在、町で提示されているハザードマップとの整合性についてどうなのか伺いたいと考えます。ご回答お願いいたします。

建設課長（宮下君） 1、内水氾濫について、イ、町内の一級河川、農業用水における内水氾濫の状況はご質問のうち、私からは町内の一級河川についてお答えいたします。

昨年10月の台風19号（令和元年東日本台風）豪雨水害では、千曲川の各水位観測所では観測史上最高水位となる記録的な洪水となり、長野市穂保地区で堤防が決壊したほか、堤防の越水氾濫や内水氾濫による家屋の浸水、流失など流域全体に甚大な被害が生じたところです。

町内の一級河川の現状はどうかというご質問ですが、町内の県管理の一級河川は日名沢川、御堂川、谷川、福沢川の4河川あり、今回の台風19号では千曲川は記録的な洪水となりましたが、町内の総降水量が150ミリほど、これは南条小学校の雨量計数値でありますけれども、であったこともありまして、一級河川の越水などによる被害は生じなかったところであります。

一級河川の整備状況ですが、町では、毎年管理者である千曲建設事務所と地域づくり懇談会を開催し、地域から要望のありました河川のしゅんせつ、砂防要望箇所を現地調査する中で、計画的に整備を行っていただいております。4河川の河床、断面などの河川整備率は県平均を上回っているとお聞きしております。

昨今の河川工事の状況ですが、住宅地での越水を防止するためには、河道内にたまっている土砂や支障となる立木の除去が必要であることから、県では、平成30年度から国土強靱化・防災緊急3カ年対策等により、集中して4河川の堆積土砂の除去を実施しており、その総延長は2,850メートルとなっております。また、日名沢川、御堂川では併せて支障木の撤去を実施したところです。

さらに、上流からの土砂流出を未然に防ぐことで、河道内の支障となる土砂の低減を図るため、御堂川、谷川、福沢川の支川において堰堤など砂防施設の整備を進めておりますし、御堂川に水位計を設置していただいたところであります。

また、工事以外においても、本年5月に予定している水防訓練においては、千曲建設事務所に

木流しなど水防工法の講師をお願いし、実施する予定となっております。

このように県においても、坂城町の防災・減災対策に積極的に取り組んでいただいておりますので、町としましても、引き続き県と協力、連携体制の強化を図る中で、安心・安全な地域づくりに向けた減災対策を進めていきたいと考えております。

続きまして、口、減災対策及び恒久対策はについてお答えいたします。

今回の台風において甚大な被害が発生した千曲川水系における減災対策につきましては、ご質問のように、国、県との連携や流域市町村との連携を図る中で、信濃川（千曲川）流域全体での対策が重要であると考えております。

12月議会においてもご答弁いたしましたが、台風19号により甚大な被害が発生したことを受け、昨年11月29日に信濃川水系（千曲川）緊急治水対策会議が県庁において開催され、国、県及び県内千曲川流域の41市町村で緊急治水対策プロジェクトの検討を始めました。

このプロジェクトは、今回の台風による千曲川水系の大被害を踏まえ、流域全体の安心安全な暮らしの確保に向けた取り組みを緊急的に実施する必要があることから、河川整備などによるハード対策と地域連携によるソフト対策を一体的かつ緊急的に進めるため、今後5カ年にわたり沿線市町村等の関係者で組織する信濃川水系緊急治水対策会議を開催し、流域が一体となった治水対策を取りまとめていくものです。

1月24日に開催された第2回信濃川水系緊急治水対策会議（千曲川水系）におきましては、日本一の大河、上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進を目指した信濃川水系緊急治水対策プロジェクト（案）が示されました。

今回のプロジェクト（案）では、大きく3つの取り組みが示され、1つ目としては、堤防の強化、整備、河道掘削による洪水流下断面の拡大、遊水地等の洪水調整施設の整備などの被害の軽減に向けた治水対策の推進。

2つ目としては、ため池等の既存施設の補強など雨水貯留機能の確保及び施設の整備、支川水路における氾濫抑制等など、地域が連携した浸水被害軽減対策の推進。

3つ目としては、マイ・タイムラインの普及などの防災教育や防災知識の普及などの減災に向けたさらなる取り組みの推進となっており、関係機関が連携してこの取り組みを実施し、おおむね5年間で、「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指していくというものです。

町におきましても、このプロジェクト（案）に基づき、流域市町村と連携して事業を進めていくとともに、これまでも毎年、国土交通省に千曲川の未完成堤防の早期整備などを要望し、堤防護岸の補強や樹木の伐採による河道掘削などを行っていただいているところですが、今回の台風の被害を鑑みの中で、引き続き、国、県、沿線市町村と連携を図り、さらなる千曲川治水対策の整備促進を強く要望していきたいと考えております。

また、ハザードマップにつきましては整合性はとれているものと考えておりますが、県において、県管理の河川について浸水想定区域図の作成をする予定となっております。町内の4河川につきましては、令和3年度から4年度にかけて作成予定とお聞きしておりますので、その時点で必要な見直しを行っていきたいと考えております。

商工農林課長（大井君） 内水氾濫のご質問について、農業用水における内水氾濫の状況と減災対策及び恒久対策についてお答えをいたします。

台風19号被害による農業用水の内水氾濫の状況について、どのように捉えているかのご質問でございますが、昨年10月12日は、台風の接近に備え、千曲川から取水をしている用水路について、取水の停止や幹線水路の水門の開閉状況を確認するためパトロールを行い、台風に伴って用水路が雨水を受けられるよう対応をしておりました。

台風が近づくにつれ、雨脚も強まり大量の雨水が用水路を流れ、初めは千曲川へ排水されておりましたが、千曲川の上流で大量の雨が降ったことにより、時間が経過するにつれ千曲川の水位より用水の水位が低い状態となり、千曲川へ排水ができない状況となってまいりました。

さらに、千曲川の水位が上昇することで用水に逆流が発生し、千曲川の水が流入し被害を起こすことを防ぐため、水門を閉めざるを得ない状況となり、その結果、堤防の外側に水がたまり、内水氾濫を起こした箇所が町内に数カ所ございました。

また、水門を閉める際は少しでも雨水がたまることを防ぐため、消防団と連携して排水作業を行っており、バラ公園南側の水門周辺では消防団の約半数が、千曲川が急激に増水する中、夜遅くまで排水作業を行っていただきました。

このように台風が接近する前に、できる限り事前の対策を行い、消防団と連携して排水作業に徹してまいりましたが、今回のように広範囲で大量の雨を降らす台風の影響による千曲川の増水への対応は、大変難しいと考えているところでございます。

次に、減災対策及び恒久対策といたしましては、台風などの大量の降雨の対策として、埴科郡土地改良区及び六ヶ郷用水組合と連携を図り、幹線水路を排水路として使用することにより、住宅地などに雨水がたまらないよう対応をしております。

また、引き続き消防団との連携を図って排水作業を行うとともに、用水路及び用水路沿いにある沈砂池の土砂撤去などの維持管理を徹底、また老朽化した用水路の計画的な更新をするなどの対応を図ってまいりたいと考えております。

10番（朝倉君） 内水氾濫について、河川、一級河川並びに農業用水の関係についてお答えをいただきました。

特に農業用水の場合についてはご説明がありましたとおり、千曲川の水位より低いということで、千曲川の水位が高くなれば、当然、今のような状態が起きるわけでございまして、10月12日、13日にかけて報告にありましたとおり、地元の消防団並びに職員の皆さんに本当に昼

夜を問わず減災対策に努力をされたということに対しましては、この場を借りて感謝、お礼を申し上げたいというふうに思っております。一方、被害に遭遇されました皆様にはこの場をお借りしてお見舞いを申し上げたいと、こんな形でおります。

回答を得られないわけですが、やはり特定の場所が集中豪雨とか、あるいは雨量が極めて高い状態になりますと、坂城町内においても内水氾濫が当然引き起こしてくるという実態はあるわけですので、減災対策について、やはり長期的な視野から検討していただくということをこの場でお願いしたいと。特に、ハード面になってくるのでお金がかかるということになりますので、町単独ではちょっと厳しい要素もございますので、ぜひ関係機関と連携をとる中で、対策をひとつご検討いただきたいということをお願いして、次の質問に入ります。

2つ目の質問は、土地利用についてでございます。

町の地理的な状況は、総面積のおおむね70%は山でございまして、しかも町の中央の平地には南北にわたって千曲川が存在しておる関係で、有効に利用できる面積は誠に少ないという現状でございます。

このような中ではありますが、先人の皆様は商工農のバランスのとれた田園工業地帯を標榜され、知恵を絞って土地の利用を考え、現在の町の発展をつくられてきたというふうに考えておるところでございます。

しかし、時代が進んだ現在、町の有力企業も事業の拡大を計画をしていますが、なかなか近隣の土地の拡張ができないということで、残念ながらやむを得ず町外に工業用地を求めざるを得ないという実態が最近出てまいっております。誠に残念なことだというふうに考えておるところでございます。

現在、町においては、そういうような対応を含めて、工業団地の造成に鋭意努力をされていることは承知しておりますけれども、着手してから利用できるまでにいろんな法的制限ということがありまして、時間がかかってしまっているということはちょっと気がかりなことでもあります。

町の今後の発展を考えると、土地利用について、農工商のニーズを捉え、限られた中の土地ではありますけれども、英知を絞った土地利用の検討をする必要があるということ、痛切に今考えていかなければいけないことだと思っております。

私もそのようなことから、再三、この議場で土地利用について検討の提案をし、前向きにやっていきますというような回答をいただいておりますけれども、目に見えた動きが出ていないということは残念であります。

いずれにしましても、今後、町の発展のカギは、土地利用の政策をいかに県、国に対して、町のランドデザインを提示して、着手から具体的に利用できるまでに、できれば二、三年程度に調整期間がある中で土地利用ができるようなことができれば、大変ありがたいし、また、今の現状から将来の発展をつくり出す大きな要素といっても私は過言ではないというふうに思っております。

ところがございます。

そこで、提案でございますが、今工事が進んでいる18号バイパス、インター先線のインフラ整備や4月1日より施行されます農地の取得制限の改正等をこのタイミングを捉えて町長の3期目の公約でもあります、今後の坂城町の100年の将来の発展を描いた土地利用の考え方について積極的な議論をして、そしてまた、県、国との関係機関と調整を図って、あまり時間をかけずに私どものニーズに対応できる土地利用ないしは国土利用計画の策定をぜひ進めていただきたい、こんな思いしております。

そんな思いから、イとして、インフラ整備が始まる中で、今後、町の発展をするための土地利用についての考え方についてどのような考え方があるか伺ってまいりたいと思います。

ロとして、長期総合計画の策定のタイミングにあたります。それにあたって、土地利用についての位置づけをどのように考えて実行していくのか伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから土地利用についてということでご質問をいただきました。

冒頭、ご質問にもありましたけれども、当町は周りを山々に囲まれた盆地であり、中央を流れる千曲川の東西に広がる土地を中心に住宅や農地、工場など、生活と産業が融合しながら歴史あるものづくりの町として発展したところであります。

また、農業面では、昼夜の寒暖差を生かしたりりんごやぶどうといった果樹類に加えまして、特産品として定着したねぎみ大根などの伝統野菜、最近では新たにワイン用ぶどうの栽培を拡大するなど、町特産の農産物の生産拡大に向けて取り組む中で、優良農地の確保も図ってまいったところであります。

同時に、戦後から県内有数のものづくりの町として、製造業を中心に多くの工場、事務所が軒をなし、町の主力産業として内外が認めるところになってきております。工業は町の財政にも大変大きな役割を果たしてきており、住工混在の解消や規模拡大に向けた工業団地整備による工業用地としての土地利用も積極的に進めてきたところであります。また、現在も新しい工業団地をつくるということで進めております。

そうした中でありますが、工業の発展に伴う事業規模の拡大や土地利用の見直しへの対応といった部分においては、限られた町土の中で自然環境や住宅地などとの調和を保ち、法的規制との整合や調整を図ることを要する中で、案件によっては時間を要したり、実現が難しいという場面があることも事実であります。

先ほどお話ありました、今後、町の交通インフラの骨格をなす国道18号バイパスや坂城インター先線が完成し、さらには坂城インターと国道18号バイパスがつながると、広域道路として交通量や交通体系、また製品の出荷、搬入といった輸送の形も大きく変わることが予想され、町

の様子も大きく様変わりするものと想定されるところであります。

これにより、沿線の土地利用の需要も今とは変わり、開発のニーズも広がっていくものと考えられるところでもあります。将来的に地域の発展とまちづくりを進めていく上においては、この交通インフラの整備が一つの大きなきっかけになるものと捉えているところでもあります。

また、土地利用全体としては、今後、少子化、高齢化が進んでいくことにより、増えていくことが予想される耕作放棄地、荒廃農地や空き家となっている住宅地など、活用されていない土地の把握に努める中で、それらの土地を有効的に活用する手立ても検討することが必要となっているところと考えております。

こうした状況も踏まえる中で、今後の町の土地利用につきましては、将来的な町のあり方や施策展開を具体的にイメージしながら、町の発展や町民の暮らしやすい利用に向けてさらに検討をしていく必要があるものと考えているところでもあります。

次に、ロ、長期総合計画策定に当たっての土地利用の位置づけはについてであります。令和3年度から10カ年のまちづくり施策全体の計画である第6次長期総合計画策定に併せまして、町の土地利用の基本構想である国土利用計画についても次期計画の策定を進めているところであります。

この坂城町の計画、国土利用の基本理念に即して、自然環境の保全を図りつつ、均衡ある町土の利用を目的として定めている計画であります。

県におきましても、県全体の土地利用に関して同様の計画を策定しているところであり、町の計画の基本とされておりますところから、お互いの整合が求められるところでもあります。

町の国土利用計画の策定にあたりましては、将来的な町の情勢や長期総合計画における各分野の施策内容を踏まえることに加え、農業振興地域整備計画や都市計画など各個別計画の内容も踏まえ、相互に調整を図る中で進めてまいりたいと考えております。

また、県とも十分に協議を行いながら、地域の自然や社会、経済、そして文化といった条件に配慮しつつ、均衡ある土地利用を基本とした検討もまた重要であると考えております。

いずれにしましても、当町は限られた町土の中で北信地域と東信地域の結節点として、歴史文化や産業といった部分において両地域で様々な交流がされてきており、歴史的に特色あるまちづくりが進められてきたところでもあります。

そうした中で、土地利用についてもその時代時代に応じて変化してきているところであり、先ほども話がありました国道18号バイパスをはじめとした今後の広域道路の延伸や新たな工業団地の造成といったインフラの整備、産業分野の変化などに対応しながら将来を見据え、機を逸することなく、取り組んでいきたいと考えております。

まさに令和2年度には各種の数多くの計画をつくるという時期にありますので、絶好のチャンスだと思っておりますので、議員の皆様方のご意見も聞きながら進めていきたいというふうに思

っております。

10番（朝倉君） ただいま町長からインフラ整備を基点にした計画の策定ということの答弁をいただきました。まさにそのとおりじゃないかというふうに考えております。

今朝、私が議場に来る前にうれしい光景を見てきたんですが、国道バイパスで田んぼのあぜを壊して、新しい用地買収した田んぼの水を引く工事が始まったんですよ、町長。そんなことで、そんな動きもありますし、今、私どもの坂城の町全体を考えると、本当に狭い土地でございますので、工場の大きな誘致だとか、あるいは複合施設だとか、スーパーを誘致しようというようなことを考えてみても、ほとんど法的な制限と立地条件が合致するということは本当に少ないというようなことで、土地利用の段階において、私は現状においては飽和状態だというふうに思うんですね。

そういうことからすると、今お話にあったように、このインフラ整備が、私は一つのこれから町の発展に向けた大きなインパクトを上げる、作り上げるターニングポイントのような気がいたします。ぜひ、このポイントを逃がさないように、しっかりと計画を作って押し進めていくようなことを、私どもも頑張っまいますので、よろしく願いをしたいというふうに考えております。

それでは、3番目の質問に入ります。

新型コロナウイルス対策についてでございます。

中国の武漢から発生いたしました、今全世界的にパンデミック、大流行が世界規模で展開し、終息に向けた戦いが各国で総力を挙げて対応されていることはご案内のとおりでございます。

しかし、現状は、先ほど冒頭申しましたように、治療法や特効薬のない中で感染スピードがほかのインフルエンザに比べてどうもスピードが速いというようなことで、新型コロナウイルスに対しては手をこまねいていると取り返しのつかないような事態を招くのではないかとこのことを心配しております。

この際、国、地方公共団体が一体となって連携して、本当に国難に至らないような対策を考えることが重要でありますし、速やかに収拾できるような努力を、私ども努力をしていかないといけないというふうなことを考えているところでございます。特に、私ども町内には、先ほどもありましたとおり、製造業の町ということで多くの企業の皆さんが頑張っておられます。

今日、さっき出掛けにテレビを見てまいりますと、株価が2万円割れをして円レートが102円ということで、このまま推移するとリーマンショックの再来というようなことが懸念されるわけでございます。

私は、このコロナウイルスに対しては、何としても余り傷を負わないような形で坂城の製造、いわゆる企業の皆さんに町として対応していただきたいということでこの質問に入るわけでございますが、政府としても、今回の事態に対していろんな施策を提示されております。町といたし

ましてもこの施策を本当に有効に使っていただいたり、あるいはまた町長の決断をいただいているような手立てをする中で、中小企業の多い町でございますので、何としても倒産だとかそういう悲劇じゃなくて、継続した経営ができるような形をとっていただくということを、私、お願いしたくて、今回、このテーマを取り上げたところでございます。

いずれにしても、状況としては、刻々中身が変わってくると思うんですけども、日本の場合は、わかりしイタリアや韓国等にと比べると感染率がそんなに爆発的に増える状態じゃないんで、やり方によってはそんなに傷が負わなくてもいいとは思いますが、何せ世界の部品の工場では中国というところで発生したということで日本の各企業もサプライチェーンの混乱というようなことで、竹内製作所も大分苦慮されているようでございますが、いろんなところで、私どもが想像しないような事態が起きるような気がするんですね。そんなようなことで情報を、特に関係の課においては耳を立てていただいて、的確な対策が逐次できるようにひとつ支援をお願いしていただきたいということで、特に情勢が変わる中では答弁を求めてもなかなか難しいかとは思いますが、何か決意がありましたら、担当課長で結構でございますので、お聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

商工農林課長（大井君） 決意というものじゃございませんが、新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルスによる肺炎患者の発生が確認され、中国国内をはじめ海外各国や国内でも感染が拡大しており、企業等の生産活動や経営への影響が懸念されているところでございます。

また、町といたしましては、坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染防止対策や注意喚起、情報提供など総合的な対策を実施して、住民の皆様や町内事業所の皆様の安全と安心を確保するため、努めているところでございます。

この新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町内の一部事業所からは中国からの原材料の調達が難しく、また、中国に加工部品を送っても現地の事業所まで届かないといった状況が続き、経営状況にもその影響が出始めているとお聞きをしております。

また、中国国内においては、春節に伴い帰郷した従業員が、現地の市や町の閉鎖や公共交通機関の運行停止など、帰郷した家から戻れない状態が現在でも続いている地区があり、従業員が本来の6割から7割しか集まらず、町内から進出した企業や関連企業でも生産活動に影響を受けているとのお話もお聞きしております。

ご質問のありました新型コロナウイルス感染症の影響による企業の支援として、感染症の影響を受けている事業者を対象に、サプライチェーンの毀損等に対応する設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援する国の各種補助事業がございます。

補助事業には、ものづくり・商業・サービス補助金や持続化補助金などがあり、それぞれの補

助金の採択において、感染症の影響を受けながら生産の向上に取り組む事業者に対しては、補助事業が採択されやすくなるような仕組みも講じられております。

ものづくり・商業・サービス補助金につきましては、例えば、感染症の影響を受け、部品調達が困難になり、自社内で部品の生産を行うため、設備投資を行ったり、また感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給の要請を受け、生産ラインの新設や増強を行う場合などの設備投資が補助の対象となります。

また、持続化補助金では、小規模事業者の販路開拓等の取り組みを支援するため、小売店が新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小分を補うため、インターネット販売の強化を図る場合などが補助事業の対象となります。

雇用面では、国による雇用調整助成金により、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して教育訓練や出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合、賃金等の一部の助成などをするものでございます。

今回は特例として、観光客の減少の影響を受ける観光関連産業の事業主の方や、部品の調達、供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象としております。

町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業所などに各支援機関などが創設、拡充した支援策や補助、助成等を有効的に活用いただくよう周知や相談に対応してまいります。

また、商工会やハローワーク、県及び金融機関、中小企業関連団体などとも協力して支援に努めてまいりたいと考えております。

10番（朝倉君） ただいま支援策について回答がございました。どうか、ひとつ中小企業の皆さんに寄り添った、タイムリーな支援をぜひお願いをしておきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、このコロナウイルスの関係でちょっと、もう1つお願いがあるんですが、このようなコロナウイルスのような事件を手玉にとって悪質な詐欺やデマ等が非常に横行しているというようにテレビで放映されております。誠に私は怒りを持っておるところでございます。

このような事件に対しては、やはり町として厳正な毅然とした態度をとっていく必要があるかというふうに考えておりますので、関係機関と連携の中で厳しい対応をぜひひとつお願いして、町民の皆様が被害に遭わないような配慮をぜひお願いしておきたいと思っております。

まとめに入ります。

今議会は、令和2年度の予算議会であります。上程された予算では、法人税の改定もあり、また世界的な景気の下振れの影響もある企業もありまして、利益のマイナスというようなことがありまして、町税全体の計上は、前年比約7%減少しているということでございます。この減少は、国際的な景気減速の影響の要素も含まれているということでやむを得ない部分もあるんですけれ

ども、今後、町の経営に対しては、コロナウイルスのちょっと突然の襲来によってどのくらいの収束がかかるかというようなことも判断の尺度になるわけですが、町の経営としてもやはり注視した考え方を持っていかなければいけないという事態になってくるのではないかというふうなことを考えます。そういう意味で、先ほども経済の下振れに対して、町の中小企業の皆さんに寄り添った対策を行うことによって、町の経済があまり深刻な事態にならないように、ぜひ、私ども総力を挙げて対応していかないといけないということを肝に銘じておかなければいけないということを考えているところでございます。

また、ここリーマンショックから経済を何とかいろいろ立ち直らせて、新規に社会に出る子ども達が本当に職業の選択が自由にできる、そんな時代が来たわけでございます。このコロナウイルスによって、私はその環境が崩れることを本当に危惧しておるわけございまして、やはりこういうことが継続して維持できるということが一番重要なことだというふうに思っておりますので、町長さん含めて町の総力を挙げてこの事態に対応できるようにお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時54分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今、世界を巻き込む人類初のウイルスが猛威を振るっております。長野県内でも、9日現在、感染者3名、そのうち、1名は無症状と発表されております。この新型コロナウイルス感染症の拡大を世界全体で防止するため、各国で様々な対応がなされております。政府でも、それに対する法整備や対応策、また、支援策が報告されている中、この感染症に対しての現在までの確かな情報と知識を我々一人一人が共有し、これからの対応を考えていかなければなりません。

それでは、質問に入ります。

新型コロナウイルスについてということで、イの町の対応策はについてでございます。

先にも、同僚議員より質問の中でお聞きしておりますので、重複するとは思いますが、日々更新される検査手法、感染者情報、予防対策、経済支援対策など、様々な情報をお伝えし、緊張感の中にも安心感を届けることが住民の皆様への予防への呼びかけとご協力をいただく上では必要不可欠だと思います。我々もしっかりと情報を共有し、協力していくという中で、町のコロナウイルス対策本部も設置されたということなので、その対応策などをお聞きいたします。

そして、ロの事業所への支援についてでございます。

坂城町の産業を支えている事業所でも、この新型コロナウイルス感染症での経済に対します影

響が出てきております。特に飲食店、小売店などは、この時期、歓送迎会のシーズンでもあり、宴会などのキャンセル、また、学校休校等による食材の取り消しなどがあり、それらは各事業所での企業努力の中で対応しながら耐え忍ぶ状況で、その損害は、これからの経営、また、資金繰りに影響を及ぼし、深刻化が懸念されます。

さらに、一部の製造業におきましても、先の台風災害からの生産が回復傾向の中、この度の感染症での海外企業の休業などでの供給連鎖の影響を受け、生産が減少しつつあるところもございます。これらの企業に、国や県、そして、町の対応策の中で、お手伝いできる支援策や相談できる窓口をお聞きいたします。

以上、イ、ロについてお聞きいたします。

福祉健康課長（伊達君） 1、新型コロナウイルスについて、私からは、イの町の対応策はのご質問についてお答えいたします。

世界中に感染が広がっている新型コロナウイルスは、昨年12月以降、中国湖北省武漢市で発生した原因不明の肺炎患者から検出された新種のコロナウイルスのことで、人に感染するコロナウイルスとしては、これまでのサーズ重症急性呼吸器症候群コロナウイルス、マーズ中東呼吸器症候群コロナウイルスなどに加え、7種類目のコロナウイルスとなります。新型コロナウイルスに感染した人は、ほとんどが無症状ないし軽症とされていますが、症例からは、発熱や持続的な呼吸器症状、強い倦怠感などが特徴として挙げられ、一部では、重篤な肺炎症状や死亡例もあり、特に高齢の方や糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある方は注意が必要とされております。

判明しております感染経路といたしましては、飛沫感染と接触感染があり、日常の感染予防には、石けんによる手洗いやアルコール消毒液による手や指の消毒をこまめに行うこと、人混みの多い場所を避けること、他の人に移さないための咳エチケットなどとともに十分な栄養と睡眠をとり、免疫力を高めていただくことも重要と考えております。

ご質問の町の対応策につきましては、これまでの国及び県の動向とあわせてお答えいたします。

日本国内では、本年1月15日に武漢市に滞在歴のあった方から初めて感染が確認されて以降、連日のように新たな感染者が確認され、厚生労働省では、現在の状況を大規模な感染拡大が認められる地域はないものの、複数の地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者クラスターが把握されている状態としております。

国では、1月21日と24日の関係閣僚会議、県では、1月17日と24日の庁内連絡会議において、感染状況や各省庁、部局の対応状況などの確認が行われ、国は1月30日、県は1月29日に、それぞれ対策本部が設置されたところです。

町におきましては、1月28日に手洗いや咳エチケットなどの感染予防対策や相談窓口となります県の長野保健福祉事務所の連絡先等を町ホームページに掲載するとともに、1月31日には、

理事者及び各課課長等による第1回目の対策会議を開催し、庁舎出入り口へのアルコール消毒液の設置や窓口対応職員のマスク着用などの確認を行い、「坂城町すぐメール」により町民の皆様にも感染予防の周知を開始いたしました。

2月に入り早々の1日、国では、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に基づく指定感染症に指定し、必要に応じ、都道府県知事による就業規制や入院勧告、入院措置の実施、公費による適切な医療の提供など、法的な対応を含めて、感染拡大の防止と感染者の重症化防止の取り組みが進められることとなりました。

長野県内で、初めて感染者が確認された2月25日、国では、クラスター感染の連鎖を防止し、感染の増加スピードの抑制を主眼とした、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を定め、県でも感染予防の取り組みを県民及び滞在者の皆様へのお願いとして呼びかけるとともに、感染拡大の防止に向け、県主催のイベント・行事の開催基準が決定されました。

こうした中、町におきましても、2月26日に第2回目の対策会議において、今後の方針等を確認し、翌27日に町長を本部長とする坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、合わせて、町民の皆様や町内に滞在されている皆様に向け、新型コロナウイルス感染症への感染防止に向けたお願いとして、個々での感染防止対策、集団感染の防止対策、重症化しやすい方の対策、町のイベント・行事の開催基準などをお知らせし、さらなる感染防止の取り組みに対し、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。

また、28日には、第1回目の対策本部会議を開催し、町民の皆様や各種団体等への感染防止に向けた取り組みの周知、町主催のイベントや行事の開催基準の確認と各課の対応状況、町内小中学校の一斉臨時休業の対応等について情報を共有するとともに、状況の変化に応じて、随時本部会議や連絡会議を開催する旨の確認を行ったところでございます。

現在、町では、町ホームページのトップページに、新型コロナウイルス関連情報のコーナーを設け、相談先や、中止・延期となった行事等一覧、小中学校の一斉臨時休業等をまとめて掲載し、随時、新しい情報に更新しながら、情報提供に努めているところでございますが、新型コロナウイルスに関する状況は、法整備の動きであったり、各種支援策など日々変化しておりますので、今後においても、国や県の情報、動向を的確に把握し、適切な対策と町民の皆様への迅速な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

商工農林課長（大井君） 事業所への支援についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所への支援策についてお答えを申し上げます。

今回の世界的な感染症の拡大を受け、事業所などへの影響が懸念されることから、国や金融支援機関など、それぞれの関係機関において支援制度の拡充や特例措置などが設けられております。

まず、運転資金などの資金面の支援といたしまして、セーフティネット保証制度がございます。このセーフティネット保証とは、取引先企業等の倒産や事業活動の制限、災害、大規模な経済危機等による経済の安定に支障を生じている中小企業等について、通常の融資の限度額まで利用している場合でも、セーフティネットの認定を受けた場合には、さらに別枠での融資を受けることが可能となる制度でございます。

また、セーフティネット保証の対象者は、その業況が悪化する原因により、1号から8号まで分けられており、今回の新型コロナウイルス感染症に伴うセーフティネット保証は、4号と5号が適用されております。

セーフティネット保証4号につきましては、自然災害等の突発的災害の発生により売上等が減少している中小企業を支援するための措置で、認定するエリアを限定して指定するものですが、今回の新型コロナウイルス感染症は、国内全域の突発的な災害とみなされ、今月2日に、国から全都道府県が指定されております。

また、セーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種の中小企業を支援するための措置で、今月3日に、特に重大な影響が生じている食堂やレストランなど、40業種が追加され、合わせて、192業種が国からの指定を受けているところでございます。

このセーフティネット保証を利用するためには、町から、セーフティネット対象事業者の認定を受けることで、別枠の融資を受けることが可能となり、町からは、貸付けに係る保証料の補助を受けることができます。

次に、日本政策金融公庫が行うセーフティネット貸付では、貸付要件が緩和され、特例措置として、売上の減少といった数値的要件に関わらず、今後の新型コロナウイルスの影響により業況の悪化が見込まれる事業所も含めて融資が受けられるよう措置がされております。

さらに、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している飲食店及び喫茶店などで、例えば、最近1カ月の売上げが、前年または前々年の同期比と比較して、10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症の影響が終息して再び業況が回復することが見込まれる場合、衛生環境激変対策特別貸付制度による貸付けが日本政策金融公庫から受けられることとなります。

また、国では、新たな助成金制度として、事業所等においても、感染拡大を防ぐため、小学校などの休校に伴い、保護者が休職し、所得が減少した場合、正規、非正規を問わず、年次有給休暇とは別に有給休暇の取得ができるようにした場合、休暇中に支払った賃金相当額を企業に補助する制度を創設してございます。

今後も、国などの関係機関が支援策を整備・拡充することが想定されますが、支援が必要な事業所が利用できるよう周知や連携などに努めてまいります。

続きまして、相談窓口についてでございますが、現在、国の要請により中小企業関係関連団体、

支援機関、政府系金融機関など、1,050カ所に窓口を設置して、経営相談に対応しております。

県内では、県や県中小企業振興センターをはじめ、保証協会や商工会連合会などにおいて相談窓口を開催しております。

当町におきましては、町内事業所から相談等がある場合、商工農林課が窓口となりお話を伺う中で、商工会やハローワークなど関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症に対応するため、様々な補助制度や支援策が創設または拡充されておりますので、町内各事業所等に周知してまいりたいと考えております。

5番（中島君） 各担当課長より明確にお答えいただきました。

町では、対策本部が27日に、早期ですね、早期に対応策や支援策など様々な部分から取り組み、情報発信がされていくことがわかりました。

また、先の台風災害からの各支援策に対しましても対応されている中、この度の新型コロナウイルス感染症に対しましても、各事業所への多種類の経済支援策また相談なども、町では商工農林課の窓口でしっかり対応していく、いただくということがわかりました。確認できました。とりわけ、中小企業、零細企業には、きめ細かい対応をお願いしたいと思います。

また、この度の学校の臨時休校の対応におきましても、保護者の皆様をはじめ先生方やそれに携わっておられる方々とともに、協力と連携をいただきながら対処され、この感染症の拡大を抑えようと皆で尽力されていることに敬意を表します。

さて、連日感染者が増加していきますが、厚生労働省の調べでは、3月9日現在のクルーズ船チャーター便を除く全国の感染者数は487名で、そのうち、症状の出た人が438名、症状の出ない人が49名、お亡くなりになった方が7名、症状に出た人で退院した人が86名と発表されております。

このように、回復して退院されている方々もいるという現状もございます。予防策といたしましては、今、マスクが不足しておりますが、全国マスク工業会をはじめ厚生労働省、経済産業省、消費者庁から、マスクは、こちらの表ですけれども、マスクは、風邪や感染症の疑いがある人たちに使ってもらうことが何より重要ですとお願いがされております。

また、政府では、官民連携して、毎週1億枚のマスクを消費者の皆様にお届けする。お届けするじゃないですね、済みません、間違えました。1億枚のマスクをお届けするという施策を打ち出しております。

そして、感染症拡大の予防策として、うがい、手洗い、咳エチケットの啓発も、町保健センターのほか、ステキさかき観光協会をはじめ、町内の様々な民間業界団体でも指導または注意喚起がなされております。中でも、ながの食品衛生協会坂城支部では、手洗いの重要性について、常日ごろ活動しており、昨年11月には、「わんぱく手洗い教室」と題して、坂城保育園におい

て、手洗いの大切さを園児の皆様に着ぐるみなどを用いて、わかりやすく、そして、楽しく教えている活動もしております。これにより、子ども達にも手洗いの意識が高まってきているとお聞きいたしました。

また、手洗い後の手を拭くのも、備え付けのタオルよりは使い捨てのペーパータオルをお勧めし、引き続き、小まめな手洗い、うがいを心がけていただきたいとご指導をいただきました。

さらに、一時的なトイレットペーパー不足も、町内の小売店に聞きましたところ、徐々に入荷が追いついてきており、商品が店頭に並び始めております。慌てず、必要範囲内でお買い求めいただきたいとのごことでございました。しかしながら、感染症対策への対応はこれからも続きます。町をはじめ広域で活動及び対応されていく医療関係者または行政をはじめ、地域ボランティアの方々におかれましても、十分に自分自身の健康にも留意していただきたいと思います。この人類初の感染症には一致団結して対応していかなければなりません。

それでは、次の質問に移ります。

2の千曲川バラ公園についてということで、イの駐車場についてです。

令和元年東日本台風から5カ月が経とうとしております。坂城町の千曲川河川敷内には、増水により様々な施設が被害に遭いましたが、現在は河川敷内に重機が多く入り、復旧工事が目に見えるように行われております。

鼠橋運動場、上五明坂城町運動公園などは、3月末に工事が完了し、また、堤防修復工事なども進んでいるところと、先の町長の招集挨拶にもございました。

そんな中、バラ公園の河川敷駐車場も被害に遭いました。5月下旬より行われている毎年恒例のばら祭りの開催に向けて、復旧工事、復旧状況をお聞きいたします。

そして、ロとして、ばら祭りについてでございます。

毎年、バラ公園で行われているばら祭りも、今回で15回目となるわけですが、節目の記念としての取り組みはございますでしょうか。

また、330種、2,300株以上のバラが毎年きれいに咲き、その公園内はばら一色という日本でも有数のバラ公園だと思います。その手入れと整備などは大変なご尽力かと思えます。各協力企業と協力団体との連携状況についてお聞きいたします。

そして、毎回課題となるばら祭りへのアクセス道路です。

千曲川右岸の堤防道路の利便性を図る方策などございますでしょうか。

以上、イ、ロについて、お聞きいたします。

町長（山村君） ただいま、中島新一議員さんから、2番目としまして、さかき千曲川バラ公園について、また、イとして、駐車場、この復旧状況、それから、ロのばら祭りについての取り組み、ご質問いただきましたので、順次お答えしたいと思っております。

昨年10月の令和元年東日本台風の千曲川の増水によりまして、河川敷内の鼠橋運動公園、上

五明の坂城町運動公園、消防ポンプ操法訓練場などに大きな被害をもたらしました。

バラ公園の河川敷駐車場、これは3, 530平米ありますけども、これにおきましても、土砂の堆積、流出によりまして、大きな被害が生じたところでございます。

町としましては、速やかに設計コンサルと現地調査を行い、県及び千曲川河川事務所と協議、調整を図る中で、12月議会定例会で補正予算をご審議いただき、1日も早い復旧に向けて、現在工事を進めているところでございます。

バラ公園駐車場におきましては、12月に国、これは関東地方整備局の査定官に現場を確認していただき、1月末に災害復旧事業の交付金の内示をいただきました。これを受け、町では、入札・契約手続を進め、現在急ピッチで復旧工事を進めておりまして、3月末には完了する見込みであります。

続きまして、口のばら祭りについてお答えいたします。

先般、開催されました中学生の模擬議会におきましても、ばら祭りのご質問をいただき、中学生がばら祭りに関心を持っていただいていることに大変うれしく感じたところでございます。

ばら祭りは、「ばらのまち坂城町」を町内外に発信するとともに、町民の皆様のばらに対する関心を高め、「町花ばら」の再確認とバラの普及拡大を図り、花と緑いっぱいのまちづくりを推進する大きな事業であります。

こうしたことから、町をはじめボランティア団体の「薔薇人（バラード）の会」、坂城町商工会、ステキさかき観光協会、ながの食品衛生協会坂城支部など、町内の多くの団体の皆様のご参加、ご協力をいただき、実行委員会を組織して開催しております。

昨年のばら祭りも大勢の皆様のご協力いただく中で、町内外から3万9千人の皆さんにご来園いただき、色とりどりに咲き誇るばらを楽しんでいただくとともに、ばらの町坂城のPRを広く町外に発信することができたところでございます。

ご質問の今回15回にあたりますけども、第15回ばら祭りに向けましては、1月に第1回実行委員会を開催し、役員体制、日程が決定いたしました。近年にない暖冬ということもあり、開花状況が心配される場所でもありますけれども、今回も例年の日程と合わせまして、5月23日土曜日に開会、6月7日日曜日までの16日間を開催期間とすることとしております。

実行委員会におきましては、昨年開催した際に、来園された皆様からいただいたアンケート結果を踏まえる中で、実行委員会を構成する運営部会、技術部会、観光部会、販売・ふれあい部会において、現在の今回のばら祭りの運営、ばらの管理、イベント企画、飲食ブースの設営等について、それぞれ検討を進めているところでございます。

特にバラ公園のばらの管理につきましては、2月から「薔薇人（バラード）の会」の皆さん、あるいは、オーナー企業の皆さんに剪定作業等を行っていただいているところであります。

この3月30日には、第2回実行委員会を開催し、今年のばら祭りの具体的な内容が決定いた

します。様々な工夫を凝らす中で、区切りの第15回ばら祭りが昨年以上に盛会に開催できますよう、今後、町としましても、実行委員会の皆様と連携を図る中で準備を進めてまいります。

続きまして、堤防道路の利便性を図る方策はというご質問でございますが、ばら祭りの会場にあります、さかき千曲川バラ公園は、自然豊かな坂城町原風景千曲川と遠く北アルプスが眺望できるロケーションも重なり、来園された皆さんに大変好評をいただいております。このバラ公園は大望橋の千曲川右岸にありますので、車でのアクセスは国道から堤防道路を通行して、会場に向かうルートが主なルートとなります。

ばら祭り期間中は、国道、坂城インター線といった主要幹線道路に案内表示を立てて、看板やPR用ののぼり旗を設置し、公園までのルート案内を行っているところであります。

また、坂城大橋から大望橋までの堤防道路につきましては、千曲川河川事務所の管理道路であり、ばら祭り期間中はゲートの拡幅や信号機の設置等について、千曲川河川事務所にご協力をいただいているところでございます。

しかしながら、一級河川御堂川が千曲川に合流する地点は未完成堤防であり、堤内地の浸水被害を防止するためにも、築堤工の整備が必要であることから、町では、毎年この箇所につきまして、国土交通省に要望を行っており、先般も国土交通省水管理・国土保全局長に直接要望を行ったところでございます。引き続き早期改修について要望活動を積極的に行っていくとともに、堤防道路の利便性の向上を図る方策について、河川事務所と協議を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、町及び実行委員会においては、町の一大イベントであるばら祭りが盛大にできますよう、同時開催されます葡萄酒祭や鉄の展示館「光秀の頃の日本刀と武者絵展」などとコラボレーションを図る中で取り組んでまいります。皆様方におかれましても、ぜひ、バラ公園に来園いただき、第15回ばら祭りを一層盛り上げていただきたいと思います。

本日は、商工会青年部の皆さんに多数で、初めておいでいただきました。青年部の皆さんのご協力をいただき、ばら祭りを成功するようにはしていただけたらと思っております。よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

5番（中島君） 町長よりお答えいただきました。

ばら祭り開催に向けて、各部署などの協力を得ながら準備が進んでおり、また、先ほどの町長の答弁からも、第15回ばら祭りへの期待が高まってまいります。

また、今、イベントの自粛など、日本中で制限されているわけでございますが、5月には現在の感染症が終息しており、数多くの方が来園していただけるよう願うところでもございます。

また、このバラ公園の手入れ、整備などを長年にわたり支えてくださっている「薔薇人（バラード）の会」をはじめ、協力団体の方々にも、この場を借りて感謝を申し上げながら、町とし

でも、さらなるサポートを考えていただきたいと思います。

坂城町には、ばら祭りをはじめ通年のお祭りとして、坂城駅前の立町・横町通りで行われています、町民みんなで作り上げる昼夜5千人以上の方々が参加し、50連もの踊りが集う、踊り連が集う町民祭り坂城どんどん、また、テクノさかき駅前で行われるテクノさかき工業団地組合とその企業そして行政とが協力して作り上げ、1,200人余りの人が参加して、コンサートや花火が打ち上がる、今年で、27回目を迎えるテクノさかき工業団地まつり、そして、町内外はもとより県外からも観光客が訪れる期間中延べ4万人ア余りが来園していただく、さかき千曲川バラ公園のばら祭り、この坂城町三大祭りの一つでもあるばら祭りをさらに、先ほどお聞きしましたが、コラボレーションなどのイベントなどを取り入れながら盛り上げて、これを世界に、長野県一のバラ公園として目指していくことが、これからの坂城町の観光業の活性化への道筋にもつながると思います。

しかしながら、千曲川右岸の堤防道路に関しましては、バラ公園の入り口がわかりづらいなど、利便性は常に課題になってきます。この期間のみ、千曲川河川事務所のご理解を得て、堤防道路を使用することができると思いますが、5年後、10年後を見据えた上で、この堤防道路の拡幅をさきの台風での教訓を得た中での千曲川の増水、また、ここ最近、全国での災害が激甚化する傾向を踏まえた減災対策のため、これからできる新工業団地増設によるトラックなどの物流の円滑化、また、それに伴う従業員の通勤、退社の交通量の分散化のため、令和4年度完成予定のA09号線が開通した後の懸案事項でもある、その先線へつながるアクセスの利便性向上に、そして、さかき千曲川バラ公園という企業、団体など皆様の手で作られている観光地への集客の拡大及び明確なアクセス道路としての役割を果たしていけるよう、花と緑の町、また、工業の町さかきのまちづくりへのさらなる発展を踏まえ、歩道付き対面交通のできる道路として、長期計画で考えていただくことを要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

3、景観についてでございます。イの屋外広告物についてです。

昨年の台風では、暴風また強風により、屋外広告物が落下していたり、倒れている箇所がございました。県の条例と町の規則の中での設置物の安全管理などの確認が必要になってきていると思います。そのあたりの指導と管理のお考えをお聞きいたします。

建設課長（宮下君） 3、景観について、イ、屋外広告物について、お答えいたします。

屋外広告物は、広告塔や袖看板、壁面利用看板、電柱などに設置される巻き付け広告などがあり、幹線道路沿いや市街地において数多く見受けられます。

この屋外広告は、道行く人々に様々な情報を提供するほか、町のにぎわいを演出する重要な役割を果たしておりますが、無秩序に氾濫すると町の景観や自然風景を損ねるほか、適正な維持管理を欠いた場合には、公衆に危害を及ぼす恐れがあります。

長野県の屋外広告物につきましては、県内市町村と協力、連携を図る中で、良好な景観の保全育成や公衆に対する危害防止などの観点から、屋外広告物法に基づき、長野県屋外広告物条例を設置し、適用範囲、禁止広告物、禁止地域、安全管理義務など定め、屋外広告物の規制や指導を行っております。

当町においても、県条例に基づき坂城町屋外広告物に関する規則を設置し、屋外広告物の適正な維持管理に努めているところでございます。しかしながら、近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、平成28年には、建物に取り付けられた看板が落下し、歩行者を直撃する重大事故等が発生しております。

このような状況を受けまして、県においては、平成29年10月1日に屋外広告物条例を一部改正し、屋外広告物の管理者等設置または管理する者でありますけれども、管理者等は日常の補修、その他の管理に加え、風雨や経年劣化によって、屋外広告物に倒壊、落下の恐れ等が生じないよう定期的な点検、安全点検であります、を行うことが義務づけられたところであります。

また、この条例等の一部改正に合わせまして、安全点検の実施方法や記録様式を含めた長野県屋外広告物安全管理指針が策定され、屋外広告物を設置及び許可更新時には、広告物の基礎部、支持部、取付部等の点検結果や写真を添付しました広告物等安全点検記録を提出していただき、安全の確保を図っているところであります。

町としましても、今後も県条例に基づきまして、申請時の点検記録をチェック及び設置場所の点検確認をする中で、屋外広告物による危険防止に努めてまいります。

5番（中島君） 担当課長よりお答えをいただきました。

看板は点検整備していくということで、引き続き設置者に対し点検の指導などを要望いたします。また、県条例、町規則の中での無断での設置も気を付けていただきたいと思います、周知していただきたいと思います。

そして、これから、季節の変わり目でございます。風の強い日が多くなってきます。屋外広告物等は風などで歩行者に当たらぬよう、再度、点検管理をお願いしたいと思います。

それで、今回の質問のまとめといたしまして、台風災害の復旧工事のように進捗状況が目に見えてくるものと新型コロナウイルスのように先が見えないものに対する対応など、町では対策本部などを中心に関係部署などもしっかりと連携をしながら対応がなされ、また、この感染症に対しては、私たち自身も町民の皆様に正確な情報を伝えていながら行動することが重要だと思っております。

今は、これらを一つ一つ考え、目の前の問題をみんなで対応、そして、対処、協力をしていくことが大切だと思います。それにより、1日も早く新型コロナウイルスの感染症が沈静化することを願います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時12分～再開 午後 2時22分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

昨年9月、日本で初めて長崎県壱岐市が気候非常事態宣言を同市議会で採択いたしました。今、誰もが危機感を持って臨む時を迎えております。そして、今年は雪のない暖冬。その中、昨年の台風19号被害の復旧・復興の工事が急ピッチで行われております。ここ数年の異常気象は止まるところを知らず、今に、もしかしてと、誰もが緊迫感を持って、新たな年を迎えたと思います。そして、今度は地球規模の大きな難が我が国を覆いつくし始めております。誰のせいでもないこの局面を、それこそ、ワンチームになって乗り越えなければなりません。この新型コロナウイルスにつきましても、当町では早期に対策会議を開き、感染症対策の周知を行っていただきました。また、突然の教育現場の一斉臨時休校につきましても、支援員を増員していただき、できる限りの体制をとっていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

今後、この感染症が長期化せずに1日も早い終息に向かうことを願っております。

それでは、質問に入ります。

1、町道の安全対策について、イ、横断歩道の設置について。

町の中心地にある町文化センターや体育館では、毎日多くの方が集い、講座や運動など利用をされております。ここでは、町のイベントも数多く行われております。そして、文化センター東側には、平成27年に70台ほどの車が止められる駐車場が新たに設置され、参加する皆さんは大変便利になり、その大半の方が利用しております。

そこで、1点目として、この文化センターと町体育館の利用の状況についてですが、今年度50人以上の参加があった主なものについて、昼、夜の状況をお聞きいたします。

さて、ここには横断歩道がなく、私も友人から、何人からも横断歩道をつけたほうが良いというお話を聞いてまいりました。この件につきましては、昨年同僚議員が質問いたしましたが、答弁の中では、その南側に以前から設置をされている横断歩道があるため、設置は難しい。しかし、今後も設置に向けて要望していくとのことでありました。

そこで、2点目といたしまして、継続して要望していただいていると思いますが、その後の進捗状況はどうでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

住民環境課長（山崎君） 町の安全対策につきまして、最初に文化センターと町体育館の利用状況について、今年度、50人以上が利用した、昼、夜開催の主なものをお答えいたします。

文化センターには、1階に大会議室、2階に相談室など4部屋ございますが、そのうち、1階の大会議室で50名以上の利用が可能です。今年度2月末現在で、文化センター大会議室においては、昼の時間帯では48回、延べ3,743名が利用しており、主な内容は、各種団体の総会、発表会、任意団体のイベントや説明会などがございます。

夜の時間帯につきましては、14回、延べ1,292名が利用し、主な内容は、町や教育委員会、公民館などの会議と研修会であります。

次に、体育館におきましては、昼の時間帯では26回、延べ4,340名が利用しており、主な内容は各種競技団体の大会、講習会などがございます。体育館の夜の時間帯につきましては、23回、延べ1,150名が利用し、主な内容は、各種競技団体やスポーツ少年団の練習などがあります。

次に、横断歩道設置に向けた進捗状況についてお答えいたします。

ご質問の文化センター東側の駐車場につきましては、平成27年に完成し、ただいまお答えいたしました利用者の皆さんなど、文化センターや体育館等を利用する方が駐車されている状況でございます。この駐車場ができたことにより、体育館等の利用者にとっては、利便性が向上いたしました。施設に行くためには産業道路を渡る必要があり、町民の皆さんからは、横断歩道の設置要望が寄せられております。このようなことから、町では、毎年継続して、千曲警察署に対し、体育館と東側駐車場を結ぶ横断歩道の新設を要望してきているところでございます。

ご質問の進捗状況でございますが、昨年9月には、交通規制を所管する県警察本部の交通規制課や千曲警察署の職員が現地を訪れ調査を行っていただきました。

また、町では、昨年12月に、この横断歩道設置を重点要望箇所と位置付けた上で、改めて千曲警察署に設置要望書を提出したところでございます。しかしながら、警察からは、当該要望箇所につきましては、近接の夢の湯駐車場南側に既設の横断歩道があることなどから、直ちに設置することは難しいとの回答でございました。町といたしましては、文化センター利用者の安全確保のため、横断歩道の設置を引き続き警察に要望してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 今、担当課長よりいろいろと質問に対して答弁をいただきました。今も、文化センター、体育館のお話があったんですが、公共施設整備計画の中では、この2カ所に関しましては、大規模改修の上で、今後も利用していくことになっております。そう考えますと、この横断歩道の設置は、今後も重要な課題ではないかと捉えております。今もお話がありましたが、文化センターにつきましては、昼間48回ということで、かなり発表会等々で使われております。また、体育館におきましても、26回4,300人ということで、多くの方がご利用されているわけです。

もちろん以前から設置されている、この夢の湯への横断歩道まで歩いて行って、そこを渡ること、これが1番理にかなっているわけですが、しかし、目と鼻の先に目的地があるということで、

皆、車が来るか来ないか、右・左・右と確認をして、皆さん、渡っていらっっしゃいます。これはいけないということでもないと思います。そして、私が一番苦にしているのは、昼間月1回の高齢者のスマイルボウリング大会がございまして。この駐車場から既設の夢の湯までの横断歩道までは74メートルございました。ここを高齢者皆さんが回って、そして、あえて体育館に行くかという大変厳しい選択ではないかと思っております。

そのような意味からも、今も担当課長から12月には重点要望箇所として上げていただいている。そして、しかしながら、難しいという回答をいただいている。その中で継続して要望していただくというお話があったわけですが、この要望に当たって、具体的な危険な状況をぜひ訴えていただきたいと思っております。

そんなことで、その点について、今後の設置に向けての要望について、再度お尋ねしたいと思います。

また、今も難しいというお話ですので、今は事故がありませんが、まだまだすぐには設置は無理だと思います。そういう中で、町民の安全のために当面の具体的な安全対策については、どのようにお考えになっているか、この2点について、再度お聞きいたします。

住民環境課長（山崎君） 最初に、再度設置に向けての取り組みはどの再質問にお答えいたします。

横断歩道の設置につきましては、文化センター等を利用される方の利便性や横断者の安全にもかかわる大きな問題でございますので、重ねて設置要望書を提出するとともに、設置に向けたよい方策がないか、改めて警察と相談してまいりたいと考えております。

次に、当面の具体的な安全対策につきましては、例えば、スピードを落とせといった啓発用の旗を付近に配置し、運転者への注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

なお、これまでも文化センターを会場に大勢の皆さんが参加して開催される町民運動会や総合防災訓練の際には、交通指導員と交通安全協会坂城支部の皆さんに交通整理を行っていただき、横断者の安全確保に努めているところであり、今後も同様の対応を行ってまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいまお話の中では、大きな会合では交通指導員の配置をされて、しっかりと町民の安全を確保しているというお話をいただきました。そして、これからは、また利便性を確保するとともに、方策がないか、また協議をしていくというお話をいただきました。

また、具体的な対策としては、スピードを落とせというようなドライバーに対する注意喚起をしていただけるというお話をいただきました。私も、千曲警察署の担当部長さんと話してまいりました。お話を聞いた中で、昨年9月には、同僚議員からのお話もあった中で、現地をしっかりと見ていただいて、必要性を感じ、県本部のほうにも要望として上げていただいたそうです。私も一つ言ったのは、毎月高齢者の方が本当に昼間スマイルボウリングに楽しみに来ている。その中で、100名近い方が集まっている。また、中には、杖をついて歩いている方もいるかもしれ

ないという危険と隣り合わせの実態を訴えさせていただきました。そして、夕方になりますとスポーツ少年団の子ども達が、もしかしたら、暗いところを渡っていることもあるかもしれない。時間がない中でのということですが、その現状をそのままお伝えしてまいりました。その中で、設置の要望に当たって、1つだけ、私のほうから提案がございます。それは、既設の夢の湯の横断歩道からの距離が、結局、100メートルが間隔ないと設置ができないというのが一つの理由としてお聞きしました。そこで、これはちょっと無理かもしれないんですが、以前、今の夢の湯の横断歩道を渡っていた80代の女性が、夕方だったため、南条方面から来た車にはねられるという事故が起きました。これは今の横断歩道が、私も思うんですが、南条のほうから来ると、ちょうど坂になるところにあるということで、ドライバーの皆さんからは、ちょっと、わかっている方はいいんですが、見づらかったということが原因だったそうです。

そこで、可能であれば、今の横断歩道を文化橋の南側に移動していただいて、中学生もあの横断歩道は使っていますので、そういう状態に持っていくことで、新設の横断歩道への距離は、私をはかってまいりましたが、確保できるということがわかりました。

このような考えも、今後視野に入れていただいて、どうか、事故が起きないうちに、ぜひ、この安全対策とともに、横断歩道設置について、1日も早く実現できるよう徹底した要望活動をお願いしたいと思います。

では、2点目に移ります。

子宮頸がん予防ワクチンについて、イといたしまして、情報の通知について。

WHOは、SDGsに「子宮頸がんの死亡率を2030年までに30%減らすこと」を目標に掲げ、子宮頸がん排除への戦略として、「HPVワクチン接種率90%」を目標としております。しかし、日本の現状は、子宮頸がん患者数、死亡者数ともに近年漸増傾向にあります。これは平成25年6月14日、厚生労働省から出された、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての通達の中で、副反応の発生頻度がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な接種の勧奨は差し控えるとの地方自治法に基づく勧告に基づき、積極的な接種勧奨が差し控えられたことにあります。

そして、この勧告の中には、定期接種を中止するものではないので、対象者のうち、希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は、公告及び対象者等への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ることとあり、ただし、その周知の方法については、個別通知を求めるものではないとただし書きがついておりました。そのため、全国のほとんどの自治体がA類定期接種ワクチンであるにもかかわらず、個別通知などによる周知を行わなくなってしまったことにあります。その結果、接種率は70%から1%未満にまで激減しており、子宮頸がん罹患するリスクが定期接種導入以前に戻ってしまうとも推計をされております。

そこで、当町の取り組みについて調べようと思って、町のホームページを開いてみました。そ

こには、昨年10月13日付で、予防接種の欄の中に、子宮頸がん予防接種についてと題して、細かく丁寧に説明が載っており、また、子宮頸がん予防ワクチンの接種を受ける皆様へというバナーをクリックしますと、厚生労働省からの詳しい説明のページが付けてございました。

そこで、町の対応についてお尋ねいたします。

積極的な勧奨をしなくなってから6年が経過いたしました。対象の年代の娘さんを持つ親御さんは、きっと不安で悩まれたと思いますが、当町では、今までに、この接種について問い合わせはあったのでしょうか。その状況と、また、30年度から今までの間に接種された方はいたのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

南信の飯島町と南箕輪村では、積極的な勧奨を差し控えるようになってからも、変わらず対象者への個別通知による情報提供を続けてきたと伺いました。そこで、当町では、接種対象者に定期接種であるという個別通知での周知の状況は、どのようになっているのでしょうか。また、東京都港区のホームページには、積極的接種勧奨の差し控えのために、定期接種の期間に接種できなかった区民から、「自費で打とうにも高額で諦めることになった」、「ワクチンで防げる病気なのに、接種していなかったために感染してしまったらやるせない」といった声も寄せられたと伺いました。

そこで、何も知らないまま、定期接種の期間が過ぎてしまったということがないよう、HPVワクチンの正しい情報を知って、接種するかしないかの判断をしていただくためにも、個別通知による確実な情報提供を実施する必要があると考えますが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点についてお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

保健センター所長（細田さん） 2、子宮頸がん予防ワクチンについての、イ、情報の周知についてのご質問に順次お答えいたします。

子宮頸がんは、女性の子宮頸部にできるがんで、発生には、ヒトパピローマウイルスと呼ばれるウイルスがかかわっていることが知られております。このヒトパピローマウイルスは、皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類があり、人にとって特殊なウイルスではなく、多くの人が感染するもので、感染しても90%以上が2年以内に自然に排出されますが、数年から数十年にわたって、持続的に感染した場合、がんになることがあると報告されております。

現在、使用されている子宮頸がん予防ワクチンは、がんの原因となるヒトパピローマウイルスの50から70%を占める2つの種類のウイルスを防ぐとされ、平成25年度に予防接種法に定める定期接種となった経過がございます。定期接種については、接種対象となる疾病や接種年齢、回数等が詳細に定められており、さらに、接種対象となる疾病により、麻疹・風しんや日本脳炎などのA類と高齢者等のインフルエンザと肺炎球菌感染症のB類に分類されます。A類疾病に係

る予防接種の対象者及び保護者は、接種を受けるよう努めなければならない、市町村は、接種を受けることを勧奨するものとされていることから、町では、接種時期に合わせ、個別に予診票の送付とともに、接種案内をしているところでございます。

ご質問の子宮頸がん予防ワクチンは、A類の定期接種として、平成25年4月から実施したところですが、接種後、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛等の副反応が見られたことから、同年6月14日に出された副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報を提供できるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとの国からの勧告により、町においても、個別の案内通知は控えているところでございます。

接種勧奨を控えてからの今までの問い合わせの状況ですが、年一、二件の接種に関する問い合わせがあり、対応としましては、厚生労働省作成の「接種を検討しているお子様と保護者の方へ」のリーフレットにより、ワクチン接種の意義や効果とあわせ、設置後に起こり得る症状について説明し、保護者の方にご判断いただいております。

続いて、接種の状況については、子宮頸がん予防ワクチンは、小学6年生から高校1年生の間に3回の接種が必要となりますが、30年度はゼロ、今年度は現時点で3回という状況でございます。

また、厚生労働省の資料によれば、平成29年の全国の接種率は0.5%で、ほかのA類疾病の定期接種は92%以上となることから、全国的に見ても大変低い数値となっており、接種勧奨を控えている影響ではないかと考えるところでございます。

次に、周知の状況についてでございます。

定期接種の通知方法については、実施要領により、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めることとされており、町においても、個別に接種案内や予診票を送付しているところですが、子宮頸がん予防ワクチンの接種については、国の勧告において、その周知方法については、個別通知を求めるものではないとし、さらに、接種の積極的な勧奨とならないよう留意するとされていることから、町では、ホームページでの周知としており、個別での通知は控えているところでございます。

続いて、個別通知の考えでございます。

接種勧奨を控えて、6年を経過する中で、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、副反応検討部会においても、公費によって接種できるワクチンの一つであることの周知不足を議題として上げております。

これらを踏まえ、町の周知方法としましては、引き続き町ホームページで広く周知するとともに、接種対象者及びその保護者に対し、子宮頸がん予防ワクチンは、定期接種の一つであり、接種したことによる効果や接種後に起こり得る症状等の情報が十分に行き届き、接種対象者及びその保護者が接種について適切な判断ができるよう、個別通知を含め検討してまいりたいと考えて

おります。

11番（吉川さん） ただいまは、問い合わせの状況、そして、また、接種の状況についても伺いました。3回、30年度はゼロで、今年度ですね、31年度が3回ということで、多分、お1人だったのかなって理解させていただきました。そして、25年の国からの積極的な勧奨をしないということについて、当町におきましては、ホームページの周知のみできたというお話でした。そして、最後には、今後、定期接種であるということを広く周知をしていくということで、個別通知についても、実施についても検討していくということで、前向きに考えていただけたのかなというふうに理解いたしました。正しい情報を伝え、接種を判断できる環境づくりというのが、まずは自治体としての責務ではないかと思っております。

千葉県いすみ市の例ですが、昨年7月、初めて、高校1年生、最後の接種できる年なんですけれども、1年生の女子のいる保護者向けに市独自の通知を発送したそうです。そこには、定期接種の対象者であることや、年度内に3回接種を終えるには、1回目接種を9月30日までに行う必要があること、また接種できる契約医療機関の一覧、そして、接種スケジュール、また接種の料金、そこには、期限を過ぎると全額自己負担ということで、1回約1万6千円程度かかるとただし書きを入れて、注意事項も載せ、丁寧な内容の通知を保護者宛てに送付をしたそうでございます。その結果、担当課にお聞きいたしましたところ、対象者が134名おりましたが、14名ということで、1割の方が接種をされたそうです。そして、また、この市では、前年度までは接種者がゼロでありましたが、6年生以上で、昨年12月までで、合わせて21名がこの3回の接種を済まされたということでした。これをお聞きいたしまして、この個別通知の重要性を改めて私も認識をいたしました。そこで、今も、個別通知について検討されるという答弁をいただきましたので、2点ほどお聞きいたします。

この個別通知による情報提供をぜひ、今後実施をしていただきたいわけですが、通知を送付するといたしましたら、この対象者については、6年生から高校1年まで対象にお考えなのかという点と、また、国からのリーフレットがございます。わかりやすい。これについては、その通知と一緒に同封を考えているのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

保健センター所長（細田さん） ただいまのご質問ですけれども、対象とする範囲についてでございますが、今後検討してまいりたいと考えております。通知の方法といたしましては、例えば、保健センターで送付している、ほかの定期予防接種の接種案内とあわせ、子宮頸がん予防接種の対象となるお子さん及び保護者の方に、子宮頸がん予防接種が定期接種で受けられること、今現在、国の勧告により接種勧奨を控えていること、接種を希望される方は予診票を発行するので、保健センターに連絡いただきたいこと等について、機会を捉えて通知できればと考えております。

また、通知にあたっては、保護者の方等が接種するかしないかの判断ができるよう、今、町の窓口のほうでも利用しております、厚生労働省作成のリーフレットのほうを同封しまして、情報

提供してまいりたいと考えます。

11番（吉川さん） ぜひ、今後、検討していただきたいと思います。

そして、また、リーフレットにつきましては、ホームページの中でも厚生労働省のページを開くとそこにあるわけですが、なかなか、そこまで見る方はいるかと、ちょっとその辺が懸念しますので、ぜひ、同封して、わかりやすい状況の中で、保護者の皆さんが判断を仰いでいただけるような環境をつくっていただきたいと思います。

全国では、1,742自治体中、97の自治体が個別通知による通知を行っていると言っています。まだまだ少ない状況です。長野県でも、駒ヶ根市、飯島町、南箕輪村、中川村の4市町村です。早い段階からの情報提供で、今回のいすみ市のように、定期接種の限られた期間に対象者が判断できる環境づくりをぜひ提供していただき、そして、このことが、20歳になって、子宮頸がん検診の認識に大きくつながっていくことを期待したいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

3、町の顔、駅について、イ、トイレのリニューアルについて。

平成25年5月、169系電車が静態保存され、翌年5月には坂城駅に念願のエレベーターが設置されました。このときは、竣工イベントとして、169系電車のイベントやベビーカーバリアフリー体験ツアー、そして、坂城駅前ふード市などが行われ、大勢の皆さんでにぎわいました。また、2年ほど前には、坂城駅前のバリアフリー化とともに、ロッカーも設置されました。このように、ここ数年で、駅の環境整備がぐんと整ってまいりました。

さて、重い荷物を抱えながら、この窓口の玄関口におり立った方は、私たちの町をどう感じてくださっているのでしょうか。大変気になる点だと思います。駅は、町の象徴と言っても過言ではないと思います。現在、駅の管理は、委託されたシルバー人材センターから派遣された方が自分の家のようにきれいにしてくださっています。その例として、「さかきの輝き」という町のオリジナルのバラを20鉢も挿し木で育て、駅に飾ってくださり、坂城のすばらしさを自ら発信してくださったとも伺いました。坂城をそれほど大事に思っています。駅は、ある意味、坂城を発信するところでもあります。

また、テクノさかき駅におきましては、多くの企業に新幹線を乗り継いで、取引先の企業がその玄関とも言うべき駅に降り立ちます。ここも工業の町、坂城の象徴の場所でもあります。

さて、ここ最近、この駅前を活用して、多くのイベントが行われてまいりました。その状況について、30年、31年度の内容と集客数はどうだったでしょうか。まずお聞きいたします。

私は、朝、何回かトイレのお掃除をしていただいている方にお会いしました。まだ、早い時間に寒い中、目に見えないところまで、きれいにしてくださっています。ところが、このトイレ、いまだ旧式の和式と冷たい便座の洋式トイレであります。お聞きしますと、テクノさかき駅は、男子用は小使用以外は和式が1つということでした。そこで、この両駅のトイレは、今までに改

修をされてきた経緯はあるのでしょうか。その内容についてと、また、この現状について、今後改善への計画はあるのか、お聞きいたします。

ロとして、テクノさかき駅について。

テクノさかき駅は、平成11年4月、当時のしなの鉄道初の新駅として開設をしたと伺っております。この駅の前にはロータリーがあります。真ん中に時計があり、事故防止のために、ぐるっと回って行かれるように作られており、大変ありがたいと思います。

左手の坂城勤労者総合福祉センターの周りには、所長さんがバラを植えてくれ、手入れをしてくださり、その開花時期には、見事な花が咲き薫り、多くの皆さんの心を和ませてくださっています。

さて、当の駅前はというと、時計台の下は何もなく、雑草なのか、芝生なのか、その広場となっています。この場所については、ときどき「もったいないな、駅前なのに」と苦言をいただき、確かにと納得してきたわけですが、そこで、このロータリーの管理は、どのようにされているのでしょうか。また、今までに何か計画をされてきたのでしょうか。

そして、いよいよ工業団地も4ヘクタールの造成が具体的に動き出します。そこで、この場所は、「テクノの町さかき」を発信する絶好の場所です。ここに、工業の町を象徴するモニュメントなどを展示するなど、もっともっと駅前を魅力ある姿に改善してはと考えますが、その点についてお考えをお聞きいたします。

これで2回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから、3として、町の顔、駅についてということでご質問がありました。

まず、初めに、イのトイレのリニューアルについてお答え申し上げます。

ちょっと状況をお話しますと、駅前を活用して行われるイベントの状況ですけれども、町では、坂城駅周辺の活性化を図ることを目的として、先ほどもお話ありましたけれども、169系電車の車両静態保存をしております。坂城駅前多目的広場をメイン会場に、イベントの開催等を企画運営してまいりました。

平成30年10月には、169系電車の生誕50周年を記念して、坂城駅前多目的広場と中心市街地コミュニティセンターの2会場をメインに、電車撮影会ですとか、クラシックカーの展示ですとか、記念講演会、鉄道グッズの展示、販売、ボンネットバスの町内周遊乗車体験などのほか、坂城駅前ふど市も同時開催することにより、県内外から1,300名を超える多くの皆様にご来場いただきました。

また、令和元年6月につきましては、駅周辺活性化とワイン文化の浸透を図ることも目的の一つとした、坂城町振興公社が主催の「坂城駅前葡萄酒祭」を開催し、町内ワイナリーを中心に、県内の開設5年以内の新しいワイン、13のワイナリーと、町内外飲食店9店舗の出店、

169系電車内でのワインセミナーの開催、また、坂城町出身のミュージシャンによるミニコンサートなど、初めてのイベントにかかわらず、2千名を超える皆様にご来場いただきました。このほか、昨年秋に開催しました169系電車を活用した「鉄道フェスタ in さかき」では、電車撮影会、昭和のレトログッズの展示、クラシックカーの展示、鉄道グッズの展示、販売、町内飲食店による物販のほか、前年のイベントでも好評いただきましたボンネットバス乗車体験などを行い、鉄道ファンや子ども達を中心に600名を超える皆様のご来場をいただいたところであります。

また、真夏の町の一大会、町民まつり「坂城どんどん」では、踊り流し、子ども広場、ステージでのイベントなどに例年3千名を超える皆様が参加し、盛り上がりを見せております。

また、テクノさかき駅前におきましても、ご案内のとおり、毎年9月に工業団地まつりが開催されております。例年約1,200名の企業や地域の皆さんがお祭りを楽しみ、にぎわいを見せております。

さて、トイレの改修の状況と今後の改善の計画はというご質問ですが、坂城駅につきましては、平成12年度からバリアフリー観光空間整備事業を活用して、トイレの建設事業を行い、平成13年度から、現在のトイレにリニューアルし、利用いただいております。テクノさかき駅については、平成11年4月の開業時に、駅舎にトイレを設置し、現在に至っているところでございます。

今後の改善の計画はということですが、これまで利用者からの要望を踏まえまして、文化センター、隣保館など、公共施設のトイレの改善を行ってきたところでございます。町の玄関口である駅のトイレにつきましても、気持ちよく使っていただくために、今後、和式を洋式にする等の改善について検討していきたいというふうに思っております。快適に過ごしていただければというふうに思っております。

続きまして、口の駅前ロータリーの管理は、また、魅力ある駅前に改善の考えはについてお答えいたします。

地域住民の皆様からの要望による請願駅であるテクノさかき駅は、第3セクターとして、しなの鉄道が開業後、初の新駅として、平成11年4月に町の新たな玄関口として誕生しました。開業から20年が経過した現在も、1日約900名の乗降客があり、地域公共交通の拠点として、大きな役割を担っているところであります。

テクノさかき駅前のロータリーの管理については、町の直営で行っているほか、ばら祭りや団地まつりなど、イベント時は、更埴地域シルバー人材センターに委託し、手入れを行っております。魅力ある駅前に改善をということですが、テクノさかき駅も誕生から20年が経過し、駅前の歩道等の舗装も傷んできているところから、令和2年度予算に舗装修繕の予算を計上したところでございます。

また、駅前ロータリーについては、循環バス、しなの鉄道利用者の送迎の自家用車など、交通結節点としての機能を果たしておりますが、多目的な駅前広場としての機能についても、今後検討していく必要があると考えております。

引き続き駅前ロータリーの管理に努めるとともに、ロータリーの改良も視野に入れながら、先ほどもお話ありましたけども、新しい工業団地も造成されるということもあります。魅力ある駅前となるように、様々な観点から、研究を進めていきたいというように考えております。

11番（吉川さん） 今、町長から、数々の答弁をいただきました。各駅前でのイベントの状況を今お示しいただきました。それぞれ1千人以上の規模で集客ができていて大変、本当に商業部会の皆様等には感謝の思いでいっぱいです。そして、特に昨年初めて6月開催しました葡萄酒祭ですけれども、私もびっくりいたしました。本当に坂城駅始まって以来の乗降客じゃなかったかというほど、2千人を超えるお客様がいらっしゃったということでもあります。

そして、また、テクノの工業団地まつりですが、毎年私たちも呼ばれて、ご案内いただいて伺っております。これも工業団地の企業の中の子どもを連れての家族連れのみんなでのこれはイベントになっております。そういうことで、多数の方がこの駅前に集合しているわけです。これだけの集客の中で、トイレは足りていたのかという点がとても私は疑問なわけです。中には、この葡萄酒祭のときに、町外から見えた方が、もしかしたら、不満に思って、どこにもぶつけないで帰ったのではないかなという思いもいたしております。

このイベント、これからも、来年度も、この葡萄酒祭開催する予定だと伺っておりますが、今、坂城の状況は、今、数は言いませんでしたが、坂城は、男子は洋式が1つ、和式が1つ、女性用は洋式が2つ、和式が1つということで、3つ、テクノは、洋式が1つ、女性用ですが、和式が2つということで、この規模の、うちの駅ぐらいの規模としては、マッチしている数だとは思っております。ところで、この大きな、このイベントを開催するにあたって、本当に、このトイレ、今、町長からは洋式化を考えて、今後検討していく、順次やっていくという答弁だったわけですが、この増設への考え、また、リニューアルについては、町としては考えていらっしゃるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

建設課長（宮下君） 再質問についてお答えいたします。

イベントが多い状況の中で、トイレの数が足りないのではないかとご質問でございます。坂城駅前葡萄酒祭や鉄道フェスタなど、多くの来客を見込むイベントの際におきましては、坂城駅のトイレのほか、例えば、B. Iプラザや、けやき横丁など、近隣の各施設のトイレもご利用いただくよう、ご案内しているところでございます。

また、テクノさかき駅前で開催されております団地まつりにおきましては、隣接する勤労者福祉総合センターのトイレをご利用していただいております。

また、全面的なトイレのリニューアルはというご質問でございますけれども、先ほど議員さん

からのご質問でもありましたけれども、両駅のトイレは、整備後約20年という状況でございます。こういう状況の中で、全面的なリニューアルにつきましては、当面考えてはおりません。また、トイレの増設をというご質問でございますけれども、今、坂城駅、テクノさかき駅、両駅の利用者の状況を見る中では、現状のトイレで足りていると考えているところでございます。また、各イベントをする際におきましても、近くの施設のトイレをご案内する中に対応している。そういう状況の中で、現行のトイレの中で充足していると考えているところでございます。

また、大きなイベント、例えば、ばら祭りでございますけれども、バラ公園にもトイレを設置してございます。そうした中ではございますけれども、16日間ではありますけれども、町内外から約4万人のお客さんが来園されると、そういう状況も考慮する中で、仮設トイレは設置する中で対応している状況でもございます。そうした状況も踏まえる中で、本当に、駅前イベント、本当に大勢の皆さんに坂城へ来ていただいて、イベントを楽しんでいただく。そういうことで、町の顔、町の玄関口の駅前でございます。本当に坂城へ来たお客さんが本当に気持ちよくお帰りいただくには、やっぱり、トイレの整備も必要かとは考えております。洋式化も図る中で、本当に大きなイベントの際、本当にこれうれしい悲鳴ではございますけれども、近くの施設でもトイレが足りなかったよと、そういうようなお声をいただいた際には、ばら祭りの会場ではございませんけれども、仮設トイレの設置等については検討していかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、担当課長から答弁いただきました。

今も、B. Iプラザ、けやき横丁をご案内申し上げておりますというお話がありましたが、どうでしょうね、あの駅から上っていくでしょうか。というのが、ちょっと、私の中では、逆に仮設トイレのほうがいいんじゃないかなという思いもいたしました。

先日、田中の駅と大屋の駅を見てまいりました。ここには、うちの町も身障者用のトイレを設置していただいております。テクノ駅に関しましては、高いところにありますので、スロープをずっとつけていただいております。多目的トイレがもう既に田中駅と大屋駅には準備されておりました。もう、そういう意味でも、ぜひ、今後検討の中で、一つは、増設とともに身障者用トイレを多目的トイレに改善ができないか、改善に向けて検討いただきたいと思っております。

それで、じゃあ、トイレのほうは、20年ということで、外観はとても素敵な外観になっていきますので、全面的なリニューアルというのは大変厳しいと思っておりますが、増設については、ぜひ、今後検討をお願いしたいと思います。

では、テクノ駅のロータリーについてです。今、町長から、多目的な駅前広場として、今後考えていくというお話があったわけですが、この内容について、ちょっと具体的な内容がありましたらお示しいただきたいと思っております。田中の駅では、前のところに、同じように、時計台の下に広場がありました。そこには、花をいっぱい植えて、これは商店街の女性部の方が管理をされて

いるわけですが、そのような形で、きれいなお花が植えてありましたが、今の町長のご答弁で、多目的な駅前広場としてという辺をちょっとすみませんが、どんな内容かお聞きしたいと思えます。

建設課長（宮下君） テクノさかき駅前のロータリーでございますけれども、先ほど町長からご答弁いたしましたけれども、今、時計台の周り、ロータリーになっておりますけれども、そのロータリーの改良も含めまして、例えば、今、議員さんのご質問でもございましたように、例えば、花を花壇で花を飾るとか、いろいろな、様々な活用方法があるかと思えます。それにつきましては、今後研究してまいりたいということでございます。

それと加えまして、駅正面から見ますと、左側、自転車駐輪場になっておりますけれども、放置自転車も現在も多いわけでございます。引き続き、放置自転車の解消に向けて、その撤去等についても考えていく中で、本当に気持ちいい駅前広場、魅力ある駅前広場にこれから活用を研究してまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 期待をしたいと思えます。今も放置自転車の話がありましたが、1つ、テクノ駅の身障者用トイレでございますが、スロープから、かなり行かないと、1番端に身障者用トイレがあるわけです。今、放置自転車が、例えば、改善ができれば、そちら側のほうにスロープを設置いたしますと身障者用トイレは、利用しやすい環境になるのではないかとということも一つ提案させていただきたいと思えます。

TOTOが実施した訪日外国人への調査によりますと、観光地にとって、トイレは訪れやすくなる要因としては、公衆無線LANに次いで2位であるが、訪れにくくなる要因としてはトップであると報告されているとお聞きしました。このようにトイレの関心は非常に大きいことがわかります。

今後交流人口拡大に向けて、ぜひ、前向きな改善をお願いしたいと思えます。

まとめに入ります。

新年度の事業に、以前提案した子育て支援アプリの導入が決まりました。大変うれしく思えます。

また、社会福祉協議会への補助金の増額が予算計上されております。これは、高齢者へのニーズが大変拡大をしている表れともとれます。変化の著しい時代にあつて、1人も取り残さない取り組みを期待をし、私の今回の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時15分～再開 午後 3時25分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ、会議時間を延長いたします。

次に、13番、中嶋 登君の質問を許します。

13番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今日は午後から中之条で、中島新一議員、それから吉川まゆみ議員、最後に中嶋 登の登場でございます。よろしく、ひとつ、お願いをいたします。

さて、同僚議員何人も申し上げておりましたが、中国の武漢から始まった新型コロナウイルスは、今や世界中に広がっており、大変なことになっております。インフルエンザのほうが国内で、去年だと思いますが、3千人も亡くなっておるようですが、特効薬のタミフルがあるので、意外と皆さん安心しているようであります。これは人間の心理でしょうか。世界中の科学者の英知を結集して、新型コロナウイルスの特効薬が1日も早く開発され、また、早く終息宣言が出されることを祈るのみであります。

質問に入る前に、私ごとではありますが、数十年前に家を建てたときでありました。地球温暖化、CO²削減を考えて、屋根の上に太陽光パネル4キロを設置いたしました。また、日本中、3軒に1軒の家が太陽光パネルを導入すれば、日本の全原子力発電所の灯が消えるとも言われております。当時、経産省、NEDOであります。くじ引きがありまして、私、運よく当たりましたので、設置費400万円のところを半分の200万円の補助金をもらって設置をいたしましたのであります。当時まだ町の補助金はありませんでした。

その後、2019年より、中部電力より、10年契約で、キロ48円で買い取り制度が始まり、昨年の11月以降終わってきております。キロ7円50銭ぐらいですか、安くなってしまいました。約1万円から2万円ぐらいいただいておりましたが、買い取り値段がさっき言ったように、7.5円となってしまい、約1千円から2千円ぐらいになってしまったというのが実情であります。

そこで、リチウムイオン蓄電池を先だって私は設置をいたしました。6.5キロを入れてみました。約160万円ぐらいでありましたが、町からの補助金20万円があり、実質130万円で設置ができました。大変ありがたく思うものであります。これから太陽光パネルを設置した皆様にお話をしたり、SDGsというんですか、この重要政策でもある環境保全、保護、再生可能エネルギー導入、省エネルギー施策など、まさに自分で実践をすることによって、町民の皆様により詳しく説明し、まさに町長が推し進めているスマートタウン構想に協力していただけるように、町民の皆様に私は話をしていきたいと思うものであります。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

①スマートタウンについて、（イ）スマートエネルギーの補助金は。

スマートタウン構想に基づき、太陽光パネル設置費用として、上限7万5千円補助金を出しておりますが、年度ごとの実績と件数をお尋ねするものであります。

また、先ほど申し上げました、リチウムイオン電池の補助金は県下で4市町村のみであります。松本市、飯田市、塩尻市、そして、我が坂城町であります。今、言いました3つの市はともに、何と上限は10万円であります。我が坂城町は、やはり町長肝いりのスマートタウンであります。先ほど申し上げましたが、県下で1番、20万円の補助金が出ております。これは、まさに、町長に私は敬意を表するものであります。

さて、そこで、リチウム蓄電池の設置件数もお尋ねをしたいと思います。

(ロ) 今後の取り組みは。

今後、電気の地産地消を増やしていく上でも、SDGsの概念からも、今年度は補助金の予算を大幅に増額していくべきであると思うものであります。その辺をお尋ねいたします。

以上で、第1質問といたします。

町長(山村君) ただいま中嶋議員さんから、スマートタウンについてということで、(イ)のスマートエネルギーの補助金は、ロ、今後の取り組みはということでご質問いただきました。ありがとうございます。20年前から取り組まれていることで、先駆的な方だと思います。

先ほどもお話ありましたが、坂城町にとっては非常に重要なテーマだと私思っておりまして、平成23年に発生しました東日本大震災での原子力発電所の事故をきっかけに、工業の町からエネルギーがなくなってしまうのは、町が成り立たないということで、いろんな施策を皆さんと一緒にやっております。また、これは息の長い仕事だというふうに思っております。また、幅の広いものだと思います。

現代社会において、生活や産業に欠かすことのできない電力の供給の維持と近年の地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの抑制による環境対策を図り町全体のエネルギーのスマート化による持続可能なまちづくりを目指しているところであります。

その一環としまして、町民の生活における電力供給の維持を目的として、住宅へのスマートエネルギー設備導入に対する補助制度を設け、支援を行っております。

当初は、太陽光発電設備の設置のみを対象とする支援でありましたが、その後、平成27年度から、家庭用の蓄電池や燃料電池、HEMS、これはホームエネルギーマネジメントシステムですが、HEMSの設置について支援の対象を拡大したところであります。

太陽光発電設備の設置につきましては、ここ5年間の状況を申し上げますと、平成27年度が設置件数25件、発電容量の累計としましては、128キロワット、28年度は20件、107キロワット、29年度は20件、95キロワット、30年度が22件、119キロワット、今年度につきましては、現時点での交付決定状況としまして、30件、147キロワットとなっております。

また、これまでに設置された太陽光による住宅用発電設備の累計発電容量といたしましては、約2.8メガワットという状況であります。昔よくメガワット級の発電所ってありましたが、

坂城では2.8メガになっていると、住宅だけですね、なっているということございます。

続きまして、家庭用リチウムイオン蓄電池の設置の状況といたしましては、支援メニューに加えた平成27年度は、年度途中からということで、1件の申請でありましたが、平成28年度が11件、29年度が2件、30年度が10件、そして、今年度の現時点での交付決定状況としましては、18件と大幅に申請が増えた状況であります。

今年度、大幅に申請が増えた要因としましては、平成21年から始まった、現在の固定価格買取制度の前身である余剰電力買取制度の開始から10年が経過し、当時、設備を導入した方から電気事業者が買い取る余剰電力の価格が大幅に引き下げられたということにより、売電をやめ、蓄電池に貯めて、自家消費する流れとなってきたことが1番に考えるところであります。

今後も、こうした流れが続く中で、ご家庭に蓄電池を導入したいと考える町民の方が多くなることは予想されますが、蓄電池の設置費用は、まだまだ高い状況にあることから、町としましては、設置に対する支援を継続し、引き続き、ゼロエネルギーライフを普及させていきたいと考えているところであります。

当町は、平成27年度から蓄電池設置の支援を行っておりますが、長野県内で同様の支援を行っている自治体は、先ほどお話ありましたが、77市町村中、4自治体となっております。町村では当町のみという状況であり、町として、より積極的に創・蓄・省エネルギーを推進しております。

続きまして、今後の取り組みについて、予算の増額はというご提案であります。特に蓄電池の設置件数が増えてきている状況から、令和2年度の当初予算におきましては、昨年度当初予算と比較して、60万円を増額し、460万円を計上しているところであります。

また、住宅用スマートエネルギー設備設置補助金につきましては、これまでもスマートタウン構想の趣旨から、設備の設置を希望する案件に対して、予算の不足が見込まれた際には、皆様にお諮りした中で、補正予算をお認めいただく中で、支援をしてきた経過がございます。今後に関しましても、本補助金につきましては、年度当初におきまして、一定の見込みを立てた上で予算計上を行っているわけでありまして、万一、予算不足が生じた場合には、補正予算という形で議会にお諮りする中で、できるだけ多くの皆さんに制度をご活用いただけるよう、対応を図っていきたく考えるところであります。

13番（中嶋君） ただいま町長から心強いご答弁をいただきました。うれしいですね、町長、やっぱり。長野県で1番ですよ、私に言わせればね。ましてや、このスマートタウン、ゼロ・エネルギーと、すばらしい、今、答弁いただいて、私もうれしく思っております。これ以上聞くことありません。とにかくスマートタウン遂行のために、今後とも、ひとつ、町長、よろしく願いをしておきたいと思えます。

当然、先ほども町長も言っていましたけれども、もし、予算足なくなったら、どうすんだい

という中で、補正予算を組んでいくんだと、これはもう我が議員、全員賛成でございますよ、これは。これはもう町長に、ご協力一人一人なるんだから、こんなことは、私は当たり前だと思っておりますが、そんなことも含めて、ひとつ、坂城町、長野県下1番ということで頑張っているではありませんか。

続きまして、第2質問といたします。

②名誉町民について。

一昨年、16年ぶりに、竹内製作所の会長でございます、竹内明雄さんが、10号ということで名誉町民に推挙されました。まさに、これは、昨年、私に言わせれば、1番明るい話題だったと、そう思うものであります。この質問は、中沢町長のときより、通算私4回やっています。5回目です。今回は。

(イ) 3人の推挙。

1人目の方は、前回もお話をしておるわけでありましたが、村上で食品会社を経営され、今、会長をなされております。1代で研究型の工場を考え、グローバル企業となり、各種ジャムを中心に新しい商品をたくさん世の中に出しております。そして、第2号の中之条の鈴木直三名誉町民と同じように、町公益のために多額の私財をご寄附いただいております、地元村上、そして、町にも大変貢献度の高い方でありまして。

2人目でございます。2人目は、若い女性の画家であります。彼女は日本の風土が生み出すものにこだわり、世界中にメッセージを発信する新進気鋭のアーティストで、ニューヨーク、香港、ドバイとグローバルに活躍をし、テレビ、マスコミにも多数出演するとともに、坂城町の特命大使として、坂城町を内外にPRしていただいております。そして、名誉町民、今まで8人おりましたが、これまた全員男性であります。女性は1人もいないわけであります。私は彼女を第1号としたいと考えるものでありますが、その辺、町の考えをお尋ね申し上げる次第であります。

それから、3人目であります。3人目は、信州大学の名誉教授で、鳥類生態学の権威でございます。特別天然記念物の日本ライチョウの研究や、また、その保護に取り組んでおり、世界的に有名な方で、町の教育委員長もしていただきました。学校教育の充実にも大変寄与されており、また、昨年よりは、これは町長がお願いした分だと思っておりますが、特命大使として、坂城町をPRしていただいております。

私は、少なくとも、この3人は当然推挙するにふさわしい方であると思われませんが、ご答弁をお尋ねする次第であります。

以上であります。

総務課長(柳澤君) 名誉町民についてのご質問にお答えいたします。

町では、本町の住民または本町に縁の深い方で、学術、文化、産業、経済など、様々な分野において、本町そして国家の繁栄と進展に貢献され、その事績が極めて顕著であって、世の敬仰の

的と仰がれる方を名誉町民として顕彰していくことを目的に、昭和37年の坂城町名誉町民条例を制定いたしました。

以降、これまで8名の方を議会の議決をいただく中で、名誉町民として推挙し、その称号をお贈りしてまいりました。

条例制定の昭和37年に名誉町民第1号といたしまして、日本刀分野における、いわゆる人間国宝、重要無形文化財保持者の宮入行平氏を、また同年に第2号として、郷土の振興と公益のため、多額の私財をご寄附いただきました、鈴木直三氏を推挙いたしております。

次に、昭和60年に名誉町民第3号、第5号といたしまして、「ものづくりのまちさかき」の礎を築き、町と国家の産業発展に多大なるご貢献をいただきました中嶋延好氏、青木固氏のお二方と第6号といたしまして、独自の作風をもって、日本画壇に新風を吹き込み、我が国の芸術文化の向上と発展に寄与されました画家の児玉三鈴氏を推挙いたしております。

続く第7号といたしましては、平成5年に上田市長、長野県議会議員、参議院議員及び同副議長を歴任され、40年の長きにわたり、地方自治の発展にご尽力をされました小山一平氏を、また、平成13年には、第8号といたしまして、イトーヨーカドー、セブンイレブン、そして、セブン&アイ・ホールディングスと日本を代表する企業を牽引し、今日の日本経済、産業の発展を創り上げた鈴木敏文氏を推挙いたしております。

また、昨年令和元年には、皆様のご記憶に新しいとおり、竹内明雄氏を第10号に推挙いたしたところでございます。竹内氏におかれましては、世界の初のミニショベル、クローラーローダーなど、小型建機を生み出し、創業した企業を東証一部上場の企業にまで育て上げられた現在の「ものづくりのまちさかき」を象徴する方でございます。

また、ご自身が私財を抛出した、TAKEUCHI育英奨学会により、長野県出身または県内の理工系学生への奨学補助や大学への研究助成を行うなど、人材育成、学術研究の振興と発展に寄与されているほか、町商工会長や、坂城町国際産業研究推進協議会長なども務められるなど、町の産業振興に多大なるご貢献をいただいているところでございます。

長きにわたる当町の歴史の中で、このように、8名の方をいわば、我が町の象徴として名誉町民に推挙してまいったところでございます。

名誉町民の称号は、当然にご本人の大いなる事績を顕彰するものでありますが、また、同時に、その象徴的な偉業を讃えることは、町のさらなる発展を願ってのことでもございます。

これまで、名誉町民の称号をお贈りした皆様への感謝の念を大切にするとともに、これからの町の発展を願い、新たに名誉町民として推挙するにふさわしい方につきまして、今後とも議会の皆様の議決をいただく中で推挙してまいりたいと考えているところでございます。

13番（中嶋君） ただいまは課長より懇切丁寧な8名の名誉町民のお話をいただきました。いろいろ懐かしい方の名前もいっぱい出てきたり、もうえらい亡くなっちゃっていますね、そう

いうもね。そういう何かちょっとあれです。顔が走馬灯のごとく、私の中で浮かんでおりました。本当に懐かしい人たち、8人ということでありました。

先ほど申し上げましたが、16年間という空間があったわけでありますが、まさに、この竹内明雄さんの後に続く、今、課長のいろんなお話を聞けば、私が今お話申し上げたお三方は間違いなくご推挙できる3人だと思っております。

たまたま、年齢的なことも、よく名誉町民の部分でお話が出るんですよ。何を言いたいかというと、例えば、今の若い女性の画家であります、彼女はまだ本当に若い。だから、ちょっと、まだ若すぎだねえかなあなんていうようなことを言われるんですよ。だけど、最近のことを考えてみれば、2012年でした。タリバンに銃撃をされ、頭部に重傷を負って以来、マララさんですね、全ての女性は教育を受ける権利があると訴えてきて、この2014年であったと思えますが、当時、さっきも言いましたように、17歳の教育活動家であったパキスタン人のマララ・ユスフザイさんというんですかね。彼女は最年少で、皆さんご存じだと思いますが、ノーベル平和賞を受賞しております。女性も勉強していかなきゃいけないんだと世界中に訴えた彼女であります。それを訴えたためにタリバンの連中に頭撃たれちゃったというような、生きておりましたから、今のノーベル賞をいただいたと、こういう経過もあるわけです。

それから、また、皆さんもご存じのように、テレビで報道うんとされましたので、ご存じの方多いと思います。環境問題で有名になりまして、これは、ノーベル賞の候補になった彼女であります、グレダさんですよ。17歳でね。アメリカの大統領にちょっとかみついたり、私たちの時代どうなるんだと、こんな地球にしちゃったら困るよと、そういうことを訴えている、これはノーベル賞の候補になって、ノーベル賞いくかどうか、わかりませんが、それでも、やっぱり、世界的な権威であるノーベル賞では年齢じゃないよと。女性でもないんだよと、ちゃんとやることやっている人は正々堂々とおあげしようじゃないかと。そうすると、私に言わせれば、今の坂城町から、今、一生懸命、世界を発信して、坂城町のPRを一生懸命やっていたら彼女あたりは、もう名誉町民にして、場合によっちゃあ、町長ちょうど、お話、私、しときたいですが、将来は彼女の美術館ぐらい坂城町でつくって、それで、彼女、また、いっぱい寄附してくれるでしょう。買うなんてなれば、大変ですよ。1億だなんていうような話が出ていますから。坂城町、あんた出身なんだから、ひとつ、名誉町民ということの中で、また、今の美術館をつくるから、そこへたんと寄附しておくんなんてのはね。松本の、松本にも、町長はもうご存じだと思いますが、すばらしい女性がおまして、そこでも美術館ができておるわけで、名前言いますけども、草間彌生であります。あれは松本市で立派な美術館をつくって。また、もう一つ言わせていただくと、観光客があそこはすごいんだそうで、お話聞きますと。大勢の皆さんがあそこへ見に行っているようです。ですから、また、坂城町の駅前にでも美術館でもできりゃあ、また、それこそ、さっきのいろんな駅前活性化のお話がありました。その中で、また、すばらし

い、これは一つの財産。そして、また、商工会の関係からいけば、すばらしい、今の観光客を呼び寄せる。そういう私は場所になると思いますので、ぜひ、また、ひとつ、そんなことも、今後お考えをいただければ、ありがたいというふうに思うものであります。

最後の質問に移ります。この質問も、私もう7回ぐらい、中沢町政のころからやっているから、またかと思われませんか、③といたしまして、新工業団地について、(イ)進捗状況は。

これ町長、招集挨拶でも触れておりましたが、1日も早い完成を望むものであります。先ほども同僚議員の朝倉議員からも、早く作れよというようなお話が出ておったようですが、全く私も同じ考えであるというわけでありませぬ。

また、私も、何人の社長からも最近聞かれるんですよ。いつまでにできるだいなんていうようなことで、だから、あと、もう一、二年、ちょっと待っとくんなど、一生懸命、町やっているからというようなお話をしているんですが、細かな部分がおわかりでございましたら、その辺の進捗状況をお尋ねするものであります。

(ロ) 予約状況は。4ヘクタールの工業団地ではあります、既に町内外から予約が入っているように聞いておるんですが、完売しているんじゃないかと、私も思うわけですが、この辺のところの現状をも、お尋ねをしたいと思います。

(ハ) 今後の取り組みは。ちょっと、これも推測で物言って申しわけないんですが、もし、これ8割方予約されていれば、計画してから、先ほどの話ではないわけでありませぬ、私もさっきも言いましたけども、何度もこの質問しているわけですが、計画してっから、とにかく四、五年たたないと見えてこないわけです。そういうことを考えれば、今、第1工業団地とすれば、もう第2工業団地を手をつけていかなければ、また、令和4年か何かにてきて、いよいよ発売した、さあ、売れちまった。さあ、また、ここから、また、四、五年たっちゃわけです。そんなことを考えれば、私に言わせりゃあ、今日あたりからでも、もう、第2工業団地を作っていくような方向付けをとっていかなければ、また出遅れちゃう。さっきも言いましたけど、私、社長連中に言われているんですよ。やっぱり、会社ちゅうものは、おい、中嶋君、あれだわや、すぐ欲しいだろうと、欲しいときは、4年も5年も待ってらんねえわと。もう既に皆さんご存じでしょう。つい去年あたりまで、そんな話出ていたんですよ。コロナ出たら、どうなるんですか、これ、会社経営している社長連中は。ちょっと待ってくんねえかいつてこともなっちゃうし。ですから、その辺のところは、もちろん法規則ごとがいっぱいあります。それを一つずつ、町は、皆さんご努力なされて、それをクリアしていきながら、分譲かけていくわけですから、そりゃあ、もう、時間かかるの、よくわかります。それを先ほどもう、今言ったように、朝倉国勝議員が言ったような分は、そういうこともあるだろうけども、何とか、いい施策をいい方法を考えて、早くやってくんねえかいつと。これはお願いだったと思いますよ。とにかく社長の思いは、おい、早く欲し

いだがやと、それにお応えできるようにと私思ひまして、今の第2工業団地も、今後考えていかなければと思うものでありますが、よく言えるのは、切れ目なく、いつも2ヘクタールから4ヘクタールは確保しておくべきであると思ひます。ご答弁をお願いをしたいと思います。

以上であります。

商工農林課長（大井君） 工業団地のご質問に順次お答をいたします。

町では、新工業団地の整備を町内企業の新たな事業展開や事業規模の拡大、雇用創出による地域経済の活性化、町内への移住定住化の促進にもつながることから、重点施策の一つと考え進めております。

ご質問の新工業団地の進捗状況でございますが、新工業団地の整備に向け、一昨年7月に事業全体の地元説明会を行い、地権者など53名のご出席をいただき、事業実施の了解を得て、県等との協議に入り、順次進めてまいりました。

また、新工業団地の西側のA09号線は新工業団地のメイン道路となり、現在整備中の坂城更埴バイパスと坂城インター線先線をつなぐ基幹道路ともなります。

この道路整備事業は、国庫補助事業として採択され、交差点など県公安委員会等との意見聴取を終え、令和2年度から着手を予定しております。令和2年度では、詳細測量、用地測量、補償調査などを実施し、用地の取得までを予定しており、令和3年度では道路改良工事が新工業団地の造成事業と併せて行えるよう計画をしております。

次に、新工業団地の整備につきましては、大規模な開発となるため、法律などに基づく各種申請が必要となります。その中でも、都市計画法に基づく開発行為の申請と農地法に基づく農地転用の申請の2つは審査基準が厳しく、時間などを要する申請で、この2つの申請は同時申請が基本となりますので、令和3年度の本申請に向け、協議を進めております。

開発行為の申請につきましては、令和元年度で開発行為基準に基づく工業団地の概略図面等を作成し、事前協議を行いました。2年度では、詳細測量を実施し、造成計画を立て、各種設計などを行い、開発行為の申請書を作成し、協議を進めてまいります。

また、農地転用の申請につきましては、農業振興地域内農用地区域からの農振の除外手続、通称、農振除外申請が必要となります。これまで、この手続を進めてきており、県の事前確認を経て、この度、土地権利者全員の同意をお願いする段階となりましたので、農振除外申請が早期にできるよう、引き続き進めてまいりたいと考えております。

次に、予約状況についてお答をいたします。

現在の企業への売却に向け、農振除外の同意を地権者全員の方々にお願いし、その後、地権者との売買を行うための準備を進めている段階でございます。従いまして、現時点では、購入を希望される企業の予約の受付や売買契約などは行っておりませんが、工業用地として、売買のお問

い合わせは町内外の企業からいただいております。

続きまして、今後の取り組みについてお答えをいたします。

切れ目なく工業用地を確保するため、さらなる工業団地の建設をとのことですが、町におきまして、工業団地のような大規模な土地を確保するには、農業振興地域内での造成事業を行わざるを得ない状況となっております。この農振除外の方法としては、一般的な方法として、3つの方法がとられております。

1つ目は、農業振興地域の整備に関する法律に基づくもので、例えば、個人や企業の方などが所有している土地に隣接する農振農用地を取得する際に行っている方法でございます。

2つ目は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発達の基盤強化に関する法律に基づくもので、企業の税制支援等に配慮されている方法となります。

3つ目は、農村地域への産業の導入の促進に関する法律、略して農村産業法と呼ばれるもので、本町のテクノさかき工業団体を整備する際にも活用された税の優遇措置などがある方法でございます。

個々の法律により優遇措置などの内容が異なりますが、農振除外申請をする際には、以前のように、町内企業の新たな事業展開や、事業規模拡大、町外からの優良企業の誘致などがいつでもできるように、事前に工業団地を用意して、必要なときに販売をするといった方法は、現在の法律の中ではできない状況でございます。

今後、さらなる工業団地の造成をする場合、企業ニーズをできるだけ把握し、早期に体制を整え、工業団地の整備が行えるような体制を考えてまいりたいと考えております。

13番（中嶋君） ただいま課長より詳細にご答弁をいただきました。

なかなか大変な時代になりまして、今お話を聞くと、よくわかりました。私もあんまり法的な部分を勉強していなくて、今、課長に教わったわけですが、言うなれば、町長、これ、あれだ、先行投資できないというようなことになったんですね。昔は先行投資をして、さっき課長からも言われましたように、大きなところを開発して、それで、工場の社長たちに声かけて、大体何人かは、俺は欲しいよという人いるわけですね。それはいいんですが、売れ残ったら困ると、そういう状況があって、その後は積極的に買ってもらえねえかというようなことを話、それは、先行投資は、今の課長のお話を聞けば、できなくなっちゃったという、何だか変な法律ができたもんだなど私は思うものでありますが、法は法です。

そういうことでありましたら、これはもう、また逆に、企業の社長さんたちから、俺は、工場またでかくしたいよと、頼むでと、そんなような話があったら、速やかに、また、町は協力をして、ここで、この話は余りたくありませんが、町長からも聞いておりますが、竹内製作所が今度青木のほう行くんじゃないかなんつうて、坂城町の町中がみんな心配していて、おい、また、H I O K I の二の舞かいなんていうような言葉も私聞いています。でも、やっぱり、今の話をい

ろいろ鑑みて聞いてみれば、やっぱり、そうではないんだよと、やっぱり、法律の改正もあった分もあるし、それから、いろんな中で、竹内さんのほうからも話を聞いている中での方向だというようなこともちょっと聞いていますので、その辺のところは、この間の、この間といいますか、何年か前でしたが、HIOKIさんのときは少し状況が変わってきておるのかなと私は思っております。

だから、中に、やっぱり、町民の中でも知らない人は、坂城町で会社でっかくなりゃ、みんな、外によそ村へ逃げてしまうじゃねえか。おい、町会議員は何やってんだなんて、私は言われるんですよ。その辺のところは、ちょっと待ってくんねえかいと。今日も、今、課長からも勉強させていただきましたので、先行取得できないんだと、そういう法律の中で、町は一生懸命頑張っているんだという、そんなことも言っておきたいと思いますが、そうは言いましても、決まったことであります。町長も気合入っていますよ、本当にね。4ヘクタールということで、我々はやっていくんだと、私は2ヘクタールったら、町長に怒られた。4ヘクタールやりましょうよなんて言われてね。やりましょうということ、ああ、よかったと思いましたもんで、私が言った2ヘクタールじゃなくて、4ヘクタール、ひとつ、1日も早い完成をお願いしておきたいと私は思うものであります。

まとめというわけではありませんが、先ほども出ています。最近はやりのSDGsですが、17項目あるようですが、これ私もいろいろ勉強しなきゃいけないと思ひまして、町長から三役の皆さんのこの、コロナのなんて言えばいけないんですが、ドーナツみたいなSDGsなんてやつをやって、気合入っているわけですが、私も少し、この分調べてみまして、これは、一つは、SDGs、これは、持続可能な開発目標の国連採択以来、環境イコール自然保護という既成概念から、環境こそ、全ての営みの基盤であるという世界的な共通認識が浸透してきましたと。豊かな地域資源を活用した先進的な環境政策を展開して、社会保障や経済、教育など全分野に恩恵をもたらし、進歩的かつ厚みのある地域度を実現していきたいと。こんなことが書いてあったのをちょっとご披露させていただきました。このことから、小泉純一郎元総理の演説が私は思い出されたのであります。総理がこんなことを言っておりました。「あの事故が起こるまでは原発に疑いを持っていなかった。日本の原子力発電は絶対安全で、低コストで、クリーンエネルギーと言われていた」と。「しかしながら、この三大大義名分は全部うそだった」と言って怒っているんですよ。小泉純一郎さん総理大臣ですよ。それで、最後に、こういうことを言っているんですよ。新エネルギーでやっていこうじゃねえかと。

これが小泉純一郎さんの演説からのお話であります。まさに、坂城町が取り組んでおりますスマートタウンに通じる話であると思ひするものであります。町長、機会があれば、ぜひ、小泉純一郎元総理を坂城町へお呼びしようではありませんか。

最後に、コロナになんか負けねえように、一句添えます。

「コロナカゼ、負けるもんかえ、東京五輪」、「コロナカゼ、負けるもんかえ、東京五輪」。
これにて、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（西沢さん） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回は11日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日は、これにて散会とします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時07分)

3月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進 也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 長 崎 麻 子 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 細 田 美 香 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 関 貞 巳 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 新型コロナウイルス対策はほか 大森茂彦 議員
(2) 商工業の振興についてほか 玉川清史 議員
(3) SDGs（持続可能な開発目標）についてほか 祢津明子 議員

第 2 議案第 3 号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 4 号 坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 5 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 6 号 坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 8 号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 9 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 10 号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 11 号 坂城町公民館条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 12 号 令和 2 年度坂城町一般会計予算について

第 12 議案第 13 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 13 議案第 14 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 14 議案第 15 号 令和 2 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 15 議案第 16 号 令和 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。会議に入る前に申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 9 年が経過いたしました。この未曾有の大災害の犠牲になられた皆さんに対し哀悼の意を表するため、午後 2 時 46 分に 1 分間の黙祷をささげたいと思います。議員各位、理事者等のご理解をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 初めに、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

1といたしまして、「新型コロナウイルス対策は」についてであります。

新型コロナウイルスで日本中が不安に駆られています。クルーズ船での対応が不十分で後手に回り、全国に広がっております。医療体制、検査体制の遅れで国民の早く検査を受けたいという願いに応えることができていません。その上、安倍首相は専門家や文科省の意見も聞かず、独断で全国の小中学校の一律休校にしたことは、ますます混乱を招いているのではないのでしょうか。休校を決定するのは、学校設置者である地方自治体であり、教育委員会であります。地方自治法を無視して国は一方的に決定するのは、戦前への回帰となるのではないかと心配するところがあります。さらに安倍政権は、新型コロナウイルスの対策に対して、この新型コロナ特措法を作ろうとして、今日にも国会へ上程しようとしております。この間、既にある新型インフルエンザ特別措置法に基づく措置を、新型コロナウイルス対策に適応してきております。法改正の立法事由はなく、法改正は断念すべきだと思います。新型コロナ特別法ができれば、国民の自由やあるいは財産なども規制されたり、そしてこの措置は、日本国憲法にも反する内容となります。この新型コロナ特措法ができれば、ますます安倍首相に特権を与えることになるのではないかと心配するところがあります。

この間、突然なことでありまして、町内の子どもをもつ保護者の皆さんも、大変対応に苦慮されたことと思います。私も何人かの先生にお話を伺いました。この3月、1年間のまとめの月で、一番大事な時に子どもに会えない、大変つらい思いだ。そして、また別の方は、この3月にまだ教えていない未履修の点についてはどうするのかとお聞きしたら、新年度で補修するようになるだろうというふうにおっしゃってございました。また別の先生は、3月中に通知表を一人一人に渡す時間だけは確保したい、このようなお気持ちも話していただきました。そして、受け持ちの子どもたちの生活については、保護者とメールなどで様子を確認して、このように先生方も対応が大変なようであります。

そこで、お尋ねするわけですが、あまりにも唐突な休校措置、この理由について答弁を求めます。そして、まだ教わっていないこの教科の履修については、どのように対応を考えていらっしゃるのか。そして、この期間中、先生方の負担について、教育委員会としてどのような指示が出されているのか、これについての答弁を求めます。

ロといたしまして、児童館の対応は。

急な休みになり、児童館の来館の学童の状況はどのようになっているか。そして、早朝より夕

方まで、指導員の方は長い時間の勤務をすることになりますが、この交代要員あるいはそれをフォローする方、このような確保についてはどのようにしているのか。また、児童館ではリスクが学校よりも大きいのではないかと心配するところでもあります。これは、学校では授業時間は机から離れない、椅子に座っている、そして両方の通路がある、このように一定の幅をもった生活行っているわけです。ところが、児童館では自由に動き回り、そして子ども達との取っ組み合いやら、あるいはけんかもあるでしょう、こういうような中で、果たして児童館が安全かと、このことも心配しているところでもあります。

ハといたしまして、松本南から松本地域、南牧村で発症が確認されておりますけれども、町では行政無線で注意喚起を流しております。町内での状況はどうなのか、これまでの相談状況、そして町民からの発症が確認されたときの対応は、その手順はどのようにされるのかご答弁をお願いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

教育長（清水君） 1つ目の「新型コロナウイルス対策は」のイ、小中学校の一斉休校の対応についてお答えいたします。

小中学校臨時休業の対応につきましては、先日の山城議員さんにお答えしたものと重複するところもございますが、よろしく願いいたします。

2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子ども達の健康・安全を第一に考え、感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する」といった方針が決定し、同日夕方、内閣総理大臣から発表されました。

これを踏まえ、町教育委員会では午後7時に、翌日、児童生徒が登校した後、緊急対応検討会を開催することを決定し、あわせて学校からは、児童生徒及びその保護者に対してどのような対応となるか不明であるが、明日、その対応についてお知らせをすること、また、荷物の持ち帰りもできるよう大きめの袋等の持参について、すぐメールにより連絡をしたところでございます。

翌2月28日の朝、庁内において学校臨時休業に伴う対応等について協議し、午前9時半から小中学校長、総括児童館長、給食センター所長と私、事務局が出席し、緊急対応検討会を開催いたしました。

会議では、児童生徒の健康・安全を第一に考えることは大切であるが、それと同時に、児童生徒の気持ちの準備をするための時間が必要ではないかとの方向が示され、3月2日朝からの休業ではなく、2日午後からの休業とすることとし、児童生徒が落ち着いた状態で臨時休業を迎えられるよう配慮いたしましたところでございます。

同日、文部科学事務次官から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等

学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が発出され、長野県教育委員会を經由し、通知されました。

内容といたしましては、臨時休業を行う場合における配慮として、保健管理に関すること、教育課程に関すること等について示され、中でも教育課程に関する事項といたしましては、「児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること」等について示されました。

これらを受け、町における臨時休業中の子ども達への対応といたしますと、人込みの多い場所や不要不急の外出は避けること、帰宅時や食事前などは、こまめに石けんなどで手洗いやうがいをし、予防に努めること、発熱などの風邪の症状が見られる場合は、安静にして休養と水分補給に努めることなど、基本的な対策について再確認がされました。

また、学習面においては、通常の課題として出される春休み帳に加え、新たにプリントなどを配布し、1年間の復習を臨時休業期間中に行えるよう指導することといたしました。

なお、臨時休業期間中は、学級担任が電話連絡又は家庭訪問により健康状態などの確認を行うこととし、特に中学3年生については、学習面において不明な点がある場合は、個別に連絡を取り合い対応することといたしました。

また、文部科学省より、「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時間数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとされない」と示されました。

坂城町の状況といたしましては、必修科目での標準授業時間はほぼ終了しており、必修科目以外の体育、音楽、図工が若干残っている状況でございますので、未履修教科の履修については見込まなくてもよいと考えております。

臨時休業期間中の教員の対応といたしましては、学級担任から電話連絡あるいは家庭訪問により健康状態などの確認を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーによる教育相談についても行う予定としております。

また、児童生徒の学籍や指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導や外部に対する証明等に役立たせるための原本となる指導要録の作成、新年度準備のため、学校ごとの教育方針、組織と運営、学校管理、学習の時間、諸教育等をまとめた学校基本計画の作成、教室移動や校内の引っ越し、学年が変わることにより不安定となる児童や保護者を対象とした教育相談や面談等、様々な業務を行っております。

3月2日の登校日におきましては、小学校においては、各教室において放送により校長からの話を実施し、子ども達に改めて臨時休業に至った経過や臨時休業中の過ごし方などについて学校長から説明をいたしました。

卒業式につきましては、現在のところ中学校が3月17日、小学校は18日と開催日は予定どおりとしておりますが、規模を縮小し、出席者は卒業生、保護者そして教職員、来賓は町、町議会、PTAのそれぞれ代表者のみで、祝辞は行わず紹介のみとさせていただくこととしており、また、登校日に関しましては、中学校は3月17日、小学校は18日の午後もしくは19日を予定しております。

今回の緊急な対応につきましては、子ども達の健康・安全を第一に考えるとともに、限られた時間の中で児童・生徒及び保護者に対し、少しでも早くお知らせする必要があったわけですが、保護者の皆様のご理解のもと、今後も学校現場と連携する中で、適切な対応となりますよう取り組んでまいりたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、口、「児童館の対応は」のご質問についてお答えいたします。

小学校、中学校等における全国一斉の臨時休業を要請する内閣総理大臣からの方針を受け、緊急対応検討会、こちらでは小中学校の休業等の検討とあわせ、児童館、放課後児童クラブの対応についての検討も行い、3月3日から3月18日までの間、午前開館をすることといたしました。

今回の児童館の開館は緊急対応であることから、登録児童を含め、可能な限り家庭での対応についてご協力をお願いすることとし、家庭等での見守りが困難な児童については、学校の長期休業時に開館する時間帯と同じ、午前8時から午後6時半までの間で受け入れを行うことといたしました。

この期間に児童館利用を希望される場合は、利用前に朝の検温結果を報告していただくと同時に、緊急時の対応ができるよう、連絡先などを確認させていただいております。

児童館の1日開館といたしました3月3日からの利用状況でございますが、3児童館の合計人数で、初日の3日は34人、4日は40人、5日は37人、6日は33人、9日は34人、そして10日は42人となっております。

現在登録されております放課後児童クラブの児童数からいたしますと、通常利用する人数の約3分の1ほどの利用状況となっており、今回の感染防止という主旨から、保護者のご理解とご協力により、各家庭等において対応がなされているものと考えております。

また、児童館において対応いたします指導員、職員の確保についてでございますが、館長、支援員のほか、午前開館にあたりましては、各学校に配置している支援員を活用し、児童館で児童の生活面での支援や学習指導にあたっております。

このような対応につきましては、日ごろの学校生活で慣れ親しんでいる学校支援員が加わることで、児童も精神的にリラックスでき、安心して活動に取り組んでいる状況と推察しております。

現在のところ、通常の長期休み等の職員体制よりも多い人数が確保できており、子ども達が1カ所に集中することがないように小グループに分かれた活動を心がけ、それぞれに支援員がつい

て対応にあたっております。

例えば、館内で過ごす場合には、学習や読書、昼食時には児童一人一人の間隔を取り、十分な空間が確保できるよう注意しております。また、アルコール消毒液を追加し、ドアノブなどの除菌をこまめに行い、衛生面からも清潔な状態を保てるよう努めております。

現時点では、利用人数も少人数で推移しており、大きな混乱もない状況ではありますが、こまめに部屋の換気を行い、手洗い、うがい等の指導を徹底し、今後の利用状況を見ながら、必要に応じ学校の体育館を利用するなど学校と連携を図り、子どもの安全を第一に取り組んでまいりたいと考えております。

保健センター所長（細田さん） 続きまして、ハ、「町民への対応は」のご質問についてお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスに関する町への相談状況については、感染が疑われるときの相談先はどこかなど今までに4件で、いずれも内容をお聞きする中で必要な相談機関等を案内するなどの対応をしたところでございます。

また、県においては、住民の方から一般相談窓口として24時間対応の専用ダイヤルが設置され、国においても9時から21時までのフリーダイヤルで対応しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方の有症状者相談窓口として、県内各保健福祉事務所などに専用ダイヤルが設置され、24時間体制で対応にあっていることから、町への問い合わせは少ないものと考えております。

町といたしましても、新型コロナウイルスについては、ウイルスの特性等も解明されておらず、相談内容によっては専門性の高い対応を求められることから、町ホームページ、すぐメール、また、「広報さかき」により、国や県の専用相談窓口を周知しているところでございます。

次に、町民からの発症が確認された時の対応と手順についてでございますが、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に基づく指定感染症となっており、「感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、また、感染症の患者への入院勧告・入院措置の実施については、都道府県知事が行う」と規定されていることから、町内で感染者が確認された際にも、基本的な対応は県において行うこととなります。ただし、「感染症の病原体に汚染された場所等の消毒については、原則として当該患者もしくはその保護者、または、その場所の管理者もしくはその代理者が行う」とされていますが、「都道府県知事が、その実施が困難であると認めるときは市町村に消毒するよう指示し、または、当該都道府県の職員に消毒させることができる」とされていることから、今後の感染の状況によっては、町において実施することも想定されるところでございます。

現状におきましては、感染の有無を調べる検査は、行政検査として県の管理のもとで行われ、感染症の発生状況等の情報については、個人情報保護に留意する中で国及び県から公表される

ことから、市町村が具体的な感染者の情報を得ることは難しく、個々の市町村に感染者に関する情報が必ずしも伝えられるかどうかは不透明な状況となっております。

また、新型コロナウイルスの対策としては、さらなる感染拡大に備え、法改正や新たな支援策の決定、ウイルス検査体制の拡充など日々変化しており、町の対応につきましても今後変わってくるものと考えます。

いずれにいたしましても、県と緊密な連携を図り、その時々で必要な対応をとってまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） それぞれの担当課長等から答弁をいただきました。

小中学校の対応ということでもありますけども、中学に対しては学習面での相談も受けているという報告でございました。また、子どもたち、児童たちの精神面等の支援をするという意味で、必要に応じてスクールカウンセラーも派遣するというようなところまで対応されるということにはなっているということですので、それなりに対応はされてきているということなんです。

あと、児童館の関係では、登録児童よりも本当に少なく、それぞれの家庭で対応されているということになっていて、この点については、今のところ発症と申しますか、そういう状況も出ていないということで、これについても一応の対応ができていますのかなというふうには思います。

また、町民への対応について、発症しても町へは知らされない可能性もあるというような答弁がありました。これも、松本でも松本管内というざくっとしたことしか出てきていません。今回、もう一つは、南牧村については具体的に感染経路まで明確にされてきているということもありますけども、これについても町の保健センターがタッチするという状況にはなっていないということで、当然、県が主体的にこれらについて対応をしていくということですので、やはり、コロナウイルスに感染しないこの対応についての喚起を引き続き求めてまいりたいというふうに思います。

次に、教育の関係で、学校を休校にしたことについては、これは国からあるいは安倍総理からそういう指示が来たから、しょうがない、やるかということなのか、それとも、町の教育委員会で検討し、自主的に行ったかということについては、ちょっと確認したいというのは、よろしく申し上げます。

教育長（清水君） ただいまの大森議員さんの再質問についてお答えいたします。

公立学校の休業日については、学校教育法の施行令第29条によりまして、「市町村または都道府県の設置する学校にあたっては、当該市町村または都道府県の教育委員会が定める」と、そういうふうにと定められております。総理大臣からそういう要請があったわけでございますが、最終的には各学校の校長をその会議に呼びまして、一緒に学校のほうの対応として可能かどうかというようなことも勘案しまして、最終的には町の教育委員会のほうでそれは決めました。

14番（大森君） 教育委員会からの確認ができましたので、次の質問にまいりたいと思います。

2といたしまして、スマートタウン構想についてお尋ねいたします。

これだけでも半分の時間を取ってしまいましたけども、これも簡潔にご答弁願いたいというふうに思います。

当町においてエネルギー政策は、平成17年の2月に発行した坂城町地域新エネルギービジョン策定事業報告書、そして平成24年3月にはスマートコミュニティ構想普及支援事業成果報告書、さらに人口減少に歯止めをかけ、快適で住みよい環境を確保するため、「坂城町第5次長期総合計画 後期基本計画」の策定とあわせ、平成28年から令和2年の5年間の町人口ビジョン、そして「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、事業実績に向けて取り組んできました。そして、住宅用の太陽光発電や蓄電池など、補助事業では一定の評価をするところではありますけども、スマートタウン構想というものについて、なかなかイメージがわからないというところがあります。ランドデザインがよく見えていないのじゃないかなというふうに私は思うんですが、この取り組みは、非常に息の長い取り組みで、環境とエネルギーの分野で原発に頼らない再生可能エネルギーの普及と環境に留意したごみなどの分別でCO₂の削減をどう進めていくか、このことも具体化されてくる必要があるのではないかと、スマートタウン構想、これについてどのようなものかご答弁を求めたいと思います。

次に、総合戦略の(2)の生活を実現する環境整備の項目で、テクノさかき工業団地のスマート工業団地化事業では、総合評価でCの判定を受けておりますけども、今後これについての事業はどのような対応をされるのか、これについての答弁を求めたいと思います。

口といたしまして、昨年12月に国連の気候変動枠組条約第25回締結国会議「COP25」がスペインで開催されました。しかし、パリ協定の運用ルールの一つである温室効果ガスの削減量の国際取引については合意できないで、今年のCOP26に先送りされたということになります。この時には、子ども達が呼びかけたグローバル気候マーチは世界の158カ国の2,400都市で、日本では25都府県で取り組まれました。気候変動の影響を受けるのは自分たちだという若い世代の訴えは切実であります。しかし、日本政府は、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする期限を示していません。さらに、日本が石炭火力発電所に固執する姿勢が化石賞を2回も受賞するという不名誉な状況であります。

また、国内では壱岐市で昨年9月、そして県内では白馬村、次いで長野県が気候変動事態宣言を行いました。特に長野県は、県内の市町村に賛同を呼びかけていますが、私が準備したときには町の名前は挙がっておりませんでした。これについて具体的にはどうだったのかお尋ねします。

また、COP25では、2050年までに二酸化炭素などの排出を実質ゼロにするということで、今年の排出削減の国別目標を見直し、与信的な目標引き上げを表明する国が121カ国に広がっております。これに応える自治体が気候非常事態宣言を行っているわけです。町もこの宣言ができないか答弁を求めます。

以上で、2回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから2番目としまして「スマートタウン構想について」、イとして「どんなまちづくりになるか」、ロ、「気候非常事態宣言について」のご質問がありました。

今、お話にはありましたけれども、スマートタウン構想については町全体の取り組みであります。昨日も中島議員さんから蓄電池の話もありました。住宅、それから工業団地、企業含めてのいろんな取り組みを、今、やっているところでございます。その状況につきましても、整理してお話申し上げたいと思っております。

先ほどもお話ありましたけれども、平成23年3月に発生しました東日本大震災における原子力発電所の事故をきっかけとしまして、坂城町では民生、公共、産業とあらゆる分野において安定的な電力供給を維持し、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用など、複合的に組み合わせた仕組みづくりを目指して、スマートタウン構想事業に取り組んでおります。

その中では、町民の暮らしにおける省エネルギー行動などによるライフスタイルの改革に向けた意識啓発とともに、各分野において具体的な取り組みを検討、実施していく中で歩みを進め、将来的にこれらが融合して町全体のスマート化につながることをイメージしているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、民生の部分では、住宅用のスマートエネルギー設備導入に対する支援を行い、太陽光発電設備だけでなく、蓄電池設備やHEMS（へムス）というホームエネルギーマネジメントシステム、こういったメニューも加える中で、各家庭における自立分散型のエネルギーサイクルを実現するゼロエネルギーシステムの構築を目指して支援を行っております。

公共の分野につきましても、スマートタウン構想に向けた象徴的な位置付けを含めて、役場庁舎にバイオマスボイラーや再生可能エネルギー設備、蓄電設備を導入し、また、庁用車として電気自動車を導入するなど先導的な取り組みを実施してきたところであります。

また、今後の取り組みといたしましては、今年の台風19号、これは令和元年東日本台風でございますけど、この際の停電を教訓とする中で、地域の避難所となる町内小学校の体育館に自立分散型の蓄電設備や再生可能エネルギー設備の導入を進め、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時の電力供給を併せて実現できるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

産業の分野に関しましては、これまでテクノさかき工業団地のスマート工業団地化を目指し、実証実験などの調査をはじめ、具体的な事業化に向けて取り組みを行ってまいりました。平成28年度に行った事業の実現可能性調査で、「事業化の可能性あり」との調査結果が出たことを受けて、事業化に向けて団地内の企業、電力事業者と協議、調整を続けてきたほか、事業規模や採算性など実現に向けた検討を重ねてまいりました。

また、一方、平成29年度に、国の補助制度の改正により設備設置経費の財源として予定していた補助金が引き下げられてしまったことなどを受けて、改めて専門的な見地から電力事業者が詳細な調査を行った中で、この事業においては、このままでは採算が取れないと結論づけられました。その後も、様々なシミュレーションを行いました結論は変わらず、一括受電による電力供給を進める事業については、一旦ここで踏み留まらざるを得ないと判断をしたところでありませ

す。
今後、テクノさかき工業団地の面積を拡張していく計画でありますので、拡張部分も含めた中で、工業団地のスマート化に向けた別の取り組みができないか検討してまいりたいと考えております。

続いて、「気候非常事態宣言を」とのご質問につきましては、令和元年9月に長崎県壱岐市が全国に先駆けて気候非常事態宣言をして以来、全国の複数の自治体で同様の宣言が行われ、地球温暖化対策に取り組む決意が表明されています。県内でも、現在までに県と千曲市、白馬村が独自に宣言を行っているところであります。

宣言を行った自治体におきましては、同時に地球温暖化対策に向けた具体的な取り組みを掲げているところでありますが、当町におきましては、早い段階からスマートタウン構想事業の取り組みの中で、各分野において再生可能エネルギーの導入などを進め、ごみの排出抑制などの取り組みも含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めてきたところであります。今後も引き続き、この構想の目的の一環として地球温暖化対策を進めていきたいと考えており、現時点において町として独自に宣言を行うことは考えておりません。

また、町といたしましては、まちづくり全体で推進する「SDGs」、持続可能な開発目標の環境面の目標やターゲットを達成していくための施策と位置付け、取り組んでまいりたいと考えております。

長野県は、昨年12月に行った気候非常事態宣言の中で、「2050年に県内での二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」と決意を表明し、これを達成するためには、県下市町村や民間企業等との連携が不可欠であるとしているところであり、先月末に県から市町村に対し宣言への賛同の呼びかけがありました。当町といたしましても、地球温暖化対策の推進に向けて既に一定の事業に取り組んでおり、今後もSDGsの目標達成に向けてより広域的な観点で取り組んでいくことが重要であるところから、今年3月に県の宣言に賛同する旨を県側に伝えたところであります。県の宣言には、3月10日の時点で当町を含め49の市町村が賛同している状況であります。地球温暖化の解決に向けては、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなどあらゆる組織が官民の枠を超えて連携して取り組むことが重要であると考えており、町といたしましても、その一員としてさらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） 「まち・人・しごと創生総合戦略」、ここでの一つの大きな目標2つです、

1つはスマート工業団地の取り組み、もう一つは民生といいますか住宅に再生可能エネルギー、太陽光発電の設置への補助をしていくと、もう一つは当然公共施設への導入ということでの3点揃えて取り組んでいくということになっています。これについても、息の長い取り組みでありますので、当然この工業団地をスマート化するという点については事業所の協力が不可欠なことでありますので、その点についても今後の中でよく協議をし、具体的に相談しながら進めていただきたいというふうに思うんですが、一番私はわからないというのが、昨日同僚議員が太陽光発電の質問の中で、町長が2.8メガワットの発電の機能は町内でできたという、それだけのものがあるわけです。これは私、初めて聞いたわけですけど、ほかの方はどうか、私の意識不足かもしれませんが、こういうのはやっぱりホームページなどで総合的にスマートタウン、町の構想について、具体的にこういうことになっている、こういう取り組みをして結果こうなっているという、このサイトがないんですね、みんなバラバラで。そのところで、一体町は何やっているのかということが目になかなか入ってこない、そういう意味で、やっぱりどういう町になっているのかという構想すら見えてこない、個々の事業については、いろんな成果を出しているというふうにおっしゃいますけども、それは総合的に確認できるということが必要だと思います。その点について、もう少しホームページなんかを整理できないか、ちょっと答弁願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

企画政策課長（臼井君） 再質問にお答えいたします。

いろんな取り組み、町がやっている取り組みの成果、そういったものについて町民にもっと知らせていったらどうかというご質問でありますけれども、町におきまして、一応スマートタウン構想の内容ですとか、そういったものについてはホームページに掲載をしているという状況でございます。あと、一部工業施設で太陽光発電等している部分については、その発電量等についてお知らせをしているという状況ではございますけれども、なかなか昨日ご答弁させていただいたような、町の総合的な部分等については、お知らせできていないという部分もありますので、今後さらに町の取り組みについてお知らせしていけるような形を考えてまいりたいというふうに考えております。

14番（大森君） あと、気候非常事態宣言について、町は宣言するという事ではないというふうに答弁いただきました。これだけの取り組みをしていて、宣言してもいいではないかという、千曲市等と比べればそれなりに進んでいるというか、取り組みがあるということから見れば、きちっと宣言をして、そして2050年で排出をゼロにすると、CO₂をゼロにすると、この目標に向かってそれぞれの産業もそして民生関係も、そして行政関係についても努力していくという一つの方向性、対応を一つ用意しないと、とりあえず5年間計画して見ましょう、また5年間計画して、10年計画していきましょと、そんなような形でしか進められない、長期にわたった2050年までにどういう町になるのか、CO₂削減にはどういうふうに準備していくのかとい

うところからいけば、やっぱり宣言をまず行って、そこへどう毎年取り組んでいくのかということが必要じゃないかというふうに思うんです。そのことについて、私は町長の今のご答弁では、結構消極的ではないかなというふうに思いますし、やっぱり日本政府や、あるいは国民や、あるいは地球上のいろんな皆さんにも坂城町についての考えをやっぱりアピールするということが必要だと思うんですが、その点についてもう一度ご答弁願いたいというふうに思います。

町長（山村君） 絶対やらないと言っているわけじゃないんです。今の状況で、ほかの先ほど申し上げた隣の市ですとか見ますと、具体的な目標が入っているんですけども、十分にそのぐらいのことは坂城町はやっていると思っております。それでももっと大きな長期的な目標でSDGsもあるし、いろいろありますので、例えばスマートタウンのスマートファクトリー工場関係、もう少し形になってきてからでもいいかなと思っております。要するに、これはいずれそのレベルの話はしなきゃいけないと思っているんですけども、慌ててやることはない、しかしながら県から問い合わせがありましたんで、大いに賛同するという答えをした段階だということです。

14番（大森君） わかりましたというか、やむを得ませんというか、そういう努力はぜひお願いしたいというふうに思います。

時間もちょっとありませんので、3といたしまして、加齢性難聴者の補聴器購入の補助制度を作ってほしいということで質問いたします。

イといたしまして、補聴器購入に助成を。

高齢に伴い耳が聞こえにくくなって、仕事や社会生活、日常生活に不便を来たしてくる、そして、そのため補聴器は必需品となるわけです。加齢性の難聴は、うつや認知症の原因とも言われております。しかし、補聴器はしっかりしたきちっとした物であれば平均価格で15万、これは両耳使いますのでこのぐらいの価格であるという、高価なものだということで、重度の難聴者には、障がい者の認定での購入に対する補助があります。しかし、そのレベルにいかない難聴者の皆さんについては、その助成対象から外されるということになっています。これを対象にするようにというふうになれば、国の考えも変えなきゃいけないんで、それは今後の課題といたしまして、とりあえず坂城町において高齢者が社会で生活する、また働いていくときの補聴器は必要だと思います。今後、これについてどのように対応するのか、また、そのことが可能なのか、研究・検討すべきと思いますけども、これについての答弁を求めたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 「加齢性難聴者の補聴器購入補助制度を」ということで、「補聴器購入に助成を」についてお答えをいたします。

加齢性難聴は加齢に伴い、耳の中で音を神経に伝える有毛細胞といわれる細胞が劣化あるいは減少することで聴力が低下していくもので、一度劣化したり減少した有毛細胞はもとに戻ることがないということがございます。したがって、医学的治療が困難とされているということがございます。

加齢性難聴では、電話の呼び出し音など高周波・高音域の低下が著しく、また、微妙な周波数の違いが分かりづらくなり、会話に使われる言葉の聞き取り能力が低下することが特徴と言われており、相手との会話がスムーズにできなくなるということから、人との会話を避けるなど、外部からの刺激が少なくなることで脳機能が低下し、認知症や孤立によるうつ状態に陥ってしまうリスクも指摘されているということでございます。日常生活や会話の改善には、専門医の診断に基づきご自身に合った補聴器の使用が有効とされています。

現在、ご質問もありましたけれども、補聴器の購入に対する公的な助成制度といたしましては、聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、障害者総合支援法に基づく補装具費として、品目や形状ごとに定められている基準額に応じ、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を負担する支給制度がございます。

支給にあたりましては、購入前に指定医師による意見書と購入品の見積書を添付の上、支給申請書を提出していただき、県立の総合リハビリテーションセンターにあります更生相談室の判定に基づき、支給を行っているということでございます。

補聴器購入に対する助成につきましては、こうした公的制度がありますので、現状におきましては、この制度の範囲内において対応をしておりますということでございます。聴覚障がいによる障害者手帳の交付要件に該当する方につきましては、手帳の取得により補聴器購入の助成だけではなく、各種料金等の割引なども対象となる場合がありますので、手帳の取得をお願いしたいと存じます。

しかしながら、ご質問にありますように、両耳の聴力が70デシベル以上とされる身体障害者手帳の聴力レベルには該当しない、いわゆる中度、軽度の難聴の方もおられます。こうした方のうち、18歳未満の方の補聴器購入につきましては、修学等への影響も考慮し、県の単独補助事業として市町村が行いました購入助成の2分の1を財政支援してくれる制度があり、町でもこの制度を活用した軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業補助金交付要綱を整備し、平成25年5月から運用をしております。

一方、中度や軽度の難聴者が相当数おられると推測される高齢の方については、県などでも補助制度がないのが実状で、現状において町単独での助成については財政的な観点を含め、慎重な対応が必要と考えているところでございますが、高齢化率等も年々高まっている状況等も踏まえ、機会を捉え、県に対しても補助制度への取り組みについて要望してまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 課長より答弁をいただきました。

70デシベル以上の方が一応聴覚障がい者ということで、障害者手帳が交付されるということですが、70デシベルといたらどのぐらいのものですか。そして、時間もありませんので、私が調べた範囲でいきますと、25デシベル未満、これは健聴、健康な耳だということ。それ

から、軽度難聴25デシベル以上40デシベル未満で小さな声や騒音下での会話を聞き間違える、そして聞き取り困難を自覚する、聞き間違いや生返事による誤解、トラブル、仕事上の支障などが起こる可能性があるというふうに書いています。中度難聴、普通の大きさの声の会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する、聞こえが原因でコミュニケーションがうまくいかなくなり、家族や周囲の人に悪影響を与えてしまうこと。高度難聴、これは障害者手帳の基準になるわけですが、非常に大きい声か補聴器を用いないと会話が聞こえない、周囲の人とのコミュニケーションが疎遠になるだけでなく、日常生活にもかなり困難が生じていくということで、これ以上の方が障がい者の難聴者というふうに言っています。それから、担当者から資料をいただいたんですが、子どもの補助制度があるということですが、当町においては、ゼロ歳から19歳はゼロです、購入された方は。20から39歳は4人、40歳から49歳が3人、50歳から59歳が2人、60歳から64歳が2人、65歳から74歳が5人、75歳以上が36人なんです。これを見ても、40歳、50歳、60歳からだんだんと難聴者が増えてくる、難聴に近づいていくという数字的なものだというふうに思います。そういう意味では、やはり40デシベル以上、これについては、WHOが一応基準として出しているわけです。そのこともあって、ヨーロッパで多くの方が高齢者が補聴器を装着しているというふうには、いろいろ調べたら出てきました。こういう点から見れば、本当は障害者の手帳認定について、もっと基準を下げるべきだというふうには思うんですが、当面は町のほうでその対応ができないのか、再度答弁を求めたいというふうに思います。

福祉健康課長（伊達君） 町のほうでの対応ということでございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたけれども、これについては、財政的な観点を含めた検討が必要と考えているところでございます。昨年の平成31年3月末現在、平成30年度末ということになりますけれども、先ほど大森議員さんおっしゃったとおり、当町における聴覚障がい者のうち75歳以上の方36人ということでございます。聴覚障がい者の中で占める割合としては約7割ということでございます。これにつきましては、県全体を見ますと、これも同様に75歳以上の方が7割以上占めると、これから推測いたしますと、ここには至っていないものの、これに近い程度の聞こえづらさがある高齢者の方、非常に多いと推測されますので、そういった部分においては、これは当町だけの課題ではなく、全県あるいは全国ということになるかもしれませんけれども、そういう観点の中で検討が必要かと考えているところでございます。

14番（大森君） 長寿命化と健康長寿を目指していくこの社会の中で、やはり耳が聞こえないと、聞きづらくなっていくということがあります。また、近所の方とのお話でも、家族の方が、このおじいちゃん聞こえないからいいのいいのというんで、簡単にやっている経験あるかと思います。公民館でもそういう状況を耳にしたり目にしているわけです。やはりこういう方々が社会にきちっと参加していくということで、自信もって自分は生きているんだ、社会のために何かやりたいんだというようなことで、いろんなところへ出ていく、そのためにはきちっとした補聴器が必要

である。最近も六、七万のものがインターネットあるいは通販に出ていました。これについては、やはりお話しうと、微調整をする、それから音質と、さっきはデシベルですから音の量、そしてもう一つデシベルであるということで、人の声には低い方とそして甲高い声の方がいらっしやると、これによっても同じ聴力の同じ方が聞いても聞き取りやすいのと聞き取りにくいというのがあられるわけです。そういう点では、非常に生活に困窮を来たすということになってきますので、やはり導入に向けた研究・検討、これについて今後求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩をいたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時10分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、8番 玉川清史君の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

初めに、1、商工業の振興について。

イ、町内企業の状況と町の支援についてです。

坂城町は、機械、金属加工を中心に高度な技術を誇る中小企業、小規模企業が互いに協力し合い、県下でもトップクラスの工業の町として発展してきました。石を投げれば社長に当たると言われるほど、多くの小規模企業がこの町で創業し、経済的にはもちろん地域の活性化にも大いに貢献してくれました。独立心、研究意欲の旺盛な企業家たちと町の振興施策が両輪となって今の坂城町をつくり上げてきたことは皆さんご承知のとおりです。しかし、政府の大企業優遇政策や消費税増税、近年では米中貿易摩擦による世界情勢の不安定化、立て続けに起こる大きな自然災害など下請けとして頑張っている小規模企業にとって、大変厳しい環境になってきています。

そこで、町内企業の動向と町の支援について、1、「事業所数、従業員の推移は」、2、「新規創業の過去3年間の状況と支援策は」としてお尋ねします。

続きまして、ロ、小規模企業振興基本条例の制定を。

昭和38年1962年、中小企業基本法が制定、これに対し、中小企業からは親会社との関係の適正化、大企業と中小企業の棲み分け、官公庁からの発注の確保、金融機関の融資の義務化、零細企業対策など多くの期待が寄せられましたが、第6条で地方公共団体の責務として、地域に応じた施策の策定と実施が明記されたのはよかったです。中小企業政策としては、国際競争力を高めるため大企業を優先し、それを下支えするのが中小企業の役割であるとし、そのための経営の近代化、生産性の格差是正が必要で、それによって中小企業も発展するという考えのもとでの政策で、中小企業、小規模企業が中心とは思えないものでした。その後、高度経済成長、バブルの崩壊を経験し、中小企業の重要性に焦点があたり、平成22年、2010年、中小企業憲章の閣議決定で中小企業は国家の財産ともいうべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資

金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど、数多くの困難にさらされてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、かえって大企業の弱さをあらわにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっているとして、中小企業政策の基本理念と施策の方針が示されました。

しかし、この決定が政策につながったかということ、平成25年、2013年、中小企業基本法の一部改正で、これは小規模企業活性化法ともいえるらしいですが、大企業と中小企業の格差是正、小企業、家族経営への支援という基本理念がなくなってしまいました。

国や大企業の要請によって動けばいいという視点は変わらず、国民の理解と中小企業の要望を取り入れての中小企業の自主的な発展のための政策にはつながりませんでした。しかし、ようやく平成26年、2014年、小規模企業振興基本法、これが制定され、小規模企業に焦点が当たり、同時に制定された支援法により、商工会が支援の大役を担うという具体的な支援体制が整備されました。

小規模企業振興基本法では、1として「小規模を活かした独自のサービスや商品を提供できるように支援すること」、2として「小規模企業が女性、若者、高齢者など地域の多様な人材の雇用の場となれるよう支援すること」、「地域で事業を行い、経済活動をし、地域の活性化に貢献できるように支援すること」と国の責務が書かれており、特徴としては、持続的発展、言いかえると事業の発展、拡大だけにこだわらず、技術の向上、雇用の維持などで事業を継続することが地域にとって重要であるとしたことです。

自治体の責務として、第7条に、「地方公共団体は、その区域の自然的、経済的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」、「小規模企業が地域経済を活性化し、地域住民の生活の向上やにぎわい作りに貢献していることについて、住民に理解してもらうこと」、小規模企業の責務として8条に、「持続的発展に努めること」、「小規模企業の振興に協力すること」などと、関係者の責務が示されていますが、この基本法を具体化するために制定された小規模企業振興基本計画の10の重点政策のうち、人材の確保・育成、起業・創業の支援、地域経済に波及効果がある事業の推進、地域のコミュニティを支える事業の推進には、小規模企業の振興が単なる企業振興ではなく、地域全体の発展にもつながることが期待されています。

2018年の全国商工会連合会の調べでは、この小規模企業振興基本法により、国、市町村単位でも小規模と明記している条例として、既に47都道府県中37都道府県で、市町村では1459のうち約31%が制定済みということです。地域によって産業構造が違い、政策も様々ですが、同調査では、この条例の効果として外国人観光客受け入れ環境の整備補助金の創設、事業継承支援補助事業、検討会議の場の創設など、企業振興が地域の活性化につながる事例の報告もあります。

条例の中身としては、国の小規模基本法に倣ったものですが、条例を具体化する基本計画で各地域の特色と要望を活かした政策がつけられ、成果を上げています。坂城町でも既存の小規模企業が元気を取り戻し、新規創業される企業も一緒になって、地域経済や町づくりに貢献できるようにして地域の活性化につながるよう、町の小規模企業振興の立場の明示と政策の連続性の担保、小規模企業の持続的発展への努力と小規模企業の価値への町民の理解を得るためにも、小規模企業振興基本条例の制定が必要だと思えます。

「小規模企業振興基本条例の制定を」として、町のお考えを伺います。

以上、1、商工業の振興についての1回目の質問とします。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから、1番目として「商工業の振興について」、イとして「町内企業の状況と町の支援」、ロとして「小規模企業振興基本条例の制定を」ということでご質問いただきました。

お話にありましたように、坂城町はある意味では中小企業の王国みたいなもんだと思っております。既にいろんな手を打っております状況も整理しながら回答させていただきたいと思っております。

坂城町は、機械、金属加工を中心とした多種多様な技術を持っております。独自の創意工夫による高精度で複雑な加工ニーズに対応ができる高い技術力により、「ものづくりのまち」として成長、発展してまいりました。

また、町内企業の約8割は常時使用する従業員が20名以下の小規模企業であります。これが8割です。この小規模企業が地域の基盤産業として重要な役割を果たし、地域工業の競争力を支えてきたというところでございます。

まず、ご質問の事業所数及び従業員数の推移につきましては、商業に関する統計調査が毎年行われておりませんので、工業統計調査による直近の事業所数と従業員数について申し上げますと、最初に、事業所数は、平成28年が221社、29年が213社でございます。次に、従業員数ですが、平成28年が5,929人、29年が6,431人ございました。

続いて、新規創業の状況と支援策についてお答えいたします。

町内の商工業の新規創業の状況につきましては、商工会で把握しております件数として、平成29年度は3件、30年度は6件、元年度は8件ございました。

次に、新規創業への支援策の質問にお答えします。

公益財団法人さかきテクノセンターでは、新たな製品やビジネスを生み出し、モノづくりの高付加価値化を強化するため、平成29年度にエントランスロビーを改修し、オープンスペースとして開放するとともに、Wi-Fi環境やコワーキングルームの整備により、企業間の相談や技術開発ができるよう環境を整えました。

また、創業者向けに、テクノセンターの住所を事務所や法人登記にもご利用いただけ、郵便や

荷物などを預かるサービスもスタートさせたところでございます。

さらに、技術相談体制の充実を図るために、昨年4月からテクノセンターのセンター長として、また、6月からは産学連携コーディネーターとして、以前、県の工業技術総合センターにおいて所長として活躍された方に就任していただいております。このお二人の今までに培われた人的なネットワークや豊富な知見などで、これから創業される方への技術的なアドバイス、大学や研究機関等への取り次ぎなど、的確な支援や指導を行っていただいております。

また「B. Iプラザさかき」、これは平成14年に工業を中心として創業を志す皆さんの初期費用を軽減し、創業しやすい環境を整えるために整備いたしました。

テクノセンターなどが、入居者の技術、研究開発、企業経営などのサポートを行い、今までに経営が軌道に乗り独立した企業が6社、そのうち3社が町内で操業しております。

また、けやき横丁は、主に商業分野において創業される方の初期費用の軽減を図り、商工会による事業計画支援や経営指導が受けられる施設でございます。

現在、けやき横丁に入居されている方で、独立、開業された方はおいでになりませんが、今後ともこれら施設の入居者の皆さんへは、テクノセンターや商工会など各支援機関と連携して、技術開発や経営などの創業支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「小規模企業振興基本条例の制定を」についてでございます。

当町が行う商工業振興につきましては、事業規模にとらわれることなく、商工業振興条例等に基づき、補助事業や町の制度資金の貸付及び保証料補給など、企業活動に必要な支援を実施しております。

また、先ほど申し上げました各種支援に加え、新たな製品開発などの経費を補助するコトづくりイノベーション補助金や商業店舗リフォーム補助金など、様々な支援策や補助制度で、小規模企業者の皆様にも対応しているところでございます。

町の商工会においては、小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、今年度から令和5年度までの5カ年計画で、第2期となる経営発達支援計画を策定し、経済産業大臣の認定を受け、小規模企業者の動向を確認しながら、伴走型の支援や指導などを実施しているところでございます。

さらに、ニューリーダー研究会や経営革新塾といった町内若手経営者や後継者で組織する団体では、会員同士の経営能力を高め合い、視野の拡大や発想の転換を図り、連携や交流を行う中で、お互いの考えや情報を共有する活動を行っております。

また、そのほか坂城町には、坂城町中小企業能力開発学院というのがありまして、私、学院長をやっておりますけれども、ここでも各種講座を提供するなど、いろいろ経営上に役に立つ講演会、セミナー、研修などもやっております。

さて、ご質問のありました小規模企業の振興につきましては、今、申し上げましたように、始

終策を講じておりますので、ここで新たに条例を制定するのではなく、今、申しあげましたような各種支援策や補助制度などを有効に活用していただくことで、事業の継続や成長につなげていただきたいというふうに思っております。

また、引き続き商工会をはじめ、テクノセンターやテクノハートなど関係団体と連携して情報共有し、小規模事業者等の振興が図れるよう引き続き支援してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 丁寧なご説明をいただきました。

支援策については、中でもテクノセンターの住所を利用できるサービスというのは、対外的な信用を得ることに大いに役立つすごい発想だと感心いたしました。しかし、事業所数については、私が以前から地域内の事業所の様子を見たり聞いたりして感じていたように、減少が続いているというような感覚です。数が増えているのは、これについてですが、事業所数が減って数が増えているというのは、どういった理由なのかひとつお答えをいただきたいということがあります。事業所数の減少は、理由としては分析されているのでしょうか。経済的な理由とか後継者がいないとか、そういったところを伺いたいと思います。

次に、けやき横丁とB. Iプラザについてですが、B. Iプラザから独立された企業が6社、3社が町内で頑張っていたいただいているということは、ご本人の努力はもちろん、関係の皆さんの努力が実った、町外にも自慢できることだと思います。後に続く創業希望者には、大いにこの施設を利用してほしいと思います。

初期費用の軽減のための施設というお話でしたのでお尋ねします。創業希望の入居者は経費をできるだけ低く抑えたいはずですが、自分が調べたところ、家賃についてけやき横丁が5万5千円、B. Iプラザが3万円からとなっていますが、この金額についてはどういった算出をされたのでしょうか。

以上、再質問させていただきます。

商工農林課長（大井君） 再質問で、2点ほどご質問いただきましたので、順次ご答弁を申し上げます。

初めに、事業所数と従業員の数の増についてということで、ご質問はご理解させていただきますが、ご答弁をさせていただきますが、事業所数の減少等につきましては、役場のほうに届け出る必要もございませんので、詳細については把握をしておりませんが、全体の状況として私のほうでも事業所数は各年見ておりますけれども、急激に減少しているといったような状況とは考えておりません。しかしながら、経営者の方々のお話を聞く中では、関連企業との合併や統廃合であったりとか、経営者の高齢化や健康の問題であったり、後継者の不在であったりといったお話を聞くこともございます。このようなご相談があった場合は、商工会と連携して対応してまいりたいと考えております。

また、町の商工会の前事務局長さんが、事務局長をされています長野県事業引継ぎ支援セン

ターという機関もございますので、またそういったところにも取り次いで支援をしてみたいと考えております。

また、従業員の数につきましては、ご質問のとおり、リーマンショックの際に一時的に減少はいたしました。その後、各企業さんの経営状況に応じて従業員の数も増え続けているという状況で認識をしております。

続きまして、B. Iプラザとけやき横丁の入居費といいますか共益費のご質問でございますけれども、まず、入居されている方につきましては、それぞれの施設についてご使用いただいた電気料ですとか水道料については、実費のご負担をいただいております。それに加えて、共益費として、施設の修繕や維持にかかる経費であったり、施設の共益費にかかる部分、それから電気及び上下水道の基本料金ですとか、そういったものをご負担いただき、また、電気設備や消防設備などにかかる保安設備の法定点検にかかる部分などについて、諸経費について共益費として一部ご負担をいただいているというところでございます。

それぞれの施設につきましては、リーマンショックの際に近隣の施設と家賃といいますか共益費について比較をするために、それぞれの施設について1平米当たりの単価というものを出して、リーマンショック以降も引き続き近隣の施設と比較をしてみたいところでございます。近隣の施設と比較するために、B. Iプラザやけやき横丁の1平米当たりの単価を申し上げますと、B. Iプラザについては、昭和40年代にできた工場を取得して改築した施設でございます。改修はしておりますが、年数がたっている施設でありますので、その点も考慮して1平米当たり約700円から800円としております。また、けやき横丁につきましては、新たに建設した施設でございますので、施設の維持管理費を踏まえて1平米当たり1,800円としているところでございます。このように、B. Iプラザやけやき横丁の共益費は、創業施設としてできるだけ入居者の負担にならないよう低く抑えておりますので、現状のご負担をいただく中で創業や起業を志す方の支援をしてみたいと考えております。

8番（玉川君） 企業数の減少の理由については申告する義務もないので、詳しくは調べていないというお答えでした。ただ、企業の振興のための施策を考える上では、企業が成長しても、逆に廃業してもその原因の分析は必要だと思いますので、協力いただける範囲で調査を考えていただきたいと思っております。

けやき横丁とB. Iプラザの家賃についてですけれども、一般と比較していらっしゃって妥当な金額であるということですが、これ、安いほうありがたいには越したことはないのですが、今後とも考えていっていただきたいと思っております。

次の、「小規模企業振興基本条例の制定を」についてですが、これについては同僚議員も過去数回にわたり質問をしておられますけれども、町ではその都度「既に対応する条例があり、規模にかかわらず様々な事業も行っている、調査・研究をしていきたい」というようなお答えでした。

しかし今回は、調査・研究というお言葉はちょっと聞かれませんでしたので、今あるものを有効に活用していくというお答えでした。

町が頑張っていたいことには敬意を払って、事業についても効果的であることは間違いないという事は思いますけれども、小規模企業が減り続けていることは事実です。繰り返しになりますけれども、町の責務、企業の努力、町民の理解を明示して、小規模企業の存在と地域の活性化をつなげていこうというのが小規模企業振興基本条例です。お答えの中に商工会の伴走型支援、ニューリーダー研究会、経営革新塾などの団体、テクノセンター、テクノハートなど関係団体と情報の共有をして、小規模企業の振興を図っていくとあったと思いますけれども、こういった町関係の団体とは縁のない企業からの要望や困りごとについての調査といたしますか、基本条例の制定の必要性の調査も含まれますけれども、今ある商工業振興条例の範囲内での町の小規模企業の振興施策に生かすための情報や、要望の汲み上げについてはどのようにお考えでしょうか。全ての町内企業の戸別訪問をぜひ行ってほしいと思いますが、このことについてお尋ねします。

商工農林課長（大井君） 町の職員が直接事業所のお話を聞いてはというご質問でございますけれども、通常の我々の業務といたしまして、各事業所の皆さんともお話をさせていただいたり、社長さんをはじめ従業員の方ともお話をさせていただく機会を設けております。また、各企業で構成されているそれぞれ私どもが事務局を仰せつかっております事業所とも、各種団体ですね、そういった中でも従業員の皆さんなどとお話を聞いたりする機会も設けております。

また、先ほど町長のほうからも申し上げましたが、テクノセンターにおいては、テクノセンター長、事務局長をはじめとして、職員で各企業訪問をしております。それから、商工会の経営指導員の皆さん方におかれましても、日々企業訪問等を行って情報を把握されているといったような状況でございます。このように、それぞれの把握した情報などにつきまして、テクノセンター、テクノハート、それから商工会、それと私ども、通称4団体と呼んでおりますが、その4団体で毎月1回定例会を設けて情報共有をしております。そういった中で、全企業を訪問して状況を把握というのは、なかなか数的にも困難な部分がありますが、手分けをする中で、それぞれの情報を集めて共有して支援をしてまいりたいというふうに考えております。

8番（玉川君） 数的に難しいので戸別訪問のほうは大変ですということはよくわかります。しかし、一生懸命やっていただいて少しずつ、できれば全部、時間かけてもいいですから続けていただけるようなご回答だったと思います。こういった姿勢が、町はちゃんと聞きに来てくれるんだ、見てくれているんだというような安心感と親近感、これが生まれると町が一体となって、地域挙げてのやる気、活性化につながるためになるのではないかと思います。

では、次の質問に移ります。

2の町単補助工事についてですが、イ、工事箇所の選定について。

年が変わると各区から町に町単補助工事の希望箇所の申請があるわけですが、先日、議員として各組合から区に上がってきた要望箇所の現場確認に同行させていただきました。二十数カ所を数時間かけて、徒歩で確認しました。区会役員さんの様々な視点から、要望箇所について意見を出し合うことは大切な作業であることを実感しました。組合での選定、申請から区の確認作業、申請まで各役員さん、行政の労力は大変なものがあります。工事箇所が選定されるまでの過程について、「町単補助工事の工事箇所選定までの流れは」としてお尋ねします。

口の予算総額についてですが、昨年10月に議会報告会で、町単補助工事の予算が少ないのが何とかならないか、1千万円では件数も少なく、工事期間も長くなってしまおうというご意見をいただきました。これはずっと言われていることだと思いますが、かつてはもっと予算がついていたというようなお話も伺いました。

「予算を増額できないか」としてお尋ねいたします。

以上で、町単補助工事について1回目の質問とします。

建設課長（宮下君） 2、町単補助工事について。

初めに、イ、工事箇所の選定について、お答えいたします。

町単補助工事につきましては、区が実施する比較的小規模な箇所の道路や水路などの維持補修などについて補助する事業でございます。

町単補助工事の事業開始当時は、地元住民の皆様の労務提供により、U字溝の設置やコンクリート舗装など、町から区への原材料の支給が事業の始まりであり、時代の変化とともに労務提供が難しくなったことから、区が事業主体となり、工事を発注する現在の方式による補助事業に変化したものでございます。

ご質問の町単補助工事の工事箇所決定までの流れでございますが、毎年11月に開催される行政協力員会の際に、行政協力員さんに翌年度分の町単補助工事の希望箇所申請依頼をしまして、各区において緊急性の高い申請箇所を二、三カ所に絞っていただき、優先順位をつけて申請をいただいております。

町では、ご提出いただいた申請書に基づき、建設課、商工農林課では4月から6月にかけて各区長さんをはじめ、区の役員の皆さんと担当課職員で申請箇所の現地調査を行い、現地で協議等を行う中で、緊急性や優先順位等を考慮しまして箇所決定を行っております。箇所決定後、区から施工業者に発注していただき、工事施行後や原材料の購入後に実績報告書を提出いただき、その実績に基づいて補助金を区へ交付し、関係業者へ支払いをしていただく仕組みとなっております。

予算を増額できないかということでもありますけれども、建設課関係の町単補助事業の予算につきましては、平成25年度から1千万円となっております。

町においても、先ほども申し上げましたが、補助事業という性質でもありますので、申請された箇所を精査し、ご理解をいただく中で事業を行っているところでございます。

また、申請箇所によっては、速やかに対処しなければならない箇所や小規模工事で対応できない箇所もあります。そうした箇所につきましては、町単補助事業とは別に、町発注の道路維持工事や水路改修工事により対応しているところがございます。

各区におきましても、安心・安全な地域コミュニティの推進を図る中で、1カ所でも多く整備を行いたいという状況も理解するところではありますが、町全体の予算のバランスを考慮する中では、増額については難しいところがございます。

8番（玉川君） 町単補助工事の選定については、区のほうで前もって二、三カ所に絞ってその中で優先順位も決めてから町に上げてもらっていると、町の立ち合う現地調査のときには、その場で協議をして緊急性や優先順位について区長さん同意の上、箇所の決定をされていると、そういうお答えでした。

予算の増額については、町全体の予算の総額が決まっておるので、町単補助工事の予算を増やすと、ほかの予算を削らなければいけなくなってしまうと、バランスの問題、大切な事業がほかにもあるということだと理解しました。ただ、町単補助工事以外でも町が発注する工事での対応もできるということで、区長さんたちにもそういったお話をさせていただいているということなので、こういった利用の方法もどんどん進めていっていただきたいと思います。

以上で、町単補助工事、2についての質問を終わり、3の道路の安全についてです。

イの事故防止について。

これも区の町単補助工事の事前確認時に事故が起きやすい交差点、具体的には国道18号の谷川交差点から谷川沿いに東に入った旧道交差点、これなんです、停止線、停止標識、安協ののぼり旗など考えられる対策はなされているのですが、それでも事故が起きやすいとして対策を求められているわけです。もちろん、通行する皆さんが徐行するなど事故防止に注意してもらうことが一番ではありますが、物理的、心理的な面から防止の助けになることがあるのではないかと調べてみたのですが、路面塗装、舗装で塗り分けることで、ここには何かある、他とは違うという注意喚起をしている事例が町内にも数カ所、近くの金井区の中にもありました。この金井区のところは、通学路ではありますが、塗り分けだけで、なぜか横断歩道がありません。国道では苧屋原のカーブ、これも事故が多発する場所で塗り分けされました。効果が期待されての塗り分けです。

この定例会でも同僚議員がカラー舗装として言及されています。これからの質問において、路面舗装とカラー舗装は同じ意味だとしてご理解をいただきたいと思いますが、この路面塗装で対策をすることについて、「交通事故が起きやすい交差点内に路面塗装などの事故防止対策を」として町の考えをお伺いします。

ロの、危険なブロック塀について。

平成30年、2018年の大阪北部地震の悲しい教訓から、ブロック塀倒壊による被害をなく

すために、昨年、令和元年、2019年5月から、当町でもブロック塀の撤去工事への補助金制度ができました。これまでの補助件数について、「ブロック塀撤去補助の件数は」としてお尋ねします。

ブロック塀除去の工事への補助金制度の目的は、倒壊による人的被害の防止であるとするれば、撤去しなくても倒壊しなければいいのではないかと考えます。危険を指摘されて撤去をお願いされても、なかなか工事に踏み切れない所有者さんの立場で考えると、大きく2つの問題が考えられます。

まず、工事費用が用意できない経済的な問題、そして道路幅の確保に関する建築基準法の2メートル問題です。

工事費用については、撤去する場合のみ補助金制度の利用ができますが、撤去してしまうと2メートル問題、これが起きてしまいます。新規に建物や塀をつくる場合は、道路の中心線から2メートル道路幅を確保しなければならないという建築基準法が、撤去への大きな壁となっているのではないのでしょうか。

では、撤去せずに倒れないように補強すれば、道との境界はそのままでもいい、でもそうすると補助金の対象にならない、経済的問題で工事が出来ずに危険のまま放置されていると想像されます。そういう経済的問題に対しては、補助金の対象工事を撤去だけではなく補強工事にも広げてはどうでしょうか。「補強工事も補助の対象にしてはどうか」として、町の考えをお尋ねします。

以上、道路の安全について、1回目の質問とします。

建設課長（宮下君） 3、道路の安全について。

イ、事故防止についてお答えいたします。

交通事故を防止するため、道路に対する安全対策として、交差点付近のカラー舗装化による注意喚起や歩道のない通学路などの路側帯へグリーンベルトを設置、車道と路側帯を視覚的に区分するなど方法がございます。

町内でも交差点付近へのカラー舗装や、各学校のPTA役員の皆様のご協力により、通学路などのグリーンベルト化を進めてきており、主な実施箇所といたしましては、旧こづちや様前及び坂城高校下交差点のカラー舗装化や、坂城小学校周辺及び南条金井地区にグリーンベルトの設置を実施しているところでございます。

また、昨年滋賀県で発生した交差点内の出会い頭の事故により、歩道上で信号待ちしていた園児等がはねられた事故を踏まえ、園児等の移動経路における交通安全の確保につきましても、町内各保育園、幼稚園から事前にご提出いただいたお散歩コースなどのマップをもとに、昨年9月に千曲警察署、町教育委員会、建設課において、千曲警察署で抽出した4カ所の現地確認を行い、改善要望をいただいたところでございます。

この改善要望を受けまして、町においては令和2年度において、南条小学校東側の産業道路交

差点のカラー舗装を計画しておりますが、今後につきましても、交差点のカラー舗装化や、グリーンベルト化の工事をさらに進め安全対策を図るとともに、改善要望をいただいた園児等の移動経路における交通安全確保につきましても、できるだけ早期に改善できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ、危険なブロック塀についてお答えいたします。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊し、通学中の高槻市の小学校4年生が犠牲になった事故は、記憶に新しいところです。

町としましても、ブロック塀が倒壊する事態が起こらないように、町民の皆さんに点検をお願いするとともに、ブロック塀の撤去に対する支援策として、平成31年1月から坂城町住宅リフォーム補助事業の要綱を一部改正し、ブロック塀の撤去にかかわる補助金の交付をしているところです。

対象となるブロック塀は、道路法、建築基準法に規定された道路、通学路に接してつくられたもので、町内業者に撤去を依頼する場合には、費用の2分の1以内で、限度額5万円を支援するものでございます。

「ブロック塀撤去の補助件数は」というご質問ですが、補助事業を新設した平成30年度は1月から3月までの3カ月の申請期間であったためか、申請はありませんでしたが、今年度は何件かのお問い合わせがあり、現在2件の申請を受け、補助金を交付しております。

「補助対象をブロック塀の補強工事に制度を広げていくことはできないか」というご質問ですが、そもそもブロック塀等は所有者の財産でありますので、ブロック塀等の基準をお示しし、所有者に安全点検を行っていただくことが重要であると考えております。そのような観点から、補強工事に対しての補助制度を拡大することは難しい状況であることをご理解いただきたいと思います。

今後も長野建設事務所と連携しながら、担当課の窓口はじめ、町の公共施設にブロック塀等の点検項目を掲載したチラシの配布、町の広報紙、ホームページ等を通じて点検、撤去を促していくとともに、補助制度についても周知を図っていきたいと考えております。

8番（玉川君） カラー舗装については、保育園、幼稚園のご協力のもと警察、町教育委員会、建設課で町内の交差点数カ所にカラー舗装の計画を持っているということですが、自分の塗り分けのイメージとすれば、交差点の中を色分けすると、色をつけるというようなイメージなんですが、町内見てみると、自分のイメージとは違うんですが、今回のこの後の舗装についても、今までどおりの形になるのでしょうか。ここを教えていただきたいと思います。

建設課長（宮下君） 交差点のカラー舗装でございますが、交差点の中、四角に舗装がまず一つありますよね、そういう中で、あと、交差点へ侵入する道路、そこに舗装すると、そういう点があるかと思えます。そういう中で、先般も坂城高校下の交差点、カラー舗装行ったわけでございま

すけれども、カラー舗装を交差点に行う場合には、公安委員会との協議をする中でカラー舗装化しております。そうした中で、これからも交差点等のカラー舗装を進めていく計画でございますけれども、そのカラー舗装の仕様については公安委員会と協議する中で決めてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 交通事故防止の専門の皆さんがもちろん考えていらっしゃるの、一番効果の上がるであろう舗装に期待するとともに、これからも対象となる交差点、道路への対応を早急に完了していただきたいと思っております。

ブロック塀撤去についてですが、補助受付間もないにもかかわらず問い合わせ数件、交付は2件というようなことで、今後も制度の周知を図っていくというお答えでした。補助の対象を補強工事にも広げてはどうかということについては、大変難しいということですが、そうすると、町としては所有者さんに理解を求めること以外に、事故防止のためにできることはないということになってしまいますか。せめて危険なブロック塀に人が近づかないようにしていただきたいと思っております。春になり、これから人の動きが活発になってきます。被害が出ないことを祈るばかりです。

続きまして、防災対策について、19号台風を経験してですが、1番の検証会議で検討された内容はにつきまして、この定例会での同僚議員からの同様の質問に対して、既に町から詳しく丁寧に説明され内容も理解できましたので、質問は省略させていただきます。次の質問から始めます。

19号災害で避難勧告が出ましたけれども、千曲川増水の水害が予想される時に、ハザードマップで浸水被害が予想されている区域に避難所に避難することに不安を感じて、自主的な判断でそこには避難しなかった方も少なからずいらっしゃいました。そういった皆さんにお話を伺うと、水害の場合、地震の場合など、災害の種類によって避難場所を変えることはどうなのか、できないのかというご意見をいただきました。具体的には、今回の場合は浸水災害時には安全な場所にあるお寺、こういったものが避難所として適当だと思われれます。最終的には自己判断、自己責任ではありますが、災害種別の避難場所の選択肢があるということは必要であると思っております。今ある避難所に新たな避難所を追加することについて、「お寺など新たな避難所を追加する考えは」として、町の考えをお尋ねします。

町の熱心な要望行動で、千曲川の復旧工事も姿が見えてきて頼もしい限りです。坂城町の範囲だけでなく、千曲川沿線市町村での工事が同時進行して初めて安心して暮らせる環境となります。この問題についても、今定例会で同僚議員が既に質問されていますけれども、他市町村とともに要望活動をさらに進めていってほしいと思っておりますので、「千曲川の早期の復旧対策を沿線市町村とともに国に要望を」として、町の考えをもう一度お尋ねします。

以上、防災対策についての1回目の質問とします。

住民環境課長（山崎君） 「お寺など、新たな避難所を追加する考えは」についてお答えいたします。

町の指定避難所は、地域防災計画において応急避難所32カ所、中核避難所10カ所を指定しており、令和元年東日本台風の際は、町では町内3小学校の体育館、文化センター及び老人福祉センターを避難所として開設いたしました。

災害の際には、周囲の被災状況を把握した上で、ご自身の判断により公的避難所への避難を基本としつつも、災害が発生する恐れが極めて高い状況等で避難所への移動が危険と思われる場合には、強固な建物などの近くの安全な場所やご自宅など、建物内のより安全な場所への避難についても、選択肢の一つとして考えていただく必要があると思います。

また、災害発生の状況によっては、寺院建物の被災状況や危険性の有無等を総合的に勘案する中で、町が寺院等の同意を得て、避難者の受け入れをお願いすることは考えられるところでございます。当然のことながら、このように寺院等が避難所となった場合については、町では避難されている方々への食料品や物資の供給、生活環境の確保に努めてまいります。

寺院等を新たな避難所として指定することにつきましては、個人等の所有物であることなどの課題もございますので、現在のところは避難所に指定することは考えておりませんが、今後行う地域防災計画の見直し作業の中で研究してまいりたいと存じます。

建設課長（宮下君） 私からは、「千曲川の早期の復旧対策を沿線市町村とともに国へ要望を」についてお答えいたします。

昨日の一般質問においてもご答弁いたしました。台風19号により甚大な被害が発生したことを受け、現在、国、県、千曲川流域の41市町村で緊急治水対策プロジェクトの検討を進めております。

1月24日に開催された第2回信濃川水系緊急治水対策会議におきましては、緊急治水対策プロジェクト（案）が示され、この対策メニューの中には、被災施設等の迅速な復旧と、堤防、護岸、排水機場等の被災施設の復旧が盛り込まれております。

当町の損傷した堤防におきましても、速やかに本復旧工事が進められておりますけれども、今回の台風の被害を鑑みの中で、引き続き国、県、沿線市町村と連携を図り、千曲川の治水対策の整備促進を要望していきたいと考えております。

8番（玉川君） 「お寺など新たな避難所を追加する考えは」については、以前、定例会で同僚議員が同様の質問をされています。今回の災害を経験して、その必要性を痛感したところであります。

避難者を快く受け入れていただけるよう、避難所としての使用について所有者さんと使用の提携をしておいていただき、職員の手配、必要な物資の用意など、町とお寺と自主防災会の避難所運営の打ち合わせや訓練も必要になりますが、ぜひ、引き続き検討をお願いしていただきたいと

思います。

「千曲川の早期の復旧対策を沿線市町村とともに国に要望を」については、緊急治水対策プロジェクト等検討されているとのこと。引き続き、安心な千曲川流域のためご尽力よろしくお願いたします。

前回の12月のときは、台風災害、その復旧のさなか、今回は新型コロナウイルスの影響で全国的に経済的な影響も広がっています。大変な時ですが、影響を受け、困っている町民の皆さんへの積極的な町の対応をお願いいたします。

さらに、本日3月11日は東日本大震災が発生した日。昨年、地元の若者が震災の記憶を後世に伝え、二度と津波の被害が起きないようにと立ち上げました「桜ライン311」プロジェクト、これ、陸前高田なんです。ここでこれに参加させていただき、津波の到達地点に桜の苗木を植えてきました。まだまだ避難所におられる多くの地元の方々や、全国各地からのボランティアの皆さんと交流する中で、地域づくりのためにはそれぞれが今できることをすること、無理を強いるのではなく、それぞれを認めること、こういったことの大切さを考えさせられました。改めて、犠牲になられた方々を追悼するとともに、これからも復興に注目し、応援を続けていきたいと思っております。

新年度は、穏やかな1年になってほしいと願ひまして、以上で質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時10分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

4番、祢津明子さんの質問を許します。

4番（祢津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

1、SDGs（持続可能な開発目標）について、（イ）SDGsの達成に向けた取り組みについて。

SDGsとは、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズの略で、国連加盟193カ国が2030年までに達成を目指す持続可能な開発目標です。世界を見渡しますと、貧困、気候変動、人種やジェンダーに起因する差別など、様々な問題・課題に直面しています。こうした地球規模の問題を解決するために「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、SDGsでは17の目標と、それを達成するために169のターゲットが設定されました。

SDGsは、日本語で「持続可能な開発目標」と訳されますが、皆さんは持続可能な開発といわれ、何を思い浮かべますか。私には全く思いが浮かびません。実際にインターネット等でSDGsの内容に目を通してみましても、これがまたわかりにくい。

なぜわかりにくいのか、ひもといていきますと、まず、17の目標は、1、貧困をなくそう、

2、飢餓をゼロ、3、すべての人に健康と福祉を、4、質の高い教育をみんなに、5、ジェンダー平等を実現しよう、6、安全な水とトイレを世界中に、7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8、働きがいも経済成長も、9、産業と技術革新の基盤をつくろう、10、人や国の不平等をなくそう、11、住み続けられるまちづくりを、12、つくる責任つかう責任、13、気候変動に具体的な対策を、14、海の豊かさを守ろう、15、陸の豊かさを守ろう、16、平和と公正をすべての人に、17、パートナーシップで目標を達成しようです。

この中で、すべての人に健康と福祉を、安全な水とトイレを世界中にといったわかりやすい目標もあれば、気候変動に具体的な対策を、海の豊かさを守ろう、陸の豊かさを守ろうなど、何をどうすればいいのだらうと思ってしまう目標もあります。平和と公正をすべての人にとわれても、すぐに理解はできません。このように日本にいる私たちが直面している問題に結びついている目標と、諸外国の遠い世界の出来事としか思えない目標が混在しているため、理解しにくいのだと思います。しかし、理解しにくい内容ではありますが、皆さんに知っていただきたいことは、17の目標に無縁な人は地球上に誰一人いないということです。

では、なぜSDGsに取り組む必要があるのか、その点を私なりに考えてみました。今、自分が住む地球の抱える問題は放置できないものばかりです。環境問題で言えば、自然災害の増加、気候変動の激化、エネルギー問題の深刻化など、社会問題で言えば、感染症の流行、少子高齢化、貧困など、経済問題で言えば、経済格差の拡大、社会福祉財源の不足など山積みです。人間が環境保全や人権を考慮せず、利益を追求して野放図に振る舞い続ければ世界が立ち行かなくなります。自分たちさえ良ければいいでは、結果的に自分の首を絞めることになるはずで、それを回避するためにSDGsは、私たち人類と地球を守るために達成しなければならない国際公約だと考えます。

そこで、1つ目の質問です。坂城町ではSDGsの取り組みを推進していくわけですが、その意義は何でしょうか。

2つ目に、坂城町の参加企業の状況はどうなっているのでしょうか。

3つ目に、企業や町民に対し、どのように意欲喚起を図っていくのでしょうか。

以上、3点をお伺いします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから、SDGsについてのご質問をいただきました。確かにおっしゃるように、持続可能などいっても、これは何なんだろうかというのがよくわからない点だと思います。

1972年、今から48年前にローマクラブというのがありまして、そこで成長の限界というのを発表しました。その当時、48年前に、これ以上石油を使ったり、いろんなあらゆる資源を使っていくと、地球はもうそれ以上成長できないということで成長の限界という言葉がありまして、それ以来、持続するにはというのがよく使われるようになったということでもあります。

今回もこの持続可能な開発目標という言葉になっておりますが、これは2015年の9月に国連で採択されたわけであります。その持続可能な開発のための2030アジェンダ、つまり2015年に採択されて15年後が2030年なわけですけれども、そこにおいて、現代社会において一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するというように気候変動ですとか自然災害、感染症といった地球規模の課題がグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及し、深刻な影響を及ぼす時代になってきているとして、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会、そして環境の三側面を不可分のものとして調和させる取り組みが必要であるというところであります。

こうした中で、日本におきましても内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が内閣府に設置され、SDGs実施指針を定め、この指針に基づいて様々な施策が協調し、SDGs達成に向けて取り組んでいくところであります。

また、SDGs実施指針では、SDGsは自らが当事者として主体的に参加し、持続可能な社会の実現に貢献できるよう、全員参加型で取り組むべきテーマであるとしております。誰一人取り残されることがないようにということでありますが、それで全員参加型ということであります。

目標年次である2030年において、その目標を達成させるためには、国とともに地方自治体でもSDGs実施のための積極的な取り組みを推進することが不可欠であり、こうした観点から町の各種計画や戦略などの策定にあたりまして、SDGsの要素を最大限に反映して政策誘導していく必要があると考えているところであります。

長野県でも、ご案内のようにSDGs達成に向けて、県の5カ年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」にこうした視点を組み込み、総合的なSDGsの推進を標榜しており、平成30年には全国に先立ち、SDGs達成に合致する取り組みを行う「SDGs未来都市」として選定されたところであります。

当町におきましても、令和3年度からの10年を見据えた町の基本構想を定める第6次長期総合計画を策定していく中で、町の課題やこれに対する施策をSDGs達成の観点からも整理し、町の施策の推進を通じてSDGsも推進してまいりたいと考えております。

それから、坂城町の参加企業の状況ということでありますけれども、国のSDGs実施方針におきましては、民間企業についてもSDGs達成に向けた重要なステークホルダー（利害関係者）であるとしており、企業が持つ技術などを社会の課題解決に役立てていくことは目標達成に向けた鍵であり、さらには社会貢献活動の一環として取り組むのみならず、自らの本業にも取り組んでいくことが、結果的にイノベーションにもつながっていくものと考えているところであります。

県におきましては、県内企業の活動とSDGsの関連性について気付きを促し、SDGs達成に向けた具体的な取り組みを促進することを目的として、SDGs推進企業登録制度が設けられ

ております。この登録制度には、1月末の時点で県内企業232社が推進企業として登録されておりまして、当町の製造業の企業1社が登録されているところであります。

さて、ものづくりの町である当町におきましては、町内企業でさらにSDGs推進に向けて取り組んでいくことが、より重要であると考えているところであります。長野県の太田副知事を講師としまして、SDGsをテーマに町内企業を対象とした講演会を開催したほか、若手経営者を中心に組織する団体などにおきましてもSDGsについて学び、経営の中に取り入れていくために学習会も開催するなど、企業へのアプローチを進めております。

また、ある町内企業におきましては、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみ対策として、植物由来の生分解性プラスチックを使用した素材による成形開発に取り組まれ、現在、製品の製造につなげているところであるとお聞きしております。県の登録制度に登録していなくても、多くの町内企業で環境対策や環境に配慮した取り組みが行われ、その取り組みや姿勢がホームページ等で発信されています。SDGs達成に向けた取り組みが多くの企業に広がるよう、町といたしましても関係機関等と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、企業や町民に対し、どのように意欲喚起を図っていくかということでもありますけれども、地球規模の課題解決に向けた取り組みということで、それぞれのご家庭や個人個人には一見遠い話のように感じられるところであり、SDGsについてまだまだ関心が低い状況であると感じております。

しかしながら、ふだんの生活の中で行っている食品ロスやごみの減量化、省エネに向けた行動などが、結果としてSDGsにつながっているということでもあり、それを知ることで、より身近に感じるものと思われれます。

次期総合計画策定に向けまして、町民の皆さん1千人に対して行ったアンケート調査におきましても、新たにSDGsに関する意識調査も含めたところであり、この集計結果も踏まえまして今後、広報やホームページ等を通じて、ふだんの消費行動などにおいてもSDGs達成を促していくなど、意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、皆様方に身近なテーマをもとにして、気軽に学んでいただける形での講座や学習会、講演会の開催などを通して、町全体でSDGs達成に向けて取り組んでいく機運を高めてまいりたいと考えております。

4番（衾津さん） ただいま町長よりご答弁いただきました。

先日、長野県議会で千曲・坂城選出の竹内議員も一般質問されていましたが、SDGsの13番目の目標である気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとるに対し、長野県として気候非常事態宣言を発令、SDGsの5番目の目標として「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る」では、台風19号発生直後の避難所で被災者の方の話聞く中、男女の差異が災害の局面でさらに強調される恐れがあるなど、実際に自分たち

のことに落とし込み、わかりやすく一般質問をされていました。

また、2月28日の信濃毎日新聞には中野市で参加型講座「SDGsって？」を開催し、「2030SDGs」というカードゲームを使ってSDGsを考えるという記事が載っていました。このゲームはSDGsの目標を一つ一つ細かく勉強するのではなく、なぜSDGsが私たちの世界に必要なのか、そしてそれがあることによって、どんな変化や可能性があるのかを体験的に理解するためのゲームだそうです。ぜひ、そのようなものを活用し、企業や町民の方に具体例を出しながら、わかりやすく協力しやすい仕組みをつくっていただきたいと思います。

次に、2、教育について、(イ) 学びの改革について。

長野県教育委員会教育長によりますと、デジタル技術の革新的進化に伴い、データとアルゴリズムにより、一つの正解を導き出すAI化社会が到来しようとしています。今まで人類が経験したことのないスピードで社会は変化している。その中で子ども達が、これからの未来を切り拓き、未来の創り手となっていくために多様な解のある課題を発見し、自分なりの考えを協働しながら探し、新しい価値を生み出す力を身に付けていく必要がある。そのためには、子ども達の学びを主体的・能動的に仲間たちとともに解を導き出す学びに転換しなければならない。

長野県教育委員会では、この学びの転換を「学びの改革」と位置付け、市町村教育委員会や教育現場、教育に関する全ての関係者と共通の理解を深め、連携し、県民の皆様の希望に応えられるよう、幼保小中高の一貫した「学びの改革」を推進すると長野県教育委員会のホームページに掲載されています。

そこでまず、1点目の質問です。県は、今説明したように、子ども達同士の学び合いに力を入れていく方向性ですが、町のお考えはどうでしょうか、お伺いします。

(ロ) として、子ども支援室について。

坂城町は、子ども支援室ができる前からインクルーシブ教育を実施してきました。インクルーシブ教育とは、子ども達一人一人が多様であることを前提に障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら地域の通常学級で学べることをいいます。つまり、「一人一人丁寧に」と「みんなで一緒に学ぶ」の両方の実現を目指す教育理念であるといえます。

そこで質問です。坂城町のインクルーシブ教育の現状と課題をお伺いします。

2点目は、幼少期に支援が必要な子どもがいた場合、寄り添って理解すること、受け入れてあげること、なおかつ対処できることがあれば一つずつ対処していくことが、改善をサポートしていく上で重要ポイントだと考えます。そして、できることならば家族も含め、継続的に見守る仕組みができれば、今以上にすばらしいサポートになるかと思います。縦の関係を幼保小中高だとすれば、横の関係は教育委員会、保健センター、教育文化課、福祉健康課、社会福祉協議会などだと思います。この縦と横の関係が非常に大切で、より強固な連携をつくっていかねばなりません。

そこで質問です。ゼロ歳から18歳までの支援が必要な人に対し、どう継続していきますか。
次に、(ハ)として、生涯スポーツ推進について。

一般社団法人日本老年医学会、日本老年学会、一般社団法人日本サルコペニア・フレイル学会、一般社団法人スマートウエルネスコミュニティ協議会が連携し、今年から2月1日を「フレイルの日」に設定しました。フレイルとは、健康な状態と要介護の状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指します。

平成8年に、筑波大学と茨城県大洋村（現鉾田市）の共同による「寝たきり予防と医療費削減を可能とした地域の健康づくり」というプロジェクトの中心人物の一人、筑波大学教授で株式会社つくばウエルネスリサーチ代表取締役の久野先生のお話を聞いたことがあります。

その久野先生と一部首長が中心となり立ち上げた、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデル「スマートウエルネスシティ」という組織があります。その組織が掲げる、これからの健康社会のキーワードは、ヘルス・リテラシーとソーシャル・キャピタルの向上だということです。

まず、健康づくりの向上に欠かせないものはヘルス・リテラシーで、ヘルス・リテラシーとは、健康や医療に関する情報を入手、理解、評価、活用するための能力をいい、実は日本人はこの能力が低いといわれています。

ソーシャル・キャピタルとは、社会において人々が活発に協調的な行動をすることによって、社会の効率性を高めるという考え方です。例えば、町内会単位で比較したところ、積極的に外に出て人と触れ合っている人が多い地域に住んでいる人ほど健康度も高いというデータが、筑波大学の研究で示されています。健康づくりのためには、コミュニティづくりも合わせて推進していくことが重要であるとのこと。この2つのキーワードは、これからの坂城町の町民の健康と医療費削減の重要ポイントになるかと思います。

そこで、1つ目の質問です。坂城町のスポーツ行事への町民参加推移はどうなっていますか。

2点目として、坂城町には幅広く町民の健康をサポートし、運動会、元旦マラソン等を陰ながら支え、非常に頑張らせていただいているスポーツ推進委員のメンバーの方々がいらっしゃいます。「さかきのびのび体操」等の作成もしていただきました。スポーツ推進委員以外の方でも、町民の方の健康増進のため、ご尽力いただいている方々も数多くいらっしゃいます。医療費削減効果もある生涯スポーツをこのようなすばらしい人たちががっちりタッグを組むことで、今以上に生涯スポーツが推進されていくかと思います。そこで2点目の質問として、スポーツを推進していく上での現状と課題は何でしょうか。

3点目として、若者が楽しめる施設を。数年前、先輩議員が一般質問をされていますが、過去の議会報告会で、坂城町は働く場所はあるが、若者が集まって遊ぶ場所がないとのことでした。当時は東京オリンピックに新種目として、スケートボード、ボルダリング、BMXなどが採用さ

れ、若者に急上昇のスポーツとなりました。

現在、このようなスポーツができる場所を探してみますと、台風19号の被害を受けて今は閉鎖中ですが、千曲市戸倉の河川敷に戸倉スケートボードパーク、上田市にはスケートボード、ローラースケートなどが楽しめる上田城址公園やぐら下多目的広場があり、いずれも無料で楽しめる屋外施設です。その他、千曲市のクライミング・ノボリバ、長野市のクライミングセンターアートウォール、佐久市の佐久平ロッククライミングセンター、小布施町の浄光寺スラックライパーク、台風19号の避難所となり、被災地の子ども達の遊び場にもなった長野市北部スポーツ・レクリエーションパーク内のアクションスポーツ広場などがあります。

昨年10月には、政治や社会情勢などを扱うアメリカ合衆国週刊誌のニューズウィーク日本版の中でスケートボードがアメリカのオハイオ州でADHD、注意欠陥・多動性障害の子どもに治療効果があったとの報告もあります。そこで質問です。坂城町にも若者が集い、楽しめるスポーツ施設はできないでしょうか。

以上、3点お伺いします。

教育長（清水君） 2、教育について、（イ）学びの改革についてお答えします。

長野県教育委員会が示す、平成31年度長野県教育委員会基本方針は、第3次長野県教育振興計画に基づき、県教育委員会が取り組む主要な施策について示されています。

これからの社会を担う子ども達は、自ら未来を切り拓き、新たな社会を創造する力を培っていくことが重要とし、子ども達の「学び」を主体的・能動的に仲間たちとともに答えを導き出す「学び」に転換する必要があるとし、この「学び」転換を「学びの改革」として位置付け、市町村教育委員会や教育現場、教育に関わる全ての関係者と共通の理解を深め、連携し、県民の皆様の期待に応えるよう、幼保小中高の一貫した「学びの改革」の推進をしています。

第3次長野県教育振興基本計画の基本理念は、「学びの力で未来を切り拓き、夢を実現する人づくり」とされており、以下3つの基本目標、5つの重点施策、7つの施策により構成されています。

その中で、5つの重点施策における坂城町の取り組みといたしましては、1つ目、「信州に根ざし、世界に通じる人材の育成」での「海外で学びの推進・世界につながる力の育成」として、坂城町の次代を担う子ども達が豊かな国際感覚を養うとともに、国際社会に生きる心豊かな人間の育成を図ることを目的とし、町内小学校と中国上海市実験小学校との交流事業、今年度は中止になりましたが、中学生のアメリカへの海外派遣事業などを行っております。

2つ目、「地域とともに学びを深める取組の推進」では、坂城町でも信州型コミュニティスクール促進事業を採り入れ、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するため、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学習支援や教育環境の整備などの教育活動の支援を行っております。

3つ目、「健やかな体の育成」では、安全・安心な学校給食及び食育の推進ということで、平成22年3月に、施設見学や食育研修のための機能も備えた食育・学校給食センターを新設し、地域の食育推進を図っているところでございます。

4つ目、「教育環境の整備」では、平成30年度から、長野県の特徴ある学校づくり事業を活用し、坂城小学校にICT教育に詳しい教員を配置し、公開授業や学校職員会で構成する坂城町ICT活用委員会等を通じて、町のICT教育の実施内容等について検討し、来年度から必修科目となるプログラミング教育を1年先行し、今年度より実施しているところでございます。

5つ目、「すべての子どもたちが良質で多様な学びを享受」での「インクルーシブな社会の実現に向けての取組み」などがございます。坂城町においては、平成25年度より教育コーディネーターを、27年度からは臨床発達心理士の資格を持つ、教育・心理カウンセラーを教育委員会に配置し、地域にしながら、子どもだけでなく、保護者までを対象とする専門的視点でのカウンセリングを受けられるようにするなど、早期段階から継続した教育相談と切れ目のない支援について取り組んでおります。

「困難や悩みを抱える子どもへの支援」については、児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒や教職員、保護者の悩みを早期に発見し、適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラーを町のコーディネーター等に加え、県事業により配置し、学校内における相談体制の充実を図っております。

ご指摘のとおり、今までの人類が体験したことのないスピードで社会が変化しており、予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受け身的に対応するのではなく、主体的に向き合っていて関わり合い、その過程を通して一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を創り出していくことが重要であると言われております。

したがって、その未来に向かう子ども達の教育は、解き方が決まった一律の問題を効率的に解くということだけでなく、自ら課題を見つけ、その解決を目指し、他者と協働しながら解決の方法を考え、答えを導き出すといった、長野県教育委員会が示している「学び」の転換は大変重要であると考えております。

新学習指導要領においても、主体的・対話的で深い学びの実現を重点として位置づけております。この「学び合い」は今までとは違った新しいものではなく、これまでも長野県の学習課程実践の中には、ペア学習、グループ討議などの学び合いの視点が存在しておりました。したがって、坂城町におきましても、これまでのそのような授業研究の成果を大切にしつつ、子どもの実態に沿った幼保小中高の一貫した「学びの改革」を推進してまいりたいと考えております。

子ども支援室長（鳴海さん） 2、教育について、（ロ）子ども支援室についてお答えします。

子ども支援室につきましては、子育てに係る中心的な役割を担うものとして、幼児期から小中学校卒業までスムーズな連携を図るとともに、インクルーシブ教育を含めたきめ細やかな支援を

継続的に行えるよう、平成30年4月に、福祉健康課所管でありました子育て支援センターと保育園関係を、教育委員会に移管して設置がなされました。

インクルーシブ教育は、人間の多様性を尊重し、障がい者が精神的・身体的な能力を可能な限り発達させ、自由に社会参加することを可能にするとの目的のもと、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みであり、生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが求められています。

町では、インクルーシブ教育の実現にあたって、誰もが同じ場で学ぶことができたり、個人の教育的ニーズに合った指導が提供できるなど、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えております。

町のインクルーシブ教育の仕組み（体制）とその現状といたしましては、平成25年度より教育コーディネーターを、27年度からは臨床発達心理士の資格を持つ教育・心理カウンセラーを教育委員会に配置し、幼稚園・保育園の巡回訪問と、小中学生から、その保護者までを対象にカウンセリング等相談業務を実施しております。

そして、子どもの就学にあたっては、医師や臨床心理士・教職員・児童福祉関係者などに委員として参加していただき、教育支援委員会を設置し、各分野の専門的な見地からのご意見や、学校や地域の実情を踏まえた総合的な観点から、一人一人に合った就学についての判断を行っております。

これまでの取り組みの中で、支援を必要とする子どもに地域の学校で学べるよう看護師の配置を行ったり、学校環境の整備なども行うなどの対応をしてきたところでございます。このように教育支援委員会で協議いたします就学先につきましては、障がいの状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制など、保護者の意向を尊重しつつ、本人の教育を第一に考え、支援できるよう努めております。

また、就学時に決定した学びの場は、児童生徒の発達の程度や適応状況を見ながら柔軟に就学先を見直すなど、子どもの状態に合わせた支援を継続的に行っているところです。

町の課題といたしますと、対象となる子どもの増加により、園児や児童生徒の観察のほか、発達検査などを行う臨床心理士や作業療法士などの専門的知識や資格を有する者の確保が難しくなっていることが挙げられます。

今後、町のインクルーシブ教育といたしましては、課題である人材確保に努めながら、早期段階からの教育・就学相談と本人や保護者に十分な情報提供を行い、個々の発達段階を考慮した継続支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、0歳から18歳までの支援が必要な人に対してどう継続していくかという質問についてでございますが、まず出生から3歳までの必要な支援につきましては、保健センターの保健師が、乳幼児健診時の際に子どもの発達状況と保護者の健康状態を確認しております。育児で悩み

を抱えていたり、精神的に不安定な保護者に対しては個別相談に応じています。

また、子育てに関する総合相談窓口でもあります子育て支援センターでは、未就学児とその保護者が来館し、情報交換の場としての利用や、子ども同士の遊びから保護者相互の交流がなされています。保護者から寄せられる様々な相談につきましては、支援センターの家庭児童相談員、臨床心理士や保育士が相談にあたり、まずはその方のお話をよくお聞きし、必要とする支援につなげられるよう努めております。

今後も子育て支援センターを中心に、子どもの出生から発育・健康に関しては保健センターが、医療や受給に関しては福祉健康課、子どもの就園・就学に関しましては教育委員会、そして生活支援・地域の見守りとしての社会福祉協議会といった関係機関が連携し、横のつながりも大切にしつつ、子どもの成長段階に合わせた継続的な支援に取り組んでまいります。

教育文化課長（堀内君） 2、教育について、（ハ）生涯スポーツ推進についてお答えいたします。

まず、ご質問のスポーツ行事への町民の参加の推移でございますが、毎年5月には、広く町民がスポーツに親しみ、お互いの親睦と融和を深めることを目的に春のスポーツ大会を開催し、町民の健康づくりと明るく住みよい地域コミュニティづくりを進めております。

大会では、男性がソフトボールの部、女性がビーチボールバレーの部に、それぞれ分館単位で参加していただいております。参加者数の推移でございますが、平成29年度が596名（ソフト403名・ビーチ193名）、30年度が600名（ソフト400名・ビーチ200名）、そして令和元年度が564名（ソフト368名・ビーチ196名）とほぼ横ばいとなっております。

10月の第1日曜日には、町民誰もがスポーツを通じて、自らの健康と体力の維持に関心を持つ機会とするとともに、お互いの理解と親睦を図り、住みよい地域コミュニティづくりを進めることを目的に町民運動会を開催しており、毎年、各分館から約1,500名の方の参加をいただいております。

昨年の運動会は、東京オリンピックのプレイベントとして位置付ける中で、種目の一つに「トーチリレー2019希望のセイカをつないで」を加え、実施いたしましたところでございます。

1月には、年の初めにマラソンを行うことで、スポーツの普及と振興を図り、もって住民の心身の健全な発達と体力向上に寄与することを目的として、元旦マラソン大会を開催しています。参加数の推移ですが、平成29年度が466名、30年度が484名、令和元年度514名と年々増加傾向にあり、町外の方の参加も増えている状況でございます。

また、今年度は新型コロナウイルスの影響で中止といたしましたが、2月には誰でも気軽に行えるスマイルボウリングにより、地域住民相互の親睦と世代間（老若男女を問わず）の交流を深め、冬場の運動不足やストレスの解消を目的として、分館対抗球技大会スマイルボウリング競技を開催しております。参加数の推移は、平成29年度が520名、30年度が490名、令和元年度は中止となりましたが、520名の参加を予定しており、ほぼ横ばいの状況となっております。

ます。

これらのスポーツ行事につきましては、町民の健康づくりと明るく住みよい地域コミュニティづくりに資するよう、今後も引き続き多くの方に参加いただけるよう取り組んでまいります。

次に、スポーツを推進していく上での現状と課題はでございます。

先ほどお答えいたしました町主催のスポーツ行事等では、スポーツ推進委員の皆さんにご協力をいただき、多くの運営に携わっていただいております。このスポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進委員設置規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技指導等を行っていただいております。

現在、スポーツ推進委員は10名おり、町が主催する各種スポーツ大会の企画運営のほか「楽しく脳トレ」や「誰でもスポーツ」などを通じ、町民の健康増進のための実技指導等を行っていただき、町のスポーツ活動を支えていただいております。少子高齢化の加速やライフスタイルの多様化、昨今の社会情勢の変化は、町の生涯スポーツ振興のため、各種講座の企画運営を行っていく上で、指導者の確保が年々難しくなっており、喫緊の課題といえます。

こうした課題を解決するため、スポーツ推進委員さんにも積極的なご意見等をいただきながら、指導者としても活躍をいただき、今後も引き続き、ともに魅力ある生涯スポーツの振興に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、若者が楽しめる施設をでございますが、以前にも若者が交流できる施設の整備ということで、ボルダリングやスラックライン、スケートボードやミニバスケットができる施設をとのご質問をいただいております。

このようなスポーツが現在、若者の間で人気を得ており、特にボルダリングやスケートボードなどは東京オリンピックに正式採用され、注目を集めたことから人気急上昇中のスポーツとなっております。そういったことから、これらのスポーツができる施設が近隣にあることは承知しておりますが、当町におきましては整備されていない状況でございます。

今後、競技の安全性にも配慮をし、誰でもスポーツ参加者、成人式実行委員さんをはじめとする若者やスポーツ推進委員さんなど、様々な方からのご意見をお聞きする中で、若者が集い、楽しめるスポーツ施設について引き続き研究してまいりたいと考えております。

4番（柘津さん） ただいま教育長、担当課よりご答弁いただきました。

(イ) の学びの改革についてですが、私は、現状と、あるべき姿の差を埋めるのが政策だと思っています。現状の子ども達は、保護者は、地域は、園と学校の教職員は、町と教育委員会はなど、それぞれの立場でしっかり考え、目指すべきところはどこなのか、何をするためにやるのかを明確化し、目的と手段を取り違えず、一丸となって坂城の子は坂城で育てていきたいと思っております。

これからの社会に必要な「4C教育」というものがあります。コミュニケーション—様々な人

と意思疎通ができる。コラボレーション—協力し合うことができる。クリティカルシンキング—与えられた答えだけに頼らず、あらゆる問題を自分の力で分析したり解決できる。クリエイティブ—創造力を発揮できる。ぜひこの4つを大切に、未来を生き抜くスキルを身につけてほしいと思います。

(ロ) の子ども支援室につきましては、先日の町長招集挨拶でもありましたが、子育て支援アプリなどを新たに導入するなど、数多くの支援を実施していただけるかと思えます。

アフリカに、子どもを1人育てるのに村が一つ必要だという言葉があるそうです。かつて子どもは地域で育てるもの、大人たちがみんなでかわいがったり、叱ったり、面倒を見ていたものでした。

しかし、核家族化が進み、子育ては夫婦2人のものになり、特にお母さんの負担が大きくなりました。お母さんは孤独だと思います。お父さんも孤独だとは思いますが、子育ての悩みについては子どもと接する時間が圧倒的に多いお母さんは大変なことでしょう。お母さんがにこにこ笑顔ならば、子どもは安心します。子ども達の幸せは、親の幸せから始まります。ぜひ親業も含め、孤独にしないためのフォローをしっかりできる体制があればよいかと思えます。

(ハ) の生涯スポーツ推進につきましては、2016年に「スポーツ弱者を世界からなくす」をビジョンに「世界ゆるスポーツ協会」という協会が立ち上がりました。

ゆるスポーツとは、年齢、性別、運動神経に関わらず、誰もが楽しめる新スポーツ。超高齢社会でスポーツ弱者の多い日本だからこそ生み出せるみんなのスポーツ。勝ったらうれしい、負けても楽しい。多様な楽しみ方が用意されているスポーツ。足が遅くてもいい。背が低くてもいい。障がいがあっても大丈夫。あなたのスポーツが必ず見つかりますをコンセプトに、スポーツクリエイターの方々が立ち上げたすばらしい協会です。

その協会の一つのプロジェクトとして、ご当地ゆるスポでは、地域の特色や文化を丁寧に掘り起こし、ご当地ならではのゆるスポーツをみんなで作り上げ、地域の皆さんが楽しく体を動かせる、町おこしとして地元が盛り上がっていく、伝統的な魅力エリアを飛び越えて発信されていく。そんな夢をゆるスポーツの力でサポートするプロジェクトもあるようです。

このような協会があることをお知らせしながら、ぜひいろいろな視点から町民の健康増進と医療費削減、そして人生100年時代を笑顔で元気に生き抜ける町になるよう、ともに頑張りたいと思います。

これで、私の一般質問は終わります。

議長（西沢さん） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時17分～再開 午後 2時27分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

日程第2「議案第3号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」、以下14件の議案については、全て去る3月2日の会議において提案理由の説明を終えてあります。

◎日程第2「議案第3号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第4号 坂城町固定資産税評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第5号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第6号 坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第7号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第8号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

12番（塩野入君） 放課後児童育成研修、これは放課後児童支援員認定研修ということですが、これはどんな研修をどれぐらいの期間、いつごろ、どこで開催するのかお聞きします。

それと今回の改正で例えば、4月にこの放課後児童健全育成事業に従事する職員がいたとして、そうすると、この条例第10条3項の各号で例えば保育士の資格があります。あるいは社会福祉士の資格はあるけれど、まだ研修を受けていないと、4月時点です。入る予定はあるんだけど、入っていない。これから4月以降に入って速やかにこれから当該研修を受けて、それを修了する予定であると。その人たちは4月に入った時点で、支援員としての位置付けで働けるのかどうか。4月からまだ受ける前であるけれども、4月から支援員として資格というか、その身分で働けるのかどうか。その2点お願いします。

子ども支援室長（鳴海さん） ただいまご質問をいただきました、認定研修についてでございます。

まず、1点目といたしまして、どんな研修かということでございますが、この研修は都道府県知事が行う研修に加えて、指定都市の長が行う研修とされております。

内容といたしますと、子どもを理解する基礎知識ですとか、支援員として求められる役割・機能等の強化がその内容となっております。

続いて、2点目の研修の期間でございますが、こちらは4日間となっております。いつ頃かということですが、県内においては例年10月から12月にかけてこの研修が行われております。

次に、会場はどちらかということですが、県内では千曲市、松本市、伊那市の3会場で研修会が行われております。

それから、今回の認定研修の受講前に支援員として勤務ができるのかということでございますけれども、この職に当たっていただく職員につきましては、議員さんからもありましたように、第10条の3項の各号に該当するということが、もう既に資格などを有されているということから、4月に就任した先生、支援員の方につきましては速やかにその後研修を受け、修了することを予定している者は勤務ができるということとなっております。

4月から就任して、速やかにこの研修を修了することを予定している者は、勤務できるということとしております。

12番（塩野入君） そうすると、その10月に受けるまでは無資格で支援員として働くと、こういうふうに理解していいんでしょうか。その辺をお聞きします。

それから、条例のこの第5条第5項の中で、放課後児童育成事業所は、これは今、坂城は児童館です。児童館の管理者は、これは教育委員会です。それじゃあ、その放課後児童健全育成事業の事業者は、これは教育委員会ということでもいいんでしょうかね。そうだとすると、児童館の開館時間は8時半から6時半と定められています。ただ、そこで教育委員会が認めれば変更できるとあるので、この前、一般質問で児童館は30分早めて8時からということになってはいますが、それはこのただし書きの適用というふうに理解していいんでしょうかね。それが2つ目。

もう一つ。児童館長は教育委員会が任命します。館長は職務を掌り、所属職員を指揮監督するなどの任務があるわけです。それとあわせて放課後児童健全育成事業というのは、この館長は、館長とこの事業と、どのように関わっているのか。要は、放課後児童支援員の館長は役割を持って、それも持って両方やっているのか、その関わりです。館長の仕事はありますよ、それでこちらの指導員のほうは一緒に多分やっていると思うんですが、その辺の関わりはどうなんですか。それをお聞きします。

子ども支援室長（鳴海さん） 先ほどいただきました研修受講前に支援員として勤務ができるのかというご質問についてでございますけれども、勤務についていただく先生方におかれましては、

第10条の3項の各号に該当する資格をもう既に有されているというところと、また4月にその先生方が切りかえになるタイミングというものがございますので、就任した後その時点では研修は受けていないんですけれども、就任後は速やかに研修を修了する者を予定しているということで、こちらについては4月時点では研修を受けていない支援員の先生方についても勤務ができるとするものでございます。

続きまして、先ほどの放課後児童健全育成事業者は教育委員会となるのかというご質問についてでございますが、この健全育成事業を行う者は市町村とされております。この市町村につきましては町でございますが、町では教育委員会が主管として、この児童館、健全育成事業の運営をしているというところでございます。

また、児童館の館長の役割についてでございますけれども、館長は教育委員会で任命をしております。町内の3つの児童館におきましては、来館する18歳未満の児童を含め、館長が館全体の運営にあたって任務を行っているという状況でございます。これとは別に放課後児童健全育成事業に関しましては、館長も支援員として児童の適正な指導と支援にあたるということになってございます。

12番（塩野入君） できるのはいいんです。資格がどうなのかということをお聞きしているわけですが、資格がまだ予定だけでも、その資格が遡及して4月の時点でその資格というものは保証されるのかどうか、その辺をお聞きしている。できる、できないではなくて。それはできるのはいいんですよ。

それから、大体、支援員を構成するのは、おおむね40人以下というふうになっています。その中で、この条例の14条の第1項の5号に利用定員というのが記載されています。その利用定員は何人でしょうか。

それから、現在の登録者数、3館まとめていいから、どのくらいでしょうか。それで、その中で新型コロナで入館した人というか、登録した人、その人は何名でしょうか、それをお聞きします。いいでしょうか。全体で何人登録しているか、3館全体で登録児童は何人いるか。そのほかに、このコロナで入館した人は何人いらっしゃいますかということです。特に聞きたいのは、コロナでどのくらい入っているかということです。

それから、最後ですが、その占用区画、面積、児童1人当たり1.65以上と、こういうふうになっていますが、現在さっきのお話の中では、児童の数は3館合計で大体40人前後ということで3分の1程度だろうと、こういうこととあります。それで、なおかつ新型コロナ対策でできるだけ間を、間隔を広げたりするなど、その対策を講じているということとありますので、かなりそれぞれのスペースが広いと思うんです。その占用区画の面積です。これは今の状況で言うと、1人当たりの占用区画の面積はどのくらいになるでしょうか。

以上。

議長（西沢さん） 議案審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時40分～再開 午後 2時47分）

議長（西沢さん） 休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

教育文化課長（堀内君） 児童館の支援員の研修につきまして、こちらの資格につきましては、勤務する資格を有するといったものでございます。支援の単位ごとに2人以上の支援員が必要になりますが、1名は補助員といったことが認められております。その補助員が研修を受けた暁には、支援員として勤務いただくような形を考えております。

また、児童館登録人数でございます。令和元年5月1日現在でございますが、3館合計で139名となっております。そして、今回の新型コロナウイルスの関係の緊急対応で利用されている児童の人数は33名となっております。おおむね3分の1といったことでございます。そういった中で、通常1人当たりの占用区画の面積といたしますと、1人当たり1.65平米といった基準がございますが、今回の新型コロナウイルス33名の利用者、こちらで割りますと、平均して12.6平米と10倍近い空間が確保できるような状況となっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第9号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 2点についてお尋ねいたします。

この国民健康保険の保険者、これは低所得者が加入されているということでよく言われておりますけれども、この加入者に対する100万円未満の世帯数というのは、何人で何パーセントでしょうか。

次にもう1点は、今度これは税率が変わるという条例でございますので、総計で何パーセントの税率変更になるのか。この2点についてお尋ねします。

福祉健康課長（伊達君） 国民健康保険加入の状況ということで100万円未満の方ということでありますけれども、世帯数でお答えさせていただきますと、100万円未満、現在1,955世帯のうち944世帯ということで、全体の48.3%という状況でございます。

それと今回の改定に当たっての改定率ということでございますけれども、全体で申し上げますと1.76%の増ということでございます。

議長（西沢さん） よろしいですか。

14番（大森君） はい。結構です。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

14番（大森君）（……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………）

「質疑終結、討論終結（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第9「議案第10号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

7番（栗田君） ちょっとお伺いしたいんですけども、第13条第1項で、この中に未納の家賃というのを賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行に改めるということですので、これだと家賃滞納以外の何らかの債務不履行も全部含まれるようになると思いますので、これっていうのは拡張するという意図がおありなのかどうか。そこを1点、聞きたいところ。

それから、その後が続いて13条に敷金の規定があるわけですけども、その敷金の規定を見ると私が今問題にしている13条第1項、その後が続いて敷金をその債務の弁済に充てることのできるというのが町のほうはできるわけですけども、債務者のほう、借りていて今度明け渡すようにと明け渡しの要件が、39条で3カ月以上の滞納ということになっています。

それについて、その債務の不履行の弁済に充てることを敷金をもって、それを債務者のほうからは請求できないという条件がついているわけですけど、これは13条の敷金の性質上こういう文言というのは必要なかどうか。その2点お聞きしたいと思います。

建設課長（宮下君） 賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務不履行、今まで家賃という状況でございますけれども、栗田議員さんのご質問のとおり、家賃プラス退去の際に生ずる修繕等に関わる負担も含まれているということでございます。

また、次の質問の敷金でありますけれども、敷金につきましても今回の民法等の改正等も含めまして、家賃を滞納した場合、敷金をそれに充てることのできるということでございますけれども、そういうことで栗田議員さんのご質問のとおり、この条例の中でその文言と申しますか、その条文は入れることが適正ということで今回の条例改正になっているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第11号 坂城町公民館条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

7番（栗田君） この公民館条例の第4条第1項中に書いてあること、今回「館長及び副館長を各1名置き」と、そして「次に掲げる」というふうになっているという。こういうふうに変更するということは、館長、副館長で、副館長はもう絶対置かなきゃいけないというつもりでこういうふうにかかれるのか。何で今までのでまずいのか。その点ちょっとお聞きしたい。

それから、第3号を第2号として、同条の第2項中「2年」というのを「任用または委嘱された年度の末日まで」というふうに変更ということは、もうこれは2年は全く消されて、1年未満しか認めませんよということになると思うんですけど、それでよろしいわけですかね。

教育文化課長（堀内君） まず1点目につきましては、館長、副館長といったものについては、これまでと今後、改正後も変わらず置くといったことを考えております。

また、2点目の任期につきましては、2年と定めておりました期間を年度の末までといったことで、1年ごとに更新をしていくと、そういった考え方でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第12号 令和2年度坂城町一般会計予算について」

議長（西沢さん） 直ちに総括質疑を行います。質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

10番（朝倉君） 2点、質問をさせていただきます。

昨日もちょっと一般質問で私、申し上げたんですが、歳入の部で法人税の税率、収入の計上が41.2%の減ということになっておりますので、税法の改正等もあったんですが、ちょっとその辺の内容を知りたいです。

議長（西沢さん） ページをお示してください。ページと科目を。

10番（朝倉君） 4ページ、町税ですね。

議長（西沢さん） はい。4ページ。

10番（朝倉君） 20ページ。ふるさと納税寄附金の町から外へ出ている、ふるさと納税寄附金の内容をちょっと知りたいんですが。

以上です。

収納対策推進幹（池上君） 4ページ、法人町民税の今年度の見込みについてお答えをいたします。

町税全体では、前年比マイナス6.9%の減額ということで予算計上をいたしました。その主な要因といたしまして、法人町民税の減少がございまして、法人町民税の見込みは、今後の法人所得の増減を考慮し見込まなければなりません。見込みにあたりましては、上場企業は公表されている資料がございまして、それを参考といたしました。

売り上げが前年より伸びを示しているものの経費が増加したことや、輸出企業では想定為替レートが円高に振れるなどを見込み、法人所得が減少すると見込んでいる企業がございまして、その他の法人については、国において2020年度、法人税は減少を見込んでいます。その法人税が法人町民税の基礎となることから、その減少率を考慮し、見込みを行いました。

また、先ほどお話がありましたように、法人町民税の法人税割の税率が改正となり、その影響も考慮したところでございまして、このような原因により、令和2年度法人町民税の現年課税分の見込みは、前年比マイナス2億3,500万円ということで大きな減少で3億3,500万円の見込みを行いました。

続いて、ふるさと納税のお話をお伺いをいたしました。坂城町民の皆さんが、町外の市町村にふるさと納税の寄附をされた場合ということだと思っておりますけれども、そうしますと坂城町の住民税の寄附控除の対象となり、住民税が減少いたします。

過去3年で申し上げたいと思っておりますけれども、平成28年中に寄附された方、町外に坂城の町民の方が寄附された方は102名、772万3千円、その寄附されたことによって、次年度の平成29年度の町民税で控除された額は337万1千円でございます。

続いて、平成29年に寄附された方は141名、1,309万4千円、次年度の平成30年度、住民税で控除された額は550万7千円、平成30年中に寄附された方は188名、1,506万1千円、次年度の令和元年度、町民税で控除された額は670万円となっております。現在の令和元年度中に寄附された方で、令和2年度の町民税で控除される額につきましては、現在、所得申告の最中であり、6月ごろ判明する予定でございまして、

議長（西沢さん） よろしいですか。

10番（朝倉君） 法人税の関係でございまして、こういう計上をされているんですけど、新型コロナウイルスの影響もあって、ちょっとこれが経済の下振れになるとさらに下がってくると思っておりますが、今の段階でどの程度になるかは予測されますか、できますか。

収納対策推進幹（池上君） 先ほども申し上げましたように、法人町民税につきましては、今後の法人所得の増減を考慮して見込まなければならないということでございまして、当初見込みが12月から1月、2月ということで準備を進めてまいりました。台風災害のこともございまして、また新型コロナウイルスの感染症に対する企業の経営状況についても変化するところは考えられますけれども、現時点でどのような動きになるかというのは申し上げる状況にはございません。

14番（大森君） 5点についてお尋ねいたします。

まず、1点。8ページの地方交付税、款10項1目1ということで、前年度に比べて5千万円の増ということなんですが、それで7億7千万円、これは増額の理由を一応メモはしたんですが、保育の無償化ということの交付というお話だと思うんですが、この点について、それでいいのかどうかということも1点。

それから2番目に、22ページ、款20同和地区住宅新築資金等貸付元利収入ということで、歳入では12万円が計上されております。これで何人の方が今返済されており、残高はどうなっているのかということで、それについてご答弁願いたいと思います。

次に3つ目に、24ページの款20雑収入で項5目6、説明の091水道メーターシステム使用料ということで48万2千円ということで、これの利用者数と効果はどのように上がっているのか。次年度もこれを実施するわけですが、そのことについてお尋ねします。

次に、25ページ、款21の臨時財政対策債、前年度の比較で1千万円が減額になっているわけですが、これについての理由は何でしょうか。

それと……。以上です。その4点です。よろしく申し上げます。

財政係長（長崎さん） 交付税の増額についてのご質問でございますけれども、普通交付税につきまして、令和2年度につきましては、幼児教育・保育の無償化に関わる財政措置とあわせまして、会計年度任用職員制度の導入に伴う、その方の期末手当分につきましても財政措置がされるということで、5千万円の増額計上といたしたところでございます。

あわせまして、25ページの臨時財政対策債についてでございますが、こちらにつきましては、国の総額が3.6%の減額要求となっていることから、1千万円の減額を見込んだところでございます。

企画政策課長（臼井君） 同和地区の住宅新築資金の残高と納入をしている方の人数ということのご質問でございますけれども、まずは今年度末の残高の見込みにつきましては6名の方、9件ございまして、2,651万9,627円という見込みでございます。あと今年度、定期的に納付いただいている方につきましては2名ということでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、水道メーターのシステム使用料についてお答えをいたします。

これにつきましては、水道メーターの見守りシステムの中で、毎朝、水道を使い始めると、元気で水道を使いましたよというお知らせをする、いわゆる元気メールというものと、あと一定時間水道を使っていない、あるいは逆に水道を使いつ放しになっているという状況、これを異変と捉えてお知らせする異変メールという2種類がございます。

そのうち、両方のメールの受信をご希望される方については、月々990円をいただくということになっておりまして、こちらについては20名の方を見込んでございます。また、異変メールのみでいいという方については、月々680円をご負担いただくということで30人を見込んでいます。

効果というお話でございますけれども、今までこれを使って緊急対応を要したという反響はございませんでしたが、お話をお聞きする中では遠くにいても、こういうメールのお知らせをしていただけるということで、大変ありがたいといったようなお話は頂戴しているところでございます。これについては、令和2年度についても実施をしまっているということで考えているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。歳出についてございませんか。

2番（小宮山君） 35ページをお願いします。款2総務費項6企画費、それで説明番号の12001の総合計画策定委託についてお聞きします。

第6次長期総合計画の委託というのと、まち・ひと・しごと入ると思いますが、いずれにしても550万3千円がありますが、この策定はどこに委託をするのか。

それと、どんな内容というか、業務を委託するのか。その2点お伺いします。

企画調整係長（瀬下君） 総合計画の策定委託ということで、委託先でございますけれども、シンクタンクのほうに委託する予定ではおりますけれども、具体的にどこというところは、まだこの時点ではちょっと申し上げられません。

委託の内容でございますけれども、まずは計画に合わせる基礎調査ですとか、それから計画上の構成案、また基本構想、それから計画の策定支援といったところが策定業務という形になります。

また、550万3千円の中には住民アンケートを今実施しておりますけれども、そちらのほうの集計と回収も100万円ほど入っている状況であります。トータルで550万3千円といった形になります。

2番（小宮山君） 1千人にアンケートを実施したとお聞きしてはございますけれども、そのアンケートの内容とか、その発送とか回収とか、そういうのも外部委託をなさって実行されたということですか。

企画調整係長（瀬下君） 内容につきましては、その委託先、専門業者、そちらとこちら側で内容を詰めまして、内容についてはこちらのほうで示した内容を向こうのほうで配布から分析、そういったところを専門業者のほうで賄っていただくという形になります。内容については、町のほうで内容を決めているといった形になります。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

8番（玉川君） 41ページの款2項1目13の消費生活費なんですが、これの消費生活というのが具体的に何かよくわからないんですが、教えてください。

それと、その消費生活費の11031の食糧費とあるんですが、これについても説明をお願いします。

住民環境課長（山崎君） 消費生活一般経費の消費生活ということで、内容ということでごさいますけれども、この消費生活一般経費につきましては、消費者の立場で賢い生活といいますか、リサイクルあるいはエコといった観点で消費者の立場で、そのような自主的な活動をしていきたいという活動を支援していくものでございまして、例えばこの中で町と消費者の会の共催によりまして消費生活展というものを毎年、文化祭とあわせて開催しておりますけれども、そのような活動を行うものでございます。

食糧費につきましては、これも先ほど申し上げました、消費生活に係る昼食代ということで計上しているものでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

12番（塩野入君） 48ページ、款3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費の中の49ページに当たりますけれども、生活困窮者等自立支援事業、これは新規でありまして社協へ委託するようですが、その内容です。どういう事業なのか、お聞きをしたいと思います。

それから続いて、同じ中で50ページであります。18044社会福祉協議会補助金であります。これは一気に今年で1,200万円増加しています。説明の中では、主には介護保険事業の減収が影響するというようなお話を聞いていますが、簡潔でいいですから、その要因がどんなふうになっているのか、お聞きをいたします。

もう一つ、款10教育費項1教育総務費……（「ページは」の声あり）ページは117ページです。款10教育費項1教育総務費目2事務局費の中の011005施設幼稚園の補助の中で、細節18050の施設型給付補助金でありますけれども、これは27年に施行されて、それで今回、制度改正で3択の中から、これを現在の幼稚園のまま施設型給付を受けるんだというところに決めたということでありますが、その選んだ理由といいますか、メリット、デメリットも含めてそれをお聞きをしたいと思います。

それと、これは財政措置としては子ども1人当たりの教育、それから保育に通常要する費用をもとに算定した公定価格を給付するんだと、こういうふうになっているわけです、財政措置の中に。そのあたりの算式、計算式はどんなふうになっているんでしょうか。

以上、お聞きします。

福祉健康課長（伊達君） まず最初に、49ページの一番下段になりますけれども、生活困窮者等自立相談支援事業委託の内容でございます。

この事業につきましては、国の生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱に定めます福祉事務所の未設置町村による相談事業として実施をするもので、社会福祉法人等への委託が認められているということから、町社会福祉協議会への委託を予定しているものでございます。

具体的な内容といたしましては、生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口の設置、また相談に来ることが難しい方に対しては訪問支援など、アウトリーチの対応あるいは達成度や他の機関への適切なつなぎ、また自立相談の責任主体である県との連絡調整、それと相談者の状況の把握と支援のフォローアップといったような内容になってございます。

次に、社会福祉協議会への補助金の増額についてでございます。

社会福祉協議会への補助金につきましては、単に社協の決算収支のみだけではなく、社協の持っている積立金、基金でありますとか、繰越金といった資金残高も勘案して判断をしております。今年度末における資金残高については、基金が8基金ございますけれども、合計で約6,210万円、繰越金が2,940万円、合計9,150万円ほどが見込まれるというところでございますけれども、先ほど議員さんもおっしゃられたように、介護保険事業による収入が一番多いときではこの収支として、介護保険だけで3千万円ほど黒字が出ていたわけですが、現状ではほとんどそれがもう期待できないという状況でございます。

そういった状況の中で、基金等も取り崩してという対応をしているところでもありますけれども、基金については先ほど8基金ということを申し上げましたが、それぞれ用途・目的がございます。その中で、財政調整的な役割として充てられるものについてはかなり目減りをしているということで、この部分だけを切り出してみますと、今年度末で2千万円を割り込む状況であると見込んでいるところがございます。こうした状況を総合的に勘案しまして、財政運営上の観点から、補助金の増額をするということでございます。

なお、補助金の算定にあたりましては、社会福祉協議会は基本的には独立した社会福祉法人でありますので、自主経営の原則の考え方の中で自主財源、可能な範囲で充当をしてもらうということを前提に見込まれる不足分を算定したところがございます。これによりまして、経営を支えつつも、自助努力についてもお願いはしていくということにしたいと考えているところがございます。

子ども支援室長（鳴海さん） ご質問をいただきました、私立幼稚園の補助事業についてご説明いたします。

私立幼稚園につきましては、27年度から制度改正が始まりまして来年度、令和2年度から、幼稚園からの施設型給付の申し出を受けまして、来年度の予算に計上をさせていただいたわけでございます。

メリットといたしますと、幼稚園につきましては、公定価格に基づく財政支援が受けられるという点から経営が安定するということと、配置する職員についての増加ですとか、職員の処遇改善が見込めるといったところがメリットとなっております。

また、デメリットについてというところがございますけれども、町から財政を受けるということになりますと、利用者の申し込みを拒んではならないというような制約を受ける内容がありま

すけれども、こちらについては町の保育園と情報共有をしながら連携を図ってやっていきたいと考えております。

続いて、公定価格についてのご説明、ご質問でございますが、公定価格につきましては今回、施設型給付ということで、こちらは教育保育に通常要する費用として、内閣総理大臣が定める基準によって算定した額となっております。こちらについて、全国统一費用分と県のほうからの地方単独費用分といったものの国、県からの財政支援もあるという内容になっております。

12番（塩野入君） まず、自立支援の相談の関係ですけれども、これは500万円ということですが、それで一元的でやったり、それから訪問したり、つなぎをしたり、いろいろこの予算があると、こういう今説明を受けました。これは何人ぐらい、この500万円という形の中で人数といえますか、その算出です。何人ぐらい、どんな形でこれは算出しているのでしょうか。

それと訪問もありますけれども、その手続です。簡単でいいですから、どんな形で手続、該当者がこれを受けるための手続はどんなふうにするのか。それはうんと簡単でいいですから、言っていただきたいと思います。

それから、福祉の関係、協議会の関係ですが、財調的なもので2千万円弱、それから繰越金で2,943万2千円というふうにあります。そうすると4千万円。大変なことはわかりますけれども、前の28・29・30年度だって大変厳しい状況が見えるんですが、なぜここに来てこの2年度で一気にこう上げたかどうか、その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、幼稚園のほうですが、この前と大きく変わるところ、どう変わるところがあるのか、それをお聞きをしたいと思います。

それから、市町村が5年の計画を立てる策定をするとなっているんですが、その中身、それと5年ごとにつくり変えていくのかどうか、その辺をお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） まず、自立相談事業についての500万円の内訳と申しますか、根拠でありますけれども、主にはここに携わる職員の人件費ということになるかと思えます。それと、そのほか消耗品類、またアウトリーチをする際の車の燃料費等々を計上してございます。

それと手続というお話ですが、この相談事業については特段相談者については手続を要しないということでありまして。直接ご相談いただいても結構ですし、電話での相談あるいは、ほか例えば民生委員さんですとか近所の方ですとか、そういう方を介しての相談でも、これは構わないということでございます。

それと社会福祉協議会の補助金との関係でありますけれども、なぜこのタイミングなのかという趣旨のご質問かと思えますけれども、先ほども申し上げましたけれども、基本的な考え方として独立した社会福祉法人ということで、自主独立による経営を行っていただくということが重要だと考えています。それについては社会福祉協議会の定款の中でも、自主的に経営基盤の強化を図るという条項がございます。ここ数年の経営状況が厳しいということは私どもも承知をしている

ところでありますけれども、基本的な運営の本質に鑑みまして、町として、先ほども申し上げましたけれども、単なる決算収支だけではなく、積立金、繰越金、これらの残高を勘案する中で今回のタイミングを判断したということでございます。

子ども支援室長（鳴海さん） ご質問をいただきました私立幼稚園についてでございますけれども、移行する前の幼稚園につきましては、無償化の給付事業といたしまして、無償化の上限額1人利用が2万5,700円を超える部分が保護者の負担とされておりました部分が、新制度へ移行すると保育料の負担がなくなるという点が大きな点でございます。

続いて、5年の計画ということでございますけれども、5年に1回、子ども・子育て支援事業計画を策定しておりまして、そちらで保育に関する需要に対しての供給の体制がとれるように調整をしているところでございます。

計画につきましては、5年ごとに計画を策定しております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

9番（滝沢君） 1点お願いいたします。

133ページ、款10教育費項4社会教育費の説明の14004施設整備工事370万円計上されておりますが、これは葛尾城登山口の駐車場のトイレということの理解でよろしいでしょうか。そうでありましたら、このトイレの工事内容をお願いいたします。

教育文化課長（堀内君） 133ページの施設設置工事費370万円につきましては、葛尾城跡登山用のトイレといったことを予定しております。内容といたしますと、手洗い付き洋式便器1基、小便器1基を予定してございます。

9番（滝沢君） 今のご説明ですと、特に男女を分けてはいないという理解でいいでしょうか。それがちょっとどうなのかという感じがするんですが。

それと10月に山城サミットがあるので、それに合わせるということの理解でよろしいでしょうか。

教育文化課長（堀内君） こちらのトイレにつきましては男女の別はございませんが、これまで日名沢のゲートボールコート内にありましたトイレを移設するような形で考えておりますが、それぞれ今まではドアがついておりません。そんな状態でありましたので、今回は小便器のほうにも戸をつけて、それぞれ分離した状態のものを計画しております。

また、山城サミット、この10月31日、11月1日に予定されておりますが、それに合わせて整備をしまいいりたりいと考えております。

議長（西沢さん） ほかに。

10番（朝倉君） 款6項農林水産……。

議長（西沢さん） ページをお示しくください。

10番（朝倉君） 91ページです。項2林業費12003間伐推進委託費ということで、森林経

営管理区域抽出業務委託ということで410万円を計上しておりますが、この内容について説明してください。

商工農林課長（大井君） 間伐委託のご質問についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、まず財源といたしまして、森林環境剰余税を活用いたしまして、令和元年度から事業を進めておるところであります。本年度において対象森林の抽出図を作成しております。来年度におきましては、対象森林の施業履歴、樹種（木の種類）、それから樹齢、所有者等の調査をいたしまして、そういったものをデータ化をしていく予定でございます。

10番（朝倉君） これをどこへ委託しているのでしょうか。

商工農林課長（大井君） これは予算をお認めいただいてから入札をしまいたりいと考えております。

議長（西沢さん） 議案審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時40分～再開 午後 3時50分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前に引き続き、歳出についての質疑を行います。

14番（大森君） 歳出、3点お尋ねいたします。

28ページの款2総務費、項1、目1総務一般管理費です。これ職員のいろんな諸手当等も含まれているんですが、新規採用はどうですかということで、この4月から勤務される職員は、予定どおり採用、当初の目的の人数が採用できたのかどうか。そして、一般職、そして技術関係、保健師だとか保育士だとか栄養士だとか、そういうところの内訳をお示ししたいと思えます。

2つ目には、30ページ、款2の総務管理費、項1、目1の説明07004顧問弁護士謝礼33万円。これは、現在あるいは次年度もあれなんです、係争中の事件はあるのか、あるいは係争になりそうな点はあるのかどうか、これについてお尋ねします。

3つ目には、102ページ、款8道路新設改良費、項2、目3、説明010805、道路改良事業、A01号線です。若草橋がこれで供用開始ということになってくるわけですが、こないだ、ここを歩いて上田のほうに向かったんですが、鼠と新地の間に、仮舗装なのか、あるいは本格舗装かちょっとわかりませんが、黒い舗装がやり直してあったんです。これ、どういうことなのかについてご説明したいと思えます。

以上です。

総務係長（北村君） まず、ご質問の職員採用の関係でございます。

予算の予算計上上につきましては、新規採用職員が12名で予算見込んでおります。今、採用活動を行ってきておりますが、一般行政職、保育士、栄養士それから土木技士といった職員を採

用する見込みで予算計上させていただきました。

続いて、顧問弁護士の関係ですけれども、今年度、2件について顧問弁護士に相談して、相談させていただいたところです。

建設課長（宮下君） A01号線の新地団地入り口から鼠・ベイシア前交差点にかけての舗装の関係でございますけれども、現在、その区間については下水道工事を行っておりまして、先般、おおむね終了したところでございます。

なお、その間につきましては、本来ですとA01の本線のほうへ下水道管渠工事を行う予定でしたが、本線のほうがNTT管が2本、また中電の埋設管が1本ございまして、舗道のほうへ下水道管を設置する工事となったところでございます。

現在、舗装してあるのは、各住宅からの取り出し管の舗装をしたところでございます。

14番（大森君） 新規採用についてですが、この時点でまだ正確な採用ということにはならないんですか。入所式だ、何といいますかね、開所式、職員の仕事始めといいますか、その時に、出席した人が本格採用になるということになるのかどうか。もう当然、採用通知は出ていると思うんですが、来るまではわからないという判断でいいんですか。いついつやるかということについて、当然、通知はもういつていると思うんですが、黙ってほかのどこへ行ってしまうというようなこともあって、まだ公表できないということなんですか。その人数が明確になってないということについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、顧問弁護士さん、2件、今相談されているということですが、相手方等について、まあ個人情報いろいろとありますので、そこまではお聞きしませんけども、これは、ちょっと私もよくわかりませんが、これ議会へ報告すべき内容というのは、まあこれについてもまた私どものほうで調べなきゃいけないと思うんですが、もしその状況があれば議会へ報告すべき事案だということであるかどうか、このことについてお尋ねします。

それから、3番目の若草、A01号線、下水道で各家庭が引き込んだ後をやっているということなんですが、あの付近が結構、亀の子の背中みたいになってきています。やっぱり、これ、ちょっと早過ぎるんじゃないかなと。A01号線、若草橋が完了して、さて動き出したら、その洞岩沢の前後あたりですかね——が結構、割れていると。いや、これは何か原因があるんじゃないか、施工上の問題があるんじゃないかというふうに私は見たんですが、それについて、問題ありませんということであればいいんですが、その辺の答弁をお願いします。

総務係長（北村君） まず、職員採用の件でございますけれども、採用の人数が固まっているんじゃないかということですが、資格職の方がおりまして、合格が条件となって、それによって合格、採用が決まるといった方もおりますので、現時点では12名で見込んでいるということをお願いしたいと思います。

それと、顧問弁護士の関係ですけれども、議会に報告する案件といいますか、事前にちょっと

でも心配な点について質問・相談したことが本年2件あったというような状況でございます。

建設課長（宮下君） ご質問のとおり、新地から鼠にかけてのA01号線については、非常に傷んでいるという状況でございます。長寿命化計画の中でももう上位のほうに、修繕行うようにということで、今計画をしているところでございます。

いろいろ原因等は、要因、考えられるわけでございますけれども、下水道工事で掘削する中で、上に洞岩沢、また鼠団地とありますけれども、その傾斜等により下層に水がたまる、そういう中で、その凍結によって舗装が傷んできているのではないかと、想定されるところでございます。

いずれにしても、今のA01舗装修繕、坂城方面を行っておりますけれども、あわせて、そちらのほうの舗装修繕につきましても国の交付金申請を行ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費

の中のスマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

◎日程第12「議案第13号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） よろしいですか。（「はい」「進行」の声あり）

これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第13「議案第14号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第14「議案第15号 令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第15「議案第16号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(「進行」の声あり)

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第11、議案第12号から日程第15、議案第16号までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から3月18日までの7日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、明日12日から3月18日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月19日、午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時05分)

3月19日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 青 木 | 知 之 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 | 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 下 | 和 久 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 | 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 議案第 1 2 号 令和 2 年度坂城町一般会計予算について
- 第 3 議案第 1 3 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 4 議案第 1 4 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 5 議案第 1 5 号 令和 2 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議案第 1 6 号 令和 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 追加第 1 選第 1 号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 追加第 2 議案第 1 7 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加第 3 議案第 1 8 号 坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業移動系防災行政無線整備工事変更請負契約の締結について
- 追加第 4 議案第 1 9 号 令和元年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事変更請負契約の締結について
- 追加第 5 議案第 2 0 号 令和元年度坂城町一般会計補正予算（第 1 1 号）について
- 追加第 6 議案第 2 1 号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 7 議案第 2 2 号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 追加第 8 議案第 2 3 号 令和元年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 9 議案第 2 4 号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 1 0 発委第 1 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について
- 追加第 1 1 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け入れがなされており、これを許可してあります。

ここで、1 4 番 大森茂彦君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

14番（大森君） 貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございません。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、3月11日の本会議におきまして、日程8 議案第9号「坂城町国民健康保険税条例の一部改正をする条例について」の議案審議の際の反対討論について、全て撤回し、削除をお願いするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（西沢さん） お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、発言の撤回、削除することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり、発言の撤回、削除することに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「陳情について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

陳情第1号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） 日程第2「議案第12号」以下、日程第6「議案第16号」までは、いずれも去る3月11日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第2「議案第12号 令和2年度坂城町一般会計予算について」

議長（西沢さん） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（滝沢君） では、総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算」のうち歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設

備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項につきまして、3月12日、13日の2日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、工業振興幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要をご報告申し上げます。

<歳入>

- 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の内訳内容は、また、減額の内容は。
- △ 県営住宅と高校職員住宅の固定資産税相当額が県より交付される。前年度まで、高校校長宅も対象であったが、廃止により減額となった。
- 個人町民税と法人町民税について、積算の内容は。
- △ 個人町民税は、当町は、給与所得者が全体の85%であることから、県の勤労者統計調査と雇用人数の推移を令和元年度と比較し、2,500万円の増加を見込んでいる。法人町民税は、株式会社上場企業2社は公表資料を参考とし、他の法人は4%ほど減少を見込んだ。法人所得の減少と法人税割の税制改正による減少により、前年対比2億3,500万円減の見込みである。
- 法人町民税の税額上位3社が占める割合は。
- △ 令和元年2月末現在、最も多い企業が全体の52%、次いで10%、次が約9%である。
- 森林環境譲与税の内容は。
- △ 地球温暖化防止や災害防止等を図るため、森林整備に必要な財源の確保として、森林環境税とともに創設された。市町村が行う間伐対策、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進など、森林整備や促進を図る事業に充当される。
- 法人事業税交付金の内容は。
- △ 法人町民税の税率改正に伴う補填措置で、地方交付税算入による補填も行われる。全県の交付額が23億9,600万円で、法人町民税の法人税割の額により交付割合が算出され、当町は、2.4%、交付額5,700万円と見込んでいる。
- 地方特例交付金の内容は。
- △ 地方税の減収を補填するための交付金で、令和2年度は、個人住民税における住宅借入金等税額控除に対する減税分と令和元年10月から1年間、自動車を取得した際の課税に対する減税分である。
- 土地売り払い収入の内容は。
- △ 小網集落付近の千曲川堤防側にある町有地で、国道18号バイパスの用地として、国へ売却するものである。

<歳出>

(総務課)

- 特別職報酬等審議会委員の構成は。
- △ 町議会議員の報酬、町長、副町長、教育長の給料の額等について、町長の諮問に応じて審議する機関である。委員は、町区域内の公共的団体の代表者、住民から町長が任命する。
- 行政改革審議会委員の構成は。
- △ 町長の諮問に応じて、町の行政改革の推進に関する重要事項を審議する機関である。委員は、町政について、すぐれた見識を持つ者から20人以内で、町長が委嘱する。
- 新年度の常勤職員と会計年度任用職員数は。
- △ 一般会計予算において、常勤職員は135人。会計年度任用職員は181人で、うちフルタイムの任用が25人、パートタイムの任用が156人の予算計上である。
- 坂城高校創立110周年記念事業補助金の算定根拠は。
- △ 講演会の開催や体育館暗幕更新と校歌額縁、学習支援ソフトなどの導入予定による。ほかの高校へのこれまでの周年行事の補助額、地元高校であることを勘案し、30万円を計上した。
- 庁舎改修工事の内容は。
- △ 火災、ガス漏れ、冷暖房の異常等を検知し、非常用放送施設に接続している防災監視盤を更新する。
- 固定資産の評価替え業務の内容は。
- △ 3年ごとに実施しており、現在は令和3基準年に向け、評価替え業務として行われている。令和2年度は路線価の算定、鉄軌道用地の評価見直し、調査報告書作成などである。
- 軽自動車検査情報提供サービス利用料の内容は。
- △ 軽自動車税を課税する際の車検証による異動情報を全国一律で参照できるシステム利用料である。

(会計室)

- 公金収納手数料の件数の見込みは。
- △ 金融機関等での納付が1万1,500件、コンビニでの納付が1万件で、総額104万円を見込む。
- 指定金融機関検査の実施予定は。
- △ 令和2年度の予定は、指定金融機関一行、指定代理金融機関一支所、収納代理金融機関二行の予定である。

(企画政策課)

- スマートタウン坂城構想事業で、調査委託の内容は。
- △ 構想推進のため、専門的な知識を有する業者にコンサルティングを委託する。国の支援や技術に関する情報提供や、それらを活用して事業化の可能性について調査・検討を依頼する。
- 総合計画策定委託の内容と手順は。

- △ 住民アンケート調査の集計と分析のほか、基礎調査、基礎構想等策定支援などを委託する。住民アンケートの分析結果も踏まえ、内部会議や各分野の方も交えたヒアリングなどを通じ、計画素案策定を進め、できるだけ早い段階で骨子を示したい。
- ふるさと寄附金業務委託の内容と必要経費の割合は。
- △ 寄附の受付を行うポータルサイトの運営と寄附者への返礼品の取りまとめ、配送管理など業者に委託する。国の制度で寄附の募集に要する費用は5割以下と定められ、町では遵守し事業を行っている。
- 国際交流事業の海外研修負担金の目的と内容は。
- △ ポーランドを町国際交流協会とともに訪問する際の町側負担金であり、令和2年度秋ごろの訪問予定である。ポーランドとの交流は2014年からのサマースクール、ワーキングホリデーの受け入れなどを通じて交流が深まってきており、昨年来、規模や特性が似ているツェレスティヌフ郡の首長及び国際交流協会から、正式に交流の誘いを受け、訪問を行うものである。
- 中間サーバーの仕組みは。
- △ マイナンバー制度によるほかの行政機関との情報連携を行うため、町側が保有するデータの副本、データを格納するものである。情報連携においては、各行政機関が中間サーバーを介して情報交換を行い、原本データの改ざん等を防止し、セキュリティを確保している。
- 国勢調査のスケジュールと指導員、調査員の確保、また、調査結果の公表は。
- △ 令和2年10月1日を基準日とし、9月中に調査票を配布、10月中に回収予定である。指導員11名、調査員74名を予定し、広報さかきや防災行政無線を通じ募集を始めている。調査結果は翌年から翌々年にかけて、順次、国から公表予定である。
- 差別撤廃・人権擁護審議会委員及び人権同和啓発推進会議委員の構成は。
- △ 町長の諮問に応じて設置する。委員は、議員、教育関係者及び学識経験者により15名である。人権同和啓発推進会議は各分野、各団体などの代表者25名である。
- ワイン文化推進の具体策は。
- △ イベント、セミナー開催のほか、「銀座NAGANO」でのプロモーションにも取り組む。今年度初めて開催したイベントの坂城駅前葡萄酒祭が好評を博したことから、継続の開催を予定している。ワインセミナーも知識や興味を持っていただく機会として、引き続き開催を考えている。
- スマートエネルギー設備設置工事と設備の内容は。また、設置時期とその後の事業予定は。
- △ 停電時の電力確保と平時の低炭素化実現のため、災害時等の避難場所となる村上小学校に蓄電池設置の工事を計画している。蓄電池はリチウムイオン電池を予定し、容量は今年の台風災害を教訓に夜間の照明と携帯電話などの充電、冬場の暖房等を勘案し、30キロワット程度を見込む。国の補助金交付決定後、手続を進め、年度内に設置完了の予定で、今後は避難所となる他の小学校について、順次整備を検討していく。

(商工農林課)

- 長野地域若者就職促進協議会の構成団体と事業の内容は。
 - △ 長野地域の市町村、商工会議所、商工会、公共職業安定所、職業安定協会などが参加し、就職情報サイト「おしごとながの」の運営や就職支援などを実施している。
- 定住促進委託について、事業の内容と効果は。
 - △ テクノハート坂城協同組合に委託し、実施予定である。事業の効果は、今後追跡調査を実施し検証する。
- 中山間地域直接支払い事業の内容と交付対象は。
 - △ 急傾斜地など地形条件の厳しい地域で、農地を保全する集落に対しての補助金で、町内3地区に交付している。
- 農業次世代人材投資資金事業の件数と交付内容は。
 - △ 来年度は継続2名、新規4名を見込み、継続は前年の農業所得に応じ150万円以内を、新規者は1名につき150万円、夫婦の場合は1.5倍の225万円の交付を予定している。
- 水利施設個別計画委託の内容は。
 - △ 国のインフラ長寿命化基本計画において、市町村全てのインフラ施設の個別施設計画を策定することとされた。町内の農業用水路30.1キロメートルのうち令和元年度で15.7キロメートル、令和2年度に14.4キロメートルの策定をする。
- 間伐推進委託410万円の事業内容は。
 - △ 森林環境譲与税を財源とし、防災面の強化から民有林の整備を進めるものである。抽出した対象の民有林を令和2年度は、砂防指定地、密集度の情報などをデータ化し、整備優先順位の決定を行う。
- 商工業振興補助金の内容は。
 - △ 昨年1年間で設備投資を行った事業者の設備に対する固有資産税分を初年度に限り100万円を上限に補助するもので、令和2年度は、おおむね30件分を見込んでいる。
- 新工業団地整備の計画予定は。
 - △ 令和2年度は2事業の実施を予定している。A09号線道路改良事業は、各種測量を行い、用地取得までを予定。団地造成事業は、町土地開発公社に委託をし、農振除外申請や開発行為申請書作成と用地の一部取得を始める予定である。
- さかきものづくり展の内容は。
 - △ 10月上旬の開催を予定して、今後実行委員会を立ち上げて、内容の検討を行う。「ものづくりのまち坂城」の魅力を町内外に広く発信し、町内企業の認知度の向上と次世代を担う若者のUIJターン就業の促進につなげる機会とする。
- テックショップが2月末で閉館したが、今後の企業や学生と行うものづくり事業は。

△ 信州大学教育学部の「F a b L a b N a g a n o (ファブラボ長野)」とのつながりができた。今後、ものづくりの魅力や楽しさを多くの方に伝えられるイベントや教室など事業を連携し実施していく。

(建設課)

○ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、区域外戸数は。

△ 92戸である。最終的には120戸程度見込む。

○ 道路橋梁総務一般経費の県事業負担金の内容と負担率は。

△ 網掛の急傾斜地崩壊対策事業負担金5%の425万円とインター先線工事受託金500万円の計925万円である。

○ 橋梁修繕事業64号橋の工事内容、用地買収箇所と期間は。

△ 64号橋下の用水路改修工事で、渇水期の10月以降に予定している。用地代については、道路法下の道路拡幅分を計上している。

○ 河川改良費の水路浚渫、水路改良、河畔林整備の工事の場所は。

△ 水路浚渫工事は、主な場所として、宮沢川、坂城駅前、前田川、国道を横断する水路で、土砂の堆積状況を確認し、実施を予定。水路改良工事は昨年度からの継続で、町横尾旧道と入田川河床の洗掘防止工事を予定している。河畔林整備工事は名沢川を予定しているが、御堂川の要望もあり、今後、県と協議し決定していく。

○ 住宅の長寿命化計画の内容と期間は。

△ 平成22年に作成した計画の更新で、公営住宅7団地の現状把握とライフサイクルコストの縮減等を図るための計画で、今後10年間である。

○ 空き家バンクの状況は、また、今後の計画は。

△ これまで、延べ50件の登録物件があり、現在は12件の登録である。利用者は延べ62名の登録があり、現在19名の登録である。今後も継続して、町ホームページの掲載、固定資産税通知書へのチラシ同封を実施し、PRに努める。また、成約累計27件中、町外から13件37名の転入があり、成果が出ている。

○ しなの鉄道整備負担金の内訳は。

△ 本年度から8年間、52両の車両更新予定で、総事業費は約107億円の見込みである。沿線市町村は出資割合に応じ負担額が割り当てられ、当町は8年間で総額約9,200万円の負担額と見込む。

○ 高速交通総務費の施設改修工事とバリアフリー化工事の内容は。

△ テクノさかき駅前の舗装修繕工事である。バリアフリー化工事は、南条小学校東側産業道路の山金井入り口の交差点のカラー舗装工事である。

○ 水防訓練の内容は。

△ 毎年5月末ごろ、消防団を対象に土のうの作り方と積み方の訓練をしているが、令和2年度は、千曲川建設事務所に講師をお願いし、木流しなどの水防工法の訓練を予定している。

(議会事務局)

○ 議員共済負担金の内容は。

△ 議員年金の費用であり、現職議員の標準報酬月額、人数、負担率により算定される。負担率は、令和元年度36.9%であったが、令和2年度は35.4%に下がった。

○ 議場会議システム更新工事等の内容は。

△ 改修以降13年が経過し、録音機器が不安定な状態であるため、放送と録音の更新に係る経費である。工事費と機器は、経費負担の平準化を考慮し、賃借料50万4千円を計上した。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(西沢さん) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(大森君) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算」のうち歳出、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業を除く教育費、これらの各事項について、3月12日、13日の2日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として、住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子ども支援室長、保健センター所長、公民館長、図書館長、図書館専門幹、文化財センター所長、食育・学校給食センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、ふれあいセンター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告を申し上げます。

(住民環境課)

- 防犯灯LED化の計画と1カ所当たりの費用は。
- △ 令和元年度は、新設6カ所のほか、修繕等の照明器具の交換の際は全てLED化した。町全体では、1,595灯中、147灯がLED化で、LED化率は約9%であり、引き続きLED化を進めていく。費用については、独立柱は約8万円、供架しているものは、約4万円である。
- 自動車急発進防止装置取付費補助金について、現在の申請状況及び国の補助金内容は。
- △ 令和元年10月から受付を開始し、現在のところ7件の申請があった。令和3年3月31日が期限であり、予算を超える場合は補正予算で対応したいと考えている。国においても、3月上旬から同様の補助制度を開始したところであるが、国補助金と町補助金を重複して受けることはできない。町の補助金は上限2万円で25台分を計上している。国の補助金は、障害物検知機能があるものは4万円、検知機能がなく、ブレーキのみのものが2万円である。有利なほうを選んでいただくことになるが、町民の方の不利益にならないよう、町では町民の方の相談に応じていく。
- 消費者の会の活動内容は。
- △ 現在21名の会員がおり、消費者の立場から環境問題や消費生活についての活動を実施していただいている。
- 防災士資格取得負担金の内容は。これまでの資格取得者の人数と活躍する場は。
- △ 消防団員が取得する費用1人8,500円を15名分計上している。平成29年度12名、平成30年度14名、令和元年度9名、計35名が取得した。防災士を取得された皆さんには、地域の防災訓練などでご活躍いただいている。
- 地域防災計画策定の内容は。また、委託する理由は。
- △ 令和2年度から、町の地域防災計画の見直しに着手するもので、令和元年東日本台風災害を受けて、令和2年度において大きく見直される国計画及び県計画との整合性を十分に図った上で、令和3年度中のなるべく早い時期に見直しを完了させる予定である。見直し後は、町ホームページで公開し、広く町民の皆さんに見ていただくようにする。コンサルタント業者に委託するのは、国や県の計画との整合性を図った上で、素々案作成であり、必要な修正を加えた後、防災会議などで十分検討していただいた上で策定していく。
- 消防団員の定数と団員勧誘に関する予算はあるか。
- △ 定数は265名、団員の勧誘については、現役の団員が地域の情報を得る中で勧誘活動をしており、その活動に対する予算計上はない。
- マイナンバーカードの交付実績及び交付率、また、普及させていくための方策はあるか。
- △ 本年2月現在、累計で1,468件のうち本年度交付実績は240件である。交付率は9.85%である。普及させていくための方策としては、役場や保健センター等に別件で訪問された町民の方に対し、その場で申請手続きができるよう、タブレット端末を準備し、作成をお勧めする声かけを行っているほか、町ホームページ等でのPRに努めている。

- カード関連事務交付金の内容は。
- △ マイナンバーカードの作成等に係る経費として、地方公共団体情報システム機構に支払うもので、この経費に充てる財源として、国から人口割による補助金が同額交付される。
- 登録される外国人の主な国別人口は。また、外国人に対する窓口対応はどのようにしているか。
- △ ブラジル165人、中国87人、フィリピン65人、ベトナム57人、タイ36人である。窓口対応については、ほとんどの場合、企業の労働者としての来日であり、通訳の方と同伴で来庁されるため、問題はないが、個人で来られる方については、翻訳機の使用等で対応している。
- 現在の町の犬の登録頭数と飼い主に対する啓発活動は。
- △ 令和2年3月6日現在で838頭である。毎年広報さかきに複数回、飼い方マナーに関すること、狂犬病に関すること等を掲載し、啓発している。また、同じ内容を町ホームページにも掲載するとともに、防災行政無線の定時放送においてもお知らせしている。
- 不法投棄ごみの現状とパトロールはどこを巡回しているか。
- △ 重点箇所を決めて行う日もあるが、基本的には町内全域を巡回する。年間29回行う不法投棄パトロール及び職員により、その都度、不法投棄ごみを回収している。河川や道路に不法投棄されるケースがいまだあり、山林には、しばしば粗大ごみが投棄されていることもある。
- ごみ袋のあっせん手数料は、区に支払われるのか。年間どのくらい購入しているか、また、過不足はあるか。
- △ 春と秋の年2回、購入実績に応じて、各区に手数料を支払っている。町では、可燃袋大を41万枚、可燃袋中を8万枚、不燃袋を2万枚購入しており、過不足はない。
- 資源回収奨励金事業の内容は。
- △ PTA、育成会などの町内の非営利団体が回収した資源物の量に応じて奨励金を交付している。
- 長野広域連合負担金と葛尾組合負担金の合算が年間の町のごみ焼却費として捉えてよいか。
- △ 令和3年度までは、葛尾組合可燃物ごみ処理施設の稼働延長負担金が長野広域連合から入金となり、令和2年度分は約7千万円である。長野広域連合と葛尾組合の負担金を合算した額から、この稼働延長負担金と不燃物、資源物、葬祭の経費を差し引いた額が町のごみ焼却経費となる。
(福祉健康課)
- 社会福祉協議会への介護事業収入が減少している要因は。
- △ 施設への移行等で社会福祉協議会が行う在宅サービスが減少しており、特に訪問介護は、平成23年と平成30年の比較で、約6割まで減少している。
- ヤングヒューマンネットワーク事業補助金の内容は。
- △ 結婚相談のコーディネーターの費用や、イベント実施に係る費用が16万円。ながの結婚相談マッチングシステム登録費用の補助として、10名分2万円を計上している。
- 金婚式記念品の内容は。

- △ 参加者が減少していることから、これまでの式典、祝宴方式を改め、ご夫婦の記念写真を贈呈するもので、15組分を見込んでいます。広報や町ホームページ等で周知し、希望者を募集する。
- ふれあいセンターの浴室の利用者数は。うち、障がい者の利用者は。
- △ 今年度は、3月9日現在で延べ3,335名の利用があり、うち、障がい者は1,038名である。また、障がい者用浴室は2組の方が定期的に利用されている。
- 障害者計画等策定について、委託する必要性はあるのか。
- △ 令和2年度は3つの計画を同時に策定するため、非常にボリュームがあること、各計画相互の整合性を図る必要があることから、ノウハウのある専門コンサルタントへ委託を予定している。
- 補助犬飼育費補助金の実績は。
- △ 盲導犬の給付を受けている1名に対し、月3千円を支給している。
- 腎臓機能障がい者通院費補助金の内容と実績は。
- △ 人工透析による通院に対する交通費の補助で、本年度は実人数で33名に支給しており、ほぼ横ばいで推移している。
- あんしん電話の設置数と保守等の費用の内容と通報実績は。
- △ 3月1日現在で86名が利用している。保守等の内容は、センター機2台の保守点検及び各端末の故障対応等である。今年度の緊急通報は0件である。
- 児童手当の所得制限を受けている方は全体の何割程度か。
- △ 所得制限限度額を超える特例給付者は、全体の4.5から5%程度と見込んでいる。
- 障がい児通所等給付費の実績と町内施設の利用者数は。
- △ 福祉型児童発達支援は5名、医療型児童発達支援は2名、保育所訪問支援は2名、放課後デイサービスは20名が利用している。町内施設の利用者数は15名である。
- ひとり親世帯は何世帯か。また、近年の件数の推移は。
- △ 平成30年度は、母子家庭が131世帯、父子家庭が30世帯、今年度は、令和元年8月末現在、母子家庭が128世帯、父子家庭が29世帯である。
- 災害見舞金は何件分か。
- △ 住宅の全壊2件、半壊2件、床上浸水2件分である。
- 自殺対策連絡協議会のメンバー構成と講師謝礼の内訳は。
- △ 自殺対策連絡協議会設置要綱に基づき、委員は10名で、福祉、保健、医療、教育、法務、警察、産業等に関する有識者及び区長会の代表等に委嘱している。講師謝礼は、こころのリハビリ教室でのヨガや音楽教室等の講師と、こころの健康相談での精神科医師及び精神保健福祉士への謝礼である。
- 胃検診と大腸検査の委託料の内訳は。
- △ 胃検診は280人、大腸検診は1,135人分を計上した。

- 地産地消や子どもと生産者の交流等、食育推進事業はどこが統括し、進めているのか。
- △ 地産地消は商工農林課、郷土料理は教育文化課など、各課が連携して進めている。次年度は、町の食育推進計画の見直しの年であり、食育の推進のため、保健センターが中心となり、関係各課と連携し、町全体の食育を推進していく。
- (教育文化課)
- 臨時保育士の人数は。また、フルタイム、パートの内訳は。
- △ 令和2年度は、3園で園児324名、32クラスに対し、正規職員23名を予定している。会計年度任用職員は、フルタイムが11名、パートは61名の予定である。
- 加配保育士の状況と配置は。
- △ 令和2年度は、対象の園児44名に対し、17名の加配保育士を予定している。子どもの状態に応じて、必要な加配保育士を配置する。
- 研修負担金が安いと思われるが職員の負担はあるのか。
- △ 基本的に個人負担はない。近隣の市町村で行う研修は負担金がないものが多い。毎年いずれかの研修に全職員が1回は参加している。
- 放課後児童支援員認定資格研修の受講料は個人負担か。
- △ 個人の資格取得になるため、本人負担としてある。
- 子育て支援センターの職員の人数と職務内容は。
- △ 保育士を兼ねる所長が1名、ほかに保育士1名、家庭児童相談員と臨床心理士が1名ずつ勤務しており、保護者等からの相談に対応している。
- 児童生徒支援員の人数は。
- △ 学力向上、学習習慣形成支援員を各小学校に3名ずつ、理科支援員を坂城、村上小学校に1名ずつ、外国籍児童支援員を1名、フレンドリールーム支援員を1名配置している。
- 小中学校空調設備整備事業の設計監理委託440万円の内容は。
- △ 令和元年度は、小中学校の普通教室へ設置が完了し、令和2年度は、特別教室への設置を始めるためにあたり、事業規模を確定させるため、設計業務委託をするものである。
- 坂城町奨学金、坂城高等学校振興補助金の内容は。
- △ 奨学金については、坂城町在住の高校生、大学生等に対し支給する給付型の奨学金で、1人あたり年間6万円を2回に分けて支給している。坂城高校振興補助金については、坂城高校において行う町内企業見学会等の開催に係る費用に充てられており、令和元年度は、11月に1学年が10の事業所を見学した。
- 大峰教室等自立支援事業について、内容と利用人数、通室しない児童生徒の対応は。
- △ 登校が困難な児童生徒が大峰教室に通室することにより、不安や悩みを和らげ、自立や社会性、学習意欲を高め、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を目指し、指導員が学習指導や面

談、電話相談、学校訪問などを行う。令和元年度は中学校2年生の生徒2名が通室している。不登校の生徒児童は、令和元年度の人数は集計しているところだが、平成30年度は小中合計13名であった。対応は、町雇用の教育コーディネーター、教育・心理カウンセラー及び県のスクールカウンセラーが学校や家庭を訪問し、学校の先生と情報を共有し、連携をとりながら対応している。

- 就学援助費について、人数は想定しているのか。
- △ 昨年度までの実績に翌年度の新たな申請者の数を想定して計上している。
- 校舎等改修工事1,908万円の内訳は。
- △ 南条小学校プールシーートの改修工事。坂城小学校昇降口タイル改修工事、村上小学校地下タンク改修工事である。
- 文化の館事業施設改修の工事内容と利用状況は。
- △ 工事内容は、文化の館2階のエアコン改修を予定している。施設の維持管理、貸館があり、イベントとしては、4月に合同お茶会、10月に文化祭でのお茶会を行っている。令和2年2月末現在、延べ73団体346名が利用し、主な使用団体は、茶道、公民館講座、中之条の組合等である。
- 団体補助金の社会教育団体の補助金交付と会員数、補助金額は。
- △ 文化協会657名8万5千円、婦人会49名5万円、千曲坂城陣太鼓20名26万円、町PTA連合会は、各学校役員の組織に対し9千円である。
- 分館等施設整備事業補助金の内訳は、また、要望のあった分館は全て予算化されているのか。
- △ 立町公民館の建て替え新築工事以外に、新地分館の公民館でトイレ改修及び下水道接続工事、金井分館の振興センターのトイレ男女仕切り設置工事、田町分館公民館トイレ全般、床・雨樋等改修工事、南日名分館公民館空調設備工事、新町分館公民館床改修工事、月見区分館公民館床改修工事となっている。補助事業については、毎年4月と8月の分館長会議で説明し、3月の議会にて議決を経て決定となる旨を伝えてある。
なお、要望のあった分館は全て予算化している。
- 図書館費の委託料の内容は。
- △ 館内清掃等委託の主なものは、毎日実施している館内清掃、警備委託である。また、設備点検等の主なものは、エレベーターの点検、自動ドアの点検、冷暖房切替点検である。
- 雑誌の月刊誌が少ないのではないか。
- △ 雑誌については、備品購入費ではなく、消耗品費として対応しており、可能な限り要望にこたえられるよう選書している。また、当館にない雑誌等については、上田地域図書館情報ネットワークの中で対応している。
- 図書館の購入や除籍の基準は。

△ 図書の購入については、利用者のリクエストや、週1回職員全員で候補を選定し、館長と司書で協議の上、最終決定している。情報が古くなった本や、汚れ、破損した本を除籍し、再利用が可能なものについては、児童館や保育園等での活用のほか、図書館まつりで無料配布するなどしている。

○ 文化財保存団体名と人数は。

△ 17団体で各団体10名から20名ほどで構成されており、そのうち11団体は神楽保存会で、残りの6団体は、葛尾城跡保存会、四ツ屋文化財保存会、和合城跡保存会、十六夜観月保存会、上平区烽火台跡保存会、天田薬師保存会である。

○ ふるさと歴史館、坂城のお雛さま事業は継続していけるか。

△ 今まで、にぎわい坂城を中心とした実行委員会で行われてきたが、今後については、(株)まちづくり坂城に移行するということであり、継続に向け、関係団体間で調整中である。

○ 遊園地の遊具管理の内容は。

△ 点検、新規、撤去、施設等の管理費であり、事業費の2分の1の補助で、上限は5万円である。元年度は、鼠育成会の回転遊具の修繕に対し補助を行った。

○ 出演料について、音楽イベントの内容とチケット代について。

△ ライフ・ステージキューの出演料で、200名収容できるテクノセンターを会場に開催しており、内容及び出演者は実行委員会で決定している。

なお、チケット代については、町の収入となる。

○ スポーツ少年団の団体数と補助金の交付方法は。

△ 現在9団体あり、補助金はスポーツ少年団本部を通じ各団体へ交付している。

○ 給食運営費の地元の食材はどのくらい使用しているか。

△ 現在7団体の生産者から食材全体の約14%に当たる地元産材を使用している。

○ 食器の買い替えは終了したのか。

△ 一度に買い替えはできないので、食器の種類ごと更新計画を立てて更新している。今後は、御飯茶碗、汁椀を順次更新していく予定である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算」のうち、社会文教常任委員会の審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって議案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

引き続き、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」審議します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。

(「進行」の声あり)

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（小宮山君） 議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場から討論いたします。

日本経済は、貿易摩擦やユーロ圏などの経済の混迷などの影響、あるいは昨年の消費税率の引き上げや台風被害、さらに、中国武漢市で発生が確認された新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が大変懸念されるところであります。

坂城町は言うまでもなく工業の町でありますので、国内外の経済動向や社会情勢などの影響による町内企業の動向は、地域住民の生活をはじめ、町の税収にも大きな影響を与える可能性があります。そのため、町におかれましては、国内外の経済動向や社会情勢、また新型コロナウイルスの感染拡大による影響などに一層の注視を払いつつ、政策を実行していただきたいと思えます。それでは、討論に入ります。

坂城町の令和2年度当初予算は、安心安全な地域づくり、子育て支援、ものづくりや計画的に進められている基盤整備、橋梁の長寿命化に係る事業などが計上され、昨年度は骨格予算編成であったことから、前年度対比12.5%増の63億9千万円の予算規模となっております。

まず、歳入においては、町税の個人町民税は3.6%増、法人町民税は、法人税割税率引き下げの影響や企業の経済動向などから2億3,500万円の大幅な減額で、町民税では前年度対比16.5%減の約10億6,400万円が見込まれています。

また、固定資産税については、家屋の新・増築の増加を見込み、1.2%増の約12億8千万円が計上されましたが、町税全体では、前年度から約1億8,700万円減額の約25億2千万円が計上されております。

町税収入の減額は、税率改正などやむを得ない状況と思われませんが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済の下振れなど、世界経済においてはさらに先行きが不透明ですので、企業活動

などの状況把握に引き続き努めていただきたいと思います。

また、公平な税負担の観点からも収納未済額の縮減に向け、厳正な対応をいただくよう一層の取り組みをお願いするところであります。

国・県支出金については、継続事業である道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、新たに町道A09号線道路改良事業やスマートエネルギー設備導入事業などが計上され、事業に必要な財源の確保に努められています。

町の魅力や特産品などの情報発信にも大きく寄与しているふるさと寄附金については、さらに魅力ある返礼品の充実を図り、より多くの寄附がいただけるような取り組みをお願いいたします。

また、地方債における事業の選択、臨時財政対策債の発行に加え、計画的な基金運用等の配慮がみられますが、より一層の財源確保をお願いするところでございます。

次に、歳出でございますが、始めに、スマートタウン構想事業の取り組みとして、安心かつ災害に強い地域づくりに向け、スマートエネルギー設備導入事業では、昨年の台風19号の経験を踏まえ、地域の避難所となる村上小学校に蓄電池設備を設置するための予算計上がなされ、停電時においても安定した電力の供給と、自然エネルギーを活用した温室効果ガスの排出抑制にも配慮されたものとなっております。

次に、基幹産業である工業振興では、新たな工業団地の整備に向け、農業振興地域除外申請の手続や、同時に整備する町道A09号線道路改良事業を進め、早期完成、分譲に向けて取り組んでいただきますよう要望いたします。

また、3年ぶりに開催される「さかきモノづくり展」を通じ、町内企業の高い技術力を町内外に広く発信し、人材の確保、地域産業の発展、地域の活性化につながることを期待いたします。

生活基盤の整備として、継続事業のA01号線などの道路改良事業や昭和橋や鼠橋などの橋梁修繕事業等に係る予算が計上されており、各事業の推進が図られることを期待いたします。また、国道18号バイパス坂城町区間整備や県道坂城インター線整備についても、国等へ積極的に事業促進に向けた要望を行っていただくようお願いいたします。

また、ワイン文化の推進として、昨年好評でありました坂城駅前葡萄酒祭の関連予算も計上されており、町のにぎわいやワイン文化の振興を図っていただきたいと思います。

子育て、教育策としては、子ども・子育て支援新制度に基づく3歳以上の子どもの幼児教育・保育の無償化や、町内幼稚園へ財政支援を通じ、子育て世代の経済的負担軽減や新たに子育て支援アプリを導入するなど、安心して妊娠、出産、子育ての環境が一層整うものと思われま

す。町とともに様々な福祉ニーズに対応し、地域福祉の推進を担う坂城町社会福祉協議会について、介護ニーズやサービス提供基盤の変化などによる事業収益の減少や最近の財務状況等を踏まえ、今年度は補助金の増額や、新たに生活困窮者等自立相談支援事業の委託に係る予算が計上され、社会福祉協議会の財政基盤の安定に配慮されています。引き続き、ますます複雑化する福祉ニ

ズに対応するため、社会福祉協議会と一層の連携、協力を図っていただくようお願いいたします。

令和3年度からの10年間の町政運営の基本構想となる第6次長期総合計画をはじめとする数多くの重要な計画策定が行われますが、いずれも町の将来の方向を示すものとなりますので、十分な検討を加え、策定作業を進めていただきたいと思います。

このほか、地域住民の安心と安全を守る消防団の拠点整備として、消防団第2分団の詰所建て替えや、下水道の早期整備に向けた特別会計への繰出金、人口減少への対策として移住・定住施策、雇用や就業機会の拡大及び産業創出の支援や、松くい虫防除対策等の産業振興施策、高齢者、障がい者などの福祉施策、外国語指導講師や支援員の配置などの教育施策等の予算計上がされており、行政の継続性に配慮されたものとなっております。

本予算案は、第5次長期総合計画やまち・ひと・しごと総合戦略による施策展開を継続的かつ着実に実行させる内容となっております。

各施策の推進を図り、総合戦略に掲げるまちの将来像、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町、その実現を願ひまして、私は、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算」に賛成いたします。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

14番（大森君） 私は、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」、賛成討論を行います。

日本経済は今、消費税増税による打撃に、新型コロナウイルス感染症による打撃が加わって、深刻な大不況に陥りつつあります。昨年10月から12月、月のGDP国内総生産が、マイナス7.1%となっています。これは、新型コロナの影響が出る前の数値であり、今年に入ってから景気悪化はさらに深刻な落ち込みを示していることは、各種の指標からも明らかであります。さらに重大なことは、新型コロナの打撃が世界各国に及び、世界経済が重大な危機に直面していることでもあります。それもリーマンショックのときなどと違い、金融面だけでなく実体経済そのものの深刻な後退の危機が起こっていることではないでしょうか。

こうしたもとの、感染拡大防止によって国民の命と健康を守ることに最大の力を注ぎつつ、現下の経済危機からどうやって国民生活を防衛していくか、政治の責任が厳しく問われております。町においても、緊急に商店や零細業者、フリーランスなどの支援を考える必要があると思います。

それでは、予算の項目に入ります。

歳入について、町の元気をあらわす自主財源である町民税について、個人町民税は前年度より2,500万円増の7億2,850万円、法人町民税は、税制改正による法人税割の税率が引き下げられたことにより、前年度より2億3,500万円減の3億3,510万円とし、町民税

全体では10億6,300万円を見込みました。

固定資産税は、前年度比1,500万円増の12億7,700万円、町税全体では、前年度対比マイナス6.9%、約1億8,700万円減で25億2,018万8千円を計上しました。

地方交付税については、幼児教育・保育の無償化などで5千万円増の7億7千万円、臨時財政対策債はマイナス1千万円で、1億7千万円を計上いたしました。総額では63億9千万円を計上しております。

歳出について、町第6次長期総合計画が策定作業に入ります。第5次長期総合計画になかったSDGsの取り組みや、ジェンダー平等などのカテゴリーの精神を取り入れ、持続可能な坂城町を目指した総合計画の策定を期待するところであります。

子育て、教育分野について、坂城幼稚園が、子ども・子育て支援新制度に基づく施設給付型幼稚園への移行となります。必要な支援を行ってほしいと思います。

母子手帳を拡充する子育て支援アプリの導入で、町からの育児情報や乳幼児健診の案内などが、母親だけでなく父親にも届けることができることとなります。

小中学校の普通教室への空調設備の設置が完了し、次に特別教室への設置のため、設計業務委託費が計上されました。

産業振興分野について、新工業団地の整備について、産業界は、必要なときには待ったなしであります。一日も早く完成に向けていただきたいと思います。

さかきモノづくり展が行われます。さらなる事業所の発展を期待するものであります。

新しい分野として、ワイン文化の推進が図られており、引き続き推進するとともに、荒廃農地の解消への取り組みも強めていただきたいと思います。

地域循環型経済政策として、商業店舗リフォーム助成、住宅リフォーム助成補助事業が継続事業となりました。評価するところであります。

循環型社会の環境エネルギー分野について、スマートタウン構想事業で住宅用太陽光発電が2.8メガワットの能力を発揮していることや、蓄電池設置の助成の継続が図られております。

現在実施している布類の収集範囲を拡大し、古着についても収集が始まります。

防災消防分野について、今年の19号台風を経験し、町地域防災計画を全面的に見直しが行われることになりました。年1回の総合防災訓練のあり方や地域自主防災会との連携のあり方、これらを町民の意見などもよく聞き、必要な点について取り入れてほしいと思います。

19号台風で、村上地域での停電を経験し、村上小学校に蓄電池の設置が整備されることとなります。

町民の財産と命を守る消防団について、第2分団の詰所の建て替えとホースの乾燥塔を整備、また、第1分団の軽トラックタイプからデッキバンタイプの車両の更新が行われます。

次に、改善を求める事業として、部落解放同盟の補助金120万円について、自治体が特定の

団体に税金を提供することは、やるべきではありません。公正公平の点からも終結すべきです。

松枯れ対策について、千曲市は、農薬の空中散布が限られており、被害を効果的に防ぐことは困難として、平成28年度の空中散布について見合わせ、以後も実施しておりません。実施しているのは、長野地方事務所管内では、坂城町のみであります。農薬散布による子どもの発達障がいの原因の一つとの指摘もあります。空中散布は中止してほしいと思います。伐倒駆除や松の植栽、樹種転換などに費用を充てることを求めます。

町職員の適材適所の配置が必要と考えます。また、健康管理についてももしっかり配慮してほしいと思います。

以上、前進面を評価し、改善点や問題点を指摘しまして、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」、賛成討論といたします。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西沢さん） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3「議案第13号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月12日の委員会において、説明員として、福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

<歳入>

○ 国保税について、3年連続での改定だが、税率設定の考え方は。

△ 県から示される標準保険税率を参考に激変が生じないように、町独自に国保基金を入れながら上昇率を最小限に抑えている。今回の改定では、昨年10月の消費税率の引き上げも考慮し、昨年、一昨年に比べ、全体平均で一番低い1.76%増の改定率としたが、全体の48.3%にあたる

944世帯を見込んでいる所得が100万円未満の世帯は、平均0.65%の引き上げになると試算しており、所得の低い層に配慮した。

- 町の国保税は、県内の他市町村と比較して高いのか。
- △ 県で毎年取りまとめている国保事業状況により、平成30年度は速報値であるが、1世帯当たりの保険税調定額は14万4,011円であり、77市町村中、高いほうから43位と、中位より下であり、他市町村に比べ特別高い状況とは考えていない。
- 保険税の滞納状況と滞納者へのペナルティーは。
- △ 過年度分は2月末現在で、滞納者143名、滞納額4,400万円、現年度分は7期1月までの状況で、滞納者170名、滞納額1,115万円である。過年度分の滞納者については、短期証交付基準により、保険証の交付を通年では出さず、短期証として発行している。
- 短期証の内訳は。
- △ 2月末現在、6カ月が3世帯、3カ月は2世帯、1カ月は22世帯の計27世帯、資格証明書は3世帯3名である。分納誓約をしていない窓口預かりは10世帯である。
- 基金残高は。
- △ 平成30年度末の基金残高は1億685万1千円であるが、現状では約3,800万円繰り入れが見込まれ、残高7千万円を切る状況である。

<歳出>

- 国保加入者数と人間ドック委託料の内容は。
- △ 国保加入者は2月末の状況で1,944世帯、3,057名である。人間ドック委託料は、契約医療機関に対し、日帰り1万3千円、1泊2日1万5千円を支払うものである。
- 特定健診の受診者数と受診率は。
- △ 例年の実績から、集団検診900人、個別健診100人、情報提供200人を見込んでいる。今年度の受診率は未確定だが、30年度は54.2%であった。
- 二次健診の内容は。
- △ 特定健診の結果、特定保健指導実施者や動脈硬化症発症リスクのある方に対し、重症化予防として実施する頸部血管エコー検査である。
- 保健指導の実施状況は。
- △ 特定健診の集団健診受診者全員には、個別で結果を返している。個別健診等受診者には、健診結果からフォローを要する場合、訪問や来所により個別指導を行っている。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（玉川君） 議案第13号「令和2年度坂城町国民健康特別会計予算について」、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は、国民皆保険のため制定されてきました。1961年制定当時は、国民の人口構成も高齢化比率が5.8%、経済も成長期であり、加入者も農業従事者と自営業者が約7割であったものが、近年は少子高齢化、経済も低成長が続き、43%が年金生活者などの無職、34%が非正規社員となり、収入が不安定、または低い方が80%弱という構成になっており、可処分所得に占める国保税など、公的負担の割合も大変大きくなっています。

2018年、国民健康保険の事業主体が市町村から都道府県に移管されて、当町では18、19年度の2年間で税率が5%も上がり、来年度は1世帯平均1.76%、2,618円の値上げになります。

当町の国民健康保険加入世帯1,955世帯のうち、48.3%を占める所得が100万円未満の944世帯について、年額で351円の値下げになることに関しては、町の配慮に対して大いに評価しますが、23.4%を占める100万円から200万円未満の457世帯では、年額2,116円の値上げとなります。

さらに、昨年10月からは、消費税が10%に増税され、年金は、マクロ経済スライドにより年々引き下げられ、近年の自然災害の多発、まさに今は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大中であり、自営業者やフリーランスなどの経営基盤の弱い事業者、非正規労働者、高齢者、退職者、年金生活者など、収入が不安定、または低い方には、ますます困難で先の見えない経済状態になっています。

国保税の支払いが滞った場合、正規の保険証を返還し、短期保険証、窓口全額負担の資格証明書の発行、そして窓口預かりという対応がとられます。当町では、2020年2月末で、短期保険証が27件、内訳は6カ月が3件、3カ月が2件、1カ月が22件、資格証明書が3件、窓口預かりで未交付が10件です。資格証明書になれば、窓口全額負担が必要になります。国保は使えるとしても、国保税を滞納する方にとっては、税額や窓口での負担額が高過ぎることで、受診、治療の継続ができない深刻な状況が考えられます。

今まさに、新型コロナウイルスの治療と感染防止が国を挙げての重大事となっていますが、2月28日の厚労省通達に基づいて、コロナ対策として資格証明書、窓口預かりの場合でも、必

要なときに診察を受けられるように早急の対処をしてほしいと思います。

以上、国民健康保険税の税額が高過ぎることの問題点を指摘し、解決策として以下を提案します。

1つ、病気の早期発見、早期治療をして、医療費を削減するために、特定健診の受診率65%以上を目指した取り組みをしてください。受診率は、18年度は54.2%でした。

1つ、国保税の加入者負担を軽減し、払える税額にして資格証明書や窓口預かりをなくすために、一般会計からの法定外繰り入れをしてください。国により、管理者が県に移行し、法定外繰り入れをやめるよう要請されても、町民の命を守るため、努力を続けてほしいと思います。

1つ、国保税の算定基準となる応益割、平等割と均等割について、廃止するよう国に要請してください。国保税を下げ、協会けんぽ並みにするためには、世帯主の収入にかかわらず、1世帯に係る平等割と無収入の家族にまで国保税を課す均等割をやめることです。

1つ、国保税への国庫負担を以前のように45%に戻すよう、国に要請してください。国保税が高くなった大きな原因は、30%ほどまで引き下げられた国庫負担率です。2014年には、全国知事会が1兆円の公費投入を求めています。

以上、提案をしまして、議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」の反対討論とします。

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番（栗田君） 私は、議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、日本が世界に誇れる優れた国民皆保険制度であります。しかしながら、加入者の高齢化、医療の高度化などにより、医療費が増大してきておることは皆様もよくご存じのことと思います。そのゆえに、平成30年度財政の安定化を図るために、国保制度が大幅に改正され、県が財政主体を担うことになりました。

しかし、保健事業、それから給付事業、保険税の賦課徴収事業については、今までと同じように町が担っていきます。年々増大する医療費の削減に向けて、ジェネリック医薬品の推進、あるいは平成30年度より無料となりました特定健診の受診率を上げていくような取り組みに向けて、皆さんに頑張ってもらいたいと、そういうふうに思います。

先ほどの反対討論にありました国の国庫負担が45%から30%に引き下げられたということについて、一つ私見を述べておきたいと思います。

2017年の内閣府国民経済統計では、国の富み、いわゆる国富は、プラス分で1京893兆円となっております。1京というのは、1兆円の1万倍であります。対外純資産に至っては366兆円で、世界で断トツの1位、ここまで豊かな国である日本、それを有効に活用せず、緊縮財政にひた走る国及び財務省の見解、老巧な態度は、国民経済生活の桎梏となっていると考え

ます。

こういったしわ寄せが、先ほどの反対討論の中にも言われましたように、町の財政のほうへ来ておることは明らかで、県へ支払う国保事業費納付金を賄うために、町で設定する税率においては、町独自の基金財源などを充てるなどして、住民の方々への税率の上昇を極力抑えております。

徴収に当たっても個別相談、納税相談、滞納整理など、大変な関係部署にはご苦勞をいただいているわけであります。この予算は、こういった方々の苦心惨憺のたまものと考え、以上をもって、議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成討論といたします。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の質問を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番（朝倉君） 私は、議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、企業等に勤めている方が加入する職域保険と並び、国民皆保険の一翼を担う地域保険として、加入されている地域住民の皆様が安心をして医療を受けることができるだけでなく、当町において加入者の健康を守るため、特定健診や特定保健指導など、保健事業に積極的に取り組まれております。平成30年度の町の国保加入者の1人当たり医療費は36万4,867円で、前年度比2万1,120円の大幅な減少となっております。県内市町村において、高いほうから12位であった順位も34位と大きく改善をしたところであります。

しかしながら、市町村国保は、加入者の高齢化に伴う医療費の増大など、長らくその財政運営が大変大きな懸案となっております。こうした状況の中、平成30年度、国保制度の大改革により、都道府県単位での財政運営へと仕組みが変わり、財政基盤の安定化が図られてきたところであります。医療に係る保険給付費等は、全額県から交付され、町ではその原資となる納付金を納める制度に移行いたしました。

さて、令和2年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は、医療給付費等が減少傾向にあることを受け、前年度より9,241万9千円減の14億3,929万8千円が計上されております。

まず、歳入のうち、財源と柱となる国民健康保険税に関しましては、去る11日の本会議において、国民健康保険税条例が可決され、令和2年度の税率が決定をされました。制度改革以来、3年連続の改定になりましたが、将来的な県下統一の保険料に備え、国保基金を活用した独自の激変緩和措置も講じながら、最小限の改定にとどめていただいております。

特に、令和2年度の税率改正にあたりましては、昨年10月の消費税の引き上げによる負担増なども考慮して、全体の改正率は1.76%増と、一昨年の2.07%増、昨年の3.4%増に

比べても、低い引き上げ率に抑えられております。

さらには、国保加入世帯の半数近くを占める所得が100万円未満の世帯においては、0.65%マイナス改定と試算されているところで、所得の低い方にはきめ細かな配慮がなされていると考えております。

県が取りまとめた速報値によりますと、平成30年度、当町の国保加入者1世帯当たりの現年分調定額は14万4,011円で、77市町村中、高いほうから43位と、医療費水準を考えると大変低く抑えられていると思うところであります。また、徴収に関しては、厳しい状況が続く中、高い収納率を維持しており、滞納繰越額も年々減少するなど、大変なご努力をいただいているところでございます。

一方、歳出であります。全体の7割を占める保険給付の予算額が、全体で10億4,360万円と、前年度より4.8%の減少でありました。保険給付費は、県に納める納付金に大きく影響しておりますので、引き続き減少が図られるよう健康づくりに向けた保健事業をさらに充実されるなど、医療費の適正化に向けた取り組みをお願いするところであります。

国民健康保険は、加入者が年々減少している状況とはいえ、なくてはならない制度であります。医療費の適正化による給付の抑制とともに、適切な保険税の賦課徴収による安定的な制度運営をお願いいたしまして、議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、私の賛成討論といたします。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（西沢さん） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4「議案第14号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（西沢さん） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（滝沢君） では、坂城町下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第14号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、3月13日の委員会において説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

- 下水道受益者負担金滞納者の内訳は。
 - △ 現年度未納者が23人。滞納繰越分未納者は、62人。最高額は129万3千円で、期間最長は平成13年度からである。
- 下水道使用料予算額の内訳と滞納者数の内訳は。
 - △ 接続見込み人口を前年度より200人増の9,700人と見込み、270万円の増とした。現年度未納者数173人、滞納繰越分滞納者数94人、最高額は501万円で、期間最長は平成18年度からである。
- 下水道施設移設工事負担金の内容は。
 - △ 坂城インター先線工事に伴い、既設の下水道管路が沈下するため、移設工事に係る県の負担金である。
- 公益企業会計適用債の内容と、充当率は。
 - △ 人口3万未満の団体は、令和6年度から法適用となり移行準備業務の起債となる事業費に対する充当率は100%である。
- 検針委託業務の内容と件数は。
 - △ 井戸水の利用者や個人で減メーターをつけているなど特殊な方に対して、個別に検針依頼をしている。件数は、440件である。
- 起債残高と返済のピークは。
 - △ 令和2年度で57億5千万円である。令和4年が返済のピークとなる。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） 審議の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時56分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第5「議案第15号 令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る、3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第

15号「令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月12日の委員会において説明員として、福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告します。

<歳入>

- 滞納繰越分の対象者と、介護保険料滞納者に対する給付の制限はあるか。
- △ 2月末現在で58名である。滞納期間により給付制限があるが、これまでに制限に該当した事例はない。
- 過年度滞納者の徴収見込みと、最近の滞納者数の推移はどうか。
- △ 介護保険と国保の両方に滞納がある場合は、国保を優先して納付してもらっているが、介護保険料の納付も促すなかで徴収に努めている。今年度2月末の滞納者数は57名であり、昨年度比べても数の変化はあまりない。

<歳出>

- 広域連合の介護認定審査会への負担金468万円の内訳と負担率は。
- △ 均等割が10%で147万円、件数割が90%で321万円である。件数割は平成30年度の審査件数実績から算定される。
- 居宅介護福祉用具購入費と住宅改修費は何件分を見込んでいるか。
- △ 福祉用具については50件、住宅改修は35件程度見込んでいる。
- 介護認定調査について、調査の項目や基準は変わったのか。
- △ 項目や基準は変わっていない。調査の際は、家族立ち会いで様子を確認したり、ケアマネ等にも話を聞くなど状況を正確に把握するようにしている。
- 審査会では何を行っているか。
- △ 調査員が調査・作成した調査票及び医師の意見書をもとに、介護度を判定するための審査を行い、疑義がある場合は町に照会がくる。

市町村によって判定にばらつきが生じないように、長野広域で9市町村の審査を行っている。

- 予算を決める際、介護全体で予防にかける予算は全体の何割とか決まっているか。
- △ 法定の給付分があるため、予算の段階で割合を決めることはできない。
- 介護認定を受けている方でも状態が変われば随時再調査を受けることはできるか。
- △ 申請により再度調査を行い、新たに認定を受けることができる。
- 徘徊高齢者検索システムの内容は。
- △ 徘徊頻度が多い方の家族に対し、位置を検索できる検索機器を貸し出すもので、現在1台を貸し出している。
- 高齢者訪問指導事業の内容は。

- △ 事業は社協に委託しており、保健師等の専門職が高齢者のお宅を訪問し、健康指導を行う。
- 地域支援事業を行っているグループの数は。
- △ 地域住民グループは、現在14グループがある。

以上、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第15号「令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第16号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る、3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第16号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月12日の委員会において説明員として、福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

<歳入>

- 窓口負担が3割の人の割合と3割負担になる要件は。
- △ 2月末現在、被保険者数2,945人のうち、3割負担は177名（6%）で、市町村民税課税標準額が145万円以上の場合、原則3割となる。
- 特別徴収と普通徴収の比率は。
- △ 特別徴収は68%、普通徴収は32%である。
- 国保から後期になると普通徴収になるのはどうしてか。
- △ 別の医療保険のため年金からの天引き情報は引き継ぐことができず、後期になる前に特別徴収であった方も、加入時は普通徴収となり、半年から1年後に特別徴収になる。
- 特別徴収になるには、本人から届出が必要であるか。
- △ 届出は必要なく、自動的に特別徴収にかわる。特別徴収を希望しない場合は、申し出をすることで普通徴収が継続される。
- 過年度分の滞納者は。そして、またペナルティーはあるのか。
- △ 過年度分の滞納者はいない。滞納が長期になると短期証となる。

<歳出>

- △ 後期は基金の項目がないが必要ないのか。

○ 後期は県の広域連合が運営しているため、県の広域連合の特別会計で基金が設置されている。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第16号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） 次に追加日程に入ります。追加日程第1「選第1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」から追加日程第10「発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について」までの10件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 私からは、議案第17号から第24号までご説明申し上げます。

まず、議案第17号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和元年度の県人事委員会勧告に基づく県の一般職の給与改定を踏まえ、町の一般職につきまして、県の制度に準じて給与改定を行うため、条例の改正をするものであります。

改正の内容といたしましては、給料表を改定し、若年層の給料月額につきまして100円から2千円の引き上げを行います。

また、住居を借り受け、家賃を支払っている職員に対して支給する住居手当につきましても、下限額及び上限額等の見直しを行い、おおむね月額700円引き上げることといたします。

なお、給料表の改定につきましては、平成31年4月1日から、住居手当の改定につきましては、令和2年4月1日から、それぞれ適用するものであります。

次に、議案第18号「坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業移動系防災行政無線整備工事変更請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、令和元年9月定例会において、工事請負契約の締結について議決をいただいた、移動系防災行政無線整備工事の変更に関わるものであり、今回の変更は、工事期間の延長によるものでございます。

工事期間につきましては、防災行政無線の基地局及び統制局等の基幹部分の整備工事は3月末で完了となるものの、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、中国からの部品調達が遅延し、携帯局82台のうちの50台の製造に時間を要するため、工期を令和2年7月31日ま

で延長するものでございます。

次に、議案第19号「令和元年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事変更請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、令和元年12月定例会において、工事請負契約の締結について議決をいただいた、昭和橋の橋梁災害復旧工事の変更に関わるものでございます。

今回の変更は、工事請負費の減額及び工事期間の延長によるものでございます。

工事費につきましては、当初、千曲川河川内の工事用車両通行道路の整備にあたり、河川内が土砂のため、砂利を敷く設計でありましたが、河川内の玉石まじり土砂の状態が非常によく、敷砂利が不要となったことから、工事費の減額を行うものであります。

変更前の請負金額は、6,292万円で、変更後の請負金額は、5,956万5千円で、335万5千円の減額でございます。

また、工事期間につきましては、橋脚周囲の根固めブロックの設置工事は3月末で工事完了となるものの、千曲川河川の水廻し及び工事用道路等の仮設工事で設置いたしました、大型土のうの撤去及び整地等の原形復旧工事に時間を要するため、千曲川河川事務所と協議を行い、工期を令和2年5月29日まで延長するものでございます。

続きまして、議案第20号「令和元年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,824万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を69億5,865万8千円とするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、固定資産税など町税全体で1,260万円、基金利子などの財産収入1,010万3千円、ふるさと寄附金などの寄附金1,885万円をそれぞれ増額し、保育負担金などの分担金及び負担金249万5千円、緊急防災・減災事業債などの町債2,830万円、財政調整基金繰入金などの繰入金6,805万7千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出の主な内容につきましては、文化センター駐車場等に係る用地取得費3,552万6千円、ふるさとまちづくり基金積立金1,733万円、ふるさと寄附金に係る返礼品等の経費593万3千円、障がい者の法定サービスに係る介護・訓練等給付費1,090万円をそれぞれ増額し、介護保険特別会計繰出金684万7千円、後期高齢者医療給付費負担金等992万6千円、プレミアム付き商品券発行等に係る事業費860万7千円、鉄の展示館空調整備更新に係る工事費1,100万円、移動系の防災行政無線整備に係る工事費3万円をそれぞれ減額するとともに、県人事委員会勧告に対応した給与改定などに伴う人件費の調整、並びに、歳入歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正でございます。

また、繰越明許費といたしまして、老人福祉一般経費、農業振興一般経費、農道等基盤整備町

単事業、プレミアム付き商品券事業、道路改良事業A01号線、道路改良事業（舗装修繕）、橋梁修繕事業、高速交通対策一般経費、消防施設一般経費、体育施設整備事業、農地災害復旧事業、道路等災害復旧事業、道路橋梁災害復旧事業、消防施設災害復旧事業等につきまして、令和2年度に事業繰越するものでございます。

次に、議案第21号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,565万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億2,936万6千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入の主な内容につきましては、一般会計繰入金303万2千円を増額し、国庫支出金152万9千円、県支出金681万9千円、基金繰入金1,034万円を減額するものでございます。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費1,003万7千円、保健事業費318万8千円を減額するものでございます。

次に、議案第22号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,807万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億6,544万4千円とするものであります。

今回の補正は、下水道事業の精算と合わせて、繰越明許費を計上するものでございます。

歳入の主な内容につきましては、災害復旧事業債を110万円、維持管理負担金返還金を826万5千円増額し、下水道事業債を8,640万円減額するものでございます。

歳出の主な内容につきましては、災害復旧事業費を116万5千円増額し、一般管理費を411万1千円、公共下水道事業費を5,889万4千円、流域下水道事業費を843万8千円、公債費を252万1千円を減額するものでございます。

令和元年度は、南条地区において12工区で管渠工事を施工しておりますが、令和元年東日本台風の影響に伴い、上水道移設補償工事の移設時期の工程調整が生じ、やむを得ず工事が年度内に終了しない工区につきまして、繰越明許費を計上するものでございます。

次に、議案第23号「令和元年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,133万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億7,344万円とするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、保険料600万円を増額し、国庫支出金975万8千円、支払基金交付金1,352万5千円、県支出金682万1千円、一般会計繰出金684万7千円を減額するものでございます。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費 3, 924 万 1 千円、地域支援事業費 1, 116 万 3 千円を減額し、基金積立金 1, 935 万 4 千円を増額するものでございます。

最後に、議案第 24 号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 426 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 2, 075 万 8 千円とするものであります。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料 372 万 4 千円、繰入金 74 万 5 千円を増額し、還付金に係る諸収入 20 万 5 千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 451 万 1 千円を増額し、総務費 3 万 7 千円、被保険者への還付金 20 万 5 千円を減額するものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 次に、趣旨説明を求めます。

14 番（大森君） 私からは、発委第 1 号につきまして、趣旨説明を行います。発委第 1 号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

日本の医師数は、経済開発協力機構（OECD）加盟国平均で、人口 1 千人当たり 3.5 人に対し、2.4 人と極めて少なく、また、週 60 時間以上働く割合は、職種別で医師が最も高くなっている。特に救急や産科では、勤務医の 1 カ月の時間外労働時間が平均 80 から 90 時間を超え、当直を含む 32 時間連続勤務が強いられている。

ところが、政府の「骨太方針 2018」では、2022 年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出された。しかし、医師の養成定員を減らしてしまうと、医師の長時間労働の改善につながらないばかりか、深刻な医師不足が続く地域医療にも大きな影響を与えることが危惧される。

住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き、医師数を増やすことを強く求めるものである。

記

1. 2022 年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数を OECD 平均以上の水準にふやすこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。ここで、議案調査のため、10 分間休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 02 分～再開 午後 2 時 12 分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎追加日程第1「選第1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」

議長（西沢さん） 令和2年3月31日をもって任期が満了する坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にいたしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

坂城町選挙管理委員に田中徳一君、堀内憲治君、小宮山菜奈子さん、北澤三男君の4氏を同補
充員として第1順位岩野幸夫君、第2順位中村耕一君、第3順位荒井洋子さん、第4順位滝澤毅
彦君の4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方々を、坂城町選挙管理委員及び同補充
員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、田中徳一君、堀内憲治君、小宮山菜奈子さん、北澤三男
君を選挙管理委員に、また、補充員として第1順位岩野幸夫君、第2順位中村耕一君、第3順位
荒井洋子さん、第4順位滝澤毅彦君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

◎追加日程第2「議案第17号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「議案第18号 坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業移動系防災行政無線整備工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「議案第19号 令和元年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「議案第20号 令和元年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

12番（塩野入君） まず10ページであります。

款15財産収入項2財産売払収入目1不動産売払収入ですが、土地売払収入264万7千円。どこのどういう土地を売ったのかその内容をお聞きをいたします。

それから、43ページであります。款7商工費項1商工費目2商工振興費であります。19001プレミアム商品券の補助金ですが、これ、実績はどのぐらいか、それから、全体のこの割合、それが子育て部分と非課税部分があると思うんですが、それぞれ別にお聞きをいたします。

それから、56ページ。款10教育費項4社会教育費目1社会教育総務費の17001用地代3,552万6千円ですが、これどこの土地がどのぐらいでしょうか。それから、あと単価どのぐらいですか。お聞きをします。

以上です。

まち創生推進室長（柳澤君） 予算書10ページ、財産収入の土地売払収入についてご説明を申し上げます。

土地売払の内容につきましては、案件として2つありまして、一つは用悪水路の払い下げ、もう一つは赤線の払い下げという形になっております。

商工農林課長（大井君） 予算書の43ページ、プレミアム付商品券の概要についてご答弁を申し上げます。

プレミアム商品券につきましては、令和元年度の住民税非課税の方、それから、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子育て、子どものいる世帯の2パターンがございますけれども、そのうち、まず令和元年度の住民税非課税の方の状況でございますけれども、対象は2,616名おいでになりました。そのうち、商品券の購入のために、商品券の引換券の申請をされた方が882名、そのうち、購入をされた方が731名、購入された方の割合としては、27.4%ございました。

続きまして、子育て、子どものいる世帯でございますけれども、対象が276人おいでになりまして、購入された方が149名、54%という購入割合でございました。

教育文化課長（堀内君） 56ページ、社会教育総務一般経費用地代3,552万6千円についてお答えいたします。

現在、坂城町土地開発公社所有しております文化センター体育館東側、コンビニエンスストアの南側にあります用地、面積2,157平方メートル、平米単価1万6,470円につきまして、文化センター駐車場用地として町が買い戻すものでございます。

12番（塩野入君） 今これ、用悪水路と赤線ということですが、それぞれ面積とか単価は、多分、町の基準で買ってるんかと思えますけども、その辺のところをお聞きしたいと思えます。

これが、最終ってどうか、3月の補正で出てきていますが、この補正で出たっていう経過は何でしょう。その辺をお聞きをします。

それから、プレミアム商品券であります、今、片方54%、片方は27.4%ということですが、これ、どう分析しているのか、ちょっと少ないですが、その辺どうでしょうかということと、それから、繰越明許費で187万5千円出ていますが、その内容をお聞きをしたいと思えます。

それから、文化センターの用地であります、公社から買い戻したということですが、これからどう利用していく、駐車場か何かにするんでしょうか。その辺のこれらの対応っていうんですかね、利用方法をお聞きをします。

以上です。

まち創生推進室長（柳澤君） 財産収入の内容でありますけれども、面積、まず用悪水路から申し上げます。用悪水路につきましては、95平米、赤線につきましては112平米という形になります。単価につきましては、いずれも固定資産税評価額を基準に算出をいたしました。

あと、今回の補正に上程させていただいた経過につきましては、いずれも年度後半買い取りの申し出がございまして、今回の補正に上程させていただいた形になっております。

平米単価につきましては、用悪水路につきましては1万1,264円、赤線につきましては1万4,080円という形になっております。

商工農林課長（大井君） プレミアム商品券のご質問に再度お答えをいたします。

まず、購入の割合でございますけれども、私どもといたしましては、広報さかきに6月から連続して12月号まで掲載をしております。また、販売の終了となります2月から3月にかけても掲載をいたしました。また、全戸配布のチラシを4月、9月、10月に全戸配布に入れて配布してございます。また、回覧を行ったり、防災行政無線等を利用して周知を図ってきたところでございますけれども、結果としてこういうような状況になってしまったというようなことで考えております。

それから、繰越の内容でございますけれども、事業について、ある程度この3月で精査をして、この3月31日までプレミアム商品券を利用して購入ができますので、その精算が4月以降になってまいります。そこにかかる経費といたしまして、プレミアム商品券の換金事務手数料、それから、プレミアム商品券のプレミアム分、2万円で2万5千円分の商品券が購入できます、5千円分のプレミアム分、その4月以降かかる経費を繰り越したものでございます。合計で、187万5千円となります。

教育文化課長（堀内君） 買い戻しをいたします用地について、どう利用していくのかどうかといったご質問についてお答えいたします。

引き続き、文化センター駐車場として利用してまいりたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「議案第21号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「議案第22号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第8「議案第23号 令和元年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第9「議案第24号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第10「発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第11「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（西沢さん） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の

申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長(西沢さん) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長(山村君) 令和2年第1回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

3月2日に開会されました本定例会は、本日までの18日間の長きにわたりご審議をいただきました。

提案いたしました人事案件、条例の一部改正、令和2年度の一般会計・特別会計予算、さらに追加議案をお願いいたしました条例の一部改正、工事の変更請負契約の締結、令和元年度一般会計・特別会計の補正予算など、全ての議案に対しまして原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、中国湖北省武漢市にて端を発しました新型コロナウイルス感染症は、いまや世界各国に拡大し、特に現在は、ヨーロッパ各国において急速に感染が拡大しており、死亡者も多数にのぼるなど対策が急がれる状況になっております。WHOでも去る3月11日「新型コロナウイルスは「パンデミック(世界的大流行)」と言える」との見解を示したところで、私たちの日常生活はもとより、世界経済や、生産活動、観光、教育などあらゆる分野への広範な影響が大変危惧されております。

こうした状況下、13日国会では、新型コロナウイルス感染症を法の対象として追加する「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が可決・成立し、14日に施行されました。これを受け、今後、国・県・市町村では、それぞれの行動計画に基づき対策・対応を図っていくこととなります。

町では、16日に対策本部会議を開催し、国や県の動向を注視し、連携・協力しながら町民の皆様への適切な情報提供に努めるとともに、引き続き感染拡大の防止に向けた取り組みをお願いしていくことを確認いたしました。

各種イベントや行事の中止、延期など町民の皆様には、ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、

何とぞご理解を賜りますとともに、外出後の徹底した手洗いや発熱等の症状がある場合には、外出を控えていただくなど一層の感染予防対策をとっていただくよう改めてお願い申し上げます。

この間、教育委員会におきまして、一斉臨時休業中の小学校児童には、各担任より電話連絡や家庭訪問にて確認するとともに、2日間の自由登校日を設け、図書室の本の貸出しなどの対応をいたしました。中学校では、入試を控えた生徒等からの相談に対し個別対応するほか、入試前日には、3学年職員による「入試応援メール」により受験生の健闘を祈ったところでございます。

また、児童館利用につきましては、私も訪問いたしました。学校支援員も加わり、環境面、衛生面で配慮して運営に努めているところでございます。

卒業式は、当初予定のとおり、中学校が3月17日（火）、小学校が18日（水）に実施されました。

参加者は、卒業生とその保護者、来賓には、町議会、PTA代表の3名のみとし、規模縮小を図るとともに、開催時間も短縮するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めた卒業式となりました。

卒業する児童生徒の皆さんは、真っ直ぐ前を向いて入場し、卒業証書授与は代表者のみでありましたが、一人一人担任教諭から名前を呼ばれ、大きな返事をして応えていただきました。卒業生それぞれが、次のステップで大きく成長していただくことを願うところでございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は、地域住民生活への影響にとどまらず、企業などの経済活動にも大きな影響を与えております。

政府は、緊急対応策として2月に感染対策や、水際対策、中小企業対策などを打ち出し、その後、今月6日に第2弾として企業などの資金繰りに関する緩和措置を行い、セーフティネット保証の4号、5号認定の拡大を行いました。さらに、13日には、5号認定の業種を再度追加し、その数は500業種を超えております。

町といたしましては、このように様々な支援策が刻々と示されてまいりますので、町内企業の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

また、この新型コロナウイルス感染防止策として3月中に予定しました新工業団地整備と、町道A09号線道路改良事業の地権者の皆様などへの第2回事業説明会は延期させていただき、田畑の作付け等の時間的な制約もありますので、個別の通知により事業の状況や今後のお願いなどについてご案内させていただきました。感染症の事態が収束に向かい次第、事業説明会が開催できればと考えております。

また、4月19日（日）に実施予定で調整を進めておりました、第21回千曲川クリーンキャンペーンにつきましても、令和元年東日本台風災害によるごみを集める河川敷内の危険性や感染症対策のため、残念ながら中止とさせていただき、次年度に実施を計画したいと思っております。

さて、まもなく令和2年度がスタートいたします。町政運営の最上位計画である「第6次長期

総合計画」や、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「公共施設の個別施設計画」、「障害者計画」などの計画策定事業、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて行うスマートエネルギー設備導入事業、ワイン文化推進事業、子育て支援や高齢者、障がい者に係る福祉施策、あるいは産業振興の各事業や教育施策、その他各分野の施策展開を進め、自律と協働のまちづくりに取り組んでまいります。

あわせて、先ほど補正予算にて繰越明許など議決をいただきました災害復旧事業等につきましても、早期の事業完了を図ってまいります。

鼠橋運動公園及び坂城町上五明の運動公園の復旧工事は、両工区とも仕上げの段階で、4月から皆様にご利用いただけるよう工事を進めます。

また、埴科用水につきましては、この23日に取水を再開することとなりました。六ヶ郷用水に加え、埴科用水の仮復旧で、町の主要用水の取水にめどが立ち、現在実施しております農地の復旧作業も、農作物の作付けの時期が迫ってまいりますので、4月中の完了を目指して作業を実施してまいります。

さて、この23日（月）には、坂城町消防団任命式の規模を縮小して行います。「自分たちの地域は自分たちで守る」との消防精神のもと、新たな本部及び分団長等の幹部、新入団員の皆様を迎え、任命辞令が交付されます。新体制のもと、町民の安心・安全な生活を守るため、ご活躍を期待するところであります。

また、4月4日（土）には、小中学校の入学式が行われます。現在のところ、卒業式と同様に、規模の縮小・時間短縮を図り開催の予定でございますが、希望を抱く新入生を祝福したいと思います。

また、鉄の展示館では、4月1日から6月7日まで、特別展「知将！光秀の頃の日本刀と武者絵展」を開催の予定でございますので、ご覧いただきたいと存じます。

また、4月6日からは、春の全国交通安全運動が、また、4月21日からは春の地域安全運動が実施されます。町民の皆様におかれましては、交通事故や犯罪にあわないよう、また、巻き込まれることのないよう、より一層のご注意をいただきますようお願い申し上げます。

この冬は、積雪もほとんどなく暖冬が続き、ここ数日は日中寒さも和らぎ、まもなく本格的な春の到来かと存じます。

新型コロナウイルス感染症の早期終息を願うとともに、議員の皆様におかれまして、健康にご留意され、新年度を迎えていただくことをお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（西沢さん） これにて令和2年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 大日向 進 也

坂城町議会議員 栗 田 隆

坂城町議会議員 玉 川 清 史

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1	<p>1. これからの坂城町の教育について</p> <p>イ. 町内3小学校の新入学予定者総数は104名である この現状について</p> <p>ロ. 「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンについて</p> <p>ハ. 「グローバルな子どもの育成」について</p> <p>ニ. 幼・保－小学校－中学校－高校の連携について</p> <p>2. プラスチック容器包装の分別収集について</p> <p>イ. 分別収集を続ける意味はあるのか</p>	7 番 栗 田 隆	町 教 育 長 住 民 環 境 課 長
2	<p>1. 令和元年東日本台風災害復旧と取り組みについて</p> <p>イ. 災害復旧工事について</p> <p>ロ. 千曲川河川内施設復旧工事について</p> <p>ハ. 今後の検討課題について</p> <p>2. 町道整備について</p> <p>イ. A01号線拡幅工事促進を</p> <p>ロ. 安全に通行できる取り組みを</p>	9 番 滝 沢 幸 映	町 教 育 長 総 務 課 長 住 民 環 境 課 長 福 祉 健 康 課 長 建 設 課 長 教 育 文 化 課 長
3	<p>1. 子ども達の豊かな心と体を育むために</p> <p>イ. 自然を生かした保育の実現に向けて</p> <p>2. 新型コロナウイルスについて</p> <p>イ. 学校休校時の児童・生徒への対応について</p> <p>ロ. 児童館の体制について</p>	3 番 山 城 峻 一	町 教 育 長 教 育 文 化 課 長 子 ども 支 援 室 長
4	<p>1. 地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町について</p> <p>イ. 坂城町人口ビジョンについて</p> <p>ロ. まち・ひと・しごと創生総合戦略について</p>	6 番 大 日 向 進 也	町 教 育 長 企 画 政 策 課 長
5	<p>1. 令和2年度事業計画について</p> <p>イ. 主要事業の位置づけ</p> <p>ロ. 計画行政について</p> <p>ハ. 重点プロジェクトについて</p> <p>2. 令和元年台風19号災害復旧について</p> <p>イ. 災害復旧の現状と課題は</p> <p>ロ. 防災対策について</p>	12番 塩 野 入 猛	町 教 育 長 総 務 課 長 企 画 政 策 課 長 住 民 環 境 課 長 福 祉 健 康 課 長 商 工 農 林 課 長 建 設 課 長 教 育 文 化 課 長
6	<p>1. 台風19号に関する検証作業について</p> <p>イ. 検証会議について</p> <p>ロ. 検証内容について</p> <p>2. 避難情報について</p> <p>イ. 2019年8月の「広報さかき」について</p> <p>ロ. 避難情報の周知について</p>	2 番 小 宮 山 定 彦	町 総 務 課 長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
7	1. 内水氾濫について イ. 町内の一級河川、農業用水における内水氾濫の状況は ロ. 減災対策及び恒久対策は 2. 土地利用について イ. インフラ整備が始まる中で今後の町の発展をするための土地利用についての考えは ロ. 長期総合計画策定にあたっての土地利用の位置づけは 3. 新型コロナウイルス対策について イ. 町の経済対策について	10番 朝倉国勝	町 長 商工農林課長 建設課長
8	1. 新型コロナウイルスについて イ. 町の対応策は ロ. 事業所への支援について 2. さかき千曲川バラ公園について イ. 駐車場について ロ. ばら祭りについて 3. 景観について イ. 屋外広告物について	5番 中島新一	町 長 教 育 長 福祉健康課長 商工農林課長 建設課長
9	1. 町道の安全対策について イ. 横断歩道の設置について 2. 子宮頸がん予防ワクチンについて イ. 情報の周知について 3. 町の顔・駅について イ. トイレのリニューアルについて ロ. テクノさかき駅について	11番 吉川まゆみ	町 長 住民環境課長 建設課長 保健センター所長
10	1. スマートタウンについて イ. スマートエネルギーの補助金は ロ. 今後の取り組みは 2. 名誉町民について イ. 3人の推挙を 3. 新工業団地について イ. 進捗状況は ロ. 予約状況は ハ. 今後の取り組みは	13番 中嶋 登	町 長 総 務 課 長 商工農林課長
11	1. 新型コロナウイルス対策は イ. 小中学校の一斉休校の対応について ロ. 児童館の対応は ハ. 町民への対応は 2. スマートタウン構想について イ. どんなまちづくりになるのか ロ. 「気候非常事態宣言」を 3. 加齢性難聴者の補聴器購入補助制度を イ. 補聴器購入に助成を	14番 大森茂彦	町 長 教 育 長 企画政策課長 福祉健康課長 教育文化課長 保健センター所長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1 2	1. 商工業の振興について イ. 町内企業の状況と町の支援について ロ. 小規模企業振興基本条例の制定を 2. 町単補助工事について イ. 工事個所の選定について ロ. 予算総額について 3. 道路の安全について イ. 事故防止について ロ. 危険なブロック塀について 4. 防災対策について イ. 19号台風を経験して	8 番 玉川清史	町 長 教 育 長 商工農林課長 建 設 課 長
1 3	1. SDG s（持続可能な開発目標）について イ. SDG sの達成に向けた取り組みについ て 2. 教育について イ. 学びの改革について ロ. 子ども支援室について ハ. 生涯スポーツ推進について	4 番 祢津明子	町 長 教 育 長 教育文化課長 子ども支援室長

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

日本の医師数は、経済開発協力機構（OECD）加盟国平均で、人口1,000人当たり3.5人に対し、2.4人と極めて少なく、また、週60時間以上働く割合は、職種別で医師が最も高くなっている。特に救急や産科では、勤務医の1ヶ月の時間外労働時間が平均80～90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられている。

ところが、政府の「骨太の方針2018」では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出された。しかし、医師の養成定員を減らしてしまうと、医師の長時間労働の改善に繋がらないばかりか、深刻な医師不足が続く地域医療にも大きな影響を与えることが危惧される。

住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き、医師数を増やすことを強く求めるものである。

記

1. 2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 3月 日

衆議院議長 大島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿
文部科学大臣 萩生田 光 一 殿
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 殿

長野県埴科郡坂城町

議会議長 西沢 悦子